

令和6年11月定例会

長 崎 県 議 会 会 議 録

長 崎 県 議 会

令和6年11月定例会日程表（結果）

月日	曜日	内 容 等	備 考
11/26	火	本会議 （議案上程） 開会、会期決定、会議録署名議員指名、議長報告、予算決算委員会委員長報告（認定第1号乃至認定第3号）、質疑・討論、採決、総務委員会委員長報告（大石知事の政治資金等に関する集中審査の経過）、議案一括上程（第93号議案乃至第116号議案及び報告第17号）、知事議案説明、第115号議案及び第116号議案委員会付託省略、採決、意見書上程、採決、散会 常任委員会〔総務、文教厚生、観光生活建設、農水経済〕	質問通告締切
27	水	（議案調査）	
28	木	（議案調査）	質問通告内容事前調整期限
29	金	（議案調査）	請願受付締切
30	土		
12/1	日		
2	月	本会議 （開議、一般質問、散会）	
3	火	本会議 （開議、一般質問、散会）	陳情受付締切
4	水	本会議 （開議、意見書上程、説明、採決、一般質問、議案・請願委員会付託、散会）	会派・議員提出決議案等締切
5	木	（議案調査）	
6	金	（議案調査）	
7	土		
8	日		
9	月	議会運営委員会 常任委員会・予算決算委員会（分科会） 〔総務、文教厚生、観光生活建設、農水経済〕	
10	火	常任委員会・予算決算委員会（分科会） 〔総務、文教厚生、観光生活建設、農水経済〕	
11	水	常任委員会・予算決算委員会（分科会） 〔総務、文教厚生、観光生活建設、農水経済〕	
12	木	常任委員会・予算決算委員会（分科会） 〔総務、観光生活建設〕	
13	金		
14	土		
15	日		
16	月	成長産業・県土強靱化対策特別委員会 観光・I R・新幹線対策特別委員会 （議事整理）	
17	火	予算決算委員会（分科会長報告、採決） 議会運営委員会	

18	水	(議事整理)	
19	木	本会議 (追加議案上程) 開議、会期延長、第117号議案乃至第119号議案一括上程、 知事議案説明、第117号議案乃至第119号議案予算決算委員 会付託、散会 予算決算委員会 (分科会) [総務、文教厚生、観光生活建設、農水経済]	
20	金	予算決算委員会 (分科会長報告、採決) 議会運営委員会 本会議 (議案採決) 開議、委員長審査結果報告、質疑・討論、採決、第7号請 願・第8号請願、意見書上程、採決、発議第213号上程、採 決、議員派遣第102号上程、採決、動議提出、質疑・討論、 採決、議会閉会中委員会付託事件の採決、知事あいさつ、 議長あいさつ、閉会	

(会期 25日間)

目 次

第1日目（11月26日）本会議（議案上程）

一、議事日程	1
一、出席議員	2
一、説明のため出席した者	2
一、開 会	3
一、三笠宮崇仁親王妃百合子殿下・薨去の件	3
一、会期の決定	3
一、会議録署名議員指名	3
一、議長報告（全国都道府県議会議長会より、永年勤続功労者表彰及び長崎県議会議員表彰規程により、永年勤続者表彰、並びに知事専決事項報告書等）	3
一、予算決算委員会委員長報告（認定第1号「令和5年度長崎県一般会計決算及び各特別会計決算の認定について」及び認定第2号「令和5年度長崎県交通事業会計決算の認定について」、並びに認定第3号「令和5年度長崎県流域下水道事業会計決算の認定について」）	4
一、上記・認定第1号について、質疑・討論	5
一、堀江ひとみ議員、上記・認定第1号について、反対討論	6
一、中島浩介議員、上記・認定第1号について、賛成討論	7
一、上記・認定第1号・認定	8
一、上記・認定第2号及び認定第3号・認定	8
一、総務委員会委員長報告（「大石知事の政治資金等」に関する集中審査の経過について）	8
一、議案一括上程（第93号議案乃至第116号議案及び報告第17号）	11
一、上記・知事議案説明	11
一、上記・第115号議案「長崎県教育委員会の委員の任命について議会の同意を求めることについて」・原案同意	19
一、上記・第116号議案「長崎県公安委員会の委員の任命について」・原案同意	20
一、田中愛国議員ほか44名より、「五島海域における中国軍機の領空侵犯に関する意見書案」・動議提出	20
一、溝口英美雄議員、上記・動議について、提案理由説明	20
一、上記・動議・可決	21
一、散 会	21

第2日目（11月27日）（議案調査）

第3日目（11月28日）（議案調査）

第4日目（11月29日）（議案調査）

第5日目（11月30日）

第6日目（12月 1日）

第7日目（12月 2日）本会議

一、議事日程	22
--------	----

一、出席議員	23
一、欠席議員	23
一、説明のため出席した者	23
一、開 議	24

△県政一般に対する質問

一、松本洋介議員質問	24
・知事の政治姿勢について	24
（令和7年度の長崎県の主要施策について）	24
（令和5年度の決算審査を受けての成果と課題について）	24
総務部長答弁	24
松本洋介議員質問	25
（令和7年度に向けた取組について）	25
知事答弁	25
松本洋介議員質問	25
・国の経済対策への対応について	26
（新たな経済対策として物価高への対応について）	26
知事答弁	26
松本洋介議員質問	26
（年収の壁見直しについて）	26
知事答弁	26
松本洋介議員質問	27
・平和発信の取り組みについて	27
（日本被団協の「ノーベル平和賞」受賞と被爆80年について）	27
知事答弁	27
松本洋介議員質問	27
（核兵器禁止条約について）	27
知事答弁	28
松本洋介議員質問	28
・人口減少対策について	28
（社会減対策について）	28
（移住対策の成果と要因について）	28
地域振興部長答弁	28
松本洋介議員質問	28
（県内就職の現状と今後の取り組みについて）	29
産業労働部政策監答弁	29
松本洋介議員質問	29
産業労働部政策監答弁	29
松本洋介議員質問	29

・自然減対策について	30
（出産支援について）	30
こども政策局長答弁	30
松本洋介議員質問	30
（保育士の離職防止対策について）	30
こども政策局長答弁	30
松本洋介議員質問	31
・県民所得向上対策について	31
（これまでの成果について）	31
（これまでの実績とその要因について）	31
企画部長答弁	31
松本洋介議員質問	31
・今後の取り組みについて	31
（物価高や人材不足などの影響の中でどのように県民所得向上に取り組むのか）	31
企画部長答弁	32
松本洋介議員質問	32
・九州新幹線西九州ルート整備促進について	32
（全線フル規格の整備実現について）	32
（現状における進捗状況について）	32
知事答弁	32
松本洋介議員質問	33
・雇用の創出について	33
（企業誘致の実績と今後の課題を踏まえた取り組みについて）	33
（これまでの企業誘致の実績について）	33
産業労働部長答弁	33
松本洋介議員質問	33
（今後の企業誘致における課題を踏まえた取り組みについて）	33
産業労働部長答弁	33
松本洋介議員質問	34
・事業継承に対する支援について	34
（黒字廃業の状況について）	34
産業労働部長答弁	34
松本洋介議員質問	34
（事業継承を促進する取り組みについて）	34
産業労働部長答弁	34
松本洋介議員質問	35
・教育行政について	35
（不登校の現状と対策について）	35
（校内教育支援センターの成果について）	35
教育委員会教育長答弁	35

松本洋介議員質問	35
（成果を活かす今後の取り組みについて）	35
教育委員会教育長答弁	35
松本洋介議員質問	36
・ 県立高校の今後のあり方について	36
（離島半島地域における県立高校の充足率について）	36
教育委員会教育長答弁	36
松本洋介議員質問	36
（離島半島地域における県立高校の存続について）	36
教育委員会教育長答弁	36
松本洋介議員質問	37
・ 観光行政について	37
（韓国定期便の就航について）	37
（現状における成果について）	37
文化観光国際部政策監答弁	37
松本洋介議員質問	37
（アウトバウンド対策について）	37
文化観光国際部政策監答弁	37
松本洋介議員質問	38
・ 防災行政について	38
（地域防災計画の見直しについて）	38
（能登半島地震を受けての見直し内容について）	38
危機管理部長答弁	38
松本洋介議員質問	38
（避難所等の運営対策について）	38
危機管理部長答弁	38
松本洋介議員質問	39
・ 土木行政について	39
（国土強靱化の実績について）	39
（これまでの予算額とその成果について）	39
土木部技監答弁	39
松本洋介議員質問	40
・ 人材確保対策について	40
（女性の就業に向けての取り組みについて）	40
土木部長答弁	40
松本洋介議員発言	40
一、休 憩	41
一、再 開	41
一、山本由夫議員質問	41
・ 熊本へのT SMC進出に伴う経済効果の取り込みについて	41

(産業面の取り込みについて)	41
(T SMCの熊本県進出のチャンス熊本県はどのように取り込んでいくのか) ...	41
・観光面の取り込みについて	41
(島原半島は熊本県と航路で結ばれており、訪日客を取り込みやすい環境であるが、誘客について県としての考えは)	41
・令和の市町合併の可能性について	42
(平成の合併の評価について)	42
(平成の大合併において、目的であった行財政基盤の強化と行政の効率化は達成されたのか)	42
・島原半島3市の合併について	42
(島原半島3市が合併を検討する場合の手続きと課題について)	42
・合併以外の方法による広域連携について	42
(合併以外の方法による広域連携等にはどのようなものがあるのか)	43
・島原道路について	43
(現在工事中の区間の進捗状況について)	43
(島原道路の現在工事中の区間の進捗状況について)	43
・長野 I C 付近の渋滞防止対策について	43
(長野 I C 付近の渋滞防止対策が必要不可欠と考えるが、県の考えを)	43
・小野町～長野町間の未事業区間について	43
(小野町から長野町間の整備に関する協議の状況について)	43
・農業農村整備事業について	43
(農地の基盤整備事業の実施状況と今後の計画について)	43
(島原半島における農地の基盤整備の実施状況と今後の新規地区の予定について)	44
・農業農村整備事業の予算確保について	44
(令和7年度の国の農業農村整備事業の概算要求の状況と予算確保に向けた県の取組について)	44
・島原鉄道への支援について	44
(島原鉄道活性化検討部会の状況について)	44
(島原鉄道のあり方検討の状況について)	44
・選択肢の一つである「みなし上下分離方式」の効果、課題について	44
(見なし上下分離方式を採用する場合の効果や課題について)	44
・食育の推進とこども食堂への支援について	44
(第4次食育推進計画の進捗状況と今後の取り組みについて)	44
(第4次食育推進計画の進捗状況と今後の取組について)	45
・県内のこども食堂の実態と支援体制について	45
(本県のこども食堂の数や地域分布、活動内容、県の支援体制について)	45
・地域包括ケアシステムについて	45
(充実に向けた取組状況について)	45
(地域包括ケアシステムの充実に向けてどのように取り組んでいるのか)	45

・課題への対応について	45
(地域包括ケアシステムの充実に向けた課題とその解決のためにどのように対応 するのか)	45
・看護師確保対策について	45
(島原市医師会看護学校への支援について)	45
(看護師等養成所運営費補助金の増額や、地域の実情に合わせた支援内容の見直 しが必要では)	46
・看護職員修学資金貸与について	46
(看護職員修学資金貸与の申込数と貸与数、また貸与者の卒業後の県内就職率の 状況については)	46
・県立高校の入試制度改革と魅力化について	46
(入試制度改革の周知状況について)	46
(今回の入試制度改革の周知状況について)	46
・高校の魅力向上の取り組みについて	46
(県立高校の魅力向上の取り組みの現状と今後の取り組みについて)	46
知事答弁	46
文化観光国際部政策監答弁	47
地域振興部長答弁	47
土木部長答弁	48
農林部長答弁	49
県民生活環境部長答弁	50
こども政策局長答弁	50
福祉保健部長答弁	50
教育委員会教育長答弁	51
山本由夫議員質問	52
・J A S Mには、ソニーが出資しており、今後の本格稼働とともに、諫早のソニ ーの精算も順調に推移すると見込む。諫早のソニーの仕事を県内企業が受注で きるような取組を県も進めているので、その状況について	52
産業労働部長答弁	52
山本由夫議員質問	53
・合併と定住自立圏は、どう違うのか具体的に	53
地域振興部長答弁	53
山本由夫議員質問	53
・今後、こども食堂がより良い取組となるためには、こうした関係者間並びに地 域間のネットワークづくりが重要と考えますが、県内のこども食堂のネットワ ークづくりがどの程度進んでいるか、現在の状況について	54
こども政策局長答弁	54
山本由夫議員質問	54
・こども食堂を運営する多様な主体を様々な情報に提供等ソフト面の支援をする 中間支援団体が必要ではないか	54

こども政策局長答弁	54
山本由夫議員質問	54
・地域包括ケアシステムについて	54
・島原市医師会看護学校への支援について	55
・中学生が高校を選択するポイントは何かなど、ニーズ調査を行い分析すべきと思うが、県の見解はいかがか	55
教育委員会教育長答弁	56
山本由夫議員発言	56
一、休憩	56
一、再開	56
一、石本政弘議員質問	56
・令和7年度当初予算編成について	56
(県民の安全・安心にかかる予算の確保について)	56
知事答弁	57
石本政弘議員質問	58
・鷹島海底遺跡に係る世論喚起について	58
知事答弁	58
石本政弘議員質問	59
教育委員会教育長答弁	59
石本政弘議員質問	59
文化観光国際部長答弁	59
石本政弘議員質問	60
・農業振興について	60
(畜産振興について)	60
(消費者ニーズに合った長崎和牛の生産について)	60
農林部長答弁	60
石本政弘議員質問	60
(長崎和牛の消費拡大に向けた取り組みについて)	60
農林部長答弁	60
石本政弘議員質問	61
・水田農業における所得確保について	61
農林部長答弁	61
石本政弘議員質問	62
・新規就農者の確保対策について	62
農林部長答弁	62
石本政弘議員質問	62
・水産業振興について	62
(赤潮対策について)	62
(今年度の赤潮発生及び被害の状況について)	62
水産部長答弁	62

石本政弘議員質問	63
（伊万里湾における被害に対する支援について）	63
水産部長答弁	63
石本政弘議員質問	63
（今後の被害防止対策について）	63
水産部長答弁	63
石本政弘議員質問	63
・水産物の輸出について	63
（本県水産物の輸出実績について）	63
水産部長答弁	64
石本政弘議員質問	64
（中国向け輸出再開への対応について）	64
水産部長答弁	64
石本政弘議員質問	64
・松浦火力発電所について	64
（松浦火力発電所の存続に向けた取組について）	64
産業労働部長答弁	65
石本政弘議員質問	65
（松浦火力発電所の脱炭素化に向けた取組について）	65
産業労働部長答弁	66
石本政弘議員質問	66
・地域医療について	66
（地域の医療を守る医師の偏在及び格差是正に向けた取組について）	66
福祉保健部長答弁	67
石本政弘議員質問	67
福祉保健部長答弁	67
石本政弘議員質問	67
（地域医療提供体制の確保に向けた取組について）	67
福祉保健部長答弁	67
石本政弘議員質問	68
・知事の政治姿勢について	68
（総務委員会集中審査の結果について）	68
知事答弁	68
石本政弘議員質問	69
知事答弁	69
石本政弘議員質問	69
知事答弁	69
石本政弘議員質問	70
知事答弁	70
一、休 憩	70

一、再　　開	70
一、深堀ひろし議員質問	71
・知事の政治姿勢について	71
（人口減少に対する課題認識）	71
（まち・ひと・しごと創生総合戦略10年間の実績について）	71
知事答弁	71
深堀ひろし議員質問	72
企画部長答弁	72
深堀ひろし議員質問	72
企画部長答弁	73
深堀ひろし議員質問	73
企画部長答弁	73
深堀ひろし議員質問	73
知事答弁	73
深堀ひろし議員質問	74
（人口減少（社会減）の要因分析）	74
県民生活環境部長答弁	74
深堀ひろし議員質問	74
県民生活環境部長答弁	74
深堀ひろし議員質問	75
産業労働部長答弁	75
深堀ひろし議員質問	75
企画部長答弁	76
深堀ひろし議員質問	76
産業労働部政策監答弁	76
深堀ひろし議員質問	77
（生産年齢人口の減少に対する危機意識）	77
県民生活環境部長答弁	77
深堀ひろし議員質問	77
知事答弁	77
深堀ひろし議員質問	78
総務部長答弁	78
教育委員会教育長答弁	79
深堀ひろし議員質問	79
・本県の財政状況の確認	79
（財政力指数の全国比較）	79
総務部長答弁	80
深堀ひろし議員質問	80
総務部長答弁	80
深堀ひろし議員質問	80

（地方税収入の状況・分析）	80
総務部長答弁	80
深堀ひろし議員質問	81
総務部長答弁	81
深堀ひろし議員質問	81
総務部長答弁	81
深堀ひろし議員質問	81
知事答弁	82
深堀ひろし議員質問	82
・医療や保育、教育施策の自治体間格差についての見解	83
知事答弁	84
深堀ひろし議員質問	84
知事答弁	84
深堀ひろし議員質問	85
・スマートシュリンクについて	85
（スマートシュリンクについての所感）	85
知事答弁	85
深堀ひろし議員発言	85
一、散 会	86
第8日目（12月 3日） 本会議	
一、議事日程	87
一、出席議員	88
一、欠席議員	88
一、説明のため出席した者	88
一、開 議	89
 △県政一般に対する質問	
一、山下博史議員質問	89
・石木ダム建設事業について	89
（川原地区にお住まいの皆様との話合いについて、膠着状態を打開すべく、具体的に行動すべきと考えるが、見解を）	90
・九州新幹線西九州ルートについて	90
（平成4年11月の基本的考え方について）	90
（平成4年11月の基本的考え方に関する県の見解は）	90
・佐世保線の輸送改善について	90
（佐世保線について、基本的考え方に基づき、県はどのように取り組まれるのか）	90
・防衛関連産業の振興について	90
（造船関連企業の支援について）	90
（防衛関連市場の需要獲得に向け、県はこれまで、造船関連企業をどのように支	

援してきたのか)	91
・造船関連以外の需要獲得について	91
(造船関連以外の分野において、具体的な取組があれば伺いたい)	91
・松浦鉄道への支援について	91
(あり方検討について)	91
(今後の松浦鉄道のあり方に関する議論の進め方について)	92
・長崎県近海の地震リスクについて	92
(地震リスクの調査について)	92
(県では、地震アセスメント調査を実施すると聞いているが、どの程度進んでいるのか)	92
・県民への啓発について	92
(高台避難などの注意喚起にどのように取り組むのか)	92
・国際航空路線について	93
(本県では香港線が就航していた経緯も踏まえると、香港からの国際航空路線の再開に向けて取り組むべきと思うが、県の考えは)	93
・持続可能な医療提供体制について	93
(高齢化・人口減少社会における持続可能な医療提供体制の構築に向けて、どのように取り組んでいくのか)	93
・土木行政について	93
(建設業のD Xについて)	93
(県における建設D Xの取組状況について)	94
・都市計画道路春日瀬戸越線の進捗状況について	94
(都市計画道路春日瀬戸越線の現在の進捗状況)	94
・生成A I の活用について	94
(県庁内における生成A I の活用状況と安全対策について)	94
(生成A I の活用状況と、安全対策をどう講じているのか)	94
・農林行政について	94
(長崎和牛の消費拡大について)	94
(長崎和牛の消費拡大に向けた取組状況と、今後どのように取り組まれるのか)	95
・教育行政について	95
(高校におけるグローバル教育について)	95
(グローバル社会に適応した人材を育成するため、グローバル教育にどのように取り組んでいくのか)	95
知事答弁	95
地域振興部長答弁	95
産業労働部長答弁	96
危機管理部長答弁	97
文化観光国際部政策監答弁	98
福祉保健部長答弁	98
土木部長答弁	98

総務部長答弁	99
農林部長答弁	99
教育委員会教育長答弁	99
山下博史議員質問	100
・現状、住民との話し合いができていないが、実現は可能なのか。具体的な方策はあるのか	100
知事答弁	100
山下博史議員質問	100
・艦艇などを含む造船業のサプライチェーンを維持するためには、設備投資などの支援に加え、人材育成も重要。報道でもあったSSKの工場見学など、いい取組が行われている。県でも、地元市や造船業界と連携しながら、進めていることを評価している。県の今年度の具体的な取組を伺いたい	101
産業労働部長答弁	101
山下博史議員質問	101
・コロナ禍後である現在の松浦鉄道の利用状況について	102
地域振興部長答弁	102
山下博史議員質問	102
・本年10月には運賃改定が行われた。運賃改定の実施理由や、増収に向けた取組状況について	102
地域振興部長答弁	102
山下博史議員質問	102
・県北における医療機関は、医師の高齢化により救急医療体制が逼迫しており、今後、救急医療体制が縮小していくのではないかと懸念している。救急医療体制を維持していくためには、限られた医療資源を適切に運用していく必要があると考えるが、県としてどのように取り組んでいるのか	102
福祉保健部長答弁	103
山下博史議員質問	103
・情報共有システムを多くの事業者に利用してもらうため、県としてはどのような取り組みを行っているのか伺いたい	103
土木部長答弁	103
山下博史議員発言	104
一、休憩	104
一、再開	104
一、清川久義議員質問	104
・離島の活性化について	104
(有人国境離島法の改正・延長に対する知事の思いについて)	104
(離島出身の知事として、有人国境離島法の改正・延長にかかる意気込みは)	105
・有人国境離島に基づく施策の拡充について	105
(航路・航空路運賃低廉化について、対象者の拡充をもっと積極的に国に要望すべきと考えるが、県の考えは)	105

・ 農業振興について	105
（肉用牛における一貫経営について）	105
（肉用牛一貫経営の取組状況と今後の対応について）	105
・ 長崎和牛の輸出拡大について	105
（長崎和牛の輸出拡大に向けた取組の現状と、今度どのように取り組まれるのか）	106
・ 離島における園芸振興について	106
（離島の園芸品目におけるスマート農業の取組状況について）	106
・ 農泊の現状と今後の取組について	106
（本県における農泊の現状と今後の取組について）	106
・ 土木行政について	106
（国土強靱化について）	106
（今後の国土強靱化の予算確保に向けた、県の取り組みについて）	106
・ 離島の公共工事における交通費や宿泊費について	107
（離島の工事において必要な交通費や宿泊費の計上について、県の見解を）	107
・ 国道384号沿いの景観対策について	107
（国道384号沿いの景観対策について、県の考えを）	107
・ 我が国の安全保障環境を踏まえた県の取り組みについて	107
（8月の領空侵犯を受けた県の対応と防衛政策への姿勢について）	107
（領空侵犯を受けた県の対応と防衛政策への姿勢について）	107
・ 特定利用空港指定による施設整備の促進について	107
（特定利用空港指定により既存事業の整備促進が期待されるが、県としてはどのように取り組んでいくのか）	108
・ 文化観光行政について	108
（日本遺産「国境の島」の活用について）	108
（日本遺産認定10周年を迎え、認知度向上に向けた今後の県の取組について）	108
・ 水産業振興について	108
（燃油高騰対策について）	108
（燃油高騰に対する県としての取組について）	108
・ 養殖業振興について	108
（県の養殖振興に関するこれまでの取組と今後の方向性について）	109
・ クエの資源維持・増大について	109
（クエ資源を持続的に利用していくための県の取組について）	109
・ 担い手対策について	109
（漁業の担い手の確保、定着の取組について）	109
・ 離島航空路維持の取り組みについて	109
（A T R機の不具合欠航について）	109
（A T R機の不具合による欠航状況をどのように捉えているか）	109
・ 医療行政について	110
（五島中央病院の病床削減について）	110
（五島中央病院の病床削減によって地域の医療提供体制に問題は生じないのか）	110

知事答弁	110
地域振興部政策監答弁	110
農林部長答弁	111
土木部技監答弁	112
土木部長答弁	112
危機管理部長答弁	113
文化観光国際部長答弁	113
水産部長答弁	114
地域振興部長答弁	115
福祉保健部長答弁	115
清川久義議員質問	115
・ 福江空港に不足する施設整備について、特定利用空港指定をきっかけとして、 国の支援を受けることはできないのか	116
土木部長答弁	116
清川久義議員質問	116
・ 国境離島には日本遺産以外にも自然や食など豊富な観光資源があり、特に五島 列島には世界遺産もある。誘客促進のためには、日本遺産とその他の観光資源 とを組み合わせで発信することが重要と考えるが、県の取組について	116
文化観光国際部長答弁	117
清川久義議員質問	117
・ 養殖用配合飼料の価格が高騰・高止まりしており、養殖業の経営に大きな負担 となっている。国は一定の基準価格を超えた時に補填金を支払う「漁業経営セ ーフティーネット」を構築しているが、県は配合飼料の価格高騰に対してどの ような取組を行っているのか	117
水産部長答弁	117
清川久義議員質問	117
・ 病床削減により生じる病棟の空きスペースについては、医療の質や医療従事者 の勤務環境、患者の療養環境の向上に向けて有効活用していただきたいと考 えているが、どのような活用を検討しておられるのか	117
福祉保健部長答弁	117
清川久義議員発言	118
一、休 憩	118
一、再 開	118
一、初手安幸議員質問	118
・ 石木ダムについて	118
(事業継続を認める意見書を受けての知事の見解について)	118
(事業継続を認める意見書が提出され、4項目の補足意見が述べられたことにつ いて、知事の見解は)	118
・ 地域振興策の策定に向けた今後の流れと県の対応について	118
(水源地域整備計画の策定に向けた今後の手順、スケジュールについて)	119

・ 反対地権者への対応について	119
(水源地域整備計画の策定に関し、事業に反対している住民の意見を反映させる ことについて、どのようにお考えか)	119
・ 土木行政について	119
(東彼杵道路について)	119
(東彼杵道路の環境影響評価の進捗状況とこれからの見通しについて)	119
・ 国道205号の改良について	119
(国道205号の川棚医療センター入口交差点改良の進捗状況について)	119
・ 災害に強いまちづくり (川棚川における浚渫・伐木) について	119
(県内及び波佐見町内における緊急浚渫推進事業のこれまでの取組と、本事業の 継続に向けた県の取組について)	120
・ 企業誘致について	120
(東彼杵町の工業団地への取組について)	120
(東彼杵町の工業団地に、具体的にどのような分野の企業を誘致しようと考えて いるのか)	120
・ 県産業振興財団の活動実績、体制について	120
(県産業振興財団ではどの程度企業訪問をしているのか、人員体制は他県と比べ てどういう状況か)	120
・ 地場産業の育成について	120
(繁殖、肥育牛の生産者への支援策について)	120
・ 茶業の振興について	121
(本県茶業の振興について)	121
・ 波佐見焼の振興について	121
(波佐見焼におけるSDGs関連の新たな取組のうち、具体的な県の支援事例につ いて)	121
・ 川棚・波佐見町におけるバス路線の一部廃止について	121
(県の対応について)	122
(川棚・波佐見町におけるバス路線の一部廃止に伴う県の対応について)	122
・ 第4期大村湾環境保全・活性化行動計画について	122
(第4期行動計画の主な取組と成果について)	122
(大村湾の活性化について、具体的にどのように取り組んでいるのか)	122
・ 藻場、干潟、浅場造成等の取組について	122
(大村湾における藻場、干潟、浅場造成の取組はどのようなものがあるのか)	122
・ 第5期行動計画策定に向けての課題と今後の取組について	122
(来年度終期を迎える第4期行動計画における、現状の課題と次期行動計画の策 定に向けた取組は)	122
・ 食育活動の推進について	122
(主な事業内容と成果について)	122
(食育活動の推進における主な事業内容と成果について)	122
・ 課題とその解決に向けた取組について	122

(食育活動の推進における課題とその解決に向けた取組について)	122
知事答弁	123
土木部長答弁	123
土木部技監答弁	124
産業労働部長答弁	124
農林部長答弁	125
地域振興部長答弁	126
県民生活環境部長答弁	126
初手安幸議員発言	128
一、休 憩	131
一、再 開	131
一、中村泰輔議員質問	131
・大石知事の選挙資金・政治資金等の疑義について	131
(総務委員会の集中審査と報道・SNS等の情報の確認)	131
(選挙資金)	132
(政治資金)	132
知事答弁	132
中村泰輔議員質問	133
知事答弁	133
中村泰輔議員質問	133
知事答弁	133
中村泰輔議員質問	133
知事答弁	133
中村泰輔議員質問	134
知事答弁	134
中村泰輔議員質問	134
知事答弁	134
中村泰輔議員質問	135
知事答弁	136
中村泰輔議員質問	136
知事答弁	137
中村泰輔議員質問	137
知事答弁	137
中村泰輔議員質問	137
知事答弁	137
中村泰輔議員質問	137
知事答弁	138
中村泰輔議員質問	138
知事答弁	138
中村泰輔議員質問	138

知事答弁	138
中村泰輔議員質問	138
知事答弁	139
中村泰輔議員質問	139
知事答弁	139
中村泰輔議員質問	139
知事答弁	139
中村泰輔議員質問	139
知事答弁	139
中村泰輔議員質問	140
知事答弁	140
中村泰輔議員質問	140
知事答弁	140
中村泰輔議員質問	140
知事答弁	141
中村泰輔議員質問	141
知事答弁	141
中村泰輔議員質問	141
知事答弁	141
中村泰輔議員質問	141
知事答弁	142
中村泰輔議員質問	142
知事答弁	142
中村泰輔議員質問	142
知事答弁	143
中村泰輔議員質問	143
知事答弁	143
中村泰輔議員質問	143
知事答弁	144
中村泰輔議員質問	144
知事答弁	144
中村泰輔議員質問	144
知事答弁	145
中村泰輔議員質問	145
知事答弁	145
中村泰輔議員質問	145
(県職員の政務従事)	145
総務部長答弁	145
中村泰輔議員質問	146
知事答弁	146

中村泰輔議員質問	147
・長崎県の特長を活かした産業創出と労働者支援について	147
(長崎海洋産業都市構想に向けた会議体発足)	147
産業労働部長答弁	147
中村泰輔議員質問	147
・長崎サミットで取り上げられたクルーズ船の陸上給電	147
土木部長答弁	147
中村泰輔議員質問	147
・江島洋上風力発電に向けた港湾整備	148
土木部長答弁	148
中村泰輔議員質問	148
・県独自のカスタマーハラスメント対策	148
産業労働部政策監答弁	148
中村泰輔議員質問	148
・宇久島太陽光発電計画における営農型太陽光発電による畜産業支援と県の地域振興支援	148
地域振興部政策監答弁	149
中村泰輔議員発言	149
一、散 会	149
第9日目（12月 4日）本会議	
一、議事日程	150
一、出席議員	151
一、説明のため出席した者	151
一、開 議	152
 △県政一般に対する質問	
一、湊 亮太議員質問	152
・I Rについて	152
(再チャレンジについて)	153
知事答弁	153
湊 亮太議員質問	153
企画部長答弁	154
湊 亮太議員質問	154
・県北振興について	154
企画部長答弁	154
湊 亮太議員質問	155
・人口減少対策について	155
(結婚支援について)	155
(結婚支援施策の成果と課題について)	155

こども政策局長答弁	155
湊 亮太議員質問	155
(県婚活サポートセンターの周知広報について)	155
こども政策局長答弁	156
湊 亮太議員質問	156
(結婚支援イベントの開催頻度と参加者の反応について)	156
こども政策局長答弁	156
湊 亮太議員質問	156
(若年層が結婚を考えやすい環境づくりについて)	157
こども政策局長答弁	157
湊 亮太議員質問	157
・社会減について	157
(本県の社会減対策について)	157
企画部長答弁	157
湊 亮太議員質問	158
(若い世代の移住促進策について)	158
地域振興部長答弁	158
湊 亮太議員質問	158
・空家対策について	158
(空家の現状について)	158
土木部長答弁	159
湊 亮太議員質問	159
・空家の利活用について	159
土木部長答弁	159
湊 亮太議員質問	159
・ながさきピース文化祭2025の取り組みについて	159
(現在の進捗状況について)	159
文化観光国際部長答弁	160
湊 亮太議員質問	160
・若者や障害のある方の文化祭への参加について	160
文化観光国際部長答弁	160
湊 亮太議員質問	161
・動物殺処分ゼロプロジェクトについて	161
(動物殺処分ゼロに向けた取り組みについて)	161
県民生活環境部長答弁	161
湊 亮太議員質問	161
・動物愛護管理センターについて	161
県民生活環境部長答弁	161
湊 亮太議員質問	162
・新技術を活用したモビリティの取り組みについて	162

(概要と県の取り組みについて)	162
企画部長答弁	162
湊 亮太議員質問	162
・介護保険の地域密着型サービスについて	163
(本県の状況について)	163
福祉保健部長答弁	163
湊 亮太議員質問	163
・グループホームへの支援について	163
福祉保健部長答弁	164
湊 亮太議員質問	164
・市町ごとの独自ルールについて	164
福祉保健部長答弁	164
湊 亮太議員発言	165
一、休 憩	165
一、再 開	165
一、川崎祥司議員質問	165
・災害への備えについて	165
(T K B (トイレ、キッチン、ベッド) の備え)	165
(令和6年2月定例会で伺った、トイレカーやトイレトレーラー、キッチンカー、 トレーラーハウスの災害時における連携体制構築の進捗について確認する) …	165
危機管理部長答弁	165
川崎祥司議員質問	166
・タイムライン(事前防災計画)の導入推進	166
(同じく、検討状況はどうか)	166
危機管理部長答弁	166
川崎祥司議員質問	166
・災害支援協定締結の推進	166
(道路啓開に資する災害支援協定の締結状況について伺う)	166
土木部技監答弁	166
川崎祥司議員質問	167
・物価高対策について	167
(国の「総合経済対策」補正予算の活用)	167
(国の重点支援地方交付金を活用し、県民並びに事業者へどのような支援施策を 検討しているのか)	167
知事答弁	167
川崎祥司議員質問	167
・教育行政について	168
(高校生に対する一人一台パソコンの更新計画)	168
(高校生へのP C配布台数と更新時期がどうか、さらに更新にあたっては、I C T教育を後退させることなく、保護者負担も発生しない計画とすべきだが、見	

解を)	168
教育委員会教育長答弁	168
川崎祥司議員質問	168
・更新後のパソコン処分	168
(G I G Aスクール構想に伴う小・中学生へのP Cの整備台数並びに、更新時期について)	168
教育委員会教育長答弁	168
川崎祥司議員質問	168
(令和6年1月に改訂された文科省「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、生徒等の個人情報漏洩を防止するため、どのようにデータ消去を行うのか)	169
教育委員会教育長答弁	169
川崎祥司議員質問	169
(令和6年5月17日環境省通知「『G I G Aスクール端末処分における小型家電リサイクル制度』に係る周知について」に基づき、教育委員会、事業者との「連携」について見解を)	169
県民生活環境部長答弁	170
川崎祥司議員質問	170
・子育て施策について	170
(妊婦健診の公費助成)	170
(国が推奨する妊婦健診の全13項目を実施していない自治体が多数あったことが判明した。令和6年2月定例会で「全項目実施が望ましい」との見解を示されたが、どう改善しているか)	170
こども政策局長答弁	170
川崎祥司議員質問	171
・こども誰でも通園制度	171
(26年度本格導入に向け、試行的事業が行われているが、どのような計画で進めているか)	171
こども政策局長答弁	171
川崎祥司議員質問	171
(令和6年6月議会で採択された「地域における『こども誰でも通園制度』の制度拡充等を求める意見書」に対する、見解を)	171
こども政策局長答弁	171
川崎祥司議員質問	172
・観光振興について	172
(インバウンド対策)	172
(インバウンドの多客エリアから、本県への誘客施策の強化にあたり、的確に長崎県の情報を発信するため、ターゲットが明確化できるO T Aを活用すべきと考えるが、見解を)	172
文化観光国際部政策監答弁	172

川崎祥司議員質問	173
（メガヨットの誘致促進のため、停泊施設を整備すべきではないか）	173
土木部長答弁	173
川崎祥司議員質問	173
・医療福祉行政について	173
（モバイルクリニックの確立）	173
（五島市で取り組むモバイルクリニックの目的と成果、並びに課題について）	173
福祉保健部長答弁	173
川崎祥司議員質問	173
（離島医療に不可欠であり、スムーズな運営に県も支援し、確立を図るとともに、中山間地域への横展開も推進すべきではないか、見解を）	174
福祉保健部長答弁	174
川崎祥司議員質問	174
（新技術実装連携“絆”特区を活用し、医薬品を広範囲に配送する仕組みを構築すべきだが、見解を）	174
福祉保健部長答弁	174
川崎祥司議員質問	174
・ドクターヘリの増設	174
（令和5年度のドクターヘリの稼働状況で、要請数906回に対し、194回出動できず、そのうち別件出動が116回だった。救える命を救うためにも2台目のドクターヘリを導入すべきと考えるが、見解を）	174
福祉保健部長答弁	175
川崎祥司議員質問	175
・おもいやり駐車場	175
（障害者手帳不所持者が必要とする者は、診断書を提出させているが、発行費用が負担となっているため、負担軽減を図るべき）	175
福祉保健部長答弁	175
川崎祥司議員質問	175
・文書管理について	175
（公文書管理条例の必要性）	175
（公文書は、県民の知的財産であり、保存期間や廃棄についても有識者を配した第三者機関の活用を図るべきだ。従って、県民の関与、つまり議会においてあり方に対し議論するため、公文書管理条例が必要と考えるが、見解を）	176
総務部長答弁	176
川崎祥司議員質問	176
（業務の効率化向上のため、文書管理のデジタル化が不可欠だ。文書検索機能の充実も含め、デジタル化にどう取り組んでいるのか）	176
総務部長答弁	176
川崎祥司議員質問	177
・入札関連業務の改革について	177

(入札参加資格申請業務)	177
(令和6年2月定例会で質問した、事業者の負担軽減に資する「入札参加資格の統一化」に対し、その後の検討状況について)	177
会計管理者答弁	177
川崎祥司議員質問	177
・ 契約書のデジタル化	177
(紙媒体からデジタル化により、収入印紙の削減で企業負担の軽減が図られるため、迅速に移行すべきだが、進捗状況について)	177
総務部長答弁	177
川崎祥司議員質問	177
・ 警察行政について	178
(交通事故防止)	178
(横断歩道における事故状況と他県との比較について)	178
警察本部長答弁	178
川崎祥司議員質問	178
(信号機のない横断歩道での車両停止率の推移と、停止率向上への取り組みについて)	178
警察本部長答弁	178
川崎祥司議員質問	178
・ 性の多様性について	179
(パートナーシップ宣誓制度の導入)	179
(導入への検討状況について)	179
県民生活環境部長答弁	179
川崎祥司議員質問	179
・ 動物愛護行政について	179
(動物愛護管理センター(仮称)の整備)	179
(整備は、PFIのどのような方式で行うのか)	179
県民生活環境部長答弁	179
川崎祥司議員質問	179
(PFI方式採用によって期待される取り組みについて)	180
県民生活環境部長答弁	180
川崎祥司議員質問	180
・ 食品衛生行政について	180
(安心安全な食の管理)	180
(冷蔵ショーケースの冷風吹き出し口「ハニカム」に、ほこりなどが溜まると、エネルギー効率が悪くなるだけでなく、カビが発生することがあるため、製造メーカーは定期的に清掃することを推奨しているが、食品の販売、保管事業者の「ハニカム清掃」に対する指導、監視状況について)	180
県民生活環境部長答弁	180
川崎祥司議員質問	180

（ハニカムの清掃については、H A C C Pの衛生管理項目に明示されておらず、 適正な衛生管理に対し、今後の県の取り組みについて伺う）	181
県民生活環境部長答弁	181
川崎祥司議員発言	181
一、休 憩	181
一、再 開	181
一、小林克敏議員質問	181
・九州新幹線西九州ルート of 整備促進について	182
（佐賀県の報道機関のアンケートについて）	182
地域振興部長答弁	182
小林克敏議員質問	182
（全線フル規格に向けての佐賀県への働きかけについて）	182
知事答弁	183
小林克敏議員質問	183
・長崎空港の利用促進について	184
（ソウル線に次ぐ国際航空路線の誘致について）	184
文化観光国際部政策監答弁	184
小林克敏議員質問	184
（国際線ターミナルの機能拡張について）	184
地域振興部長答弁	184
小林克敏議員質問	185
・大石県政の成長戦略とその成果について	185
（県内市町の経済成長について）	185
総務部長答弁	185
小林克敏議員質問	186
（未来大国の成果について）	186
（ビジョン特別事業について）	186
知事答弁	186
小林克敏議員質問	187
・令和7年度当初予算編成と知事マニフェストについて	188
（令和7年度当初予算編成に向けた基本的な考え方について）	188
知事答弁	188
小林克敏議員質問	188
知事答弁	188
小林克敏議員質問	189
総務部長答弁	189
小林克敏議員質問	189
総務部長答弁	189
小林克敏議員質問	190
（今後のビジョンの取り組みについて）	190

知事答弁	191
小李克敏議員質問	191
知事答弁	191
小李克敏議員質問	191
知事答弁	191
小李克敏議員質問	192
知事答弁	192
小李克敏議員質問	192
・知事の政治資金問題について	192
(2,000万円の架空計上について)	192
(460万円の不正支出について)	192
知事答弁	192
小李克敏議員質問	193
知事答弁	193
小李克敏議員質問	193
知事答弁	193
小李克敏議員質問	194
知事答弁	194
小李克敏議員質問	194
知事答弁	194
小李克敏議員質問	194
知事答弁	194
小李克敏議員質問	194
知事答弁	194
小李克敏議員質問	194
知事答弁	194
小李克敏議員質問	195
知事答弁	195
小李克敏議員発言	195
一、休憩	195
一、再開	195
一、堀江ひとみ議員質問	195
・日本被団協の「ノーベル平和賞」受賞について	195
(受賞に対する見解)	195
知事答弁	196
堀江ひとみ議員質問	196
(核兵器禁止条約の批准、締約国会議へのオブザーバー参加を国に求めよ)	196
知事答弁	196
堀江ひとみ議員質問	197
知事答弁	197
堀江ひとみ議員質問	197
知事答弁	197

堀江ひとみ議員質問	198
（国際署名を街頭で、県民に訴える考えはないか）	198
知事答弁	198
堀江ひとみ議員質問	198
・被爆体験者について	198
（新たな事業とはどんなものか）	198
福祉保健部長答弁	199
堀江ひとみ議員質問	199
（診断書作成費用の自己負担について）	199
福祉保健部長答弁	199
堀江ひとみ議員質問	199
（「被爆体験者は被爆者だ」の思いにどう応えるか）	199
福祉保健部長答弁	200
堀江ひとみ議員質問	200
福祉保健部長答弁	200
堀江ひとみ議員質問	200
・中小企業の賃金引き上げについて	200
（長崎県が中小企業への賃金支援策をどのように検討してきたか）	200
産業労働部長答弁	201
堀江ひとみ議員質問	201
（長崎県が中小企業に賃金引き上げを、直接支援する考えはないか）	201
産業労働部長答弁	201
堀江ひとみ議員質問	201
産業労働部長答弁	201
堀江ひとみ議員質問	202
・特定利用空港の指定について	202
（長崎空港、福江空港の24年度予算は何に使われるのか）	202
土木部長答弁	202
堀江ひとみ議員質問	202
（国家安全保障戦略に、公共インフラの整備はどのように記述されているか）	202
知事答弁	202
堀江ひとみ議員質問	203
知事答弁	203
堀江ひとみ議員質問	203
知事答弁	203
堀江ひとみ議員質問	203
（特定利用空港の指定は、憲法違反の集団的自衛権行使の軍事行動のためのルー ルづくりであり、空港の整備である。見解を）	203
知事答弁	203
堀江ひとみ議員質問	203

知事答弁	204
堀江ひとみ議員質問	204
知事答弁	205
堀江ひとみ議員質問	205
(特定利用空港の指定撤回を国に求めよ)	205
知事答弁	205
堀江ひとみ議員質問	205
・石木ダム事業について	206
(市民委員会へ出席して、出されている質問に答える考えはないか)	206
知事答弁	206
堀江ひとみ議員質問	207
知事答弁	207
堀江ひとみ議員質問	207
知事答弁	207
堀江ひとみ議員質問	207
知事答弁	208
堀江ひとみ議員質問	208
知事答弁	208
堀江ひとみ議員質問	208
土木部長答弁	209
堀江ひとみ議員質問	209
・大石知事の政治資金問題について	209
(総務委員会「政治資金等に関する集中審査報告」に対する知事の見解)	209
知事答弁	210
堀江ひとみ議員質問	210
知事答弁	210
堀江ひとみ議員質問	211
知事答弁	211
堀江ひとみ議員質問	211
知事答弁	211
堀江ひとみ議員質問	211
知事答弁	211
堀江ひとみ議員発言	212
一、議案(第93号議案乃至第114号議案及び報告第17号)・委員会付託	212
一、第7号請願「『持続可能な学校の実現をめざす』意見書の採択を求める請願」 ほか1件・一括上程	212
一、上記、請願・文教厚生委員会に付託	212
一、散 会	212
第10日目(12月 5日)(議案調査)	
第11日目(12月 6日)(議案調査)	

第12日目（12月 7日）	
第13日目（12月 8日）	
第14日目（12月 9日）	議会運営委員会 常任委員会・予算決算委員会（分科会）（総務、文教厚生、 観光生活建設、農水経済）
第15日目（12月10日）	常任委員会・予算決算委員会（分科会）（総務、文教厚生、 観光生活建設、農水経済）
第16日目（12月11日）	常任委員会・予算決算委員会（分科会）（総務、文教厚生、 観光生活建設、農水経済）
第17日目（12月12日）	常任委員会・予算決算委員会（分科会）（総務、観光生活建設）
第18日目（12月13日）	
第19日目（12月14日）	
第20日目（12月15日）	
第21日目（12月16日）	成長産業・県土強靱化対策特別委員会 観光・I R・新幹線対策特別委員会 （議事整理）
第22日目（12月17日）	予算決算委員会（分科会長報告、採決） 議会運営委員会
第23日目（12月18日）	（議事整理）
第24日目（12月19日）	本会議（会期延長、追加議案上程、知事説明、予算決算委員会 付託）
一、議事日程	213
一、出席議員	214
一、欠席議員	214
一、説明のため出席した者	214
一、開 議	215
一、会期延長の件	215
一、追加議案一括上程（第117号議案乃至第119号議案）	215
一、上記、知事議案説明	215
一、上記、予算決算委員会に付託	215
一、散 会	216
	予算決算委員会（分科会）（総務、文教厚生、観光生活建設、 農水経済）
第25日目（12月20日）	予算決算委員会（分科会長報告、採決） 議会運営委員会 本会議（議案採決）
一、議事日程	217
一、出席議員	218
一、欠席議員	218
一、説明のため出席した者	218

一、開 議	219
-------------	-----

△委員長報告

一、総務委員長報告	219
一、第97号議案・原案可決	221
一、第99号議案・原案可決	221
一、第103号議案・原案可決	222
一、その他の議案・原案可決	222
一、文教厚生委員長報告	222
一、第7号請願「『持続可能な学校の実現をめざす』意見書の採択を求める請願」 について・不採択	223
一、第8号請願「本県の教育条件を改善しすべての子どもたちにゆきとどいた教育 を行うよう、求める請願書」について・不採択	223
一、その他の議案・原案可決	224
一、観光生活建設委員長報告	224
一、各議案・原案可決	225
一、農水経済委員長報告	225
一、第114号議案・原案可決	227
一、予算決算委員長報告	227
一、第93議案・原案可決	229
一、第117議案・原案可決	229
一、その他の議案・原案可決	229
一、田中愛国議員ほか44名より、「核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書案」 動議提出	229
一、浅田ますみ議員、上記・動議について、提案理由説明	229
一、上記、動議・可決	230
一、発議第213号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に 関する条例案」について・原案可決	230
一、議員派遣第102号・決定	230
一、「大石知事の選挙資金・政治資金、並びに公務と政務の混同に関する調査特別 委員会」の設置を求める動議について・動議提出	230
一、山田朋子議員、上記・動議について、提案理由説明	230
一、前田哲也議員、上記・動議について、反対討論	231
一、中山 功議員、上記・動議について、賛成討論	233
一、上記・動議・否決	234
一、各委員会から、議会閉会中の付託事件一覧表・決定	234
一、知事あいさつ	234
一、議長あいさつ	236
一、閉 会	237

第 1 日 目

令和6年11月定例会

令和6年11月26日

議 事 日 程

第 1 日 目

_____ ◇ _____ ◇ _____

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 会 期 決 定
- 4 会議録署名議員指名
- 5 議 長 報 告
- 6 予算決算委員長報告、質疑・討論、採決
- 7 総務委員長報告
- 8 第93号議案乃至第116号議案及び報告第17号一括上程
- 9 知事議案説明
- 10 第115号議案及び第116号議案、質疑・討論、採決
- 11 意見書上程、質疑・討論、採決
- 12 散 会

令和6年11月26日（火曜日）

出席議員（46名）

1 番 大 倉 聡 君
 2 番 本 多 泰 邦 君
 3 番 白 川 鮎 美 君
 4 番 まきやま 大 和 君
 5 番 虎 島 泰 洋 君
 6 番 畑 島 晃 貴 君
 7 番 湊 亮 太 君
 8 番 富 岡 孝 介 君
 9 番 大久保 堅 太 君
 10 番 中 村 俊 介 君
 11 番 山 村 健 志 君
 12 番 初 手 安 幸 君
 13 番 鵜 瀬 和 博 君
 14 番 清 川 久 義 君
 15 番 坂 口 慎 一 君
 16 番 宮 本 法 広 君
 17 番 中 村 泰 輔 君
 18 番 饗 庭 敦 子 君
 19 番 堤 典 子 君
 20 番 坂 本 浩 君
 21 番 千 住 良 治 君
 22 番 山 下 博 史 君
 23 番 石 本 政 弘 君
 24 番 中 村 一 三 君
 25 番 大 場 博 文 君
 26 番 近 藤 智 昭 君
 27 番 宅 島 寿 一 君
 28 番 山 本 由 夫 君
 29 番 吉 村 洋 君
 30 番 松 本 洋 介 君
 31 番 ご う まなみ 君
 32 番 堀 江 ひとみ 君
 33 番 中 山 功 君
 34 番 小 林 克 敏 君

35 番 川 崎 祥 司 君
 36 番 深 堀 ひろし 君
 37 番 山 口 初 實 君
 38 番 山 田 朋 子 君
 39 番 中 島 浩 介 君
 40 番 前 田 哲 也 君
 41 番 浅 田 ますみ 君
 42 番 外 間 雅 広 君
 43 番 徳 永 達 也 君
 44 番 瀬 川 光 之 君
 45 番 溝 口 芙美雄 君
 46 番 田 中 愛 国 君

説明のため出席した者

知 事 大 石 賢 吾 君
 副 知 事 浦 真 樹 君
 副 知 事 馬 場 裕 子 君
 秘書・広報戦略部長 陣 野 和 弘 君
 企 画 部 長 早稲田 智 仁 君
 総 務 部 長 中 尾 正 英 君
 危機管理部長 今 富 洋 祐 君
 地域振興部長 小 川 雅 純 君
 文化観光国際部長 伊 達 良 弘 君
 県民生活環境部長 大 安 哲 也 君
 福祉保健部長 新 田 惇 一 君
 こども政策局長 浦 亮 治 君
 産業労働部長 宮 地 智 弘 君
 水 産 部 長 吉 田 誠 君
 農 林 部 長 渋谷 隆 秀 君
 土 木 部 長 中 尾 吉 宏 君
 会 計 管 理 者 井 手 美都子 君
 土 木 部 技 監 植 村 公 彦 君
 交 通 局 長 太 田 彰 幸 君
 地域振興部政策監 渡 辺 大 祐 君
 文化観光国際部政策監 村 田 利 博 君

産業労働部政策監	石 田 智 久 君
教育委員会教育長	前 川 謙 介 君
選挙管理委員会委員長	渡 邊 敏 則 君
代表監査委員	下 田 芳 之 君
人事委員会委員長	水 上 正 博 君
公安委員会委員	長谷川 宏 君
警察本部長	遠 藤 顕 史 君
監査事務局長	桑 宮 直 彦 君
人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任)	田 中 紀久美 君
教育次長	狩 野 博 臣 君
財政課長	苑 田 弘 継 君
秘書課長	黒 島 航 君
選挙管理委員会書記長	楠 本 雅 一 君
警察本部参事官兼総務課長	古 賀 新 一 君

議会事務局職員出席者

局 長	中 尾 美恵子 君
次長兼総務課長	濱 口 孝 君
議事課長	佐 藤 隆 幸 君
政務調査課長	大 宮 巖 浩 君
議事課課長補佐	永 尾 弘 之 君
議事課係長	山 口 祐一郎 君
議事課会計年度任用職員	天 雨 千代子 君

— 午前10時 0分 開会 —

○議長（徳永達也君） ただいまから、令和6年11月定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

この際、謹んで申し上げます。

三笠宮崇仁親王妃百合子殿下におかれましては、去る11月15日、薨去されました。

まことに哀悼痛惜の極みであり、心からご冥福をお祈り申し上げます。

次に、会期の決定をいたします。

本定例会の会期は、本日より12月19日までの24日間とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、24日間と決定されました。

次に、会議録署名議員の指名をいたします。

本定例会の会議録署名議員につきましては、中村泰輔議員及び畑島晃貴議員を指名いたします。

次に、ご報告いたします。

先般、全国都道府県議会議長会より、次の各議員が、永年勤続功労者として表彰されましたので、ご報告申し上げます。

議員在職25年以上 中山功議員、同じく在職15年以上 浅田ますみ議員、同じく在職10年以上 吉村洋議員、山本由夫議員、宅島寿一議員、以上でございます。

また、長崎県議会議員表彰規程により、長崎県議会議員永年勤続者として、議員在職15年を迎えられた浅田ますみ議員を表彰することとなりました。

心からお祝い申し上げます。

まことにおめでとうございます。

次に、知事より、知事専決事項報告書等が、さきに配付いたしましたとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、予算決算委員会に付託いたしておりました認定第1号「令和5年度長崎県一般会計決算及び各特別会計決算の認定について」、認定第2号「令和5年度長崎県交通事業会計決算の認定について」、認定第3号「令和5年度長崎県流域下水道事業会計決算の認定について」は、既に審査を終了されておりますので、この際、委員長の報告を求めることにいたします。

宅島委員長－27番。

○予算決算委員長（宅島寿一君）（拍手）【登壇】 予算決算委員会の審査結果について、ご報告いたします。

令和6年9月定例会において、本委員会に付託されました、認定第1号「令和5年度長崎県一般会計決算及び各特別会計決算の認定について」外2件の議案について、去る10月11日から10月24日までの期間中、5日間にわたり審査を行いました。

審査の結果、認定第1号につきましては、起立採決により、認定すべきものと決定されました。

また、その他の議案につきましては、いずれも異議なく、認定すべきものと決定されました。

決算審査に当たっては、予算が議決の趣旨及び目的に沿って適正かつ効率的に執行されたか、また、事業の実施効果が十分であったかを検証するとともに、今後の財政運営及び事業の実施に当たって改善すべき事項に着目し、監査委員の監査結果及び決算関係資料を基に、理事者からの説明を受け、慎重に審査を実施いたしました。

まず、決算の状況であります。令和5年度の一般会計決算額は、歳入が約7,839億円、歳出が約7,690億円で、差引収支では、約149億円の剰余金が生じており、翌年度へ繰り越すべき財源約138億円を控除した実質収支は、約11億円の黒字となっております。

なお、一般会計における歳入決算額及び歳出決算額は、前年度に比べ、それぞれ6.4%、6.5%の減となっております。

次に、本県の財政状況であります。本県は、県税などの自主財源に乏しく、歳入の多くを地

方交付税や国庫支出金に依存せざるを得ない財政構造となっており、県では、令和3年度を初年度とする「長崎県行財政運営プラン2025」を策定し、さらなる経費節減と効率的な事業執行に努め、財政健全化に取り組んでいるところであります。

そのような中、令和5年度一般会計決算では、県税において過去2番目の収入額が確保できたことや国の財政措置等により、財源調整のための基金を取り崩すことなく、黒字決算となっており、また、さきに公表されました中期財政見通しにおいては、令和6年度は、財源不足は発生せず、基金を取り崩さないことが見込まれております。

しかしながら、物価高騰や円安が及ぼす本県財政への影響は不透明であること、また、今後、社会保障関係経費や実質的な公債費の増加もあり、再び、財源不足に陥ることが見込まれるなど、厳しい財政状況が続くことから、引き続き、効率的な事業の執行、事業の重点化及び徹底した経費の節減に取り組んでいく必要があります。

このような情勢を踏まえ、本委員会における主な論議のうち、特に重要な指摘事項について、ご報告いたします。

まず、「収入未済の縮減について」であります。

一般会計及び特別会計を合わせた収入未済の総額は、約26億3,200万円と、前年度と比較して約300万円減少しておりますが、いまだ多額の債権が回収されていない状況にあります。

この債権のうち、県税につきましては、長崎県地方税回収機構の活用による市町との連携・協働等により、回収に努めておりますが、前年度と比較して、約1,400万円減少しているものの、

収入未済の残高は、約11億3,800万円と、収入未済額全体の約43%を占めており、引き続き縮減に努めるように、との指摘がありました。

また、税外の未収金につきましては、前年度と比較して、約1,000万円増加しており、関係部局で構成する「未収金対策検討会議」において、現状分析や課題整理、情報共有等を行うとともに、未収金の新たな発生を抑制する取組の推進を図るなど、債権管理室と関係部局が連携し、債務者の個々の状況に配慮した、きめ細かい対応を行うことにより、一層の縮減に努めるように、との指摘がありました。

次に、「予算繰越の縮減について」であります。

令和5年度の繰越額は約759億円と、前年度と比較して約79億3,000万円減少しておりますが、令和4年度まで多かった新型コロナウイルス感染症拡大に伴う各種事業の繰越が減少したものの、国の経済対策関係事業の繰越が多額に上った影響もあり、依然として高い水準となっております。

繰越発生の主な理由としては、「国の計画決定が遅れたもの」、「地元との調整等に不測の日時を要したもの」であり、県では、本庁及び地方機関に繰越縮減のための推進員を配置するとともに、ゼロ県債などの活用により早期の事業執行に取り組んでいるところでありますが、繰越が常態化することがないよう、より一層、計画的・効率的な事業執行を行い、繰越の縮減に努めるように、との指摘がありました。

次に、「未利用地の有効活用について」であります。

未利用地につきましては、部局横断的組織である「県有財産管理運用本部会議」において、

有効活用策や処分方針等を決定しているところではありますが、引き続き、市町等とも連携のう え、有効活用の促進を図るように、との指摘がありました。

また、売却可能な未利用地につきましては、インターネットを活用した入札や不動産業者への仲介依頼など、多様な手法を取り入れるとともに、県ホームページや広報誌、新聞広告における情報発信等により、売却を進めているところでもあります。

未利用地の有効活用は、増収にもつながることから、さらなる収支改善を図るため、積極的な売却に努めるように、との指摘がありました。

次に、「内部統制について」であります。

内部統制制度につきましては、行政が事務上のリスクを評価・コントロールし、適正な執行を確保する体制を整備・運用するものであります。

令和5年度は、前年度に引き続き、重大な不備に係る事案は生じておりませんが、不備が令和4年度及び令和5年度に発生している部局もあり、内部統制制度が形骸化することがないよう、制度の意義・目的について、職員の理解を深める取組を行い、改善に努めるように、との指摘がありました。

以上、今回指摘を行いましたそれぞれの事項につきましては、知事をはじめ、理事者において、格段の努力と改善を図るよう、強く求めるものであります。

これをもちまして、令和5年度決算審査における予算決算委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（徳永達也君） これより、認定第1号に

ついて、質疑・討論に入ります。

堀江議員—32番。

○32番（堀江ひとみ君）〔登壇〕 日本共産党の堀江ひとみです。

ただいま議題となりました認定第1号「令和5年度長崎県一般会計決算及び各特別会計決算の認定について」は、以下の理由で、認定できないことを申し上げます。

決算審査と並行して、令和7年度長崎県予算編成方針が明らかにされました。

「本県財政状況は、さらに厳しさを増していく状況にあり、施策の選択と集中を、より一層推進していく」とあります。

事業構築における留意点としては、「何のためにどう動き、何を成果とするのか。その先にどんな世界観を描くのか」など、8項目が指摘され、事業の見直しを厳しく求めています。

そうした中で、除外経費の項目があり、対象にしない事業が明確にされています。長崎新幹線事業、石木ダム事業です。

長崎県の厳しい財政状況だからこそ、除外経費ではなく、見直すことを求めます。

1、長崎新幹線事業。

開業2年目を迎えた西九州新幹線は、まだ工事が続いています。

令和5年2月定例会で、新幹線事業対策室長は、次のように答弁しました。「騒音・振動による対策などの環境対策、脱線防止ガードの設置などの安全対策など、令和5年度以降、長崎県の負担金は83億円ぐらにかかると」。

新鳥栖～武雄温泉間のフル規格による整備は、実現のめどはありません。さらに、現在の新大阪駅の容量では、さらなる増発や新規路線の乗り入れができないことが明らかになっています。

つまり、山陽新幹線乗り入れの見通しもありません。見通しのないまま進める事業は認定できません。

2、石木ダム事業。

川棚川における過去の洪水被害は、河川改修により対応することができます。人口減少が進む中、佐世保市に新たな水源は必要ではなく、石木ダムは不要です。

事業を進めることは、水没予定地に現に生活している13世帯、約50人を、行政代執行で追い出すことであり、絶対に認められません。地元住民の合意を得られていないのに、来年度は、事業費を増額し、工期を延長して事業を進めます。

私が決算総括質疑で、「市民による石木ダム再評価監視委員会へ担当課が出席し、疑問に答えるべき」との求めたことに対して知事は、「必要な、技術的な説明については、我々としても尽くしていく必要がある」と答弁しました。しかし、現時点、実行されていません。

議会答弁に責任を持って対応することを、知事に強く求めます。

3、特定複合観光施設（IR）導入推進事業。

九州・長崎IR区域認定計画では、来訪者数は年間670万人、経済波及効果は年間3,200億円、IR施設内の雇用創出効果は年間1万人、IRによる高い経済効果を、九州全体に広く波及させる。

このように、長崎県が描いた世界観を実現することもなく、令和5年度で終了する事業となりました。

地方創生の起爆剤として、これまで約5億6,000万円の経費を使いました。IR事業を推進してきた責任が、大石知事、長崎県議会は問われています。

長崎県民の所得は低く、歳入に占める県民一人当たりの県税は、全国で45番目の低さです。生活保護の受給状況は、保護率が全国8位の高さと、毎年、推移をする状況です。

新幹線や石木ダムより、暮らしと福祉の充実を求めます。

子ども医療費は、高校生までの全ての世代を県の補助対象とすること。中小企業への長崎県独自の賃金引上げ支援策を、県内どこに住んでも確保される地域交通体系のさらなる充実を、来年度の予算編成に求め、認定反対討論といたします。

○議長（徳永達也君） 中島議員—39番。

○39番（中島浩介君）（拍手）〔登壇〕 自由民主党、中島浩介でございます。

会派を代表いたしまして、認定第1号「令和5年度長崎県一般会計決算及び各特別会計決算の認定について」、賛成の立場で意見を申し述べ、議員皆様のご賛同を得たいと存じます。

令和5年度決算については、各分科会で慎重に審査された結果、いずれも、原案のとおり認定すべきものと決定し、10月24日に分科会長報告がなされ、本日、委員長報告が行われたところでございます。

まず、前回審査である令和4年度予算決算委員会決算審査報告書における4つの指摘事項への県の対応であります。1点目の収入未済の縮減については、前年度と比較して約300万円縮減しており、そのうち、収入未済額の中で多くを占める県税では、長崎県地方税回収機構の活用や、県と市町の連携・協働した取組により、令和5年度の徴収率は過去最高の99.1%を維持しております。

また、県税以外についても、債権管理室を中

心に、未収金対策検討会議等も活用しながら、債権の状況等を踏まえた適切な債権管理の徹底や、未収金の新たな発生を抑制する取組の推進を図るなど、収入未済額の縮減に努められております。

2点目の予算繰越の縮減について、令和5年度の一般会計における繰越額は約758億円となっておりますが、令和4年度と比較して、約77億円縮減しております。

県としては、事業効果の早期発現のため、今後も、計画的・効率的な事業執行を行い、予算繰越の一層の縮減に努めていくこととされております。

3点目の未利用地の有効活用については、県有財産管理運用本部会議において、有効活用策や処分方針の決定を行うとともに、売却可能な未利用地について、インターネットを活用した入札や、県ホームページ及び新聞広告等を活用した情報発信に取り組むなど、積極的な対策を進めております。

4点目の内部統制については、職員に対する各種研修の機会を活用し、制度趣旨のさらなる浸透を図ったほか、今後に向けては、制度周知に引き続き取り組むとともに、運用面での改善に努めるなど、制度を形骸化させることなく、実効性を高めていくこととされております。

以上のように、いずれの指摘に対しても、是正及び改善に取り組まれ、一定評価できるものでありますが、この4つの項目は、例年同様に指摘がなされていることから、今後も継続的な改善や対応を求めます。

次に、令和5年度の実施事業については、防災・減災、国土強靱化対策や、長引く物価高騰への対応など、県民生活の安全・安心の確保に

必要な施策に取り組むとともに、こども関連施策や各分野の産業振興策など、総合計画に基づく各種施策を新しい視点も取り入れながら、積極的に推進されております。

今後とも、社会経済情勢を注視しながら、施策の一層の強化に努めることが重要であると考えます。

また、本県財政は、直近の「中期財政見通し」によると、今後も、公債費や社会保障関係費の増加が見込まれ、さらに厳しさを増していく状況であることから、引き続き、着実な収支改善に取り組むとともに、事業の一層の重点化を図るなど、健全な財政運営に努めていくこととされております。

県におかれましては、県民の皆様のご意見をしっかりと伺いつつ、市町や関係団体、民間企業等と、これまで以上に連携を図りながら、大石知事が掲げる「新しい長崎県づくり」の実現に向けて、総力を挙げて、取り組まれることを強く望むものでございます。

以上、賛成意見を申し述べ、議員各位のご賛同を賜りますよう、お願いいたしまして、賛成の討論とさせていただきます。（拍手）

○議長（徳永達也君） 質疑・討論をとどめて、採決いたします。

認定第1号は、委員長報告のとおり決することの賛否について、表決ボタンをお押し願います。

表決漏れはありませんか。

これにて、表決を終了いたします。

賛成多数。

よって、認定第1号は、委員長報告のとおり認定されました。

お諮りいたします。

認定第2号及び認定第3号は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君） ご異議なしと認めます。よって、直ちに採決いたします。

認定第2号及び認定第3号は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君） ご異議なしと認めます。よって、認定第2号及び認定第3号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、総務委員会の大石知事の政治資金等に関する集中審査の経過について、報告を求めることにいたします。

石本委員長—23番。

○総務委員長（石本政弘君）（拍手）〔登壇〕おはようございます。

総務委員会の「大石知事の政治資金等」に関する集中審査の経過について、ご報告いたします。

本県議会では、令和6年6月定例会一般質問における知事の答弁に係る議会の対応として、8月5日に全員協議会を開催し、知事に対する質疑が行われましたが、質疑を経てもなお、知事の説明責任が果たされたとは言い難く、さらなる調査が必要との判断から、総務委員会において集中的に審査することが決定されました。

これを受けて、本委員会は、「大石知事の政治資金等」に関する様々な疑義についての事実を確認することを目的として、集中審査を実施することを決定しました。

集中審査においては、意見聴取のために延べ23名の参考人を招致したところ、延べ9名の参

考人及び知事に出席いただき、9月30日及び10月28日から30日までの計4日間、熱心な論議を重ねました。

審査内容は、一、後援会への2,000万円の架空貸付の疑義、二、9つの医療法人からの計286万円の迂回献金の疑義、三、知事選での複数の疑義、四、後援会から確認団体への910万円の寄付の疑義、五、県建設業協会からの「最低制限価格引き上げ」陳情実現後に同協会へ働きかけた資金集めについて、六、供託金300万円の処理について、七、政務と公務の混同についてでありましたが、その主な内容につきましてご報告させていただきます。

まず、「一、後援会への2,000万円の架空貸付の疑義」に関し、「大石けんご後援会の令和4年政治資金収支報告書において、大石氏が後援会に貸し付けたとされる2,000万円については、ミスによる二重計上だったのか、それとも意図的な架空の貸付だったのか。また、この貸付処理は、誰の指示によるものだったのか」との質問に対し、参考人からは「令和5年3月22日、令和4年分収支報告書の作成をしている時に、大石知事の選挙コンサルタントより連絡があり、架空貸付を計上し、返済することにする旨の説明があったことから、架空の貸付であると認識した」と回答がありました。

また、別の参考人からは、この2,000万円のスキームに関し、「これまでの全てのことについて選挙コンサルタントが知事から相談を受け、選挙コンサルタントが企画・立案し、知事が承諾するというパターンがほとんどであった」との回答がありました。

一方、知事からは「県医師信用組合から借りた2,000万円については、令和4年5月頃、後援

会への貸付にすれば返してもらえる。法的に問題がないという話が選挙コンサルタントからあり、その処理をお願いした。そして、今回、収支報告書の訂正・見直しをする中で、二重計上になっていることを確認した」との答弁がありました。

次に、「二、9つの医療法人からの計286万円の迂回献金の疑義」に関し、「当該資金の流れについて、いつ頃から、どのような認識であったのか、また、誰の指示によるものであったのか」との質問に対し、参考人からは「令和4年知事選挙時に、医師連盟などに資金集めの協力を依頼している際、医療法人、団体から寄付の申し出を受けたが、団体から大石けんご後援会への寄付はできないため諦めていたところ、選対本部から自由民主党長崎県長崎市第8支部の口座を使っていいと言われたので、当該口座への振り込みをお願いした」との回答がありました。

また、別の参考人からは「選挙期間中に、選挙コンサルタントより、第8支部に入る寄付を選対本部長である県議の後援会の口座に移し、それから大石けんご後援会に移すよう指示を受けた。違法性はないと言われたことからそのように処理を行った」、さらに、「収支報告書の訂正により県議に戻ってきたお金について、選挙コンサルタントから『使っても良い』と言われた」との回答がありました。

一方、知事からは「286万円の資金移動が行われた令和4年2月当時、その事実を知らなかった。また、寄付をいただいた方への礼節を欠いたことについて、令和4年6月、秘書をお詫びに行かせたのは事実だが、それが本件の寄付に関するものか詳細の記憶はない。寄付の状況を知

ったのは令和4年12月頃であり、そのときに疑惑を持たれるのは本意ではないと判断して返金した。また、資金移動については、誰の指示によるものか確認を試みたものの、未だ事実にとどまらずに「着いていない」との答弁がありました。

次に、「三、知事選での複数の疑義」に関し、「選挙コンサルタントの会社に支払われた電話料金402万円に、コンサルタントへの報酬が含まれているのではないか」との質問に対し、参考人から「大石知事の選挙運動収支報告書に電話料金として約402万円の支出があるが、電話会社ではなく選挙コンサルタントの会社に支払われていることから、選挙コンサルタントへの報酬が含まれている可能性があると考えた。知事により内訳が明らかにされ、電話代そのものであることがわかれば、疑いは晴れると考えていたが、説明は行われなかった」、さらに、「この402万円については、刑事事件として不起訴に終わったことから、捜査を理由に答弁を拒否していた知事が説明をする段階に入っていると考える」との回答がありました。

次に、「五、県建設業協会からの『最低制限価格引き上げ』陳情実現後に同協会へ働きかけた資金集め」に関し、「最低制限価格引き上げ後に、知事から建設業協会長に対して、資金集めの協力要請はあったのか」との質問に対し、参考人からは「最低制限価格の話も含め、成功報酬を依頼するような話はこれまで一切ない。令和6年5月に知事と2人の県議会議員と会った際は、知事からは資金集めの要請はなかったが、1人の議員からは要請があった」との回答がありました。

一方、知事からも「最低制限価格見直しの見返りとしてお願いをしたことはない」との答弁

がありました。

次に、「六、供託金300万円の処理」に関し、「供託金300万円の疑義についての真実は」との質問に対し、参考人からは「大石けんご後援会口座から仮払いを受けて供託金300万円を納付したものの、後援会へ返済していない旨を知事本人に確認していた」との回答がありました。

一方、知事からは「供託金については親族から借り受けて納付し、供託金が返還された後、親族へ返している」との答弁がありました。

これに対し、「では後援会から出金された300万円は何に使ったのか」との質問に対し、知事からは「300万円全てではないが、振り分けて小口現金として活用した記録がある」との答弁がありました。

次に、「七、政務と公務の混同」に関し、「公務出張中の陣中見舞いと思われる行動の取扱、知事から政党へのビデオメッセージ作成への県職員の関与及び知事の金銭消費貸借契約書の押印等への県職員の関与について、政務と公務の線引きがきちんとできていたのか」という質問に対し、参考人からは「陣中見舞いという目的ではなく、あくまで県政推進のための公務と認識している。また、公党へのビデオメッセージ作成については知事自身が撮影したものを、後援会事務所へ送った記憶はある」、「知事の2,000万円にかかる金銭消費貸借契約書への押印については、知事が不在だった際、押印代行の依頼があり、書類に押印した記憶はあるが、内容はよく確認しておらず、何の書類だったかは記憶にない」、さらに、「政務と公務の線引きをすべきという考えの中で事務を行うように努めていたが、反省すべき点があったと考える」との回答がありました。

一方、知事からも「政務と公務の切り分けは難しいところだが、職員は努めて整理をしてくれている」としている。今後は、自分なりに意識しながら、一緒になって整理をし、納得が得られるような対応をしていきたいとの答弁がありました。

このほか、各委員からは、・新たな証言が参考人から得られるなどの一定成果が得られた反面、知事の証言との食い違いが明らかとなり、さらに疑惑が深まったとの意見や、・審査に必要な参考人の出席が得られないなど、本委員会の権限では限界があることから、より強い権限のある対応が必要ではないかとの意見、・告発中の案件については、検察の判断が出ていない中で、委員会としての審査の限界は否めない。知事に説明責任を果たすように求めることが大事であるとの意見、・司法に任せるだけではなく、捜査の状況を注視しながらも、議会としては引き続き、真相解明に向けて責務を果たしていくべきとの意見、・起訴に至らなかった案件については、知事自らがしっかりと真実を語るべきといった意見、・集中審査後に新たに判明した疑義についても、しっかり確認していく必要があるとの意見、・集中審査期間中、参考人から、参考人に対する脅しや誹謗中傷があっているとの申し出があり、また委員会審査の妨害を意図するような行為があっている。これらは議会制民主主義の根幹を揺るがすものであり、誠に遺憾であるとの意見がありました。

県議会としては、知事と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行を監視するとともに、知事との関係性において、その透明性と公正性及び公平性の確保に努めるという基本原則に立ちつつ、今回の問題に関して、議会としての役割を

果たす必要があります。

知事においては、今回の集中審査における説明を経てもなお、県民の理解を得られたとは言えない状況であることを十分に認識し、一刻も早く、県民へ真実を話し、説明責任を果たすことを強く求めます。

また、政務と公務の問題については、明確な区分や判断が難しいものもあるが、職員に多大な影響を与えた現状を十分に反省し、今後は知事自身がしっかりと自覚を持ったうえで両者を混同することのないよう適切に対応することを併せて求めます。

総務委員会といたしましては、今回の集中審査において、様々な疑義を明らかにすべく鋭意努力し議論を尽くし、参考人の証言を得るなど一定の成果はあったが、一方で知事の証言との食い違いが明らかとなり、疑惑がさらに深まるなど、現時点では全容解明に至っていない状況であること、また、本委員会の権限では限界があることから、今後はより強い権限のある対応も視野に入れて、議会全体として議論を継続していくべきという結論に至りました。

以上をもちまして、「大石知事の政治資金等」に関する総務委員会の集中審査報告といたします。

○議長（徳永達也君） 次に、知事より、第93号議案乃至第116号議案及び報告第17号の送付がありましたので、これを一括上程いたします。

ただいま上程いたしました議案について、知事の説明を求めます―知事。

○知事（大石賢吾君）〔登壇〕 本日、ここに、令和6年11月定例県議会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご健勝にてご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

説明に入ります前に、去る11月15日に薨去されました三笠宮崇仁親王妃百合子殿下に謹んで哀悼の意を表します。

妃殿下には、昭和45年の長崎開港400年記念祭や、平成4年のハウステンボス・オープニングセレモニーなどにご臨席のため、ご来県いただきました。これまでのご厚情に深く感謝いたしますとともに、謹んでお悔やみ申し上げます。

ここに改めまして、県民の皆様とともに哀悼の誠を捧げ、安らかなご冥福を心からお祈り申し上げます。

日本原水爆被害者団体協議会のノーベル平和賞受賞決定に際し、日本被団協の皆様に対し、県民を代表いたしまして、心からお慶びを申し上げます。

今回の受賞は、日本被団協の長年にわたる「核兵器のない世界」を実現するための努力と、多岐にわたる活動が評価されたものであり、これまでの取組に深く敬意を表します。

核兵器を取り巻く国際情勢が厳しさを増す中、平和を訴え続ける被爆者の皆様の取組が世界から認められたことは、核なき世界を目指すうえで大変意義深いものであります。

県としては、次期SDGsの目標に核兵器廃絶を位置付けるための取組を進めてきており、今回の受賞を契機に、国際社会全体で核兵器廃絶に向けた行動が、今後さらに広がることを、心から望んでおります。

引き続き、「長崎を最後の被爆地に」という県民の皆様の思いを胸に、長崎市や広島県等と連携し、核兵器のない世界の実現に向けて、力を注いでまいります。

また、さきの衆議院議員総選挙においてご当選されました、西岡秀子議員、加藤竜祥議員、

金子容三議員、山田勝彦議員に対し、心からお慶びを申し上げますとともに、今後とも、国政の場において一層のご活躍をいただき、本県の発展のためにお力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは、開会に当たり、当面する諸課題について所信を申し述べますとともに、前定例会以降、今日までの県政の重要事項について、ご報告を申し上げたいと存じます。

（令和7年度における長崎県の主要施策（素案））

令和7年度は、「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」の計画期間の最終年度を迎えることから、計画に掲げる各取組の目標達成に向けた総仕上げとして、積極的かつ着実に事業を推進していくことが重要であります。

また、「新しい長崎県づくりのビジョン」に基づき、本県の優位性等を最大限に活かしながら、県民の皆様が、本県への誇りや未来への期待感を抱き、国内外に存在感を示している「未来大国」の実現に向け、様々な関係者と一緒に施策展開を図る必要があると認識しております。

一方、物価高騰や人手不足等の中、地域を支える小規模事業者や第一次産業従事者等の様々な事業者に対する支援など、社会経済情勢等を踏まえた本県における目下の諸課題に対しても、スピード感を持ったきめ細やかな対応が求められております。

これらを踏まえ、具体的な事業構築に当たっては、部局の垣根を越えて庁内外の関係者との連携・融合をさらに進めるとともに、デジタル技術の活用をはじめ、新たな発想や視点も積極的に取り込みながら、事業効果の最大化を目指してまいりたいと考えております。

こうした基本的な考え方にに基づき、令和7年度における長崎県の主要施策の素案において、5つの重点テーマを設け取り組むこととしたところであり、その柱に沿ってご説明いたします。

1. 子どもが夢や希望を持って健やかに成長できる社会の実現

子どもたちの未来は長崎県の未来そのものであり、本県の明るい未来を築いていくため、子どもたちへの投資を未来への投資と捉えたうえで、将来を担う子どもたちが健やかで安全・安心に成長し、その能力と可能性を高めることを積極的に支援して、社会での多様な活躍に繋がっていく必要があると考えております。

そのため、子どもが主役の安全・安心でチャレンジできる「こども場所」の充実に向け、官民ネットワークの構築による様々な体験ができる居場所づくりや、こども食堂への支援、不登校児童生徒のニーズに応じた多様な学びの場の確保・提供等に努めるほか、市町や民間団体等と連携した共家事・共育での促進等による「こども時間」の確保や、子どもの声を聴く仕組みづくりなどに取り組んでまいります。

また、産後ケア事業の利用促進のための広域的支援など、子育て支援施策の充実を図るとともに、将来的な保育人材を確保するため、若年層に向けた幼児教育や保育の魅力発信、保育現場のDX・ICT化を推進してまいります。

このほか、教育環境の充実を図るため、「遠隔教育センター」の設置によるICTを活用した多様で豊かな学びの場の提供や、高校生の外国語教育におけるグローバル人材の育成を図ってまいります。

2. 戦略的なブランディングによる国内外の多方面から「選ばれる長崎県」の実現

自然・歴史・文化・環境など本県の多様で多彩な魅力を再認識のうえ、総体的なイメージ向上に繋がるブランディングによる県民の皆様や民間等との協働・共創の推進とともに、マーケティング等の視点を踏まえた戦略的な情報発信により、県内はもとより国内外の多方面から選ばれる長崎県を目指してまいりたいと考えております。

そのため、まず、交流人口や関係人口の拡大に向けては、ビジョンに掲げるマニアの聖地化を目指し、アニメツーリズムの促進や、県内のインフラ施設の観光資源としての活用を図るほか、受入環境の整備等によるデジタルノマドの誘致を推進してまいります。

また、インバウンド誘客の拡大については、本県の魅力ある観光や食、宿泊などの情報を部局横断的に集約した効果的なプロモーションの実施や、国際航空の新規路線開拓や既存路線拡大等に向けた取組を推進してまいります。併せて、令和7年は、被爆80年や中華人民共和国駐長崎総領事館開設40年、日韓国交正常化60年などの節目の年に当たることから、世界に向けた平和発信や海外との友好交流を促進してまいります。

さらに、本県の豊かな食材や食文化を活かした情報発信・PR等を促進するため、今年度における事前調査を踏まえ、県民や観光客など誰もが本県の食を味わえる「食の賑わいの場」の創出に向けた拠点づくりの試行を実施するほか、デジタルマーケティングを活用した情報発信により、県産品の認知度向上・定着を目指してまいります。

このほか、来年度、本県で開催される「ながさきピース文化祭2025」や、佐世保市を会場と

する国際サイクルロードレース「ツール・ド・九州2025」の成功に向けて、県民の皆様と共に、おもてなしや本県の魅力発信に努めてまいります。

これに加えて、全世界から集客がある「大阪・関西万博」を契機に、万博会場での発信・PRはもとより、年間を通して、関係部局が連携した関西地区でのプロモーション及び誘客促進を図るほか、新幹線効果の拡大を図るため、県外向けの情報発信等を実施するとともに、プロスポーツクラブV・ファーレン長崎や長崎ヴェルカとの連携による、スポーツ振興等の取組を推進してまいります。

3. 最先端のテクノロジー活用やイノベーションによる力強い産業の実現

本県が有するポテンシャルや産業構造の変化を捉え、新しいテクノロジーの活用やイノベーションの創造のほか、様々なチャレンジができる環境整備・仕組みづくりを通して、県全体の産業振興に繋げていくことが重要であると考えております。

そのため、新たな基幹産業の育成に向けて、投資が活発な半導体関連産業をはじめ、海洋エネルギー関連産業や水素関連産業についてサプライチェーン構築や底上げを支援するほか、今年度の特区指定を契機とした新技術の社会実装のさらなる促進に向けた、先進的なドローン活用によるプロジェクトへの支援や、次世代モビリティについて、「長崎空港～新大村駅ルート」における自動運転バスの実証運行などを実施してまいります。

また、スタートアップの創出を促進するため、首都圏の投資家等との連携を強化し、県外からのスタートアップの呼び込みや首都圏企業等と

の取引拡大の推進を図ってまいります。

さらに、農林水産業の振興に向けて、スマート技術の導入・拡大等により、持続的な生産体制や環境づくりを推進してまいりたいと考えております。具体的には、赤潮等の養殖業における課題解決に向けた先端技術の導入や、農業、畜産業における気候変動に強い産地づくりに向けた取組を支援するほか、関係部局が連携した、農水産物をはじめとする県産品の輸出拡大に取り組んでまいります。

このほか、地域社会や産業の振興に貢献する人材の育成・確保を図るため、県内求職者への就職相談やリカレント支援などによる就労促進及びキャリアアップの支援、インターンシップ及び企業交流イベント等の充実による県内企業の魅力発信の強化に加え、移住や就業に関する効果的な情報発信等により、農林水産業等における就業者の確保対策などを推進してまいります。

加えて、様々な分野における外国人材の確保や受入れ・定着に向けて、ITや介護、農業など各分野における人材の受入れや留学生の県内就職を推進するほか、総合相談窓口の設置や事業者向けのセミナーを開催するなど、市町や関係団体等と連携した取組を展開してまいります。

4. 全世代が豊かで安全・安心に暮らせる持続可能な社会の実現

全世代の県民の皆様が、住み慣れた地域で安全・安心に暮らし続けられる環境・基盤づくりを通した持続可能な社会と併せて、性別や年齢、国籍、障害の有無などに関わらず、多様性を発揮できるダイバーシティ社会の実現を目指してまいりたいと考えております。

そのため、適切な医療・福祉・介護サービス

や必要な支援を受けられる体制の整備・充実及び人材の確保・育成に向けて、離島の公立診療所における医療提供のあり方及びオンライン機器等の普及拡大に向けた検討や、看護師や介護人材、薬剤師、歯科衛生士等の確保対策などを講じるほか、健康寿命の延伸に向けて「長崎健康革命」をキャッチフレーズに、県民が主体的に健康づくりに取り組むことのできる環境づくりを推進してまいります。

また、多文化共生社会の実現に向けて、外国人住民への地域における日本語教育の環境整備や、官民一体となった女性活躍の推進、県民の豊かな暮らしにつなげるための脱炭素社会の実現に資する省エネ・再エネ等に取り組むほか、人と動物が共生できる住みよい社会づくりの実現を目指し、「動物愛護管理センター（仮称）」の整備等を推進してまいります。

さらに、県民の安全・安心を守るため、道路、河川、港湾等におけるハード・ソフト一体となった強靱な県土づくりの推進に加え、能登半島地震を踏まえた、本県の防災対策の見直しを行い、国や市町、関係機関等との緊密な連携による、防災・減災対策の充実を図ってまいります。

5. 現下の社会経済情勢を踏まえた諸課題への対応

人口減少・少子高齢化の進展等に伴う地域経済や公共交通、地域コミュニティの維持・確保や、目下の人手不足や物価高騰等の不確実な社会・経済状況を踏まえた対策について、スピード感を持って的確に取り組んでまいりたいと考えております。

そのため、商工団体と連携し、地域を支える小規模事業者等のデジタル化を含む業務効率化や売上拡大、県内食料品製造事業者の生産性向

上等を支援するなど、賃上げの実現にも資する施策の展開を図ってまいります。

また、離島及び本土の条件不利地域等で生産・加工された製品の販路拡大や生産者・事業者の生産拡大、地域課題解決に資する商店街の取組を後押しするほか、農産物直売所における収益向上に向けた商品開発や、漁業集落の雇用創出活動等の支援など、きめ細やかな対応を行ってまいります。

なお、県においては、物価高騰等を踏まえた金融支援の一環として、売上拡大など賃上げにつながる前向きな中小企業の取組を支援するため、国の「経営力強化保証制度」を活用した低利な制度融資を創設し、12月2日から運用を開始することとしております。

今後とも、社会経済情勢を注視し、関係機関と連携しながら、適切に対応してまいります。

（長崎スタジアムシティの開業）

去る10月14日、大型複合施設「長崎スタジアムシティ」が開業いたしました。当事業は、民間による地域創生をテーマに、株式会社ジャパネットホールディングスが取り組まれる、民間主導の大型プロジェクトであり、県としても、地元自治体や関係団体等と連携して、後押ししてきたところであります。

長崎スタジアムシティは、V・ファーレン長崎と長崎ヴェルカの本拠地となるスタジアム及びアリーナのほか、ホテル、商業施設、オフィス棟など、様々な機能を有しております。

こうした新たな施設の誕生と併せ、V・ファーレン長崎については、J1昇格プレーオフ進出が決定し、長崎ヴェルカについては、2026-27シーズンから創設される国内最高峰リーグ「Bプレミア」への参入が決まったところでありま

す。

これらの相乗効果により、今後一層のスポーツ観戦等の盛り上がりによる県内外からの交流人口の拡大が見込まれるほか、入居企業や大学等による産学の連携など、様々な形で地域の活性化に寄与していただけるものと考えております。

さらに、地元の新卒者を積極的に採用されるなど、地域の雇用創出にもご貢献いただいております。街の魅力が向上し、県民に愛される場所となることで、若者の県内定着促進につながるものと期待をしております。

県としては、今後とも、県内外からの集客促進や周辺環境整備等をはじめ、本事業の様々な効果が県内各地へも波及していくよう、引き続き、関係者の皆様と連携しながら取り組んでまいります。

（海外との交流促進）

去る10月30日から11月4日まで、徳永県議会議長をはじめ県議会議員の皆様とともに、アメリカ合衆国を訪問いたしました。

今回の訪問では、南カリフォルニアの県人会組織である「LA Nagasaki-kai」の創立35周年記念行事に参加し、長年にわたり、県人会の発展に尽くしてこられた皆様の労をねぎらうとともに、関係者の皆様との懇談等を通して、交流を深めてまいりました。

また、外務省の戦略的対外発信拠点であるジャパンハウスロサンゼルスにおいて、観光・経済関係者の皆様へ、本県の観光と食の魅力のPRを行ったほか、サンフランシスコでは、現地の飲食店事業者や卸売業者などをお招きし、長崎和牛や県産酒のプロモーションを実施したところであります。

このほか、サンフランシスコの日本総領事館を表敬訪問し、意見交換を行ったほか、ロサンゼルス首席領事には、記念行事にご出席をいただき、関係者の皆様と交流を深めていただきました。

県としては、訪問で得られたネットワークも活かしながら、アメリカとのさらなる交流促進に努めてまいります。

次に、国際航空路線につきましては、10月27日に大韓航空による長崎～ソウル線の運航が週4便で再開し、長崎空港において、徳永県議会議長にもご出席いただき、大韓航空や関係機関の皆様と運航再開記念セレモニーを開催いたしました。

また、10月28日にはソウル特別市において、大韓航空や旅行会社、県産品取扱事業者、県内の経済団体等の皆様のご参加のもと、運航再開記念レセプションを開催し、今後の路線利用促進に向けた気運醸成を図ったところであります。

このほか、韓国・全羅南道の務安国際空港と長崎空港を結ぶチャーター便が、韓国のLCCであるチェジュ航空により、12月10日から令和7年3月29日までの間、週3便で48往復運航されることが決定いたしました。

県においては、このような国際航空路線の充実を踏まえ、県民の利用促進に向けた関係予算を、本定例県議会に提案しております。

引き続き、国際航空路線の誘致に取り組み、長崎空港を活用したインバウンド誘客やアウトバウンドの利用促進に力を注いでまいります。

（ながさきピース文化祭2025の開催準備）

去る10月23日に、「ながさきピース文化祭2025」の新たなアンバサダーとして、アーティストの浦川翔平さん、俳優の長濱ねるさん、ジ

ジャズピアニストの平戸祐介さん、イラストレーターのBUSONさん、俳優の水上恒司さんにご就任いただくことを発表いたしました。

発信力の高いアンバサダーの皆様にご協力をいただきながら、本文化祭のより一層の機運醸成に努めてまいりたいと考えております。

また、11月24日には、私自身が、次年度開催県を代表し、今年度開催県である岐阜県の「『清流の国ぎふ』文化祭2024」の閉会式に出席してまいりました。

閉会式では、本県のPR映像の放映や伝統芸能である龍踊を披露するなど、本県が持つ文化の魅力を発信するとともに、岐阜県知事から大会旗の引継ぎを受け、来年の本県開催に向けて決意を新たにしたところであります。

県としては、引き続き、市町や関係団体等としっかりと連携し、多くの皆様の心に残る文化祭となるよう、開催に向けた準備に万全を期してまいります。

（石木ダムの推進）

去る9月2日付けで長崎県公共事業評価監視委員会から提出された、石木ダム建設事業の継続を認める意見書を踏まえ、今般、県として、事業を継続する対応方針を決定し、10月4日に所管官庁である国土交通省へ報告を行いました。

また、佐世保市及び川棚町とともに取りまとめを進めている水源地域整備計画の素案については、現在、地元住民の皆様のご意見を伺っているところであり、年内には公表できる見込みであります。

これにより、地元住民の皆様をはじめ、川原地区にお住まいの13世帯の皆様にも、地域振興策に対する具体的なイメージを持っていただきたいと思います。

県としては、石木ダムの一日も早い完成に向けて、事業の理解促進に努めるとともに、新たな工程に沿って着実に工事を進め、引き続き、佐世保市及び川棚町と一体となって、事業の推進に力を注いでまいります。

（安全・安心な県土づくりの推進）

去る1月に発生した能登半島地震での課題等を踏まえ、国の取組や市町及び関係機関等からのご意見等も参考にしながら検証を進め、このたび、本県における防災対策の見直し内容を取りまとめました。

今回見直した内容は、被災地の情報収集や避難所の運営対策、物資調達・輸送対策、自治体支援など防災対策の根幹となる重要事項に関する部分であり、市町が実施主体となるものも多く含まれております。

今後とも、市町と十分に協議等を行いながら、具体的な取組を推進していくほか、国が検討中の対策についても、その検討状況等を踏まえ、本県の対策に反映させてまいります。

また、令和3年7月に静岡県熱海市で発生した盛土崩落に伴う大規模な土石流災害を契機とした対策については、昨年5月に施行された宅地造成及び特定盛土等規制法を踏まえ、関係市町と調整を行いながら、基礎調査等を進め、規制区域（案）をとりまとめました。

今後、半年間の周知期間を設け、令和7年5月23日から規制区域の指定及び許可等の運用を開始する予定としており、県としては、関係市町と連携しながら、規制区域（案）の周知啓発を含め、適切に対応してまいります。

このほか、県では、強靱な県土づくりに向け、高規格道路の整備等を重点的に進めております。

このうち、西九州自動車道の松浦インターチ

エンジから平戸インターチェンジ間については、令和7年度の供用に向けて着々と工事が進められており、平戸インターチェンジから江迎鹿町インターチェンジ間についても、12月1日に江迎3号トンネルの貫通式が行われる予定であります。

こうした事業進捗が図られる中、11月15日には、西九州自動車道の一層の整備促進を図るため、本県など関係県市町合同による建設促進大会を、東京都で開催いたしました。

松浦佐々道路をはじめとする事業中区間の早期完成や、暫定2車線区間の4車線化への早期着手などを決議し、関係国会議員の皆様のご支援もいただきながら、徳永県議会議長や関係皆様とともに、国土交通省と財務省へ要望を行ったところであります。

併せて、同日には、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が令和7年度で最終年度となることから、国土交通省や財務省等に対し、来年度の国土強靱化予算の十分な確保とともに、対策期間終了後の国土強靱化の安定的な推進について、徳永県議会議長や関係皆様とともに、要望を行ってまいりました。

県としては、引き続き、防災・減災対策や幹線道路ネットワークの整備等に努め、安全・安心な県土づくりを推進してまいります。

（企業誘致の推進）

去る10月21日、大阪市に本社を置く仁Studio株式会社が、壱岐市への立地を決定されました。同社は、ゲームやビジネスサービスの企画開発を実施されており、5年間で17名を雇用し、メタバースなどを用いた企業向けの業務支援、ARやVRを用いた体験コンテンツの企画などを行うこととされております。

また、11月8日には、福岡市に本社を置く株式会社九州DTSが、長崎市への立地を決定されました。同社は、銀行など金融ビジネス全般に対する決済システムや財務・生産管理など法人向けアプリケーションの開発をされており、5年間で42名を雇用し、県内のIT企業と連携したシステム開発などを行うこととされております。

県としては、雇用の拡大と地域経済の活性化を目指して、地元自治体や関係機関と連携しながら、企業誘致の推進に力を注いでまいります。

（スポーツの振興）

去る10月5日から15日まで佐賀県で開催された国民スポーツ大会において、本県は、ボウリング競技成年男子における団体4チーム戦での2連覇をはじめ、ソフトボール競技成年男子、銃剣道競技成年男子が優勝を飾りました。

さらに、陸上競技成年女子の森智香子選手、ボウリング競技成年男子の福満亮選手が準優勝を果たすなど、18競技46種目で入賞し、総合成績は40位という結果となりました。

また、同じく佐賀県で10月26日から28日まで開催された全国障害者スポーツ大会では、陸上知的少年男子100メートル及び200メートル並びに男女共通400メートルリレーにおいて、臼木大悟選手が3年連続で3冠に輝くなど、本県選手団は、昨年43個を上回る45個のメダルを獲得いたしました。

「ふるさと長崎県」の代表として、力の限りを尽くされた本県両選手団の皆様のご健闘をたたえとともに、温かい声援をいただいた多くの県民の皆様に、心から感謝申し上げます。

引き続き、県スポーツ協会や県障害者スポーツ協会、各競技団体をはじめ、関係者の皆様と一体となって、選手・指導者の育成強化など、

さらなる競技力の向上やスポーツの裾野拡大に努めてまいります。

次に、議案関係についてご説明いたします。

まず、補正予算であります。今回は、職員給与費の既定予算の過不足の調整に要する経費、その他緊急を要する経費について編成いたしました。

一般会計8億3,116万8,000円の減額、特別会計450万円の減額、企業会計653万7,000円の増額補正をしております。

この結果、現計予算と合算した本年度の一般会計の歳入歳出予算額は、7,383億499万1,000円となり、前年同期の予算に比べ、766億5,929万円の減となっております。

次に、予算以外の議案のうち、主なものについてご説明いたします。

第97号議案「長崎県手数料条例の一部を改正する条例」は、「旅券法施行令の一部を改正する政令」の公布に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

第103号議案「契約の締結について」は、県南振興局庁舎建設工事の請負契約を締結しようとするものであります。

第110号議案「公の施設の指定管理者の指定について」は、長崎県看護キャリア支援センターの管理を行う指定管理者を指定しようとするものであります。

第115号議案は、長崎県教育委員会の委員の任命について議会の同意を得ようとするものであります。

委員といたしまして、本田道明君、郷野和代君を任命しようとするものであります。

第116号議案は、長崎県公安委員会の委員の任命について議会の同意を得ようとするもので

あります。

委員といたしまして、真下和枝君を任命しようとするものであります。

いずれも適任と存じますので、ご決定を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、教育委員会委員を退任されます、廣田勲君、伊東昌子君、公安委員会委員を退任されます、安部恵美子君には、在任中、多大のご尽力をいただきました。この機会に厚くお礼申し上げます。

その他の案件については、説明を省略させていただきますので、ご了承を賜りたいと存じます。

以上をもちまして、本日提出いたしました議案の説明を終わります。

なにとぞ、慎重にご審議のうえ、適正なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（徳永達也君） お諮りいたします。

ただいま上程いたしました議案のうち、第115号議案「長崎県教育委員会の委員の任命について議会の同意を求めることについて」、及び第116号議案「長崎県公安委員会の委員の任命について議会の同意を求めることについて」は、委員会付託及び質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

まず、第115号議案は、原案のとおり、委員として、本田道明君、郷野和代君にそれぞれ同意を与えることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君） ご異議なしと認めます。

よって、第115号議案は、原案のとおりそれ

ぞれ同意を与えることに決定されました。

次に、第116号議案は、原案のとおり、委員として、真下和枝君に同意を与えることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君） ご異議なしと認めます。

よって、第116号議案は、原案のとおり同意を与えることに決定されました。

次に、田中愛国議員ほか44名より、「五島海域における中国軍機の領空侵犯に関する意見書案」が、お手元に配付いたしておりますとおり、提出されておりますので、これを議題といたします。

提出者に、提案理由の説明を求めます。

溝口議員—45番。

○45番（溝口芙美雄君）（拍手）〔登壇〕 皆さん、おはようございます。

自由民主党の溝口芙美雄でございます。

「五島海域における中国軍機の領空侵犯に関する意見書案」は、45名の議員発議として提案されております。

45名を代表いたしまして、意見書案を読み上げさせていただきます。

五島海域における中国軍機の領空侵犯に関する意見書案

本年8月26日、中国軍のY-9情報収集機が長崎県五島市の男女群島付近の我が国領海上空を侵犯した。防衛省によると、当該軍用機は約2分間にわたり我が国領空内を飛行した後、1時間半にわたり周辺空域で旋回を続けた。防衛省が中国軍用機による領空侵犯を確認し、公表したのはこれが初めてである。

当該事案に対して、自衛隊が領空侵犯を防ぐために緊急発進（スクランブル）を行ったが、

領空侵犯を阻止できず、その後も中国軍機が領空周辺空域の飛行を継続していたことは極めて深刻な問題である。

こうした領空侵犯は、国際法上違法な行為であり、我が国の主権の重大な侵害であるだけでなく、国民の安全を脅かすものであり、断じて容認することはできない。

去る11月19日、中国政府が日本政府に対して当該事案の事実関係を認めた上で再発防止に努める旨を伝達してきたことが明らかとなったが、技術的な問題による領空侵入であったとの中国政府の説明に対して日本政府は疑問を呈している。

当該事案を風化させることなく、毅然とした態度を取り続けなければ、今後さらに領空侵犯が増加し、我が国領空を侵す事案が常態化する危険性がある。

よって、国境離島を有する本県議会は、県民の安全を守る立場から、国におかれては下記事項について、特段の措置を講じるよう強く要請する。

記

1. 中国政府に対する外交努力を継続し、再発防止策を講じること。
2. 関係自治体及び国民への情報提供を適時・適切に実施すること。
3. 我が国の領土・領海・領空侵犯を防ぎ、国民の安全確保に期すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年11月26日

長崎県議会

議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（徳永達也君） お諮りいたします。

本動議は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本動議は、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君） ご異議なしと認めます。

よって、本動議は、可決されました。

本日の会議は、これにて終了いたします。

明日から、12月1日までは、議案調査等のため本会議は休会、12月2日は、定刻より本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

— 午前11時16分 散会 —

第 7 目 目

令和6年11月定例会

令和6年12月2日

議 事 日 程

第 7 日 目

————— ◇ ————— ◇ —————

1 開 議

2 県政一般に対する質問

3 散 会

令和6年12月2日（火曜日）

出席議員（45名）

1番 大倉 聡 君
 2番 本多 泰邦 君
 3番 白川 鮎美 君
 4番 まきやま 大和 君
 5番 虎島 泰洋 君
 6番 畑島 晃貴 君
 8番 富岡 孝介 君
 9番 大久保 堅太 君
 10番 中村 俊介 君
 11番 山村 健志 君
 12番 初手 安幸 君
 13番 鵜瀬 和博 君
 14番 清川 久義 君
 15番 坂口 慎一 君
 16番 宮本 法広 君
 17番 中村 泰輔 君
 18番 饗庭 敦子 君
 19番 堤 典子 君
 20番 坂本 浩 君
 21番 千住 良治 君
 22番 山下 博史 君
 23番 石本 政弘 君
 24番 中村 一三 君
 25番 大場 博文 君
 26番 近藤 智昭 君
 27番 宅島 寿一 君
 28番 山本 由夫 君
 29番 吉村 洋 君
 30番 松本 洋介 君
 31番 ごう まなみ 君
 32番 堀江 ひとみ 君
 33番 中山 功 君
 34番 小林 克敏 君
 35番 川崎 祥司 君

36番 深堀 ひろし 君
 37番 山口 初実 君
 38番 山田 朋子 君
 39番 中島 浩介 君
 40番 前田 哲也 君
 41番 浅田 ますみ 君
 42番 外間 雅広 君
 43番 徳永 達也 君
 44番 瀬川 光之 君
 45番 溝口 芙美雄 君
 46番 田中 愛国 君

欠席議員（1名）

7番 湊 亮太 君

説明のため出席した者

知事 大石 賢吾 君
 副知事 浦 真樹 君
 副知事 馬場 裕子 君
 秘書・広報戦略部長 陣野 和弘 君
 企画部長 早稲田 智仁 君
 総務部長 中尾 正英 君
 危機管理部長 今富 洋祐 君
 地域振興部長 小川 雅純 君
 文化観光国際部長 伊達 良弘 君
 県民生活環境部長 大 安哲也 君
 福祉保健部長 新田 惇一 君
 こども政策局長 浦 亮治 君
 産業労働部長 宮地 智弘 君
 水産部長 吉田 誠 君
 農林部長 渋谷 隆秀 君
 土木部長 中尾 吉宏 君
 会計管理者 井手 美都子 君
 土木部技監 植村 公彦 君
 交通局長 太田 彰幸 君

地域振興部政策監	渡 辺 大 祐 君
文化観光国際部政策監	村 田 利 博 君
産業労働部政策監	石 田 智 久 君
教育委員会教育長	前 川 謙 介 君
選挙管理委員会委員	中 島 廣 義 君
代表監査委員	下 田 芳 之 君
人事委員会委員	辻 良 子 君
公安委員会委員	長谷川 宏 君
警察本部長	遠 藤 顕 史 君
監査事務局長	桑 宮 直 彦 君
人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任)	田 中 紀久美 君
教育次長	狩 野 博 臣 君
財政課総括課長補佐	川 瀬 泰 介 君
秘書課長	黒 島 航 君
選挙管理委員会書記長	楠 本 雅 一 君
警察本部参事官兼総務課長	古 賀 新 一 君

議会事務局職員出席者

局 長	中 尾 美恵子 君
次長兼総務課長	濱 口 孝 君
議 事 課 長	佐 藤 隆 幸 君
政 務 調 査 課 長	大 宮 巖 浩 君
議事課課長補佐	永 尾 弘 之 君
議 事 課 係 長	山 口 祐一郎 君
議事課会計年度任用職員	天 雨 千代子 君

— 午前10時 0分 開議 —

○議長（徳永達也君） おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

これより一般質問を行います。

松本議員—30番。

○30番（松本洋介君）（拍手）〔登壇〕 おはようございます。

自由民主党、大村市選挙区選出、松本洋介でございます。

さきの衆議院議員選挙におきまして、県民の皆様から、物価高や人手不足など、経済、雇用の不安や災害や防衛に対する不安など、様々な地域の声を伺い、多くの県民の皆様が、政治に対して結果を求めているとともに、政治の責任の大きさを改めて感じました。

本県を取り巻く状況は厳しいものがありますが、暗いと不平を言うのではなく、進んで明かりをつけられるよう、代弁者としての議員の役目を果たすべく、県政の様々な課題に対して改善提案となる質問を、通告に従いまして、一問一答方式でさせていただきます。

知事、関係部長におきましては、前向きなご答弁を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

1、知事の政治姿勢について。

(1) 令和7年度の長崎県の主要施策について。

①令和5年度の決算審査を受けての成果と課題について。

来年度の長崎県の予算編成において、県議会における決算審査の議論や結果は、次の予算編成に向けた重要な要素になると思います。

そこで、県が実施している事業の成果と課題について、令和5年度の決算審査を踏まえてどのように考えているのか、お尋ねし、以下の質問は、対面演壇席からさせていただきます。

○議長（徳永達也君） 総務部長。

○総務部長（中尾正英君） 当初予算の編成においては、政策評価による検証や決算審査のご意見も踏まえ、成果が出ている事業は、引き続き着実な実施に努める一方で、課題がある事業は、改善や対策の強化を図っていく必要があるものと認識しております。

総合計画の事業群ごとの進捗状況を見ますと、移住者数は、平成28年度の454人から令和5年度

は2,075人と約4倍に増加したほか、高校生の県内就職率は、平成26年度の57.7%から68.5%と約10%の伸びとなるなど、こうした順調な取組は、これまでの方向性に沿って、さらに推進していくものと考えております。

一方、近年のコロナ禍や長引く物価高などにより、依然として厳しい社会経済情勢にある中で、人口減少問題や県民所得向上など本県の長期的な課題について、引き続き力を入れていく必要があると考えており、今後の予算編成においては、県議会のご議論も十分に踏まえながら、事業のさらなる見直しや改善等に努め、より施策効果の高い予算となるよう、しっかりと取り組んでまいります。

○議長（徳永達也君） 松本議員—30番。

○30番（松本洋介君） ②令和7年度に向けた取組について。

総合計画の期間であるこれまでの4年間の取組で、コロナ禍を経験しながらも成果が上がったところは評価いたしますが、人口減少や県民所得の向上など構造的な課題は依然として厳しい状況であると思います。

また、最近では物価高や人手不足など経済雇用情勢も厳しい中で、今般、令和7年度の主要施策が示されたところです。

この主要施策についての基本的な考え方について、お尋ねします。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 令和7年度は、総合計画の最終年度としての総仕上げや、新しい長崎県づくりのビジョンの実現に向けた取組を進めるとともに、現下の社会経済情勢を踏まえた諸課題にも適切に対応していくという基本的な考え方に基つきまして、5つの重点テーマに沿って施策を構築することとしております。

このうち、こども施策においては、子どもたちの未来は、本県の未来そのものであって、子どもたちが安全・安心で健やかに成長し、能力と可能性を高めることを支援して、多様な活躍につなげていきたいと、その思いから、こどもの居場所づくりや子育て支援策の充実などに取り組んでまいります。

また、多方面から選ばれる長崎県の実現に向けては、豊かな食材やグルメを有する本県の強みを活かして、食の賑わいの創出や県産農水産物等の消費拡大のため、食の体験拠点づくりの実証や食文化の魅力発信などを実施することとしております。

さらに活力ある地域社会を構築するためには、その基盤となります経済の活性化が重要でありますことから、力強い産業の実現に向けまして、新たな基幹産業としての半導体関連産業におけるサプライチェーン強化のための支援に加えて、「新技術実装連携“絆”特区」の指定を踏まえたドローンの活用のほか、自動運転バスの実証運行等に注力をしてまいります。

このほか、安全・安心に暮らせる持続可能な社会の実現に向けては、能登半島地震を踏まえた防災・減災対策やインフラ老朽化対策の充実・強化を図るとともに、足元の諸課題に対しても、小規模事業者の生産性向上や賃上げ支援など、きめ細やかな対応に努めてまいります。

今後とも、事業効果の最大化を目指して、庁内外の連携、融合を促進しまして、新たな発想や視点を積極的に取り込みつつ、県議会等のご意見もお聞きしながら、さらに検討を深めてまいりますと考えております。

○議長（徳永達也君） 松本議員—30番。

○30番（松本洋介君） 今の社会情勢や経済情勢、そして昨年度の決算の結果、様々な要素を

考慮したうえで、来年度予算が編成されると思います。5つの重点テーマの意義や、また必要性を皆さんがわかるように、事業の詳細は今後出てくると思いますので、しっかりそれを発信していただきたいと思います。

（2）国の経済対策への対応について。

①新たな経済対策として物価高への対応について。

国においては、11月22日に、経済成長や物価高の克服などを柱とした新たな総合経済対策が閣議決定され、現在、その裏付けとなる補正予算の編成に向けて検討が進められているようですが、このうち喫緊の課題である物価高対策については、今回の国の経済対策において、本県にどのような支援が予定されているのか、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 物価高騰対策につきましては、これまで本県においても、マイナンバーカードを活用した生活者支援であったり、医療・福祉、商工、農林、水産など各分野の状況に応じた支援を行ってきております。県民生活の下支えや事業継続、生産性向上などに一定の寄与をすることができたものと考えております。

しかしながら、物価高騰の影響は長期化をしておりますして、依然として困難な状況にある生活者や事業者の皆様をしっかりと支えていく必要があると認識をしております。

現在、県において、国の経済対策で示されました学校給食費の支援などの生活者支援や、LPガス、飼料などのエネルギー・資材価格の高騰に対する事業者向けの支援等の推奨事例も参考にしながら、国からの交付金を活用した具体的な支援策の検討を進めているところでございます。

補正予算の速やかな編成を含めまして、引き続き、市町等と連携しながら適切に対応してまいります。

○議長（徳永達也君） 松本議員—30番。

○30番（松本洋介君） 新たな経済対策が、物価高の喫緊の課題にいかに関速に、効果的に県民の皆様の暮らしに直結した対策になるかは、今後の県の対応にかかってくると思います。各団体や市町と連携して、ニーズに合った準備を進めてください。

②年収の壁見直しについて。

今般取りまとめられた国の経済対策においては、所得税が発生する、いわゆる「103万円の壁」の見直しについても、「令和7年度税制改正の中で議論し、引き上げる」と明記されたところであり、今後、国においては詳細な検討が進められていくものと思います。

この見直しについては、国民の手取りを増やすことに加え、雇用や所得環境の改善や人手不足の解消につながるといった効果が期待される一方で、地方税や地方交付税の大幅な減収により、今後の財政運営への影響が危惧されるとの声もあります。

そこで、今回の「年収の壁」の見直しについて、県としてどのように認識しているのか、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） あくまで地方財政に影響が生じないということが前提でございますけれども、今回のいわゆる「年収の壁」の引き上げについては、働く時間を延長することができる環境づくりの後押しにつながると考えます。また、それによって所得の増加や労働力の供給などの効果が期待されるものと認識をしております。

地方財政への影響につきましては、国全体で住民税と地方交付税で5兆円を超える減収が見込まれておりまして、本県でも概算で、県分で約240億円、市町分で約260億円の減収となる試算でございます。

本県は、自主財源に乏しく、歳出予算のうち社会保障関係費等の義務的経費以外の施策的な経費に充てている財源が約500億円程度であることを踏まえますと、約240億円の減収は、これは行政運営が立ちゆかなくなるような規模感であると考えております。

現在、国におきまして、制度面を含めた具体の検討が進められておりますけれども、その際には、地方が担う安定的な住民サービスの提供に支障を来すことがないように、財源をしっかりと確保していただく必要があると認識しております。

○議長（徳永達也君） 松本議員—30番。

○30番（松本洋介君） 本県において約240億円、県内市町で約260億円という影響額は、今後毎年のことなので、かなりの影響があると思います。

そもそもこの制度は、もっと働きたくても働けない方々や、そして雇いたくても雇えない方々を対象としたものでありますので、そういった方々を対象とする減税として所得制限を設けることや、先ほどありましたように地方の負担には国が補填するなど、影響額を縮減する対応も必要であると私も考えております。

（3）平和発信の取り組みについて。

①日本被団協の「ノーベル平和賞」受賞と被爆80年について。

令和6年10月11日に、「日本原水爆被害者団体協議会」が「ノーベル平和賞」を受賞することが発表されました。

現在の国際情勢を見ると、核兵器が実際に使用されるか懸念が高まる中で、今回の受賞が核兵器廃絶に向けた機運を高めるものと思います。

さらに来年は、被爆80年の節目の年を迎えます。被爆者の高齢化と次世代への継承が課題となる中で、今回の受賞と来年の被爆80年に向けての知事のご見解をお尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 今回の受賞は、「日本原水爆被害者団体協議会」の皆様方の長年にわたる「核兵器のない世界」の実現に向けた努力と、多岐にわたる活動が評価されたものだとの認識をしております。被爆者の皆様の取組が世界から認められたことは、核なき世界を目指すうえで大変意義が深いものだと考えております。

県としましては、次期SDGsの目標に核兵器廃絶を位置づけるための取組を進めてきておりまして、今回の受賞を契機に、国際社会全体で核兵器廃絶に向けた行動が、今後さらに広がっていくことを心から望んでおります。

また、被爆者の平均年齢が85歳を超え、高齢化が進む中、来年は、被爆80年の節目の年を迎えます。

県としましては、平和意識の醸成に向けて、長崎市や広島県、関係団体等と連携をしまして、被爆地から世界に向けて、「長崎を最後の被爆地に」と、その思いを発信するとともに、次代を担う平和人材の育成、地域や世代を超えた平和教育に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 松本議員—30番。

○30番（松本洋介君） ②核兵器禁止条約について。

世界では戦争が勃発している中、平和を訴える意味で、核兵器の禁止条約の批准に対して、

本県はオブザーバー参加を求めている、同じ被爆県である広島県においては、政府に対して核兵器禁止条約の批准を求めています。被団協の「ノーベル平和賞」受賞や被爆80年の節目を迎えるに当たり、知事のお考えをお尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 核兵器を取り巻く国際情勢は、ロシアによるウクライナ侵攻や緊迫化する中東情勢を背景に、核兵器使用のリスクが高まっております。そういったことが懸念される大変厳しい状況にあります。

一方で、来年、被爆80年の節目の年を迎える中、日本被団協が「ノーベル平和賞」を受賞するなど、核兵器廃絶に向けた機運は高まりを見せているものと考えております。

また、私自身も、令和4年度からNPT再検討会議に参加をさせていただきまして、「長崎を最後の被爆地に」という県民の皆様の思いを世界に向けて発信するとともに、広島県や長崎市とも連携した取組を進めてきたところでございます。

核兵器禁止条約につきまして、広島県が政府に対して批准を求めている状況は認識をしております。

県としては、核兵器廃絶に向けた機運が高まる中、県議会における議論等も尊重しながら議論を進めていきたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 松本議員—30番。

○30番（松本洋介君） 2、人口減少対策について。

（1）社会減対策について。

①移住対策の成果と要因について。

本県における社会減の状況を見ると、平成29年は7,089人の減少が、令和5年には4,057人の

減少となっております。転出超過が改善しております。

その要因としましては、コロナ禍において転出者が、平成29年5万6,730人から、令和5年は5万713人と減少したことによると思います。

それならば、次は転入者を増やす取組が必要となってきますが、本県の移住者対策の成果とその要因について、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 地域振興部長。

○地域振興部長（小川雅純君） 本県への移住者数は、平成29年度は782人で、令和5年度は2,075人と約3倍となっており、社会減対策としての移住施策は一定の効果が出ているものと認識しております。

移住者が増加している主な要因としては、平成28年度に市町と共同運営で設置した「ながさき移住サポートセンター」を中心としながら、就職、住まいなどの移住に関する相談対応や、都市部での移住相談会の開催に取り組んできたこと、また、市町における移住相談窓口の機能強化など、県と市町が連携して様々な施策に取り組んできたことにより、移住者の増加につながっているものと考えております。

引き続き、関係部局や市町と連携しながら、本県の魅力等について効果的な情報発信に取り組むなど、さらなる移住の促進に努めてまいります。

○議長（徳永達也君） 松本議員—30番。

○30番（松本洋介君） 今、答弁にありましたが、やはり要因として、市町と共同運営した「ながさき移住サポートセンター」の効果が大きいのではないかと思います。

しかしながら、今うまくいっていても、全国全ての自治体がこれに取り組んでいるため、今後も地域間競争が激しくなります。だからこそ、

本県の魅力や住まい、生活情報など情報発信が重要になってくると思います。

このたび、今年度から、ながさきPR戦略課もできましたので、そういったところと市町と連携しながら、他県に負けない、もう一步踏み込んだ移住対策を引き続きお願いします。

②県内就職の現状と今後の取組について。

高校生の県内就職を見てみますと、平成26年度の57.7%から、令和5年度は68.5%へ約10%増加をしております。コロナ禍があったことありますが、この大幅な増加について評価するところであります。

この要因について、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 産業労働部政策監。

○産業労働部政策監（石田智久君） 高校生の県内就職につきましては、生徒に県内企業の情報を周知する取組が必要と考え、平成24年度から、就職する生徒が多い高校を中心にキャリアサポートスタッフを配置し、働く環境など、求人票だけでは伝わりにくい県内企業の詳細な情報を生徒に提供してまいりました。

また、平成28年度からは、さらに理解が深まるよう、県内企業の担当者が生徒に直接説明する企業説明会を県内各地域で実施し、加えて令和4年度からは、県内の全工業高校を対象とした広域合同企業説明会を開催するなど、マッチング機会の確保に努めてきたところでございます。

こうした継続的な取組を行った結果、本年3月卒の高校生の県内就職率は68.5%となっているところでございます。

○議長（徳永達也君） 松本議員—30番。

○30番（松本洋介君） 成果の要因を伺いましたが、こちらもそうですが、やはり人材不足の解決にとっても、今後も県内就職率を、十分高

いんですけれど、さらに引き上げていくことが必要になってまいります。

そのための具体的な取組について、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 産業労働部政策監。

○産業労働部政策監（石田智久君） 高校生の県内就職をさらに促進するためには、企業や関係団体、学校との連携を深めながら、県内企業で働く魅力を生徒や保護者の皆様に知っていただくための取組を強化することが必要だと認識しております。

そのため、今年2月から、保護者対象の企業見学会を開催し、今年度からは、企業選定や広報内容について各地域の工業会と協議、調整のうえ、連携しながら実施をしているところでございます。

また、先ほど答弁いたしました工業高校生対象の企業説明会につきましては、生徒から高い評価をいただいております。来年度における普通高校や商業高校への対象拡大について、高等学校の意見を伺いながら検討を進めたところでございます。

今後とも、関係者とのより一層の連携強化を図りながら、県内就職率の向上に努めてまいります。

○議長（徳永達也君） 松本議員—30番。

○30番（松本洋介君） 半導体関係でいえば熊本県がかなり力を入れておりまして、本県からの流出もかなり出ております。

一方で、県内の地元の企業においては、高校生がなかなか地元に来てくれないという相談も受けております。高校生の段階からのマッチング、それと保護者に対してもやはりアプローチをかけていく、そういったところをまたしっかりとやっていただきたいと思います。

（2）自然減対策について。

①出産支援について。

本県における令和5年の合計特殊出生率は1.49となっており、全国的には高い水準にありますが、県民の希望出生率2.08とは大きな開きがあります。そこには、実際に産みたいと思っていますが、産めない方の差があります。

要因の一つとして、晩婚化等に伴う不妊に悩む方の増加が考えられ、不妊治療に対する支援のニーズは高まっていると思います。

そういった中、本県では、令和5年度から不妊治療の助成事業を開始されたと伺っていますが、これまでの実施状況と課題があれば、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） こども政策局長。

○こども政策局長（浦 亮治君） 本県におきましては、令和5年度から、不妊治療にかかる先進医療費の一部を県の単独事業として助成をしております。昨年度は、当初予算額1,440万円に対して259件、806万6,000円の実績となっております。

また、今年度におきましては、10月末時点の助成件数が179件と、昨年度の実績を上回る見込みで推移しており、助成額も当初予算額1,250万円に対して623万円を執行しているところでございまして、周知が進む中、治療に対するニーズも高まり、現在のところ順調に予算執行が推移するなど、不妊治療を希望する夫婦にとって治療を受けやすい環境が整ってきたものと考えております。

一方で、助成対象となる治療を行う医療機関は県内に1か所であり、先進医療を希望する場合は、各地域の産婦人科から先進医療機関へ必要に応じてつなげていただくことが重要であることから、産婦人科医会とも連携を図りながら

一層の制度周知に努め、不妊に悩む方の治療を後押ししてまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 松本議員—30番。

○30番（松本洋介君） 県単独で行ったこの不妊助成事業ですが、延べで400件以上の方が補助を受けて不妊治療を受けることができた、不妊に悩む多くの方々の一助になったのは確かですが、先ほど答弁にありますとおり、1か所しか県内でできないと、十分に周知できない状況もあると思います。予算も十分に残っている、引き続き対応をよろしくお願いいたします。

②保育士の離職防止対策について。

働く女性が増える中で、安心して子どもを預けられる保育の受け皿確保は重要であります。国は、こども家庭庁を創設し子育て支援に力を入れていますが、保育の現場からは、多くの制度があっても、最終的には人材確保が課題であり、本県においては、採用5年以内の保育士の離職率は52.7%となっており、半数以上の方が5年以内に離職している状況であります。

保育士の離職理由の一つに、勤務内容に対する処遇の低さがあることから、県では、今年度から新たに離職防止を目的とした県独自の処遇改善策を実施していますが、その内容と効果について、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） こども政策局長。

○こども政策局長（浦 亮治君） 今年度開始しました保育士等処遇改善推進事業は、保育士の離職防止と保育の質の向上を目的とし、研修の受講を要件としまして、保育士等一人当たり年額2万円を支給する事業でございます。

本事業の要件となっております研修については、保育士同士で意見交換を行うワークショップ形式を取り入れて実施していただくこととし

ておりまして、また、保育士の移動の負担や人員不足の現場を考え、保育の現場にしながら受講できる園内研修としているところがございます。

実際に研修を受講した保育士へのアンケートでは、「同僚保育士と話し合う機会が増えた」、「職員間の関係性が深められた」などのご意見もいただいております、このようなスタイルでの研修の実施が、普段から話しやすく、風通しの良い職場環境づくりに寄与し、離職防止の効果につながるものと考えております。

より多くの園が本事業を活用していただくよう、こうしたアンケート結果も踏まえながら働きかけるとともに、保育の質の向上と保育士の離職防止に取り組んでまいります。

○議長（徳永達也君） 松本議員—30番。

○30番（松本洋介君） 処遇改善推進事業については、ただ処遇を、給与を増やすというのではなくて、先ほど研修にあったように、資質向上と職場環境の改善の効果も期待できております。ぜひ、今後とも継続して実施していただくようお願いします。今後とも市町や保育士協会等と連携しながら、さらなる質の向上と保育士の離職防止に取り組んでいただきたいと思います。

3、県民所得向上対策について。

（1）これまでの成果について。

①これまでの実績とその要因について。

県民所得というのは、県民個人の所得だけでなく、企業の利潤を含んだ県民経済全体の所得をあらわすもので、県では、県民所得向上対策として、各産業の生産活動による付加価値の増加を目指し、産業分野ごとに数値目標をあげて推進してきました。平成28年からは、5か年計画で1,028億円の増加目標をあげ、平成30年度の実績は、目標を大きく上回る1,377億円の実績

となりました。

この成果の要因について、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 企画部長。

○企画部長（早稲田智仁君） 県におきましては、平成25年度から県民所得向上対策に取り組んでおり、製造業や農林水産業など各産業分野において、生産活動による付加価値の増加額の具体的な数値目標を掲げ、生産現場や県民の皆様の声などをお聞きしながら施策を構築し、推進してまいりました。

このうち平成28年度からの第2期計画については、製造業分野における中堅企業の生産性や付加価値向上にかかる支援をはじめ、農林水産業での輸出拡大に向けた取組、観光業における誘客や消費拡大対策など、民間企業や生産者、関係団体の皆様とも連携しながら、全庁を挙げて取り組んだところであります。

このような結果、計画期間の途中であります平成30年度時点で、最終増加目標である1,028億円の目標値を達成できたものと認識しております。

○議長（徳永達也君） 松本議員—30番。

○30番（松本洋介君） （2）今後の取り組みについて。

①物価高や人材不足などの影響の中でどのように県民所得向上に取り組むのか。

今回の県民所得の成果というのは、縦割りではなくて部局横断的にやったこと、それと数値目標を明確にしたこと、それと民間の要望、どういことをすれば上がるのかという意見を参考にして事業を立てたことが大きいと思います。

しかしながら、現在は第3期、令和3年度から令和7年度までの計画ですが、先ほどから申しているとおりにコロナ禍や物価高がありました。大変厳しい経済状況において、具体的にどのよ

うに県民所得を向上させていくのか、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 企画部長。

○企画部長（早稲田智仁君） 県としましては、現下の物価高騰や人手不足などの社会経済情勢を踏まえ、引き続き、県民所得向上に向けて迅速かつ的確に対策を講じ、各産業の活性化を図ることが重要であると認識しております。

そのため製造業においては、半導体関連産業をはじめ、新たな基幹産業化に向けた支援のほか、例えばドローン、次世代モビリティなど最先端テクノロジーの活用やイノベーションの創造により、県全体の産業振興につなげてまいりたいと考えております。

また、農林水産業においては、スマート化や気候変動対策等により、持続可能な生産体制、環境づくりを推進しますとともに、観光消費額の拡大に向けては、インバウンドが回復傾向にある中、本年10月に運航が再開した国際定期航空路線の長崎－ソウル線などを活かして、誘客に向けた取組を強化してまいります。

今後とも、国の経済対策なども活用しながら、目標の達成に向けて各種の施策を推進してまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 松本議員—30番。

○30番（松本洋介君） 状況は変わりましたが、やはりDXや国の経済対策等を活用すれば、この厳しい状況でも、十分、県民所得向上は対策できると思いますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

4、九州新幹線西九州ルート整備促進について。

（1）全線フル規格の整備実現について。

①現状における進捗状況について。

9月23日で新幹線開業2周年となり、これまで

520万人が利用し、新幹線定期券利用者も開業により282%の増加となりました。

そういった中、5月13日に、長崎、佐賀、JR九州による3者意見交換があり、7月24日には、与党PTにて、沿線自治体の市長や会頭から個別に意見聴取がありました。しかしながら、いまだに大きな進展が見られていません。

一方、北陸新幹線の敦賀－新大阪間は、環境影響評価が進み、現在、与党PTで議論が行われています。

全線フル規格の整備実現に向けての現状について、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 議員ご指摘いただきました本年5月の佐賀県知事、JR九州社長との意見交換において、私は、地方負担などの課題について、3者だけでの解決は困難であるという考え方をお伝えをしております。

また、7月の「与党PT西九州ルート検討委員会」では、課題解決のための具体策の提示や国を交えた関係者間での協議の実施など、議論の進展に向けた具体的な対応を強く求めてまいったところでございます。

また、8月には、国土交通省と佐賀県の幅広い協議が行われましたけれども、新しい提案はなかったというふうに伺っております。

私は、これまで議論の進展に向けて、様々な機会を捉えて関係者と協議を行ってきております。佐賀県知事やJR九州社長とも、引き続き、意見交換を重ねてまいりたいと考えております。

県としては、政府・与党に具体的な提案を求めるとともに、国を交えた関係者間での協議を働きかけるなど、全線フル規格による整備の早期実現に向けて力を注いでまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 松本議員—30番。

○30番（松本洋介君） 先日、11月22日に、長崎新幹線建設推進にかかる講演会が県庁で開催され、参加させていただきましたが、そこに前衆議院議員の今村先生が、佐賀の立場から、どうやったらフル規格にできるかを詳しくご提案をいただきました。

その中で、新幹線の利用者の声をもっと国や県に届けてほしい、これだけ不便なんだと、フル規格になると、これだけ便利になるんだということ伝えてほしいというふうにご要望をいただきました。

フル規格実現は、佐賀県あつてのことではありますが、ただ、佐賀県の対応を待っていても解決はいたしません。乗り換えの不便さとフル規格の効果、そして佐賀県の負担軽減について、今後も関係団体と連携しながら、積極的に取り組んでいただくことをお願いいたします。

5、雇用の創出について。

（1）企業誘致の実績と今後の課題を踏まえた取り組みについて。

①これまでの企業誘致の実績について。

人口減少対策として、雇用の創出は重要な課題であり、特に企業誘致は、雇用の創出だけでなく、地域経済の発展など、効果的な影響がある施策の一つであります。

県においては、産業振興財団と連携して誘致活動を展開され、諫早市における京セラの立地や、大村市においても誘致企業の進出や規模拡大が相次ぎ、今後も新たな雇用の場の創出に向けて期待するところでありますが、直近5年間における企業誘致の目標と実績、成果の要因について、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 産業労働部長。

○産業労働部長（宮地智弘君） 県では、若年層

を中心とした人口の流出対策や地域経済活性化の観点から企業誘致は重要と考え、積極的な誘致活動を展開しております。

その結果、令和元年度から令和5年度までの5年間に誘致した企業の雇用創出数は、目標の2,740人に対し、実績は3,443人と目標を上回る成果となっております。

成果の要因の一つとして、県及び県産業振興財団が、毎年延べ2,000社以上の県外企業を訪問し、企業の投資計画を実現するための戦略的提案を行っていることが考えられます。

具体的には、製造業については、本県が地震の少ない地域であることに加え、優秀な理工系人材や、造船業で培った高い技術力を有するサプライチェーンがあること、オフィス系については、長崎港周辺に良質な民間のオフィスビルが整備されていることなどを企業に提案しております。

今後とも、本県の強みを活かした戦略的な企業誘致活動に努めてまいります。

○議長（徳永達也君） 松本議員—30番。

○30番（松本洋介君） ②今後の企業誘致における課題を踏まえた取組について。

今後も企業誘致に積極的に取り組んでいただきたいのですが、特に、九州で投資が相次いでいる半導体関連や世界的に市場が拡大しているIT関連については、誘致の対象として有望である一方、他県との競争も激しくなっています。これからの分野の企業を誘致するためには、本県の企業誘致に対する課題や強みを踏まえて取り組む必要があると思いますが、どのように取り組んでいるのか、お尋ねします。

○議長（徳永達也君） 産業労働部長。

○産業労働部長（宮地智弘君） 県では、地域経済の発展に向け、市場が拡大する半導体関連と

IT関連の企業誘致の取組を強化しております。

具体的には、半導体関連においては、特に、誘致競争が激しいアンカー企業について、その立地に適した工業団地が現在整備できていないという課題があることから、一定規模の広さと工業用水を備え、交通アクセスに優れるなど、条件を満たす工業団地の整備について、東彼杵町と連携し、検討を進めているところであります。

一方、IT関連については、人材獲得競争が激しさを増す中、優秀なIT人材を確保できることが企業誘致の強みとなることから、企業が県内大学の情報系学部の教授等と面談し、学生の就職動向を直接確認できる機会を県が設けるなど、本県独自の誘致活動を展開しております。

さらに、産学官連携でバングラデシュの高度IT人材の県内受け入れを今年度から開始したこともご紹介しております。

今後とも、企業ニーズを踏まえた誘致活動に取り組んでまいります。

○議長（徳永達也君） 松本議員—30番。

○30番（松本洋介君） （2）事業承継に対する支援について。

①黒字廃業の状況について。

新たな企業誘致も大切ですが、地元の中小・小規模事業者が、経営の安定を図り地域経済を支えていただくことも必要であります。本県の中小・小規模事業者を取り巻く環境は、原材料の高騰や最低賃金の上昇など厳しいものがあります。そういった中、後継者がいないため、黒字なのに廃業を選択する事業者もいます。

そこで、県内の黒字廃業の状況及びその要因について、お尋ねします。

○議長（徳永達也君） 産業労働部長。

○産業労働部長（宮地智弘君） 民間調査会社の

データによると、令和5年における県内での廃業件数は511件であり、そのうち直前の決算で黒字だった企業数は246件、いわゆる黒字廃業の割合は48.1%となっております。

また、黒字廃業の要因は、調査会社によると、コロナ禍の際の資金繰り支援が縮小されたことや物価高騰、人手不足等で企業を取り巻く環境が先行き不透明となり、経営悪化に陥る前に会社をたたむ選択をした企業も多くあったことが挙げられております。

○議長（徳永達也君） 松本議員—30番。

○30番（松本洋介君） ②事業承継を促進する取り組みについて。

廃業してしまいますと、その企業がこれまで何十年も培ってきたことがゼロになってしまいます。

答弁にありましたとおり、県内でも昨年500件を超える廃業があり、そのうち約半数が、黒字であるにもかかわらず廃業しているということは、実にもったいないことだと思います。

そこで、事業承継に対する支援の実績や親族内承継を促進する取組について、お尋ねします。

○議長（徳永達也君） 産業労働部長。

○産業労働部長（宮地智弘君） 県では、事業承継を進めるためには、個々の企業情報に精通した金融機関をはじめ、商工団体や市町等関係機関と連携して取り組むべきであると考えております。

このため、国が各県の商工会議所等に設置している「事業承継・引継ぎ支援センター」を中心に、意識醸成や相談対応、マッチング支援等に取り組んでおり、令和5年度の本県センターにおける成約件数は、目標の69件に対し実績は74件、このうち親族内承継は34件となっております。

このような中、県では、親族内承継のさらなる促進を図るため、今年度から新たに、若手後継者が行う既存事業の変革や新規事業展開などの新たな挑戦について、金融機関等と連携して伴走支援する取組を進めております。

引き続き、金融機関をはじめ関係団体等と連携を図りながら、事業承継に対する意識醸成や親族内承継の促進に取り組んでまいります。

○議長（徳永達也君） 松本議員—30番。

○30番（松本洋介君） 黒字廃業を減らし、地域の企業を継承させることで、雇用の維持、創出、ひいては地域経済の活性化にもつながりますので、引き続き、廃業せずに継承できる企業が増えるよう、お願いいたします。

6、教育行政について。

（1）不登校の現状と対策について。

①校内教育支援センターの成果について。

令和5年度公立学校の県内不登校児童生徒は4,095人で、前年度比643人増となり、過去最高を更新しました。

そこで、本年度より、教室への入りづらさを感じている生徒の居場所を確保するために、県内8市町に「校内教育支援センター」を設置しました。

現状における成果をお尋ねします。

○議長（徳永達也君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（前川謙介君） 今年度から、不登校傾向の児童生徒の居場所や学びの場を確保、提供することを目的といたしまして、「校内教育支援センター」の設置を促進いたしておりまして、現時点で8市町において約600人が支援を受けているところでございます。

学校からは、「校内に不登校傾向の児童生徒の居場所があることで、登校に対するハードルが下がった」とか、あるいは「支援員が常駐す

ることで児童生徒の心の安定が図られ、教室に入れるようになった」といった事例が報告をされているところでございます。

また、市町からは、センターの設置によりまして、現時点で、不登校児童生徒の約60%が教室復帰などの状況の改善につながったと報告を受けているところでございます。

○議長（徳永達也君） 松本議員—30番。

○30番（松本洋介君） ②成果を活かす今後の取組について。

今までフリースクール等が受け皿になっていたのが、校内に支援センターがあり、常駐の職員がいることで、大きな役割を担っていると思います。開所から約半年で600人もの利用があるということは、それだけニーズが高いと思います。

今後、さらに成果を上げるためにどのように取り組むのか、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（前川謙介君） 「校内教育支援センター」は、教室に入りづらさを感じている児童生徒にとって安心できる居場所となっていることや、自宅から出られなかった子どもが学校に登校するきっかけになっていること、また、次第に気持ちが上向きになって教室に復帰できたという事例もございます。

こうした先進的な取組や好事例などを県で取りまとめまして、各種研修会において、全市町の教育委員会と情報共有を図ることといたしております。

今後も、引き続き市町と協議をしながら「校内教育支援センター」の設置をさらに促進することで、不登校児童生徒及びその保護者への支援の取組を推進してまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 松本議員—30番。

○30番（松本洋介君） 人口が減少して少子化が進むにもかかわらず、なぜか不登校は年々増加していて、家族の不安や将来はひきこもりにつながるようなおそれもあります。子ども政策にとって大変大きな課題です。ぜひとも、「校内教育支援センター」の活用をお願いします。

（2）県立高校の今後のあり方について。

①離島半島地域における県立高校の充足率について。

県立高校の入学者数は年々減少し、前回の9月定例会において、県立高校の再編整備について、「生徒数に合わせた単なる統廃合ではなく、魅力的な再編に向けて計画的に着手すべき時期にきており、中・長期的な大枠の方針を今後示していきたい」との答弁が、教育委員会教育長からありました。

令和6年度の全日制高校の募集定員に対する充足率は、県下全体で80.8%と聞いておりますが、離島・半島地域の充足率はどうなっているのか、お尋ねします。

○議長（徳永達也君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（前川謙介君） 令和6年度の入学者における全日制課程の高校の充足率につきましては、都市部は93.4%でございます。これに対しまして離島・半島部では、少子化や都市部の高校への進学などによりまして、半島地域では66.7%、離島地域では53.8%となっております。

○議長（徳永達也君） 松本議員—30番。

○30番（松本洋介君） ②離島半島地域における県立高校の存続について。

公立高校、私立高校とも、それぞれの良さがあり、多くの選択肢があることで生徒の多様な学習要望や進路要望に対応できますが、ただ、

離島地域や半島の大部分の地域で私立高校が設置されていないため、県立高校の存在価値が大きくなっています。このまま生徒数が減少することは、学校の学力の低下や教育環境の悪化、ひいては統廃合となり、地域の衰退にもつながるのではないかと危惧しております。地域資源を活用し、その地域に根づいた教育を展開しながら魅力化を図り、高校を可能な限り存続してほしいというふうに思います。

そのためには、地元の市町との連携をより強化しながら、今後の高校のあり方を検討すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（徳永達也君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（前川謙介君） 今後の高校のあり方につきましては、市町と連携をしながら高校の魅力を高める方策を講じていくという視点と、また、一方では、少子化が進行していく中で、地元市町と協議をしながら将来を見据えた望ましい高校のあり方を考えていくという中・長期的な展望と、この2点が必要であると考えております。

現在、一部の市町におきましては、地元高校の魅力を高める方策を講じていただいております。例えば、市町や事業所等で構成されたコンソーシアムによる教育活動への支援とか、生徒が発案した取組への費用負担、また、教材費や各種検定費用への補助、あるいは校内での公営の塾の運営支援など、地域を支える人材の育成に積極的に関わっていただいております。

今後、特に、少子化が加速する離島・半島地域の高校におきましては、このような地元市町と連携した学校の魅力化を進める一方で、今後の生徒数の減少を見据えた新たな学びを生み出す魅力ある再編につきましても、市町や地域の方々と連携を強化しながら、協議、検討してま

いりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 松本議員—30番。

○30番（松本洋介君） 7、観光行政について。

（1）韓国定期便の就航について。

①現状における成果について。

観光庁の宿泊統計調査によりますと、本県の外国人の延べ宿泊者数は、令和5年度に約46万人であり、令和4年度の9.5万人と比較して約5倍となっており、コロナ明けのインバウンドの受入れ再開や円安の影響により順調に推移しています。

国別の割合を見てみますと、令和5年は韓国が約27%と最も多いことから、本年10月27日に、約5年7か月ぶりに再開した長崎—ソウル線は、韓国からのインバウンド需要をさらに獲得する好機だと思います。

ソウル線については、定期就航に先駆けてチャーター便も運航されたとのことですが、チャーター便の実績や先日再開した定期便の状況について、お尋ねします。

○議長（徳永達也君） 文化観光国際部政策監。

○文化観光国際部政策監（村田利博君） 長崎—ソウル線につきましては、本年10月27日から、フルサービスキャリアである大韓航空による定期便が週4便で運航再開となったところでございます。

定期便の再開に先立ち、9月13日から22日にかけて、大韓航空のチャーター便が仁川国際空港から4往復運航され、チャーターを主催した旅行会社からは、利用状況が8割を超え、大変好調だったと伺っております。

また、定期便につきましては、運航再開後、11月末時点におきまして、7割の利用状況であると大韓航空から報告を受けています。

県といたしましては、今後、この割合を持続

していくことが重要であると考えており、多くの皆様に長崎—ソウル線を利用していただけるよう、引き続き、大韓航空等と連携した取組を推進してまいります。

○議長（徳永達也君） 松本議員—30番。

○30番（松本洋介君） ②アウトバウンド対策について。

私は、長崎県日韓友好議員連盟の会長をしております。先日、在福岡大韓民国総領事館のパク総領事と面会した際に、本県のソウル線の再開について、大変歓迎の言葉をいただきました。

ソウル線を維持していくには、インバウンドだけではなく、やはりアウトバウンドの対策も必要だというふうに総領事がおっしゃっていました。

県では、ソウル線の利用促進のためにプロモーションなどの取組を実施していると聞いていますが、長崎からのアウトバウンドの取組について、お尋ねします。

○議長（徳永達也君） 文化観光国際部政策監。

○文化観光国際部政策監（村田利博君） 本県では、これまでSNS等を活用した情報発信などにより、ソウル線の利用促進に取り組んでまいりました。

今回のソウル線就航を契機に、長崎空港の国際線を利用する県民の皆様を対象としたパスポート取得・更新費用の助成に向け、関係予算を今議会に提案しているところでございます。

県といたしましては、新たな旅行者の獲得を推進するとともに、文化やスポーツをはじめ様々な分野で交流を拡大し、本県の魅力を幅広く海外の皆様へ発信していきたいと考えております。

さらに、官民一体となって、引き続き、国際

線利用の機運醸成を図るとともに、インバウンド、アウトバウンド双方のプロモーションを強化することにより、ソウル線及び上海線の安定運航につなげてまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 松本議員—30番。

○30番（松本洋介君） しっかりアウトバウンドの方もですね、パスポートが無料になるということは、新規の方々韓国に行かれるきっかけになりますので、ぜひとも、予算が可決されましたら、周知をしっかりとされて、そして、1月中旬から閑散期になりますので、そういったところも含めて搭乗率、アウトバウンドの方も取り組んでいただきたいと思います。

8、防災行政について。

（1）地域防災計画の見直しについて。

①能登半島地震を受けての見直し内容について。

今年の元旦に「能登半島地震」が発生し、半島における防災対策が課題となりました。

本県も離島と半島が多い中、平成25年度の調査では、孤立可能性のある集落が378もあるという報告を受け、驚いています。

県では、これまで防災対策の見直しを進められ、11月20日の県防災会議では、それを踏まえて地域防災計画の修正が行われましたが、孤立集落対策について、どのような修正が行われたのか、お尋ねをいたします。

○議長（徳永達也君） 危機管理部長。

○危機管理部長（今富洋祐君） 県では、「能登半島地震」の課題を踏まえた防災対策の見直しに伴い、先月20日に開催しました県防災会議において、長崎県地域防災計画の修正を行いました。

その中で孤立集落対策につきましては、災害時の迅速な初動対応やヘリコプター、船舶の円

滑な活用に向け、孤立可能性集落やヘリポート、港湾、漁港などの情報を県防災情報システムの地図上に入力して防災関係機関で共有し、図上訓練やシミュレーションなどに努め、災害時における進入対策の検討に活用することとしております。

また、搜索や情報収集等にドローンをさらに活用することとし、市町への配備促進や民間事業者との連携強化に努めるほか、衛星通信を使用したインターネット機器などによる通信手段を確保するための検討を進めることとしております。

今後、市町や防災関係機関と一体となって、孤立集落対策の着実な推進に努めてまいります。

○議長（徳永達也君） 松本議員—30番。

○30番（松本洋介君） ②避難所等の運営対策について。

被災された方々の避難所の運営も重要であります。特に、指定避難所を含む防災拠点の本県の耐震化率は、令和4年10月時点で92.7%であり、国の平均の96.2%より3.5%低いので、対策が必要になります。

「能登半島地震」においては、水道管の破損により、被災地ではトイレや生活用水の確保に苦勞されていて、その対策として自衛隊の給水車やトイレカーが効果を発揮したとの報道がありました。

本県においては、避難所の運営対策をどのように考えているのか、お尋ねをいたします。

○議長（徳永達也君） 危機管理部長。

○危機管理部長（今富洋祐君） 避難所を含む防災拠点の耐震化につきましては、今回の防災対策の見直しにおいて、引き続き取り組んでいくこととしており、今後、市町との協議会の中で課題等を整理し検討を進めてまいります。

また、避難所につきましては、市町が、国が定めるガイドライン等に沿って運営しておりますが、「能登半島地震」では、快適なトイレや生活空間の確保、温かい食事の提供など様々な課題が生じました。

こうした課題に対して、今回の防災対策の見直しでは、国のワーキンググループでの検討結果を踏まえ対応することとしておりますが、このたび報告書が提出されました。

報告書では、段ボールベッドなどを開設当初から設置するため避難所に備蓄することや、キッチンカー事業者など民間との連携強化、トイレカー等を自治体間で相互に派遣し合う仕組みづくりなどの意見がまとめられております。

県としましては、この報告書や、それに基づく国の検討結果を踏まえ、市町と意見交換を行いながら、国の総合経済対策の交付金も活用し、避難所環境の整備に取り組んでまいります。

○議長（徳永達也君） 松本議員—30番。

○30番（松本洋介君） 議会運営委員会で石川県を視察させていただきまして、「能登半島地震」があった後の議会の対応、様々な現場の声を聞かせていただきました。壮絶な現場の中で、行政、議会、そして地域の方々が、本当に人命救助のために、復興のために活動しておられる話を聞いた時に、やはりトイレ、そして洗濯、水道が一番困ったという話を聞きました。

トイレカーは、本県には一台しかないということで、今回、国の経済対策補正予算の中でメニューが出ましたので、やはりしっかりとした備えを、離島・半島を有しておりますので、取り組んでいただくことをお願いいたします。

9、土木行政について。

（1）国土強靱化の実績について。

①これまでの予算額とその成果について。

近年、全国各地で大規模な自然災害が頻発しています。能登半島地域では、元旦の地震発生の際に残る中、それに追い打ちをかけるように、9月に記録的な豪雨に見舞われ、被害がさらに拡大しております。

本県においても、令和2年7月、大村市を中心に線状降水帯の発生により記録的な豪雨に見舞われ、河川護岸の決壊や家屋の浸水などの被害が多数発生しました。

このような頻発する自然災害から県民の生命や財産を守るため、道路や河川などのインフラの強靱化を目的に、国が国土強靱化の予算を各地方に計上いたしました。

その成果について、お尋ねします。

○議長（徳永達也君） 土木部技監。

○土木部技監（植村公彦君） 土木部では、国土強靱化のための3か年緊急対策と5か年加速化対策を合わせまして、令和5年度の補正までに1,272億円の予算を確保し、強靱な県土づくりに取り組んでまいりました。

この間、河川事業では、幾度となく浸水被害がございました佐世保市の日野川をはじめ4河川において、拡幅などの改修工事が前倒しで完成いたしました。

また、急傾斜事業では、2度の落石により家屋への被害がありました長崎市の若竹地区など39か所において、不安定な斜面の補強工事が、やはり前倒しで完成いたしております。

このような国土強靱化の取組により、多くの箇所ですべて災害を未然に防ぐための工事が完了し、早期に安全性が確保され、事業推進に大きな効果があったものと認識しております。

しかしながら、国土強靱化の取組は、いまだ道半ばでございまして、引き続き、予算の継続的かつ安定的な確保に努めてまいります。

○議長（徳永達也君） 松本議員—30番。

○30番（松本洋介君） 災害が起こってから直すのではなくて、災害が発生する前に危険箇所に対して、どれだけの予算をつぎ込めるかというところを、やはり県単独ではかなり厳しい状況の中で、この国土強靱化の予算、これまで1,272億円、これは大変大きな意義があったと思います。

災害を未然に防ぐ意味で、それだけの成果があったんだということを国に直接伝えて、そして、今後もまだ足りていないんだということも重ねて要望することが、県としての責任だと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

（2）人材確保対策について。

①女性の就業に向けての取り組みについて。

本県の建設業において、建設就業者数は、平成7年度の約8万3,000人をピークに、ピーク時の約6割にまで減少しています。このままでは建設業が、インフラの整備や維持管理のみならず、災害時に担っている迅速な復旧対応など地域の守り手としての役割を果たすことができなくなり、県民生活や社会経済に影響を与えるおそれがあります。

このため担い手確保対策が必要であり、中でも新たな担い手として女性の就業促進も重要と思います。令和2年の国勢調査によれば、建設業における女性の就業割合は全国で17%、本県では15%と低い状況にあります。

そこで、建設業における女性の就業促進に向けての取組について、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 県では、産学官が連携した取組として、平成28年度に、建設業で働く女性で構成する「ながさき建設女子ネットワ

ーク“よりより”」、愛称「よりより」を組織しております。「よりより」では、女性が建設業で働くうえでの課題や改善策などについて定期的に意見交換を実施しており、そこでの意見を様々な施策に反映しております。

具体的には、建設業の魅力を女性に発信するため、女子高校生を対象とした現場見学会の実施や、就職支援サイトへの女性技術者のインタビュー記事の掲載などに取り組んでおります。

また、女性が働きやすい環境づくりを進めるため、女性が活躍している企業の事例を紹介する経営者向けセミナーの開催や、専用のトイレ、更衣室の設置を義務づける工事の試行などにも取り組んでおります。

今後も、建設業への女性の入職を促進できるよう、しっかり努めてまいります。

○議長（徳永達也君） 松本議員—30番。

○30番（松本洋介君） 本県の人口は、女性の方が多い状況になっておりますが、建設業においては15%と低い状況であります。建設業においても、パソコンを使った事務作業もありますし、書類をつくったりする作業で、やはり人手不足という話も聞いております。そういった中で、学生の段階から建設業に対してのマッチングをしっかりとやっていくことも大事だと思いますし、業種転換をする時に、建設業は、女性が働ける場ということを発信していく、これはもう業界と県も一緒になって取り組んでいただきたいと思います。

最後に、一言申し上げますが、私の父は、大村市長を6期務め、在任中に亡くなりました。自宅で看取ったもので、亡くなる前、父に、「市長に必要なことは何ですか」というふうに尋ねました。父は、「これまでの自分の実績のほとんどは職員や議員の方々のご尽力によるもので、

自分自身が特別に何かをしたわけではない。ただ、心がけたことは、決断をして、それを職員に任せて、そして、その結果の責任は自分がとることだ」と言っていました。さらに、「リーダーとは『導く人』という意味があり、職員や議員や関係者の方々が、みんなが同じ方向を向かっていくように働きかける力が市長には必要だ」というふうに言っていました。そういった話を最近よく思い出します。

冒頭に申しましたが、県民の皆様は結果を求めています。県や県議会にも結果を求める中で、今回の質問では、この状況においても結果が出ている、成果が出ているものもありました。

知事がこれからやるべきことは、やはり皆さんと一緒に、結果を、成果を出して、それを皆様、県民の方々に伝えていくことだと思っております。そして、その4年間のその判断が、次の選挙の結果になると思います。

県政やご自身においても多くの課題が山積されております。長崎県のリーダーとして、残り任期を、責任を持って何をやるべきか、しっかりとお考えいただき、そして令和7年度に向けて、職員の意見を聞いて、議会の意見を聞いて、自分の中でしっかりと説明責任を果たして取り組んでいただくことを要望して、私の質問とさせていただきます。（拍手）

○議長（徳永達也君） これより、しばらく休憩いたします。

会議は、11時10分から再開いたします。

— 午前10時59分 休憩 —

— 午前11時10分 再開 —

○議長（徳永達也君） 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

山本議員—28番。

○28番（山本由夫君）（拍手）〔登壇〕 皆さん、おはようございます。

自由民主党、島原市選挙区選出の山本由夫です。

2年ぶりの一般質問となりますが、今回は、9項目について、質問いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

1、熊本へのTSMC進出に伴う経済効果の取り込みについて。

（1）産業面の取り込みについて。

世界最大の半導体受託製造企業である台湾のTSMCが、熊本県菊陽町に進出しました。

半導体は、製造に必要な装置等を含めて、産業のすそ野が広く、TSMCの進出決定後、国内の製造業大手も次々と九州内で半導体製造拠点の新增設を計画しており、熊本県内の経済波及効果は、10年間で11兆円、九州全体では20兆円とも言われています。

有明海を挟んで、熊本県と接する本県にとっても、これは大きなチャンスであり、こうした経済効果を何とかして取り込みたいと考えます。

そこで、まず、産業面において、本県にはどのようなチャンスがあり、県としてどう取り組もうとしているのかをお尋ねします。

（2）観光面の取り込みについて。

年内に稼働予定のTSMCの熊本第一工場では、1,700人の従業員のうち400人を台湾からの駐在員が占め、350人の家族の帯同が見込まれるとされています。

熊本県では、台湾からの国際航空路線が定期便で週12便運航しており、昨年の外国人延べ宿泊者数は96万1,000人、このうち国別では、台湾が29%と大幅に増えており、単純計算では30万人近い人数になります。

本県の昨年の外国人延べ宿泊者数のうち、台

湾からの観光客は7万3,000人、国別では13%にとどまっています。

熊本では、TSMCの第二工場の建設も決定し、さらに多くの台湾からの来訪が見込まれます。

島原半島は、熊本から航路で1時間以内で結ばれており、熊本県からのインバウンドを取り込むうえで、環境が整っていると考えます。

そこで、本県には、台湾からの国際航空路線が就航していない状況の中、台湾からの誘客について、県としてどう取り組もうと考えているか、お尋ねします。

2、令和の市町合併の可能性について。

民間の有識者グループである「人口戦略会議」が、本年、人口減少が進むことで、将来、共同体の維持が困難になるおそれがある「消滅可能性自治体」として、全国の約4割に当たる744市町村を公表しました。

本県でも、21市町中、8市3町が「消滅可能性自治体」とされています。人口減少が進む中で、公共サービスを維持し、効率的な自治体運営を継続するには、さらなる行財政改革に取り組む必要があります。

そこで、以下の3点について、お尋ねします。

(1) 平成の合併の評価について。

本県では、「平成の大合併」により、79市町村が21市町に減少し、減少率は、全国1位でした。

「平成の大合併」の目的は、国、地方を通じた厳しい財政状況への対応、地方分権の受け皿の整備、多様化・高度化する広域的行政課題など、行財政基盤の強化と行政の効率化とされています。

そこで、こうした目的は達成されたのか、本県における市町合併の評価について、県の見解をお尋ねします。

(2) 島原半島3市の合併について。

島原半島は、「平成の大合併」により、1市16町が島原市、雲仙市、南島原市の3市に合併、集約されました。

人口は、令和6年1月現在、3市とも約4万2,000人で、合計12万5,000人、合併前の15万4,000人から3万人近く減少しており、今も毎年減少が続いています。

同じ島原半島内で隣接をしているという地理的条件、農業をはじめとする1次産業や観光を基幹産業とするなど、産業構造も似ており、島原雲仙農業協同組合をはじめ、既に島原半島単位で一つの組織となっている業界も少なくありません。

また、通勤や通学、買い物、通院などで、3市間を往来することも日常的になっています。

一方で、3市が類似の公共施設を複数所有していたり、島原半島観光連盟と3市がそれぞれ観光施策を講じるなど、各市の長期的な負担や効率性の点で課題もあります。

こうした中、県においても、島原半島3市を管轄する島原振興局が、令和8年度に県央振興局に統合されるなど、行政組織の再編が行われはじめています。

住民の皆様の中にも、「島原半島3市は合併した方がよい」という声もあり、私も何らかの形で半島の一体化をさらに進める必要があると考えています。

そこで、島原半島3市が合併を検討する場合、その手続きはどのようなものになるか、また、その場合の課題について、お尋ねします。

(3) 合併以外の方法による広域連携について。

令和元年に地方制度調査会による「市町村合併についての今後の対応方策に関する答申」が出されました。

その中で、「地域の持続性を高めるために、その未来像から逆算をして、行政サービスの提供のために必要な経営資源をどのように確保していくのか、地域の置かれた状況に応じて、自ら判断し、長期的な視点で選択することが重要である」と指摘をされています。

そして、「地域の枠を超えた基礎自治体による行政サービスの提供体制については、基礎自治体として担うべき役割を踏まえ、自主的な市町村合併、市町間の広域連携、都道府県による補完などの多様な手法の中から、最も適したものを自ら選択できるようにすることが適当である」と記されています。

そこで、合併以外の方法による広域連携にはどのようなものがあるか、ご説明をお願いします。

3、島原道路について。

(1) 現在工事中の区間の進捗状況について。

島原道路は、南島原市深江町から諫早インターまでの全長50キロの自動車専用道路で、全線開通すれば、島原から諫早までの所要時間は30分強、長崎までは1時間圏内、福岡までは2時間圏内となり、県内外へのアクセスが大幅に改善されます。

島原半島の産業振興、交流人口の増大、災害・急患時の緊急搬送など、島原半島の生命線となる極めて重要な道路です。

現在、順次工事が進み、全体の50%以上が供用されており、地元からは早期完成の期待が高まっています。

そこで、まず、現在工事中の区間の進捗状況について、お尋ねします。

(2) 長野IC付近の渋滞防止対策について。

島原道路の一部である諫早市の長野IC付近において、「（仮称）ゆめタウン諫早」を核と

した区画整理事業が、令和8年の開業を目指して進んでいます。これに接する国道57号沿線には、既に集客力の高い商業施設や飲食店が立地しており、現状でも、混雑時には2か所で車線がふさがりような渋滞が発生します。

このうえ、年間1,000万人もの集客を目指す「（仮称）ゆめタウン諫早」が開業すれば、さらなる大渋滞が予想され、島原道路の速達性、定時性が損なわれてしまうことが大いに懸念されます。

そこで、この長野IC付近の渋滞防止対策が必要不可欠と考えますが、県としての考えをお尋ねします。

(3) 小野町～長野町間の未事業区間について。

「（仮称）ゆめタウン諫早」による地域活性化は大事なことですが、一方で、島原道路の速達性、定時性は、絶対に確保されなければならない重要な課題です。

島原道路の中で、この沿線となる諫早市小野町～長野町の間、約3キロが唯一事業化されていない区間となっています。

この区間については、本年4月に国の予算概要で「計画の具体化に向けて長崎県と連携して進める」という発表がなされ、今後の進展に期待をしています。

そこで、小野町～長野町間の整備に関する協議の状況について、お尋ねします。

4、農業農村整備事業について。

(1) 農地の基盤整備事業の実施状況と今後の計画について。

農地の基盤整備は、担い手の経営規模の拡大や耕地利用率の改善による生産性や所得の向上を通じて、農業並びに農村地域の振興を図る非常に重要な事業です。

特に、島原半島は、農業産出額が県全体の4

割を超える県内随一の農業地帯であり、基盤整備によって経営の安定が図られ、後継者の定着や地域の活性化などの好循環が生まれており、その効果と重要性を強く認識しています。

そこで、まず、島原半島において現在進められている農地の基盤整備の状況と今後の新規地区の予定について、お尋ねします。

（2）農業農村整備事業の予算確保について。

農地の基盤整備を計画的に進めていくためには、まず、国において農業農村整備事業予算がしっかり確保されることが重要です。

県においても、関係者のご尽力により、近年、地元の要望に応え得る予算を満額確保できており、令和6年度も満額の111億円を確保できましたが、今後とも、必要額が満額確保されることが不可欠と考えます。

そこで、令和7年度の国の概算要求の状況と本県の予算確保に向けた取組の状況について、お尋ねします。

5、島原鉄道への支援について。

（1）島原鉄道活性化検討部会の状況について。

島原鉄道は、100年以上にわたり、通学・通勤などの地域住民や観光客の移動手段として、諫早市と島原市を結ぶ鉄道であり、島原半島に必要な公共交通機関として、地域の振興に大きな役割を果たしています。

この間、人口減少、少子・高齢化や噴火災害、コロナ禍と、度重なる苦境の中、経営合理化などの営業努力を重ねており、国や県、市においても、施設整備や運行費の補助など、事業継続のための支援を行っていますが、経常的な赤字からは脱却はできず、非常に厳しい経営状況が続いています。

そのため、現在、「島原鉄道活性化検討部会」において、令和5年度に実施した現状分析や、

将来予測に基づく持続可能な交通体系を検討するための調査結果をもとに、上限分離方式を採用したうえでの鉄道存続やバス転換など、将来に向けた方向性を協議されていると認識をしています。

そこで、この部会では、今年度中に関係者間の合意を得て、一定の方向性を出すと伺っていますが、現在の状況について、お尋ねします。

（2）選択肢の一つである「みなし上下分離方式」の効果、課題について。

島原鉄道の将来に向けた方向性の一つとして、従来の上下分離方式に加えて、鉄道施設の保有者を島原鉄道のままとする「みなし上下分離方式」が検討されていると伺っています。

そこで、この「みなし上下分離方式」とする場合、島原鉄道に対する現行の支援制度と比較した効果や課題について、ご説明をお願いします。

6、食育の推進とこども食堂への支援について。

（1）第4次食育推進計画の進捗状況と今後の取組について。

本県では、令和3年に「第4次長崎県食育推進計画」が策定をされ、目指すべき方向性と施策として、共食や様々な体験活動を通して、「食の楽しさ」、「食に対する感謝」、「食品ロス削減に向けた取組の普及」が掲げられ、また、「健康長寿につながる食育」として、「食育に関心を持っている県民の割合」や、「野菜摂取を心がける人の割合」の増加を目指しています。

しかしながら、「食育に関心を持っている県民の割合」は、令和5年度の目標76%に対して67.9%、「野菜摂取を心がける人の割合」は、目標の91.7%に対して90.2%と、いずれも目標を下回っており、また、長崎県は、全国でも上

位の野菜生産県にもかかわらず、野菜摂取量は、全国でも低位とのデータもあります。

そこで、これらの結果も踏まえて、第4次食育推進計画の進捗状況と今後の取組について、お尋ねします。

（2）県内のこども食堂の実態と支援体制について。

近年、主に地域住民による自主的、自発的な取組として、無料、または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する「こども食堂」が全国で広がっており、家庭における共食が難しい子どもたちに対し、共食の機会を提供する取組として、県内でも「こども食堂」の数が増えていると聞いています。

一方で、NPO法人「全国こども食堂支援センター・むすびえ」の調査によると、昨年の本県の「こども食堂」の数は、人口10万人当たりで全国最下位であったとも報じられています。

そこで、食の楽しさを実感し、食生活の基礎を地域で行い、共食の場を広げる食育推進の観点から、本県のこども食堂の数や地域分布、活動内容、県の支援体制について、お尋ねします。

7、地域包括ケアシステムについて。

（1）充実に向けた取組状況について。

高齢者の方が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けられるよう、医療・介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」について、本県では、国の目標よりも2年早く、2023年度に県内全圏域で構築を達成し、現在は、システムの構築から充実に向けて取組を進めていると認識をしています。

そこで、まず、現在の「地域包括ケアシステム」の充実に向けた取組状況について、お尋ねします。

（2）課題への対応について。

従来の地域包括ケアシステムの構築の段階では、主にサービスを提供する側、供給サイドでの評価基準だったものが、充実の段階では、地域住民の実感という需要者サイドでの評価基準となっており、従来よりも難しい取組になっていると推察をします。

そこで、地域包括ケアシステムの充実に向けた課題と、その課題への対応について、お尋ねします。

8、看護師確保対策について。

「第8次長崎県医療計画」によると、本県では、看護職員が2025年時点で661人不足すると推計をされています。

看護師確保については、「養成」、「就業促進・県内定着」、「資質向上・離職防止」などの観点から取り組む必要がありますが、今回は、新規養成に関して、お尋ねをします。

（1）島原市医師会看護学校への支援について。

島原市医師会看護学校は、昭和30年の設立以来、島原地域で3,000人を超える看護職員を地域医療の担い手として送り出してきました。

現在も、入学生の約7割が島原地域の出身で、卒業後は、約8割が長崎県内、約半数が島原地域に就職するなど、高齢化、過疎化の進む地域医療を支えてきました。

しかしながら、少子化による高校生の減少やコロナ禍などを受け、令和5年度、6年度と2年続けて入学定員の40人を下回り、来年度もさらに厳しい状況が見込まれています。

学校としても、入学生確保のために努力をされていますが、少子化のさらなる進行などから、今後も定員割れの状況が続く可能性が高くなっています。

このまま定員割れが続き、万一、看護学校が

廃止されるようなことになれば、島原半島地域で看護師が不足し、地域医療の崩壊につながるものが懸念されます。

そこで、県では、現在、県内就業率も加味をした「看護師等養成所運営費補助金」で支援を行っていますが、地域の実情に合わせた支援内容の見直しなど、支援の拡大をお願いしたいと思いますが、県の見解をお尋ねします。

（2）看護職員修学資金貸与について。

本県では、看護職員の確保対策の一つとして、卒業後に県内の医療機関などに勤務を希望する看護学生に対し、修学資金の貸与を行っています。そして、看護職員の免許取得後、一定期間県が定めた医療機関などに勤務した場合には、修学資金の返還を免除する制度としています。

そこで、この看護職員修学資金貸与の申込数と貸与数、また貸与者の卒業後の県内就職率の状況について、お尋ねします。

9、県立高校の入試制度改革と魅力化について。

（1）入試制度改革の周知状況について。

来年度から、県内の公立高校の入試制度が変わります。

主な変更点は、従来の前期選抜、後期選抜の2つの方式から、「特別選抜」、「一般選抜」、「チャレンジ選抜」の3つの方式にするものです。

特に、「チャレンジ選抜」は、きめ細やかな指導を行っている学校で、生徒の夢や目標を実現したいという新たな選抜方法とされています。

私は、これまで一般質問や委員会の場で、従来の前期・後期という入試方法に対する疑問を呈し、定員割れの高校における再募集の提案を行ってきた経緯があり、今回の入試制度改革を評価しています。

ただ、この改革の趣旨や目的が、中学生や保護者の方に正確に伝わり、実効性のあるものにならないかもしれません。

そこで、今回の入試制度改革の周知の状況について、お尋ねします。

（2）高校の魅力向上の取組について。

少子化や広域通信制も含めた私立高校への進学志向の高まりもあり、県内でも都市部を除き、県立高校の多くが定員割れの状況となっています。

入学希望者を増やすためには、各学校がそれぞれの目的達成のためにレベルアップし、学校としての魅力を向上させること、そして、それを中学生や保護者にPRをし、理解をしてもらうことが必要です。

「第四期長崎県教育振興基本計画」では、政策の柱の一つに、「新しい時代に求められる魅力ある学校を創る」が掲げられ、県立高校の魅力化の推進として、「地域の子どもを地域で育てる機運を、地域と高校が一体となって醸成をし、社会に開かれた魅力ある学校づくりと、高校を核とした地域創生を図ります」と記載をされています。

そこで、県立高校の魅力向上の取組の現状と今後の取組について、お尋ねします。

以上で、壇上からの質問を終わり、答弁後に対面演壇席にて再質問、要望等させていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君）〔登壇〕 山本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

TSMCの熊本県進出のチャンスを、本県はどのように取り込んでいくのかとのお尋ねをいただきました。

県では、隣接する熊本県を中心に半導体産業が集積することは、大規模な製造拠点が立地し、電子デバイス製品において、九州では熊本県に次ぐ製造品出荷額の長崎県にとっても、今後の企業誘致や取引拡大等の観点から非常に望ましいことと考えております。

このため、県においては、半導体関連産業のさらなる振興を図るため、新たな成長戦略の策定を進めております。

具体的には、アンカー企業の誘致に適した工業団地を東彼杵町に整備するほか、取引拡大により、県内サプライチェーンの強化を図るとともに、リスクリング拠点などを有する「シリコンアイランド九州」の強みを活かして、他県とも連携をした人材育成策などを進め、令和12年度までに本県の半導体関連産業の売上額を、令和4年度のおよそ3倍の約1兆円とするチャレンジ的な目標を掲げたいと考えております。

今後とも、人口減少対策や地域経済の活性化に向けて、半導体関連産業の振興に全力を尽くしてまいりたいと考えております。

残余のご質問につきましては、関係部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（徳永達也君） 文化観光国際部政策監。

○文化観光国際部政策監（村田利博君） 私の方からは、台湾からの誘客に関するご質問にお答えをいたします。

本県における令和5年の外国人延べ宿泊者数は、台湾が韓国に次いで第2位であり、台湾は重点市場と認識をしております。

台湾からの誘客につきましては、福岡県や熊本県に多くの台湾人観光客が訪れているところでございまして、県は、これまで、九州各県や市町と連携して、台湾での旅行博や商談会へ参加するなど、現地の旅行会社に対する商品造成

の働きかけを積極的に行ってまいりました。

旅行商品につきましては、熊本や福岡など和本県を周遊する北部九州ルートの商品が多数造成されており、熊本港からフェリーを利用して島原半島を訪問する商品も販売されているところでございます。

県といたしましては、引き続き、台湾における訪日旅行ニーズや、九州各県の国際航空路線の就航状況等も踏まえながら、台湾からの誘客に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 地域振興部長。

○地域振興部長（小川雅純君） 私からは、平成の合併の評価など3点と、島原鉄道への支援についての2点について、お答えさせていただきます。

まず、「平成の大合併」において、目的であった行財政基盤の強化と行政の効率化は達成されたのかとのお尋ねでございしますが、平成11年から全国的にはじまった、いわゆる「平成の大合併」は、人口減少、少子・高齢化の進行、国・地方を通じた厳しい財政状況などを背景として、積極的に推進されてまいりました。

本県においては、小規模市町村の割合が高かったことや、人口減少、少子・高齢化が全国よりも速いスピードで進んでいることなど、地域の将来を見据え、必要な住民サービスの維持、向上を図っていくためには、市町村合併が有効な手段であるとして取り組んできたところであります。

合併した市町においては、組織体制の充実や専門性の強化による住民サービスの向上、拡大などが図られるとともに、人件費の削減や行政規模の拡大に伴い、効率的な行財政運営や財政基盤の強化が図られたものと考えております。

次に、島原半島3市が合併を検討する場合の

手続きと課題についてのお尋ねでございますが、市町合併の手続きにつきましては、一般的に、まず、関係市町において合併に関する事前協議が行われ、その後、市町議会の議決により「法定合併協議会」を設置し、合併の是非も含めたあらゆる事項の協議を行っていくこととなります。

市町合併は、既存の市町の廃止を伴うものであり、島原半島3市の合併については、実現に向けて、地域の機運醸成や住民の合意をどのように図っていくかなどの課題があると考えております。

次に、合併以外の方法による広域連携等にはどのようなものがあるのかとのお尋ねでございますが、地方公共団体の連携、協力等の方法としましては、一定の規模を有する都市が、近隣の市町とともに圏域を形成する「連携中枢都市圏」や「定住自立圏」があります。

これは「平成の大合併」の補完としてはじめられたものであり、島原半島3市では、定住自立圏の要件を満たしております。

定住自立圏は、近隣の市町が、産業、観光など、様々な政策分野で連携し、新しい圏域行政を展開することで人口の定住促進を図るものがあります。

次に、島原鉄道のあり方検討の状況についてのお尋ねでございますが、島原鉄道の今後の方向性については、令和4年度に設置した「島原鉄道活性化検討部会」において、令和5年度の調査等を踏まえた検討の結果、現在、上下分離方式による鉄道存続とバス転換について検討を行っております。

今年度においては、それぞれの案についての実現性や鉄道存続の場合に必要な設備投資にかかる費用の妥当性、バス転換の場合に最も

課題となる運転手不足への対応策など、具体的な検討を行うための追加調査を実施しており、この調査結果について、今月下旬に開催予定の検討部会において、中間報告を行うこととしております。

最後に、「みなし上下分離方式」を採用する場合の効果や課題についてのお尋ねでございますが、方向性の一つとして検討を行っている「みなし上下分離方式」については、地元自治体が実際に鉄道施設を保有・管理することなく、その費用を補助することにより、鉄道施設の設備投資にかかる国の支援が現行よりも拡大するという効果があります。

一方、これまで島原鉄道が自ら負担していた鉄道施設の維持、管理費への支援が新たに必要となるため、全体では、現行よりも自治体の費用負担が増大する点が最大の課題であると認識しており、島原鉄道株式会社においては、さらなる利用促進を含めた収支改善策を講じていく必要があると考えております。

県としては、島原半島の持続可能な交通ネットワークの維持に向け、今年度中には、今後の方向性について、関係者間の合意が得られるよう、沿線市をはじめ、地元の皆様との議論を深めてまいります。

○議長（徳永達也君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） まず、最初に島原道路の工事中区間の進捗状況について、お尋ねいただきました。

島原道路につきましては、これまで全体延長50キロメートルのうち5割が完成しており、現在、国と県で合わせて4つの工区の整備を行っております。

このうち、国で進めております森山拡幅では、昨年11月に森山東～森山西IC間の3.3キロメー

トルが開通し、現在に残る区間1.5キロメートルの進捗を図っているところでございます。

また、県で進めている3工区のうち、瑞穂吾妻バイパスでは、9割を超える用地を取得し、本格的に改良工事を推進しております。

有明瑞穂バイパスでは、主に用地取得を進めており、この1年間で取得率が約1割から3割へと大きく進捗したところでございます。

出平有明バイパスでは、残る用地の取得にめどがついたため、今後、必要な工事を発注していくこととしております。

引き続き、島原道路の早期完成に向け、取り組んでまいります。

次に、島原道路の長野IC付近の渋滞防止対策について、お尋ねをいただきました。

諫早市長野地区におきましては、「（仮称）ゆめタウン諫早」の開業に伴い、当施設へ出入りする交通が大量に発生すると見込まれます。

このことから、当施設への出入りを円滑にするため、国道や県道に専用の付加車線を設置することや、島原道路長野インターチェンジからのアクセス方法などにつきまして、各道路管理者、県警、諫早市及び開発事業者と協議を進めているところでございます。

円滑な交通の確保に向け、必要な渋滞対策を開業までに終わるよう、引き続き、関係者と協力して調整を図ってまいります。

次に、島原道路、小野町～長野町間の整備に関する協議の状況について、お尋ねをいただきました。

島原道路の諫早市小野町～長野町間につきましては、計画の具体化に向けた今後の進め方について、現在、国と協議しているところでございます。

当該区間は、豪雨等に伴う浸水想定エリアに

指定されており、防災面に課題があります。

また、島原半島の多くの地域では、第3次医療施設までの搬送に多大な時間を要し、救急医療の面にも課題がございます。

このことから、島原道路沿線の自治体からも意見を伺いながら、計画の具体化に向けた検討を積極的に進めてまいります。

○議長（徳永達也君） 農林部長。

○農林部長（渋谷隆秀君） 島原半島における農地の基盤整備の実施状況と今後の新規地区についてのお尋ねですが、本年度の農地の基盤整備事業につきましては、県全体で32地区、そのうち島原半島地域では12地区で実施しているところです。

令和5年度末までの進捗状況は、島原市が4地区で17%、雲仙市が5地区で51%、南島原市が3地区で17%となっております。

また、島原半島における今後の新規地区につきましては、雲仙市で3地区、南島原市で2地区を予定しているところです。

引き続き、基盤整備の推進に向けて、県と市が連携し、地域の合意形成を進めてまいります。

次に、令和7年度の国の農業農村整備事業の概算要求の状況と予算確保に向けた県の取組についてのお尋ねですが、国の令和7年度の概算要求は、対前年度比で約119%の5,301億円となっております。

県といたしましては、予算確保に向け、県議会のお力添えをいただきながら、国に対して、本年6月に政府施策要望の最重点項目として、予算の確保、充実を要望したほか、7月には関係団体と一体となって同様の要望を、11月21日には江藤農林水産大臣に対し直接要望を行ったところであります。

江藤農林水産大臣からは、「食料・農業・農

村基本法が改正し、農業の構造改革を進めるスタートの年となるため、しっかりと予算を確保してまいりたい」とのご発言をいただいております。

今後とも、国の予算の確保と本県への重点配分について、あらゆる機会を捉えて国に働きかけてまいります。

○議長（徳永達也君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（大安哲也君） 私から、第4次食育推進計画の進捗状況と今後の取組について、お答えいたします。

「第4次食育推進計画」における令和5年度に目標設定した14項目のうち、10項目は目標を達成していますが、食育に関心を持っている県民の割合や野菜摂取を心がける人の割合など、4項目は未達成となっており、食育のより一層の推進が必要と考えております。

そのため、これまでの取組に加えまして、今年度から、県、民間企業、関係団体、大学等による「長崎県食育推進ネットワーク」を形成し、情報を共有しながら、情報発信やイベントなどでの連携強化を図っているところです。

今後も、関係者や庁内関係課と連携して、食育の推進に取り組んでまいります。

○議長（徳永達也君） こども政策局長。

○こども政策局長（浦 亮治君） こども食堂に関しまして、本県のこども食堂の数や地域分布、活動内容、県の支援体制についてのお尋ねでございますけれども、県が把握している「こども食堂」は、19市町の85か所と、多くの市町で設置が進んできており、その活動内容は、食事の提供だけにとどまらず、学習支援や食事を通じた多世代との交流など、多岐にわたっております。

県におきましては、市町と連携しながら、こ

ども食堂の立ち上げに要する技術的支援のほか、研修会等による人材育成や情報の発信などの支援を行っているところでございます。

しかし、県内のこども食堂は、全国的に見ると、依然として少ない状況にあることから、こども食堂のサポートに取り組んでいる市町に対する支援など、こども食堂のさらなる充実に向け、県としても新たな方策を検討してまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） 私からは、4点お答えさせていただきます。

まず、地域包括ケアシステムの充実に向けて、どのように取り組んでいるのかとのお尋ねでございますが、県内で構築された「地域包括ケアシステム」を充実させ、持続可能なものにするためには、人口や世帯構成の変化があっても、住まい、医療・介護、介護予防や生活支援が包括的に確保できる体制を住民とともに作り上げていくことが重要であるというふうに考えております。

このため、県では、提供された医療・介護サービスに対する住民の実感などの指標を取り入れた新たな評価基準を策定し、本年度から全ての市町において運用をはじめたところです。

引き続き、市町ヒアリングを通して、地域課題を明確にしたうえで、有識者の意見や県内外の先進的な取組事例なども参考にしながら、市町の実情に応じた伴走型の支援を行うなど、地域包括ケアシステムの充実に向けて取り組んでまいります。

次に、地域包括ケアシステムの充実に向けた課題と、その解決のためにどのように対応するのかとのお尋ねいただきましたが、地域包括ケアシステムの充実に向けた主な課題といたしま

しては、在宅医療における自宅や施設での看取りの推進や、医療と介護の緊密な連携のほか、生活支援における住民主体の助け合い活動を創出するためのノウハウの不足などが挙げられます。

県といたしましては、在宅医療などに関するデータに基づく課題分析を行い、市町と共有しておりますほか、生活支援体制の実情に詳しいアドバイザーの派遣や先進事例を用いた市町担当者向けの研修会を実施するなど、ニーズに応じた専門的な支援を強化しており、引き続き、市町の課題解決に向けて取り組んでまいります。

次に、看護師等養成所運営費補助金の増額や地域の実情に合わせた支援内容の見直しが必要ではないかとお尋ねをいただきました。

医師会が設置・運営をしております看護師等養成所は、卒業生の県内医療機関などへの就業率が高く、本県の医療提供体制を確保するうえで、重要な役割を担っていただいていると認識しております。

そのため、県といたしましては、「看護師等養成所運営等事業補助金」により、島原市医師会看護学校も含め、医師会が設置・運営している養成所に対する支援を行っているところです。

現在、少子化などの影響により、島原市医師会看護学校への入学者数が減少傾向にあり、定員割れが生じていると承知しておりますところ、「看護師等養成所運営等事業補助金」の算定において、前年度卒業生の県内就業率に応じた加算措置を設けておりますことから、県といたしましては、卒業生の県内就業の促進などを通じて、さらなる養成所に対する支援の強化を図りつつ、島原市医師会看護学校をはじめ、現場の声を丁寧にお聞きしているところであり、引き続き、課題の解決に向けて検討をしてまいります。

す。

最後に、看護職員修学資金貸与の申込数と貸与数、また、貸与者の卒業後の県内就職率の状況について、お尋ねをいただきました。

看護学生を対象とした修学資金貸与制度は、卒業生の県内定着を目的としており、安定的な看護職員の確保に重要な事業でありますことから、厳しい財政状況の中でも、令和3年度から新規貸与枠の拡大を図ってきたところです。

令和6年度の修学資金貸与状況につきましては、新規貸与の申請者数102人に対して、枠上限となる67人に貸与を行っております。これに前年度からの継続分84人を加えた今年度の貸与者数は、合計で151人です。また、令和5年度卒業生の県内就業率は95.6%と高い状況です。

今後も、県内の看護職員の需給の動向を注視しながら、引き続き、県内就業の促進に努めてまいります。

○議長（徳永達也君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（前川謙介君） 私から、2点答弁させていただきます。

まず、入試制度改革の周知状況についてのお尋ねでございます。

今年度から実施をする高校入試につきましては、「特別選抜」、「一般選抜」、そして「チャレンジ選抜」の3つの選抜方法を設けることで、受験生一人ひとりの個性や中学校での学び、あるいは部活動での実績等を多面的に評価する選抜制度にいたしました。

入試制度の変更は、中学生や中学校の教育に大きな影響がございますので、その周知につきましては、早い時期から丁寧に行ってまいりました。

具体的には、昨年度、該当学年である当時の

中学2年生にリーフレットを配布いたしまして、改善の狙いや探究的な学びの要素を取り入れた問題例について紹介をしたり、また、中学生向けの動画を作成いたしまして、改善内容についての説明をWeb上でも公開いたしました。

さらに、3月に実施する「チャレンジ選抜」につきましては、その趣旨と実施予定の高校の魅力を、中学生やその保護者等に伝えるために、学校が作成した広報資料を高校教育課のホームページに掲載し、周知を図っているところでございます。

次に、県立高校の魅力向上の取組の現状と今後の取組についてのお尋ねでございます。

昨年度から希望する市町と連携をいたしまして、魅力ある高校の学びの創出と地域の活性化を連動させた事業に取り組んでおりまして、現在、離島・半島地域の4市町で実施をいたしております。

例えば、島原市におきましては、市内の県立学校5校の高校生が、学校の枠を越えて「生徒実行委員会」を立ち上げまして、地域と協働した地域活性化の取組や、学校の魅力を発信する活動を行っております。

先日開催されました「島原城大手門市」におきましても、市民との公開討論会やステージイベント、マルシェ、カフェの出店など、高校生が地域を盛り上げる活躍を行ったところでございます。

このように高校生が、地域課題に対して当事者意識を持って、その解決に向けて主体的、協働的に取り組み、その成果を地域の中で実践することで、高校生の自己有用感が高まり、また地域に対する誇りや愛着を醸成いたしまして、そして、地域の活性化にもつながっているものと考えております。

今後、離島・半島地域の高校におきましては、地域を支える高校生を育成する島原市の取組などを好事例といたしながら、地域に信頼され、そして、真に必要とされる魅力ある高校づくりを推進してまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 山本議員—28番。

○28番（山本由夫君） それぞれにご答弁ありがとうございました。

それでは、幾つか再質問、要望をさせていただきます。

まず、TSMC進出に伴う経済効果の取り込みについてですけれども、TSMCの第一工場を運営するのは、TSMCの子会社のJASMという会社で、ここにはソニーグループ等が出資をしています。

本県には、諫早市に同じソニーグループの長崎テクノロジーセンターがあり、JASMから製品の提供を受けながら半導体を製造していくとの記事等もあり、今後、JASMの本格稼働とともに、長崎テクノロジーセンターの生産も順調に進んでいくものではないかと推察をされます。

そこで、県におきましては、このような順調な生産が見込まれる長崎テクノロジーセンターから、県内企業が受注ができるような取組を進めていただきたいと思いますけれども、県の考えをお尋ねします。

○議長（徳永達也君） 産業労働部長。

○産業労働部長（宮地智弘君） 県では、世界の需要を取り込んで拡大するソニーグループの長崎テクノロジーセンターから、県内企業への発注を増やすことは、県内サプライチェーンの強化に向け必要なことと考えており、取組を進めております。

具体的には、県の支援を受け、県内情報系企業が開発した生産管理システムが長崎テクノロ

ジーセンターに採用されたほか、製造装置の部品納入に向け、トライアルを重ねている県内企業も出てきております。

さらに、年間を通じ、県産業振興財団に配置したコーディネーターが、ソニーと県内企業とのマッチングを随時実施するほか、今年10月には、県の働きかけにより、ソニーへの納入を目指す県内企業13社が、熊本県で開催されたソニーとの面談会へ参加するなど、県内企業の受注拡大に向け、取組を進めているところであります。

今後とも、県内サプライチェーンの強化に向け、県内大手企業との連携にも努めてまいります。

○議長（徳永達也君） 山本議員—28番。

○28番（山本由夫君） 本県にも既に請負などの形で関わっている会社もあると聞いておりますし、TSMCの進出に伴い、拡大する各種のビジネスチャンスを県内企業が取り込めるように、県としても情報収集とか支援のほど、よろしくお願いいたします。

また、観光面におきましても、TSMCの駐在員に加えて、熊本に滞在している駐在員を目的に訪問する友人や親類など、VFRというそうですけれども、こうした人々の観光需要も見込まれると言われているので、こうした需要も取り込めるようにPRの強化と魅力ある観光商品づくりへの支援に取り組んでいただきたいと思います。

次に、令和の市町合併の可能性についてですけれども、先ほど「定住自立圏」というご答弁がありましたけれども、この合併と定住自立圏というのが具体的にどう違うのか、ご説明をお願いします。

○議長（徳永達也君） 地域振興部長。

○地域振興部長（小川雅純君） 市町合併は、既存の市町の廃止を伴って、複数の市町が一つとなり、住民サービスの向上、拡大などや財政基盤の強化を図っていくものであります。

一方、定住自立圏は、中心市と近隣市町がそれぞれ存続しながら、相互に役割分担し、連携、協力することにより、圏域全体で必要な生活機能を確認し、人口の定住促進を図るものであります。

○議長（徳永達也君） 山本議員—28番。

○28番（山本由夫君） 壇上で紹介しました令和元年の地方制度調査会の答申では、「自主的な市町村合併という手法は、行財政基盤を強化するための手法として引き続き必要であり、さらに、今後、急速に人口減少と高齢化が進行することが見込まれる中であって、地域によっては行財政基盤を中期的に維持していくための方法として検討することも考えられる」と記されています。そして、これらを踏まえて、「市町村の合併の特例等に関する法律」は、2030年まで延長されています。

今後とも、半島3市が、将来、どうあるべきか、幅広い意見をお聞きしながら、様々な方法について、研究をしていきたいと思っております。

次に、島原道路につきましては、引き続き、早期完成と渋滞防止対策のほど、よろしくお願いいたします。

また、現在事業中の富津防災の早期完成と、構想路線である島原・天草・長島連絡道路の事業化に向けた取組も併せてお願いをいたします。

次に、農業農村整備事業につきましても、引き続き、事業の着実な実施と予算確保をよろしくお願いいたします。

次に、島原鉄道についてですけれども、「みなし上下分離方式」など、島原鉄道の存続に向

けて、方向性が一定示されれば、島原鉄道としても観光客に人気の大三東駅やカフェトレインへの投資、あるいは今後、乗降客が見込まれる可能性のある新駅の設置など、前向きな取組も検討できると思いますので、県としても引き続きの支援をよろしくお願いいたします。

次に、こども食堂への支援について、再質問をいたします。

こども食堂は、自発的な取組のため、他のこども食堂がどのような活動を行っているかとか、こういう場合はどうすればいいかなど、情報交換や相談できる機会が必要だと考えます。

今後、こども食堂がよりよい取組となるためには、こうした関係者間並びに地域間のネットワークづくりが重要と考えますけれども、現在の状況をお尋ねします。

○議長（徳永達也君） こども政策局長。

○こども政策局長（浦 亮治君） こども食堂は、ボランティアなどによる民間主体で活動している団体が多く、課題も様々でありますことから、運営主体間などのネットワーク形成は重要であるというふうに考えております。

こうした中、県内では、こども食堂の関係者が連携を図ることを目的とします「ながさきこども食堂ネットワーク」と、一定の圏域ごとにこども食堂等へ食材などを提供する「つなぐBANK」の2団体が県内全域を対象として幅広く活動しております。

県としても、引き続き、これらの団体や関係市町と連携を図り、ネットワークづくりの後押しに努めてまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 山本議員—28番。

○28番（山本由夫君） それから、こども食堂を運営している方からは、金銭の支援というよりも、様々な情報の提供などソフト面の支援が

必要だと伺っています。

そこで必要になってくるのが、支援元の行政や企業、食材の提供者などこども食堂をつなぎ、窓口機能や交流機能、立ち上げ支援機能などを担う中間支援団体だと考えます。

そこで、この中間支援団体に対する県の見解をお尋ねします。

○議長（徳永達也君） こども政策局長。

○こども政策局長（浦 亮治君） こども食堂の充実に向けては、運営団体の主体性を尊重しながら、民間同士で支え合う仕組みなど、持続的、安定的に運営を行うための環境整備が重要であります。

一方、様々な地域課題が顕在化する中、こども食堂の目的や活動内容も多様化してきておりまして、より幅広い視点に立った仕組みづくりというものが求められているところでございます。

こうした中、県では、新年度予算におきまして、「こども場所」に関する官民ネットワークの構築や、中間支援組織による支援等に向けて検討を進めておりまして、こども食堂を含む、こどもの居場所づくりに、市町や関係団体と一体となり力を注いでまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 山本議員—28番。

○28番（山本由夫君） ぜひ、よろしくお願いいたします。

こども食堂は、単に貧困の子どもたちに食事を提供する場所としてだけではなく、例えば島原市のこども食堂においては、一緒に調理をしたり、地元の食材について学んだりといった食育の機能、また、ひとり暮らしの高齢者や高校生、外国からの留学生も参加して交流するなど、地域づくりの場としての機能も有しています。

そして、これらの取組は、食品ロスの削減など、持続可能な社会づくりの活動にもつながっています。

国においては、こども食堂と連携をした地域における食育の推進について、農林水産省が中心となって、文部科学省や厚生労働省、環境省、消費者庁などとも連携をしながら、施策を展開していますので、本県におきましても、関係する部局が協力した取組をお願いいたします。

次に、地域包括ケアシステムについてですけれども、私は先日、地域包括ケアシステムの中核となる「地域包括支援センター」でヒアリングを行ってきました。それぞれの評価項目と自己評価、ロードマップを拝見しましたけれども、非常に細かく、そして丁寧に取り組んでおられました。

一方で、現在、サービスを受けている人、内容だけではなくて、今後、サービスを受けるであろう可能性のある人へ、内容まで、これをどうやって伝えるのか、理解してもらうか、看取りの問題も含めて非常に手探りの部分も多いなというふうに感じました。

また、どうしても第一段階が自己評価ということもありますので、評価に対する市町と県との考え方の違いが出てくる場合があるとも聞いています。

今後とも、地域包括ケアシステムの充実に向けて、情報収集や情報共有を図りながら、県としては、市町に対して、先ほど部長答弁にありましたとおり、まさに伴走的な支援を行っていただきたいと要望をいたします。

次に、島原市医師会看護学校への支援についてですけれども、島原市医師会看護学校については、島原市に看護学校があることで、地域の看護師確保に大きな役割を果たしていることに

加えて、卒業生のみならず、入学する高校生、特に、女性の県外流出防止につながっており、いわゆるダム機能を果たしている面もあります。特に、過疎化する半島地域の看護師の確保と人口減少防止対策の観点から、仮に定員割れが生じたとしても、地域医療の維持のために看護師の養成を継続できるよう、県としてもさらなる支援の強化を要望させていただきます。

最後に、県立高校の入試制度改革と魅力化について、再質問をします。

私の地元の島原市には、県下で唯一、県立の普通高校、商業高校、農業高校、工業高校が全てそろっていて、県立の特別支援学校、また、私立高校もあり、半島内の中学生の多様な進路に対応できるという恵まれた環境にあります。

しかしながら、近年、この県立4校については、定員割れが続いています。それぞれ特徴を活かした学校の魅力向上に取り組んでおり、特に、「はみだせ島原！高校生共創プロジェクト」という取組では、各校や市とも連携をし、県の予算も活用して、地域を探究して課題解決に取り組んだり、地元の小・中学生や地域の皆様と交流したりと、積極的な取組がなされています。

ただ、残念ながら、まだ目に見えた入学生の増加にはつながっていません。私も各校にヒアリングに行きましたが、こうした積極的な活動やPRに取り組んでいるものの、特に、保護者の方から、通学バスのある私立高校に比べて、通学費負担が重いとの意見が多く、これが県立高校離れの一因になっているという声が聞かれました。

そこで、各校の取組が中学生や保護者に伝わっているか、また、県立や私立など、学校を選ぶに当たって何がポイント、あるいは何が障害になっているかについて調査を行い、改善に向

けた方法を検討してほしいと思いますけれども、見解をお尋ねします。

○議長（徳永達也君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（前川謙介君） 中学生のニーズ等を踏まえたうえで、高校の魅力向上に取り組んでいくということ、これは大変重要な視点であると考えてございます。

実際に離島・半島地域の市町の中には、地域外の高校へ進学する中学生が増えてきているということから、中学生やその保護者に対しまして、進学先として高校を選ぶポイント、あるいは地域内の高校のイメージなどについて、アンケート調査を実施いたしておりまして、その結果を踏まえて、高校の魅力化の取組支援ですとか、広報活動等に役立てているといった事例もございます。

今後、調査の実施につきましては、その必要性が高い市町との協議を行ってまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 山本議員—28番。

○28番（山本由夫君） 今回、新たに導入される「チャレンジ選抜」につきまして、私は、受験生にとっては公立高校の選択の余地が広がり、定員割れの高校については、入学生増加のチャンスであると考えております。

通学や住まいの問題をはじめ、解決すべき課題はありますけれども、この制度が活用され、学校の魅力が高まることで、少しでも定員割れの状況が改善すること、そして、将来的には離島留学のような形で、県内外からも生徒が来るような形にならないかということも期待をしています。

最後に、私は先週、県内のある私立高校の校長先生のお話を聞いてきました。

この高校は、第一志望の入学率が90%を超え

ると言われる人気校ですけれども、世の中が目まぐるしく変化する中で、生徒が身につけなければならない力は、主体性だという方針のもとで、従来の慣例にとらわれない様々な新しい取組に挑戦をしています。

そして、生徒それぞれの目標を尊重し、目標達成のために徹底的に支援をするなど、生徒一人ひとりに寄り添った教育を実践をされています。こうした取組が、生徒や保護者に指示されているんだろうなというふうに感じました。

本県でも、現在、公私連携の取組が進められておりますけれども、公立と私立がお互いのよい点を学び、切磋琢磨をすることで本県の高校全体がレベルアップすることを期待しまして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（徳永達也君） 午前中の会議は、これにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から再開いたします。

— 午後 零時11分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

○議長（徳永達也君） 会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

石本議員—23番。

○23番（石本政弘君）（拍手）【登壇】 皆さん、こんにちは。

自由民主党、松浦市選挙区選出の石本政弘でございます。

本日は、年に一度の質問でございますので、しっかりと進めてまいりたいと思いますので、知事及び関係部局長のしっかりとした答弁をお願いいたします。

1、令和7年度当初予算編成について。

（1）県民の安全・安心にかかる予算の確保

について。

近年、気候変動の影響により、災害が激甚化・頻発化し、南海トラフ地震等の大規模地震も切迫しています。

本年も1月の「能登半島地震」をはじめ、8月には日向灘を震源とする宮崎県南部で最大震度6弱の地震が発生し、気象庁は、南海トラフ地震臨時情報巨大地震注意を出し、国内に広く警戒感が広がったところです。

また、高度成長期以降に集中的に整備された各種インフラの老朽化が、このような大規模災害により生活圏を切断し、県民の生命・財産に大きな影響を及ぼし、社会経済システムが機能不全に陥るおそれ也大いに懸念されるところであります。

令和2年度に策定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく国直轄補助事業や、地方単独事業である緊急防災・減災事業は、令和7年度が最終年度となっており、離島・半島を抱える本県は、今まさに有事に備え、県民の生命と財産を守るために、積極的に財政出動を行い、県民の安全・安心に応える事業をしっかりと構築していくべきではないかと考えます。

加えて、本県は、離島・半島や中山間地域など条件不利地域を多く抱えるとともに、高齢化が全国よりも早く進展している状況にあります。

こういった中で、県民が安心して豊かな生活を実現していくためには、医療や福祉、介護サービス等の必要な支援を受けられる体制を確保していく必要があります。

そのためには、医療機関や介護事業などの施設や設備の充実はもとより、医師や看護師、薬剤師、社会福祉士や介護人材など、各分野における人材の確保・育成についても、しっかりと

取り組んでいく必要があると思います。

去る10月31日、県は、令和7年度予算編成方針を発表されました。「新しい長崎県づくりのビジョン」に、安全・安心対策は見当たらないように思いますが、県民の安全・安心に直結する防災・減災、国土強靱化対策や、安心して豊かな生活の実現に欠かせない医療、福祉、介護等の充実についても、必要かつ十分な予算措置を講じるべきであると考えますが、知事の見解をお尋ねします。

以降の質問については、対面演壇席にて行います。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君）〔登壇〕 石本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

県としても、全世代の県民の皆様が、豊かで安全・安心に暮らせる持続可能な社会を実現するために、安全・安心に直結する予算をしっかりと確保していく必要があると考えております。

そのため、総合計画の総仕上げとビジョンの実現等を図るべく策定いたしました令和7年度の主要施策において、重点テーマの一つに「安全・安心」を掲げ、防災・減災対策や医療・福祉・介護等の施策の充実を図ることとしております。

これらを踏まえ予算編成におきましても、社会保障関係経費や自然災害防止など緊急性の高い事業などについて、国の補助金や交付税措置の高い有利な起債等も活用しながら、しっかりと必要な予算を措置してまいりたいと考えております。

併せて、国土強靱化等にかかる予算の確保をはじめ、住民サービスの確保・充実のために必要な財源の措置等について、全国知事会等とも連携をして、国に強く訴えて求めてまいりたい

と考えております。

以後のご質問につきましては、自席から答弁をさせていただきます。

○議長（徳永達也君） 石本議員—23番。

○23番（石本政弘君） 今回の一般質問では、他の議員の皆様からも7年度予算に向けた取組についても、しっかりと質問が挙がっておりますので、併せまして、今回の、来年度の予算編成に当たっては、そういった皆様のご意見もしっかり取り込んだところで、策定をしていただきたいというふうに要望しておきます。

（2）鷹島海底遺跡にかかる世論喚起について。

去る10月11日、松浦市鷹島沖の海底で見つかった木製構造物について。

鎌倉時代に襲来した元の沈没船であることが発表されました。2011年に1隻目の沈没船を確認して以降3隻目となります。

発掘調査を指導する國學院大学の池田教授は、継続的に調査すれば、船の数は間違いなく増えていくと期待されております。

また、今回の調査は、水中遺跡調査の技術共有や人材育成に向けた文化庁の事業として実施され、潜水や船上の研修に全国7自治体から計12名の文化財担当職員が参加され、鷹島が水中考古学の発信基地として、熱を帯びてきているところでございます。

また、来年度は、「ながさきピース文化祭2025」が開催され、国内外から本県への注目が集まっております。

本県にとって、唯一無二の鷹島の海中遺跡を国内外にアピールする絶好の機会であると考えております。

この貴重な文化遺産資源を磨き上げていくことは、本県はもとより、県北松浦地域の観光、

地域振興の起爆剤として大いに期待されるものであります。

今年度は、最初の蒙古襲来である文永の役から750年、来年度は、「ながさきピース文化祭2025」が開催され、基本方針にある1つ目、「歴史を紐解き、未来へつなぐ海外交流」、2つ目、「文化芸術によるまちづくり」、3つ目、「文化資源を活かした観光の推進」など、まさに千載一遇の絶好の機会となっており、本県が音頭を取り、他の水中遺跡を持つ自治体とのネットワークを形成することにより、より一層の水中考古学の世論喚起を図り、本県、そして松浦を水中考古学の「聖地」とすることが必要ではないかと考えております。

そこで、本県での「ながさきピース文化祭2025」の開催という絶好の機会を捉え、県としても鷹島海底遺跡や水中考古学について、さらなる世論喚起を行うなど、積極的に関与していくべきだと考えますが、知事の見解を伺います。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 松浦市の鷹島海底遺跡につきましては、昨年、私も現地を視察をさせていただいております。

今般、3隻目となります元軍の沈没船が確認されたことは大変うれしいニュースでございましたし、今後の活用についても期待が膨らんでいるところでございます。

水中遺跡として、日本で唯一の国史跡に指定をされております鷹島海底遺跡は、長年、国内の調査研究をリードしながら、数々の成果を上げてきた大変重要な文化財であります。

今後も、我が国の宝として丁寧に保存・活用を図りながら、その価値を広く周知をしまして、交流人口の拡大につなげていく必要があると考えております。

来年開催されます「ながさきピース文化祭2025」においては、県内外はもちろん、国外からも多くの方が来県する絶好の機会になりますので、松浦市とも連携をしながら、積極的に世論の喚起を行っていきたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 石本議員—23番。

○23番（石本政弘君） 知事の答弁にもありましたように、昨年は、知事自らが先頭に立って、文部科学大臣に対してもしっかりと要望をしていただきましたことにつきましては、心からお礼を申し上げます。引き続き、今お話にあったような取組についても、しっかりとお願いしたいと思います。

それでは、今後、具体的にどのように世論喚起を進めていくのか、また、県として水中遺跡を有する関係自治体とのネットワークの構築について、どのように考えているのか、教育委員会教育長の見解を伺います。

○議長（徳永達也君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（前川謙介君） 鷹島海底遺跡や水中考古学の世論喚起を図っていくためには、効果的な情報発信を通して、その魅力を多くの方に伝えていくことが重要であると考えております。

そのため、これまで、鷹島での水中考古学体験講座やシンポジウム、またパネル展等を実施してまいりました。また、このほかにもパンフレットやSNSを活用した情報発信等、松浦市とも連携しながら様々な手段を活用して、認知度向上の施策を展開してきたところでございます。

来年のながさきピース文化祭におきましても、これまでの調査の成果等を最大限に活かした水中遺跡や元寇をテーマとした講演会やシンポジウムの開催等を通して、さらなる世論の喚起に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

また、関係自治体とのネットワークの構築につきましましては、遺跡の調査研究や世論喚起の取組を進めるうえでも、様々な相乗効果が期待できるものと考えております。

市町村レベルでは、松浦市が取り組まれておりますので、県といたしましては、どのような都道府県レベルの自治体とどういった連携ができるのか、まずは協議、検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 石本議員—23番。

○23番（石本政弘君） 昨年の文部科学大臣との要望に際しても、やはり日本全体的な世論喚起をもっともっとしてほしいという声が多くありました。

そういうことから、今言った関係する自治体、水中遺跡を持つ自治体とのネットワークというのは、日本全体にとっても本当に世論喚起の一助にもなるし、松浦というのが、この水中考古学においては先駆者的な取組を行っている、そういったところでありますので、しっかりとそこをアピールしながら、ぜひとも関係自治体とのネットワークづくりに努めていただきたいと要望しておきます。

次に、鷹島海底遺跡の魅力を多くの方に伝えていくに当たり、ながさきピース文化祭の期間中、松浦市と連携し、来県いただいた方々に「松浦市立埋蔵文化財センター」を訪れていただくような取組も必要と考えますが、県の見解をお尋ねします。

○議長（徳永達也君） 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（伊達良弘君） 本文化祭において、松浦市では、県内外の児童生徒を対象とした元寇に関する学びの事業の実施や、事業参加者の埋蔵文化財センターへの訪問を計画されていることから、県といたしましても、この

事業の支援に努めてまいりたいと考えております。

また、本文化祭の開閉会式や県内各地で開催される23の全国大会、県が実施する地域文化発信事業などには、県外からも多くの参加者が見込まれますことから、宿泊の手配や観光情報等の提供を行うトラベルセンターを設置するとともに、市町や関係団体、旅行会社等とも連携し、県内各地の文化観光施設等への周遊促進を図ってまいります。

○議長（徳永達也君） 石本議員—23番。

○23番（石本政弘君） よろしくをお願いします。

2、農業振興について。

（1）畜産振興について。

①消費者ニーズに合った長崎和牛の生産について。

肉用牛を取り巻く情勢は、飼料価格の高止まり等による生産コストの増大に加え、物価高を背景とした消費者の牛肉の買い控えによる枝肉価格の低迷、さらには購買者の買い控えに伴う子牛価格の下落といった厳しい状況が続いており、和牛生産農家の意欲減退と生産農家の減少が懸念をされます。

一方、消費者ニーズが多様化する中、これまでの脂肪交雑、いわゆるA5等級の霜降りを重視した肉用牛の改良だけでなく、今日の消費者の健康志向に沿った新たな価値観を取り入れた和牛生産も重要であると考えます。

九州では、熊本県や鹿児島県などにおいて、消費者の健康志向に沿った赤肉の生産にも既に取り組んでおり、今後、本県としてもA5等級の長崎和牛生産と並行して、食味のいい、おいしさに着目した長崎和牛の生産についても取り組んでいく必要があるのではないかと考えております。

そこで、消費者ニーズに合った、おいしさに着目した長崎和牛の生産について、県として、今後どのような取組を行っていくのか、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 農林部長。

○農林部長（渋谷隆秀君） 県では、これまで生産者の所得向上に向け、脂肪交雑や枝肉重量の増加を図るため、種雄牛の造成や優良な繁殖雌牛の導入支援など、肉用牛の改良を進めてきたところでございます。

今後は、最近の消費者ニーズにも対応するため、遺伝子解析による枝肉評価など新たな手法を活用し、脂の口どけや和牛独自の香りなどに着目した肉質の改良を進めることで、おいしい長崎和牛の生産に取り組んでまいります。

○議長（徳永達也君） 石本議員—23番。

○23番（石本政弘君） 今後の消費者志向に沿った肉づくりというのも重要だと思いますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

②長崎和牛の消費拡大に向けた取組について。

長崎和牛の消費に目を向けると、人口減少や高齢化により、国内の食の市場規模は縮小している中、畜産農家の経営安定と所得向上を図るためには、県内外における長崎和牛の認知度をさらに高め、取り扱う店舗の拡大を図ることで、消費者が手軽に手に入る機会を増やすような消費拡大に向けた取組が必要であると考えますが、県ではどのように取り組んでいるのか、お尋ねをします。

○議長（徳永達也君） 農林部長。

○農林部長（渋谷隆秀君） 県としましては、長崎和牛を常時取り扱う指定店を増やすため、生産者、農業団体、流通業者、県等で構成する「長崎和牛銘柄推進協議会」において、県内主要駅等への広告看板の掲出や消費拡大キャンペーン

等に取り組んでおり、国内外の指定店は、令和6年10月末で438店舗と、前年度から18店舗増加しております。

しかしながら、指定店の約6割が県内に偏重していることから、長崎和牛のさらなる消費拡大を目指し、今後、これまで構築してきた県外・海外の食肉卸業者とさらに連携を強化し、小売店や飲食店等へのプロモーションやフェア等を実施することで、指定店の拡大を図り、畜産農家の経営安定と所得向上につなげてまいります。

○議長（徳永達也君） 石本議員—23番。

○23番（石本政弘君） 先月、国の財政指針において、水田活用の直接支払交付金について、平成27年度以降は飼料用米を助成対象から外す意向が示されております。

本県の離島・半島、そして中山間地域を多く有する本県では、農業の基幹的作目である畜産業を中心に営まれておるところであります。

現在の飼料価格の高騰の中、自給飼料となる水田における飼料米の生産は、現在の畜産農家にとって不可欠であります。畜産農家の経営に大きな影響をもたらす状況にあります。平成27年度以降のこの制度の継続についても、国に対して、しっかりと要望をお願いしたいと思っております。

また、このような状況の中でも、畜産農家が将来に希望を持って前向きに経営に取り組むことができるよう、県としても、農業団体と緊密に連携し、国の事業等を最大限に活用するなど、長崎和牛の生産対策支援と消費拡大にしっかりと取り組んでいただくことを併せてお願いをいたします。

（2）水田農業における所得確保について。

近年、水稻の作付面積は、生産者の高齢化や後継者不足などにより年々減少し、中山間地域

を中心に耕作放棄地が増加している傾向にあります。

加えて、地球温暖化により生産環境が悪化する中、米の品質が低下し、所得が減少することで、さらなる耕作放棄地の増加が懸念されております。

また、一方、6年産米は、近年、最高の価格となっていることから、7年産米の生産が増加することが予想され、再び米価の下落を招くのではないかと懸念をしているところでございます。

特に、県北地域や離島・半島の中山間地域などに多く見られる圃場が十分整備されていない地域においては、水田の畑地化も困難なところが多く、将来、耕作放棄地になるおそれが高いものと考えています。

このような圃場整備が進んでない水田においては、耕作放棄地の拡大を防ぎ、農家の所得向上を図るためには、地域の畜産農家との耕畜連携を図り、WCS等の自給飼料の生産拡大に取り組むなど積極的な水田の有効活用や、スマート農業の推進による所得確保を図る取組が重要と考えておりますが、県ではどのように取り組もうとしているのか、お尋ねをいたします。

○議長（徳永達也君） 農林部長。

○農林部長（渋谷隆秀君） 県では、水稻生産者の高齢化対策として、負担の大きい作業の省略化を図るため、ドローンによる水稻防除を推進し、その面積は、平成30年の229ヘクタールから令和5年の2,317ヘクタールと大幅に増加しているところであり、さらに水田の斜面の草刈り作業等のアウトソーシング拡大に向けた取組を検討しております。

また、米については、夏場の高温でも品質が安定し、収量や食味が優れる「なつほのか」や

「にこまる」等の作付拡大を図っており、作付割合は、令和元年の27%から令和6年には47.6%まで増加しました。

併せて、自給飼料の増産に向けた飼料作物の作付拡大のほか、高収益な園芸作物の導入等に取り組み、水田の有効活用をすることで、農業所得の確保を図ってまいります。

○議長（徳永達也君） 石本議員—23番。

○23番（石本政弘君） 中山間地域を多く抱える本県としては、即効的な政策というのはなかなか困難でありますけれども、引き続き、しっかりと農家の所得確保に向けた対策をよろしくお願いいたします。

（3）新規就農者の確保対策について。

農業は、本県の基幹産業の一つであります。離島・半島、中山間地域を多く抱える本県においては、産地を支える農業従事者の減少に加え、農業者の高齢化・後継者不足が顕著であり、このままでは農業の衰退を招くことが心配をされます。

本県の農業を守り、拡大していくためには、今以上に若い人に対する農業の魅力について積極的な情報発信を行い、併せて、産地の担い手となる新規就農者を確実に増やしていくことが必要不可欠であります。

このため、新規就農者の確保に当たっては、親元就農者はもとより、非農家出身者を含めた新規就農者を幅広く確保する取組が必要であると考えますが、県のこれまでの取組と今後の取組について、どのように考えているのか、お尋ねします。

○議長（徳永達也君） 農林部長。

○農林部長（渋谷隆秀君） 県では、県内外から幅広く新規就農者を確保するため、親元就農者はもとより、移住就農希望者の受入れ対策に取

り組んでおります。

具体的には、技術取得支援研修の実施や、各JA等が主体となった研修機関での就農希望者の受入推進、就農時に必要な初期投資の負担軽減のための施設・機械の導入や、園芸リースハウスの整備への支援等を行っており、こうした取組により、令和5年度の新規就農者は、平成30年と比較して48名増加となる280名となっております。

今後とも、JAや市町と連携し、研修機関担当者等のスキルアップ研修会の開催、移住就農者向け総合サイトの掲載内容の充実などに取り組み、さらなる新規就農者の確保につなげてまいります。

○議長（徳永達也君） 石本議員—23番。

○23番（石本政弘君） よろしく申し上げます。

3、水産業振興について。

（1）赤潮対策について。

①今年度の赤潮発生及び被害の状況について。

今年度は、県内で過去最大規模の赤潮が発生し、伊万里湾においても、クロマグロなどで大きな被害が生じておりますが、県内の赤潮発生状況及び被害の状況について、お尋ねします。

○議長（徳永達也君） 水産部長。

○水産部長（吉田 誠君） 本年度は、6月中旬に橘湾海域でシャットネラ赤潮が発生して以降、西彼海域、九十九島海域から伊万里湾に至る県内各地でシャットネラ及びカレニア赤潮が広範囲に発生し、8月下旬に終息が確認されております。

被害の状況は、養殖ブリ、クロマグロ、シマアジ、ヒラマサなど、県全体で過去最大となる約16億円、うち新松浦漁協では約5億7,000万円の被害となっております。

○議長（徳永達也君） 石本議員—23番。

○23番（石本政弘君）②伊万里湾における被害に対する支援について。

被害に対する支援策については、令和5年度の橘湾における甚大な被害を受けて、既存の制度より手厚い特例制度により、代替魚購入費等を支援してきており、今年度においても9月の補正予算で、特に、被害の大きかった2漁協に対し、特例制度が適用されたところであります。

一方、既存制度が適用された新松浦漁協及び松浦市からは、「特例制度を適用するほかの地区の漁協と同等の支援内容に拡充してほしい」といった要望が強く寄せられており、また、農水経済分科会においても、「松浦市については、被害状況など改めて現地の声を十分聞いて確認し、対応を検討すべき」との意見がっております。

この分科会の意見を受けて、これまで、県としてどのような対応を行ったのか、お尋ねをします。

○議長（徳永達也君） 水産部長。

○水産部長（吉田 誠君）県は、現地において、改めて生産者、漁協、松浦市に対し、被害状況などの聞き取りを行い、伊万里湾で初めてのシャットネラ赤潮であり、被害を防ぐのが困難であったこと、また、特に地域の中核であるクロマグロ養殖業者が大きな被害を受け、経営再建に長期間を要し、地域へ与える影響も非常に大きいことを確認いたしました。

このことを踏まえ、県といたしましては、伊万里湾のクロマグロ養殖業者に特例制度と同等の支援が必要であると考え、今議会において、代替魚や足し網などの購入費及び金融支援を行う補正予算案を計上しております。

○議長（徳永達也君） 石本議員—23番。

○23番（石本政弘君） このたびの補正予算案

は本当にありがとうございます。これが早期に実行に移されるよう、よろしくお願いをしたいと思います。

③今後の被害防止対策について。

今回のような大規模赤潮は、今後も各地で発生し、恒常化することが想定され、県内各地の養殖業者が将来への希望を失うのではないかと、また、産地の縮小を招くのではないかと大変危惧しているところであります。

そこで、今後とも、長崎県が水産県としてあり続けるためにも、赤潮による被害を未然に防ぎ、あるいは被害を最小限に抑えることは喫緊の課題であり、県として今後どのような対策を考えているのか、お尋ねをいたします。

○議長（徳永達也君） 水産部長。

○水産部長（吉田 誠君）県といたしましては、赤潮被害を低減する対策に力を入れるべきと考えており、まずは他県で高い効果が確認されている足し網などの普及に努めているところでございます。

さらに、新たな被害を防ぐ技術の開発として高濃度酸素発生装置や、海底付近の赤潮が少ない海水を生けす内に送り込む装置などの実証に取り組んでいるところであり、引き続き、被害防止対策に力を注いでまいります。

○議長（徳永達也君） 石本議員—23番。

○23番（石本政弘君） よろしく申し上げます。

（2）水産物の輸出について。

①本県水産物の輸出実績について。

これまで、本県水産物の輸出は順調に伸びてきたと伺っております。

こうした中、昨年8月に、中国は、東京電力第一原発の処理水海洋放出を受けて、日本産水産物の輸入を全面停止し、現在も中国向け輸出が全面ストップしている状況であり、本県水産

物輸出に大きな影響が生じているものと思います。

そこで、輸入禁止前後の本県水産物の輸出実績について、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 水産部長。

○水産部長（吉田 誠君） 令和4年度の本県水産物の輸出額は、過去最高の約72億円、そのうち最大の輸出国である中国向けは約25億円となっております。

令和5年度の輸出額は、前年度より減少し、約64億円となり、そのうち中国向けが輸入停止の影響により約11億円となっております。

○議長（徳永達也君） 石本議員—23番。

○23番（石本政弘君） ②中国向け輸出再開への対応について。

去る11月に、南米ペルーで行われた日中首脳会談において、これまで全面停止していた日本産水産物の輸入を再開するとの合意を着実に履行するとの申し合わせがっております。このことから、今後、中国においては、日本産水産物の輸入再開に向けた動きが加速化していくものと推察されます。

そこで、中国が日本産水産物の輸入を解禁した暁には、他県に後れを取ることなく、本県水産物の中国向け輸出について速やかに対応できる準備をしておく必要があると考えますが、県の対応について、お尋ねします。

○議長（徳永達也君） 水産部長。

○水産部長（吉田 誠君） 県は、去る10月、長崎魚市株式会社とともに、中国の現地パートナー企業を訪問し、再開時にスムーズに輸出ができるよう、輸出ルートや手続等を確認してまいりました。

併せて、上海の流通業界や飲食業界の方とも面会し、長崎鮮魚の輸出再開に向けた期待の声

を直接お聞きし、再開後のマーケット拡大への協力を依頼してきたところでございます。

引き続き、国や関係機関からの情報収集に努めるとともに、関係者との連携を密にし、解禁時には迅速に輸出が再開できるよう対応してまいります。

○議長（徳永達也君） 石本議員—23番。

○23番（石本政弘君） これから、長崎県も第一次産業は基幹産業でありますので、しっかりと第一次産業の所得の向上に貢献できるように取り組んでいただきたいと思います。

4、松浦火力発電所について。

（1）松浦火力発電所の存続に向けた取組について。

本県には、私の地元である松浦市と西海市に大規模な石炭火力発電所があり、他県にも電力を供給するなど、これまで国のエネルギー政策を支えてきた重要な地域であります。

しかしながら、世界的な脱炭素の流れがある中、石炭火力発電所の脱炭素化は待ったなしの状況であり、市民としても、地元の石炭火力発電所の動向に大きな関心を寄せております。

このような中、去る5月9日に電源開発株式会社が発表した中期経営計画において、松浦火力発電所1号機を2030年頃までに休廃止、または予備電源化とするとの考えが示されたところであります。

石炭火力発電所の休廃止は、松浦市にとって雇用をはじめ、地域経済への影響が非常に大きいことから大変憂慮をしているところであります。

県においても、電源開発と意見交換や情報交換を行っている聞いておりますが、日頃から意思疎通を図り、地元並びに県の意向について、各電源会社にもしっかりと届けることが大事であ

と考えております。

そこで、松浦火力発電所の存続に向け、県ではどのような取組を行っているのか、また、最近、宮地産業労働部長及び友田松浦市長が電源開発の菅野社長と意見交換を行ったと聞いておりますが、どのような話がなされたのか、お尋ねします。

○議長（徳永達也君） 産業労働部長。

○産業労働部長（宮地智弘君） 現在、国の電力需要の約3割を担う石炭火力発電については、国のエネルギー基本計画における2030年度の電源構成でも約2割を占める重要な電源であり、県としても、県内の石炭火力発電所は地域経済を支える重要な施設と考えております。

そのため、県では、発電事業者による発電設備の高効率化や、アンモニア・水素混焼などの次世代技術の取組を支援するよう、国に対し、政府要望を実施しているほか、本年9月には、松浦市とともに電源開発の本社を訪問し、松浦火力発電所1号機の存続や雇用の維持などについて、直接要望を行ったところであります。

要望に対し、電源開発からは、「今後とも、九州において、半導体産業の集積に伴う電力需要の増加等が見込まれる中、供給可能電源として松浦火力発電所の維持は必要な状況となっており、国の政策を踏まえながら、今後、脱炭素化を進めていきたい」との回答があったところでございます。

今後とも、地域経済を支える石炭火力発電所の存続に向け、地元市と連携しながら、国や電源開発に働きかけてまいります。

○議長（徳永達也君） 石本議員—23番。

○23番（石本政弘君） この火力発電所については、地元の経済界に対する貢献は当然でございますが、県に対しても、この火力発電所が県

内にあることで、それに伴う電力移出県等交付金が入ってきて、大きな県の予算の一翼を担っているというふうに伺っておりますので、今後ともしっかりと存続させていくことで県の財政にも幾らかでも貢献できる、そういった施設でありますので、しっかり支援をしていただきたいというふうにお願いをしておきます。

(2) 松浦火力発電所の脱炭素化に向けた取組について。

松浦火力発電所の脱炭素化に向けた取組は当然のことと考えますが、産業を支えるエネルギーの安定的な確保を図るためには、現実問題として、当面は石炭火力発電所を活用していかざるを得ないと認識しているところでございます。

しかしながら、2025年のカーボンニュートラルに向けた取組は、当然継続すべきであり、近年、半導体関連産業の拡大に伴い電力需要の拡大が見込まれるなど、今後の我が国の電力需要を考えたときに、新たな原子力発電所の建設や、再稼働に時間を要する現状の中で、再生可能エネルギーを最大限投入したとしても、不足する電力の安定供給を図るためには、石炭火力発電所の存在は欠かせないものと考えております。

しかしながら、一方で、世界的な脱炭素化の潮流の中、事業者も資金調達や事業執行に支障が出ないよう脱炭素化を進めていかなければならないことも十分理解できます。

このような中、CO₂排出量の多い石炭火力発電所の脱炭素化の手段として、水素・アンモニアの混焼やガス化設備の併設などありますが、去る11月に、電源開発及び九州電力は松浦に所有する火力発電所において、先進的CCS事業、具体的にはCO₂を回収して、海底地下に貯留をする技術の導入であります。低・脱炭素化を目指す取組に着手するとの報道がっております。

そこで、松浦火力発電所の存続のためには、現時点においては、石炭火力の低・脱炭素化を図るこのCCS事業の推進が必要不可欠であると考えますが、国が進めるCCS事業の内容及び進捗について、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 産業労働部長。

○産業労働部長（宮地智弘君） 国においては、発電所などから排出されたCO₂を分離・回収し、地中深くにためるCCSについて、その事業環境を整備する新たな法律を本年5月に制定し、2030年までの事業開始を目指しております。

このような中、国においては、本年10月、国内外9カ所で先進的なCCSプロジェクトを行う事業者を選定しており、松浦火力発電所関係については、電源開発を含む事業者に対し、マレー半島沖での試掘事業を委託する旨、発表したところであります。

今後とも、県としては、地域経済を支える県内の石炭火力発電所の脱炭素化に向け、国の動向を注視しながら、発電事業者や地元市と連携した取組を進めてまいります。

○議長（徳永達也君） 石本議員—23番。

○23番（石本政弘君） 国においても、今後法律整備して、調査事業を開始するなど、今後、CCS事業についてもしっかりと取り組んでいくということが確認できたところであります。

松浦火力発電所の存続に向け、県と松浦市、電源開発及び九州電力としっかりと連携し、今後とも、松浦火力発電所の存続についてもしっかりと取り組んでいただくことを要望いたします。

5、地域医療について。

（1）地域の医療を守る医師の偏在及び格差是正に向けた取組について。

離島・半島、へき地を多く有する本県では、

地理的に不利な条件にある離島や半島に住んでいても、安心して医療を受けられることは住民の願いであり、県は、これまで医師の養成や確保に取り組んできたものと認識しております。

さきに国が公表したデータにおいては、本県の医師偏在値は全国8位、人口10万人当たりの医師数は全国6位となっております。県内の二次医療圏別の偏在指数でも、長崎・県央・壱岐・佐世保県北医療圏の順に数値が高い状況にあります。

また、一方では、先月、全国知事会においては、医師の偏在是正は、地域の実情を反映させながら検討するよう福岡厚生労働大臣に緊急提言をしております。

その中で、医師の高齢化や残業時間の上限制限で労働時間の減少を踏まえた必要な医師の人数を再検証し、確保することを求めている、このままでは地域医療の担い手が絶対的に不足することも述べております。

これに対して、福岡厚生労働大臣は、地方創生の観点からも偏在是正は重要との認識を示し、現場の声を聞いて、「年末までに対策をまとめる」と回答をしているところでございます。

一方で、地元の佐世保・県北医療圏域を見た時に、医師は佐世保市中心に集中をしており、松浦市や旧北松地区においては、医師の絶対数は不足しており、大学病院や他の医療機関からの派遣に頼っている病院がほとんどではないかなと思っております。

また、地域住民の中には、救急医療を含めた医療機関の対応について不満の声も挙がっております。地域医療の充実は、地域住民の命と暮らしに直結するものであり、喫緊の課題であると認識をしております。

そこで、地域の医療を守る医師の偏在につい

て、県の現状認識と格差是正に向けた今後の県の取組について伺います。

○議長（徳永達也君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） 本県は、全国8位の医師多数県であり、佐世保県北医療圏につきましても医師多数区域となっておりますが、医師は、佐世保市中心部に集中しており、県北地域における医師確保は重要な課題であると認識しております。

こうした地域の医療機関は、医師の確保に苦慮されており、県といたしましても、「ながさき地域医療人材支援センター」における離島やへき地の診療所への医師の斡旋や、代診医の派遣などに努めているところです。

今後とも、離島やへき地など医療支援が少ない地域においても、必要な医療が提供されるよう地域の実情を踏まえながら、医師の確保に努めてまいります。

○議長（徳永達也君） 石本議員—23番。

○23番（石本政弘君） 厚生労働省においては、今後、各医療機関ごとに必要とされる医師数について、都道府県に把握してもらう方向で検討しているという情報もあります。

本県においても、二次医療機関に任せるだけでなく、一次医療圏における医療機関ごとの医師の充足状況についてしっかりと把握し、今後の地域医療における医師の偏在及び格差是正に取り組んでいただきたいと思いますので、しっかりと対応していただきますようお願いしておきます。

部長、一言ありましたら。

○議長（徳永達也君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） 議員ご指摘のとおり、どこでも医療を受けられることができる体制の整備が非常に重要でございますので、県

といたしましても、鋭意努めてまいりたいと存じます。

○議長（徳永達也君） 石本議員—23番。

○23番（石本政弘君） （2）地域医療提供体制の確保に向けた取組について。

佐世保市中心部から離れた松浦市などでは、医院長の高齢化や後継者不足により相次いで病院の閉鎖が見られるなど、地域住民は医療提供に大変不安を感じています。

また、救急医療についても、医師や看護師不足の実態が見られ、こういった状況の中で、今後、地域住民の命を果たしてどこまで守ることができるのか、非常に不安を感じるころであります。

同じ佐世保・県北医療圏域内であっても、一次医療圏ごとに見ると、受けられる医療サービスに偏在が生じているのではないかと感じているところであります。

そこで、特に、離島・半島地域が大半を占める本県においては、全ての県民に対し、どこに住んでいても、安心して医療を受けられる地域医療提供体制づくりが急務であると考えますが、本県の状況と今後県としてどのように取り組んでいくのか伺います。

○議長（徳永達也君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） 医療法第1条の3において、「国及び地方公共団体は、国民に対し良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない」とされており、医療提供体制の確保については、県と市町がそれぞれ果たすべき役割を適切に担っていく必要があると認識しております。

県といたしましては、医療法第30条の4において、都道府県が定めるよう規定されております「医療計画」に基づき、医療機能の分化や連

携を推進することにより、地域全体で切れ目なく必要な医療が提供される地域完結型医療の確立を目指し、入院医療などの一般的な医療が概ね完結できる二次医療圏単位で、広域的な観点から医師の確保や救急医療体制の整備などに取り組んでおります。

他方、地域に密着した日常的な医療が提供される一次医療圏においては、各市町が主体となり、在宅医療、介護連携の推進をはじめとした医療及び介護の充実に取り組んでおり、市町によっては、診療所の新規開業を支援する独自の制度を設け、診療所の誘致に成功した事例もあると伺っているところでございます。

県といたしましては、引き続き、二次医療圏の医療提供体制の強化に取り組むとともに、一次医療圏の体制がより充実するよう関係者と連携して、市町の取組を後押ししてまいります。

○議長（徳永達也君） 石本議員—23番。

○23番（石本政弘君） 特に、松浦におきましては、離島、それから橋は架かっておりますが、島において、診療所が閉鎖されるというような状況が見られます。

こういったへき地に住む地域の住民にとりまして、一次医療機関の重要性というのは、本当に命に直結するものでありますので、できれば一次医療圏内で、できなくとも二次医療圏内ではしっかりと、そういった医療提供体制が取れるように取り組んでいただきたいと、よろしくお願いいたします。

6、知事の政治姿勢について。

質問する前にですが、今回、私も総務委員長を務めまして、大変慎重なる審議を進めなければならないという中で、これまで大石知事も知事になられて2年がたちますけれども、大石知事についても、この長崎県をリードして、しっ

かりと支えていかれるというふうに、今年の前半までは本当に私も期待していたところでありますし、大石知事の意向と違うところで動いている何かがあるのかもしれませんが、今回の問題に関しても本当に大石知事が自分の心に偽ることなく、しっかりと自分の今後を見つめて、答弁していただきたいというふうに思います。

（1）総務委員会集中審査の結果について。

今回、総務委員会において、大石知事の政治資金等に関する様々な疑義についての事実を確認することを目的として、延べ9名の参考人及び知事に出席をいただき、9月30日及び10月28日から30日までの計4日間、集中審査を実施したところでございます。

そこで、今回、26日の開会日に、総務委員会の集中審査の結果について報告をしたわけでございますが、まず、今回の総務委員会の集中審査の結果を受けて、大石知事は、どのように受け止められましたか、率直な気持ちを伺いたいと思います。

なお、今回の答弁につきましては、私の後ろの方でもネット配信等により、多くの県民の皆様が関心を持って聞いておられると思います。そのことを十分認識したうえで答弁いただければと思います。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） まず、その受け止めということをお願いする前に、いまだ、なお、私の政治資金に関して県民の皆様にご迷惑をおかけしていることについては、心からお詫びを申し上げたいと、そう思っております。

今回、ご質問いただいた受け止めということですが、まず、県政を進めていくためには、県民の皆様からの信頼を得ることが

非常に重要だというふうに考えております。

これまで総務委員会の集中審査を含めてでございますけれども、私の立場でできる限りの事実関係の整理を行いながら、真実を述べてきたつもりでございます。

ただ、先日も、開会日の総務委員長からの報告の中での現状を見ると、「なお、県民の理解を得られたと言いき難い」というお言葉もありました。そのことも、しっかりと真摯に受け止めてはいけないと思っておりますので、私としては、引き続き、その理解を得られるような努力を続けていきたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 石本議員—23番。

○23番（石本政弘君） 知事は、県民127万人のトップであります。そこで県民の知事に対する期待は非常に大きいと思います。

そこで、知事としてあるべき姿、今後、県政の推進に当たっての知事の政治姿勢について、どのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 繰り返しになりますけれども、先ほど申し上げたとおり、まず、県民の皆様のご信頼を得ることが、県政を進めていくうえで非常に重要だと思っておりますので、その努力を続けることはもちろんだと思っております。

また、午前中に松本議員の方から最後にお話がありました。お父様のお話の中で、6期、首長を務められた大先達だと思います。

そのお言葉の中で、やはり周りの方を、職員、また議員の皆様方、県民の皆様方、市民の皆様方だと思いますけれども、皆様方を同じ方向に向けていくということ、「その力が非常に重要だ」という言葉があったと思います。そのこと

については、私もお話を聞きながら本当に共感を覚えたところでございます。

やっぱり県民の皆様が同じ方向を見ていけるような、そんな環境をつくっていけると、そういったことも重要だと思いますので、まずそこに信頼を得ながら、そういった目指すべき姿、方向を示して、みんなで力を合わせて実現していけるような、そんな取組を進めていけるように努力をしていきたいと思っております。

○議長（徳永達也君） 石本議員—23番。

○23番（石本政弘君） 今、知事の答弁でもありましたように、やはり県民の信頼を受けて初めて知事としての仕事ができる、また、県職員も信頼できる知事がいてこそ、しっかりとした県民に対する事業、県民の所得を上げる、生活を守る、そして、より良い生活を送る、そういった事業ができていくものと思っておりますので、知事におかれましても、そういったことをしっかりと受け止めて、今後、対応していただきたいというふうにお願いします。

次に、集中審査の報告でも述べておりますけれども、知事には説明責任を果たすことを強く求めているところであります。

この説明責任について、大石知事はどのように考えておられるか伺います。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） これまでも、さきの2問で、お答えさせていただいておりますけれども、しっかりと説明をしてきたつもりでございます。私として、私の立場で、できる限りの事実関係の整理を行いながら、真実を述べてまいりました。

しかし、総務委員長の報告の中にもあったように、「いまだ、なお県民の理解を得られていない」と、そういうお話がございましたので、

それは真摯に受け止めて、しっかりと理解を得られる努力を今後も続けていくことだと思います。

ただ、今回、集中審査の中でも委員の方からご指摘、ご意見も出ておりましたけれども、やはりこれまで各者の主張が食い違っているという状況もございました。また、加えまして、そのような中で刑事告訴、告発がなされているということもございます。

それを踏まえますと、もちろん説明をしていくという努力を続けることは間違いないですが、既に捜査当局に委ねて、事実解明をしていただくような段階にもあると考えております。

ただ、私としましては、引き続き、そういった努力を続けつつ、午前中にも議論になりました経済対策に緊急経済対策もこれから出てまいります。また、当初予算に向けて予算編成をしていく本当に大切な時期にもなってまいります。

本当に、県勢発展のために、また、県民の生活を守るために、しっかりとそういったことも滞りがなく、しっかりと計画、実施していけるように公務にも邁進をしていきたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 石本議員—23番。

○23番（石本政弘君） 今回の集中審査においても、今、知事の答弁がありましたとおり、参考人と知事の答弁がなかなかかみ合わないというのが実態でありまして、総務委員会での審査も限界がありまして、委員長としては非常に残念に思っているところであります。

ただ、今回の集中審査で、今、大石知事に課せられております疑義の根幹に関することが明らかになったことが一つあると思います。

それは、複数の参考人から大石知事の政治資金等に関する疑義の中で、後援会への2,000万円

の架空貸付の疑義及び9つの医療法人からの計286万円の迂回献金の疑義の双方について、「いずれも大石知事の選挙コンサルタントが絡んでいた」という証言が得られたことであります。

この選挙コンサルタントについても、集中審査の参考人として招致をお願いしましたが、出席がかなわず、真相の解明には至りませんでした。

知事にとっても、このことは非常に重要な部分であり、今後の県政運営においても、こういったことが事実なのかどうかというのは非常に重要になってくると思います。

そこで、大石知事に伺いますが、先ほどの2つの疑義に関して、選挙コンサルタントの関与があったのか否か、事実について、ご答弁をお願いいたします。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 今、ご質問があった点につきまして、まず具体が述べられておりませんので、その点についてはお答えできないと思いますが、これまで、私は、こういった方々が、こういった形で関わっていたとか、そういったことは繰り返し述べておりますとおり、私の立場でできる限りの事実確認の整理をして、真実を述べてきたつもりでございます。

今後も、そういった形で精いっぱい努力をさせていただきたいと思っております。

○議長（徳永達也君） これより、しばらく休憩いたします。

会議は、2時45分から再開いたします。

— 午後 2時31分 休憩 —

.....

— 午後 2時45分 再開 —

○副議長（吉村 洋君） 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

深堀議員—36番。

○36番（深堀ひろし君）（拍手）〔登壇〕 皆さん、こんにちは。

改革21、国民民主党、長崎市選挙区選出、深堀ひろしでございます。

質問通告に従って、一問一答で質問させていただきます。

物価高騰をはじめ、課題が山積する状況を踏まえ、安全・安心で心豊かな長崎県づくりの一助となるように、県政一般質問に臨みたいと思います。

知事はじめ、関係理事者の皆様方の簡潔、明瞭かつ前向きな答弁をよろしくお願いをいたします。

1、知事の政治姿勢について。

（1）人口減少に対する課題認識。

本県の最重要課題である人口減少問題に関連して、質問をいたします。

①まち・ひと・しごと創生総合戦略10年間の実績について。

人口減少対策については、「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき実施されておりますが、国においては、2014年、地方創生を成長戦略の目玉として、「東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけるため、雇用創出や移住などを基本目標とする総合戦略」を閣議決定し、「地方創生推進交付金」を創設しました。

この交付金は、2016年度から毎年1,000億円を計上し、各自治体へ交付し、その総額は約1.3兆円と言われております。

その後、この戦略は、「デジタル田園都市国家構想」に衣替えされ、現在は、石破総理により、「新しい地方経済・生活環境創生本部」が設置され、自治体向けの交付金の倍増を目指し

ているようです。

しかし、当初の目標では、「2020年に東京圏から地方への転出・転入を均衡させる」と掲げていたものの、新型コロナ化で一時鈍化した時期もありましたが、2023年には、転入が11万4,802人の転入超過となり、2014年当時の10万9,000人から逆に増加をするというのが実態であります。

また、主要な目標指標である合計特殊出生率は、10年前の1.42から1.2へ減少、実質成長率は、2013年度までの10年間の年平均0.7%から2023年度までの10年間は、実に年平均0.5%に落ち込み、目標としていた1.5%から2%へは遠く及んでおりません。

さらに、地方の収入源である地方税収の10年間の伸長度合いを主要先進国と比較すると、ドイツは1.6倍、アメリカ、イギリスは1.5倍、フランスは1.4倍となっておりますが、我が国日本は1.2倍で、我が国の地方は、各国と比較して成長できていないものと私は考えています。

そこで、確認をいたしますが、本県の地方創生の10年間をどのように評価をしているのか、お尋ねをいたします。

以後の質問については、対面演壇席から行います。

○副議長（吉村 洋君） 知事。

○知事（大石賢吾君）〔登壇〕 深堀議員のご質問にお答えをさせていただきます。

県におきましては、平成27年度から、これまで2期にわたりまして、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、市町等とともに連携しながら地方創生に向けた人口減少対策に取り組んできたところでございます。

その結果、社会減につきましては、企業誘致や移住促進、高校生の県内就職率の向上などの

成果が見られ、全体としては、改善傾向にあるものの、若い世代や女性の転出超過が続いている状況でございます。

このような状況から、若者が魅力を感じるような仕事の創出や住みたいと思うまちづくりなど、さらなる施策の充実を図っていく必要があると考えております。

また、自然減につきましては、高齢者の死亡数の増加や出生数の減少などによって、自然減が拡大していることを踏まえまして、結婚・妊娠・出産・子育ての一貫した切れ目のない支援をさらに強化する必要があると考えております。

一方で、国全体におきましては、人口減少や東京圏への一極集中等の大きな流れを変えるには至っておらず、地方が厳しい状況にあるという検証結果が示されております。本県もまた例にたがわず、同様の傾向となっております。

そのため、国におきましては、これまでの成果と反省を活かして、地方創生の原点に立ち返り、全国の地方公共団体において、産官学、産学金等の関係者とともに、新たな地方創生施策を展開することとされております。

県としましては、国の動向を注視しつつ、市町等とも連携を図りながら、地方創生施策のさらなる充実・強化に努めてまいりたいと考えております。

以後のご質問につきましては、自席から答弁をさせていただきます。

○副議長（吉村 洋君） 深堀議員—36番。

○36番（深堀ひろし君） 今の答弁で、これまでの10年間の地方創生の成果について、なかなか地方としては成果が出にくかったといえますか、そういった回答であったというふうに思います。

確かに、以前、実施された全国の知事や市町

村長に対して実施されたアンケートによれば、地方創生のこの10年、68%の自治体が「不十分だった」と回答しているアンケート調査からしても、それが、その証左だというふうに思います。

次に、これまでの地方創生推進交付金を本県はどのように活用されてきたのか。そして、その概要と人口減少の状況も踏まえて答弁をお願いしたいと思います。

○副議長（吉村 洋君） 企画部長。

○企画部長（早稲田智仁君） 本県の人口減少対策につきましては、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、令和6年度までの9年間で約127億円の地方創生にかかる交付金を活用し、自然減、社会減の両面から各種施策を推進してきたところであります。

こうした結果、企業誘致や地場企業、地場産業への支援による新規雇用創出のほか、県外からの移住者数の増加、高校生の県内就職率の改善などの効果によりまして、令和5年の社会減は4,057人となっており、年度ごとの変動はあるものの、10年前の平成26年と比べて約1,500人の縮減となり、全体的には改善傾向が見られます。

一方、令和5年の自然減は、出生数の減少の影響などによりまして、1万1,995人となり、10年前と比べて約6,300人拡大するなど、依然として厳しい状況であると認識しており、引き続き、その動向を注視する必要があると考えております。

○副議長（吉村 洋君） 深堀議員—36番。

○36番（深堀ひろし君） 確かに、実数も答弁されましたけれども、成果が出ている事業も実際にあると思います。

ただ、全体的な人口減少というふうに捉えた

時に、歯止めがかかっていないというふうに感じているわけですが、成果が出ていない分野の要因分析について、お尋ねしたいと思います。

○副議長（吉村 洋君） 企画部長。

○企画部長（早稲田智仁君） 社会減の分野におきましては、経済の回復によって全国的な人手不足による採用市場の競争の激化により、県内大学生の定着や、福岡県、首都圏等に進学された本県出身者のUターン就職などについて、目標を達成していない状況となっております。

また、自然減の分野におきましては、コロナ禍等による婚姻数の減少などが、その要因として考えられ、出生数の減少等に伴い、自然減が拡大している厳しい状況となっております。

人口減少対策は、即時性の高い短期的な施策から、中・長期的な施策まで多岐にわたることから、引き続き、様々な分野において自然減と社会減の両面から対策を講じる必要があると考えております。

○副議長（吉村 洋君） 深堀議員—36番。

○36番（深堀ひろし君） わかりました。

次に、地方創生交付金の仕組みについて、少し確認いたしますが、今現在のこの交付金のシステムはプロジェクト・コンテスト型と言われるもので、地方から事業を提案し、国の審査を受け、採択された事業が予算化されるという仕組みであったというふうに思います。

長崎県から提案した令和6年度の事業の採択状況を教えてください。

○副議長（吉村 洋君） 企画部長。

○企画部長（早稲田智仁君） 令和6年度の県におきます地方創生にかかる交付金の採択状況ですが、件数ベースでは100%の採択を受けて22件となっております。

また、交付決定額ベースでは、98.8%採択の約16億円となっており、全国第2位の交付決定額であります。

○副議長（吉村 洋君） 深堀議員—36番。

○36番（深堀ひろし君） 件数ベースでいけば100%、金額ベースでいけば98%を超えているということですね。これは非常に頑張った成果だというふうに私は理解します。

ただ、どうしても国に事業を申請して、国の裁量で決められるということに対しては、これは長崎県はたまたま100%採択されていますけれども、他県によっては、幾つか申請して、本当はその県が一番重要視している政策、事業が採択されず、次、3番目とか4番目とか、そういったことが採択されることだって当然予想されるわけであって、やはりここは地方が非常に使いやすい一括交付金、こういった形が望ましいのではないかとこのように私は思っています。どうしても、今の地方創生交付金は、ひもつきと言われる一部制限がかかる交付金でありますので、そういったことから、地方が自由に使える一括交付金を国に求めていくべきではないかというふうに私は思っておりますけれども、その点について、知事、どういうふうに思われますか。

○副議長（吉村 洋君） 知事。

○知事（大石賢吾君） まず、この地方創生にかかる交付金でございますけれども、地方の実情に即した創意工夫によって取組を支援するものでございまして、本県におきましても、これまで産業振興のほか、移住施策、観光誘客対策など、地方創生に資する施策に活用してきたところでございます。

こうした中で、本交付金が地方にとって、より使いやすい制度となるよう、全国知事会等を

通じて、要件緩和や交付対象の拡大、手続の簡素化など、地方の実情に応じた弾力的な運用について、国に要望してきているところでございます。

現在、国においては、使途の自由度が高い新たな地方創生にかかる交付金の創設が検討されているところでございまして、県としても、国の動向を注視しながら、引き続き、全国知事会とも連携を図って要望等に適切に対応していきたいと考えております。

○副議長（吉村 洋君） 深堀議員—36番。

○36番（深堀ひろし君） ぜひ地方が使いやすい交付金制度を活用して、地方創生を図っていただきたいというふうに思います。

②人口減少（社会減）の要因分析。

県外転出の要因について、「令和5年移動理由アンケート」を実施されております。その中から社会移動減に対して見えてきたものは何なのかを簡潔にお答えください。

○副議長（吉村 洋君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（大安哲也君） 「令和5年移動理由アンケート」における県外への転出者の移動理由を見ると、男性は、「転勤」が最も多く、次いで「転職」、「就職」、女性は、「家族の都合」が最も多く、次いで「就職」、「転職」の順となっています。

転職の方の年齢を見ると、20歳から29歳の割合が、男性は約5割、女性は約6割となっております。

就職の方の背景としては、男性は、「転職先、転出先の企業に、より自身の成長等やりがいを感じられた」、女性は、「知識や技能を活かしたい」が最も多く、転職の方の背景としては、男女とも「仕事からの収入が少ない」が最も多くなっております。

○副議長（吉村 洋君） 深堀議員—36番。

○36番（深堀ひろし君） 私がこのアンケートの報告書を見て最も注目した点は、転職であります。転職する人の年代とその理由ですが、転職する年代は、今、部長から答弁があったように20代が最も多く、そして、その理由は「仕事からの収入が少ない」ということ。

昨年から、政労使が協調して賃上げを推進し、一定の賃金上昇が図られているものと思いますが、それ以上に物価が高騰している状況にあります。

そこで、今年8月の実質賃金指数を確認したところ、全国では97.0、長崎県は92.1となっております。2020年と比較すると、全国でも実質賃金は低下をしているという現状、なおかつ、本県は全国平均よりも5ポイントも低くなっているということ、まさに、「仕事からの収入が少ない」ということの証左ではないでしょうか。

この状況をどのように分析していらっしゃいますか。

○副議長（吉村 洋君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（大安哲也君） 実質賃金指数は、名目賃金指数を消費者物価指数で除した数値でございます。

令和2年平均を100とした場合、令和6年8月における名目賃金指数は、全国が107.5、本県は102.0と差が生じている一方、消費者物価指数は、全国が110.8、本県は110.7で、ほぼ同程度となっております。

名目賃金について、全国と本県の金額を比較いたしますと、令和2年平均では、本県が約13%低かったものが、令和6年8月では約18%低くなっております。

名目賃金の差の拡大が実質賃金指数の差につながっていると考えております。

○副議長（吉村 洋君） 深堀議員—36番。

○36番（深堀ひろし君） 指数の話は置いておいて、実際に全国平均の名目賃金と本県を比べた時に、一番新しい数字では、18%、長崎県が少ないということです。18%というと、ぴんときないかもしれませんが、これ、金額ベースでいうと、全国平均が約28万2,000円、長崎県は23万2,000円、実に5万円の差があるわけです。これが長崎県の賃金が低いという、まさにそのとおりですね。

では、なぜ、そのような差が生じるのだろうかと、今年の賃上げ率を大企業と中小企業とで比較してみますと、大企業では5.58%、中小企業は4.01%で、1.5ポイントの賃上げの差があります。

そこで、本県の雇用者数を大企業と中小企業の割合で調べてみると、大企業に勤めている人の比率、これは全国平均は34.4%、しかし、長崎県はわずか6.6%しかいないんです。本県の名目賃金が全国よりも18%も低い、これはやはり大企業、中小企業の差が起因していると思います。

これらを踏まえて、賃金水準が高く、働きやすい、魅力的な仕事の場を創出していくことが非常に重要だと思います。

賃上げに向けて、このような状況をどういうふうに支援していくのか、お尋ねしたいと思います。

○副議長（吉村 洋君） 産業労働部長。

○産業労働部長（宮地智弘君） 人口減少が進む本県において、地域を維持し、持続的な経済発展を図るためには、造船や半導体等の製造業の振興等による県外需要の獲得と、中小・小規模事業者に対し、人手不足の中でも成長を可能とするデジタル化等の生産性向上支援が重要と考

えております。

具体的には、県外需要の獲得については、造船で培った県内サプライチェーンの高い技術や人材を活かし、カーボンニュートラル関連市場が拡大する中、県内企業が取り組む環境対応船や洋上風力関連において、設備投資等の支援や県外企業とのビジネスマッチングを開催するほか、半導体関連においては、県内大手企業の規模拡大支援や大規模工業団地の開発と、それに伴うアンカー企業の誘致により、県内サプライチェーンの拡大を図ることとしております。

一方、生産性向上支援としては、県内の中小・小規模事業者が物価高騰や最低賃金の上昇、人手不足など、厳しい経営環境を乗り越えていくため、勤怠管理システムやスマートレジ導入等、企業の目の前の課題を解決するデジタル化支援を行うとともに、低利な制度融資の創設や価格転嫁の機運醸成を図る取組等も進めております。

○副議長（吉村 洋君） 深堀議員—36番。

○36番（深堀ひろし君） 産業に対する支援策の内容について、今、るるご提示がありました。

ここは中小企業の賃上げに向けて、例えば、生産性の高い産業振興など、先ほど答弁があったような内容について、ダイナミックな施策をぜひ講じていただきたいと要望しておきます。

と同時に、今、産業労働部長が答弁されたわけですが、中小企業の業種別の賃上げ率を見ますと、医療・介護・看護が2.19ということで、業種別で見ると賃上げ率が最も低くなっています。次いで運輸業が2.52、次が建設業が3.29というふうになっておりますので、これらの業種に着目した支援策の検討をぜひお願いをしておきたいと思います。

次に、女性の転出状況の課題認識について、確認をさせていただきたいと思います。

○副議長（吉村 洋君） 企画部長。

○企画部長（早稲田智仁君） 本県の女性が県外に転出される理由としましては、ご家族の都合に次いで就職や転職等が多い傾向であることから、女性が活躍される県内企業の情報発信や、女性に魅力的な職場環境づくりを促進し、県内定着や将来のUターンにつなげていく必要があると認識しております。

そのため、県におきましては、県内で活躍される女性のロールモデルの情報発信や、女子学生と女性社員との意見交換を実施するとともに、企業経営者の意識改革や管理職登用を図るための女性人材育成支援のほか、働きやすい職場づくりを認証する「Nぴか」の取得促進などにも積極的に取り組んでいるところであります。

引き続き、本県におきます女性の転出超過の改善に向けて、市町等とも連携を図り、国の交付金なども有効に活用しながら、各種施策に取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長（吉村 洋君） 深堀議員一36番。

○36番（深堀ひろし君） 転出状況についての対策、今、女性に特化した形のご報告がありました。

この女性の転出超過が4,040人という数字も出ましたが、新聞報道では、全国の47都道府県の中で女性の転出超過の数は、広島県に次いでワースト2位だそうです。九州各県では、もちろん最大の女性の転出県であるということ、今言われた対策のみならず、新たないろんな仕組みであったり、施策をぜひ打ち出しをしていただきたいというふうに思います。

次に、若年層の転出について、確認をさせていただきます。

地方創生のいろんな目標の中で、県内高校の県内就職率は68%、県内大学生の県内就職率は

50%、福岡県及び首都圏進学者のUターン就職者数340人、こういった目標数値が示されています。

ただ、この目標を達成したとしても、今の若い人たちの人口区分から見ると、今言った目標を全て達成したとしても、約4,000人ぐらいの効果になるということです。

今年3月の県内高校の卒業者数、年度年齢は18歳です。これは1万489人、約1万500人いるわけですね。単年度で見た時に、その1万500人の若者に対して4,000人をとどめるという目標が、私は、少ないのではないかというふうに感じています。

大学進学率が過去最高となる中、県外大学からのUターン対策など、さらなる強化が必要だというふうに思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○副議長（吉村 洋君） 産業労働部政策監。

○産業労働部政策監（石田智久君） 現在、本県の高校を卒業した生徒の約4割、4,000人余りが県外の大学や専修学校に進学しており、若年層に向けた県内就職促進対策として、県外大学生のUターン対策は重要であると認識しております。

そのため、県では、県外に進学した本県出身者のUターン拡大を目的として、特に、進学者が多い福岡県の学生を中心に県内企業説明会や企業見学ツアーなど、大学と連携して取り組んでいるところでございます。

こうした取組を推進するため、今年度は、さらに3つの大学と連携協定を締結しており、さらに大学に加えて、専修学校につきましても連携体制の構築に向け、現在、具体的な協議を進めているところでございます。

今後とも、大学や専修学校と連携を図りなが

ら、県外からのUターン就職の拡大に向け、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長（吉村 洋君） 深堀議員—36番。

○36番（深堀ひろし君） 大学のみならず、専修学校についても、そういったことで対象を広げていくと。

私は、これまでも一般質問の中で専修学校のことについては、たびたび触れてきました。専修学校に進学する生徒の数は、かなり多いわけですから、そういったところに着目した対策をぜひ今後お願いしたいと思います。

③生産年齢人口の減少に対する危機意識。

人口減少問題の中でも、私が最も危機感を抱くのは、15歳から64歳までの生産年齢人口の構成比の減少であります。全人口に占める生産年齢人口が5割を切るような社会で、各産業における経済活動や地域社会の維持はできていくのか、非常に危惧をしています。

そこで、お尋ねいたしますが、全国と本県の実年齢人口の構成比、これがどのように推移しているのか、お尋ねいたします。

○副議長（吉村 洋君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（大安哲也君） 国立社会保障・人口問題研究所が令和5年に推計した「日本の地域別将来推計人口」によると、総人口に占める15歳から64歳の生産年齢人口の割合は、令和2年は、全国が59.5%、本県は54.5%ですが、令和22年には、全国は55.1%、本県は48.9%となっております。

○副議長（吉村 洋君） 深堀議員—36番。

○36番（深堀ひろし君） 2040年には全国では55.1%、しかし、本県は48.9%です。先ほど私が申し上げたように、長崎県は2030年代、あと十数年です。生産年齢人口は半分以下になる

ということです。既に県内では、土木・建築や介護や交通の分野を中心に人手不足が発生しています。

労働局の公表資料によると、本県の今年9月の新規求人倍率は1.74倍、また、職業別の1年間累計では、建築・土木技術者が9.48倍、次いで医師・薬剤師等が4.87倍、介護サービスは3.46倍、自動車運転は2.59倍など、幅広い分野で求人数が求職者を上回る人手不足に陥っています。

一方、九州経済調査協会が公表した「九州経済白書」によれば、2030年に九州・山口の9県で、約49万5,000人の働き手が不足するという推計が示されました。

長崎県においては、生産年齢人口62万人に対して、人手不足が6万2,000人、割合でいえば10%、九州・山口で最大の生産年齢人口不足ということになります。

もちろん、DXやICT化、AIの進展などで労働生産性の向上が図られていくわけですが、生産年齢人口の減少のスピードにそれらが追いついていくのか、非常に不透明だというふうに私は思っています。

このような深刻な人手不足に対して、どのような対策を講じていくべきと知事は考えておられるのか、お尋ねいたします。

○副議長（吉村 洋君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 今後、生産年齢人口の減少に伴いまして、県内の各産業において深刻な人材不足が生じるおそれがあることから、県内経済の継続的な成長と、また、地域社会の維持・発展が図られるように、今後も強い危機意識を持って、その対策に力を入れていくという方向性でございます。

具体的には、デジタル技術によりまして、県内企業等における業務の効率化を図って省人化

を促進していくとともに、若者の県内定着や県外に進学、就職をした方のUIターンの拡大に向けて、業界団体や教育機関と連携しながら取り組んでいるところでございます。

また、構造的な人材不足の状況にあって、外国人材の積極的な受入れ促進も重要であると考えております。

そのことから、県内企業等の理解促進に加えて、今後は、より多くの外国の方から本県が選ばれるように、働きやすく、住みやすい環境づくりに向けた支援を進めていくとともに、本県の魅力を積極的に発信していきたいと考えております。

今後とも、県内経済の成長と地域社会の維持・発展に向けて、市町や企業等と連携しながら、人材不足対策にしっかりと取り組んで、県民の皆様が本県へ誇りと、また、未来への期待感を抱いていただくというような長崎県づくりに努めていきたいと考えております。

○副議長（吉村 洋君） 深堀議員—36番。

○36番（深堀ひろし君） そうですね、今、るるお話がありました。もちろん外国人材の活用というのもありますし、今、生産年齢人口と言っていますけれども、私は、個人的な感覚ですけれども、64歳までが生産年齢人口かというのと、今はもう69歳ぐらいまでの方が十分生産年齢人口ではないのかなというふうに考えております。

今の枠組みの中では、64歳までが生産年齢人口ですから、その人口の中で、どうやって、この地域を守っていくのか。今、知事が答弁されたような対策を講じていかなければいけないということには同感であります。

そこで、少し観点が違うんですが、若い人たち、生産年齢人口の人たちが離職をしないとい

う観点から、働きやすい職場環境の整備という意味で、県庁の職場、そして教員の方々の状況について、確認をしたいと思います。

知事部局における定年等を除く退職者数が、令和5年度が83人、このうち30代以下は43人で、10年前より1.5倍に増加をしているということ、教員においては、令和5年度が205人、うち30代以下は95人で、1.8倍に増加をしているということ。

離職の理由は、職員個々人で様々だというふうに思いますが、一般的には、働きやすい魅力的な職場であり続けることが、離職防止対策に有効であるというふうに考えます。その中で、特に若い人たちがやりがいを持って頑張れるような職場づくり、仕組みづくりが重要であります。

そこで、知事部局と教育委員会において、それぞれ職員の離職防止対策について、どのようなことに取り組んでいるのか、お尋ねをいたします。

○副議長（吉村 洋君） 総務部長。

○総務部長（中尾正英君） 知事部局では、働きやすい、魅力ある職場環境づくりに向けて、フレックスタイム制の導入や、男性の育児休業取得を促進させるとともに、職場内コミュニケーションの活性化やハラスメント防止対策の実施等を進めております。

また、DX等の活用による業務の効率化に取り組むほか、職員の気づきや意見を幅広く募集し、様々な制度改善等に活かしております。

これらの取組を着実に実施することで、働きやすい、魅力ある職場環境を整備するとともに、職員の離職の防止にもつなげてまいりたいと考えております。

○副議長（吉村 洋君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（前川謙介君） 教育委員会では、教員の離職防止や、なり手不足解消のため、その働き方を見直しまして、子どもたちと向き合える時間を確保するといった教員のやりがい高める、こういった取組を進めているところでございます。

具体的には、教職員から、直接、業務改善に向けたアイデアを募集する教職員提案制度を構築したりですとか、若手教員との働き方等に関する意見交換などを実施しております。

また、学校現場の負担軽減を図るため、デジタル採点システムを導入したり、あるいは業務支援員を配置したり、様々な取組を行っているところでございます。

外部有識者で構成しております「教職の魅力化作戦会議」のご意見等も踏まえながら、引き続き、働きがいのある職場づくりに努めてまいりたいと考えております。

○副議長（吉村 洋君） 深堀議員—36番。

○36番（深堀ひろし君） それぞれ答弁をいただきました。それぞれの司、司でいろんな対策があるというふうに思います。ぜひ若い人たちが活躍できる職場づくりについて尽力していただきたいと思います。

関連することを要望させていただきます。

働きやすい環境といたしますか、例えば教員の方の問題でも、不登校対策ももちろんあると思います。午前中の質疑の中で、不登校の児童生徒の数が、過去最高に伸びているということがありました。

私は、その質疑を聞いている中で一つだけ、これは要望したいんですけれども、今、4,095人の過去最高の不登校の児童生徒がいらっしゃる。その中で、多様な学びの場の確保で校内支援センターにつなげていらっしゃるということ

が答弁でありました。ただ、そのうちの14%、573名に当たりますが、この14%は全く何にもつながっていない、社会とつながっていない、支援の手が全く届いていない、こういう状況があるわけですね。ですから、そういったところをしっかりとつないでいく、義務教育の期間中につないでいただいて、成人になってもひきこもりにならないような、そういった形を教育委員会にはぜひ求めておきたいと思います。

次に、こども政策局でいえば待機児童の問題があります。

一昔前は、保育所の待機児童が増えていた、今は放課後児童クラブの待機児童が増えてきております。もちろん、これはスポット的な問題もありますけれども、働く世代の方々の負担を減らす意味では、この放課後児童クラブの待機児童を早急に解消するような対策をぜひお願いしたいと思います。

次に、先ほど知事の答弁でありました外国人材の受入れ対策です。

これは、受け入れる事業者にとって、非常にいろんな困難なハードルがあるということでもあります。県は、友好関係にあるベトナム・クアンナム省とのさらなる連携を図るとともに、外国人材が働きやすく、生活しやすい環境づくりについても、地域を巻き込んで、一緒になって取り組むことが重要であるというふうに思っておりますので、ぜひ外国人材から選ばれる長崎県に向けて、他県に先んじた取組をぜひお願いをしておきたいと思います。

（2）本県の財政状況の確認。

①財政力指数の全国比較。

本県の財政構造を客観的に把握するため、地方自治体の財政力を示す指標である財政力指数の現状と低い場合の影響について、お尋ねいた

します。

○副議長（吉村 洋君） 総務部長。

○総務部長（中尾正英君） 財政力指数は、行政サービスに必要な財源を県税などの自主財源でどの程度賄えているかを表す指標となっております。

近年、本県の指数は0.33程度で推移しており、直近で比較可能な令和4年度決算における全国順位は41位となっております。

財政力指数が低いほど財源に余裕がない状況を示しており、本県は、全国に比べても脆弱な財政構造にあると認識しております。

○副議長（吉村 洋君） 深堀議員—36番。

○36番（深堀ひろし君） 先ほどから人口減少問題等も議論してきましたが、適切な事業を打ち出していくためには、当然のことながら、財源が必要になる。その財源の基礎となる財政力指数を見ると非常に脆弱な状況で、全国47都道府県の中で41番目、財源に余裕がないということを総務部長が答弁されました。

本県の財政力指数が低い要因として考えられるのは、地方税収入が少ないことが影響していると推察いたします。総務省統計の人口一人当たりの税収額指数で見れば、他都道府県と比べ、地方税収が最下位となっておりますが、その実態はどうなっていますでしょうか。

○副議長（吉村 洋君） 総務部長。

○総務部長（中尾正英君） 総務省統計における「人口一人当たりの税収額指数」は、市町村を含む各都道府県の地方税について税収格差を表したもので、本県は最下位であり、他県に比べ自主財源に乏しい状況であることが示されていると承知しております。

令和5年度における本県の県税決算状況は、収入全体で過去最高であった令和4年度に引き

続き、1,300億円台を確保しているものの、一般会計歳入のうち県税が占める割合が約17%と、自主財源に乏しい財政構造であると認識しております。

○副議長（吉村 洋君） 深堀議員—36番。

○36番（深堀ひろし君） ②地方税収入の状況・分析。

厳しい状況ばかり確認するのは、あんまり前向きじゃないのかなというふうに思うんですが、しかし、現実をしっかりと把握したうえで取り組んでいかなければいけないと思いますので、もう少しつき合っていただきたいと思います。

地方税収は、全国47都道府県の中で全くの平均は100という数字があるわけですが、それに対して本県は72ということで最下位なんですね。

一方で、歳出面で確認なんですが、本県は、離島・半島を多く有する地理的特性から、行政コストが都市部に比べ高くなるものと私は推察するわけですが、実態はどうなのでしょう。

また、地方交付税において、その点も加味されて交付されているのか、その点をお尋ねいたします。

○副議長（吉村 洋君） 総務部長。

○総務部長（中尾正英君） 本県は、離島・半島などの条件不利地域を多く有しており、その地理的特性から行政機関の庁舎や人員配置、港湾・漁港の建設や修繕・管理等に要する経費が都市部よりも高くなっております。

地方交付税には、普通交付税、特別交付税がございますが、普通交付税の算定においては、こうした離島やへき地にかかる財政需要を措置する仕組みがあるものの、離島交通や医療等の確保、インフラ施設の維持などに的確に対応するためには、さらなる措置が必要と考えており、

本県の実情等がより適切に反映されるよう、引き続き国に求めてまいります。

○副議長（吉村 洋君） 深堀議員—36番。

○36番（深堀ひろし君） 離島・半島を多く抱えている中で行政コストは当然かかる。だけでも、地方交付税の配分の中で一定加味されているけれども、それは十分ではないということがわかりました。

地方交付税の一部である普通交付税の算定において、地方税収が少ないことがどのように影響するのか、教えてください。

○副議長（吉村 洋君） 総務部長。

○総務部長（中尾正英君） 普通交付税は、各地方自治体の標準的な人件費や行政経費を積み上げた基準財政需要額から標準的な税収入などの基準財政収入額を差し引いた財源不足額に対して措置される仕組みとなっております。

このうち基準財政収入額については、地方の自主性、独立性を保障し、税源涵養の意欲を確保する観点から、原則として標準的な税収入の75%が算定の対象とされ、残りの25%分は交付税算定外の財源として、各自治体に留保される仕組みとなっております。

このため、地方税収入が少ない本県は、留保財源もおのずと少なく、全国的にも財政の自由度が低い自治体の一つであると認識しております。

○副議長（吉村 洋君） 深堀議員—36番。

○36番（深堀ひろし君） わかりやすく言えば、地方税収の25%が留保財源になるということなんですよね。ということは、税収が少なければ留保財源が少なくなる。その地方が独自に自分たちの自主性で、この政策を打ちたいと思うような独自の政策を打つ財源が少ないということなんですよね、本県が、そこが非常に危惧さ

れるところであります。

そこで、県民一人当たりの税収額の話をしてきましたが、これ、分解すると住民税、法人二税、消費税、固定資産税、それぞれあるわけですが、固定資産税が全国最下位です。全国平均100に対して長崎県は69、法人二税が47都道府県で46番目、50.1、他方、地方消費税は19位、101.5というふうになっているわけです。これらの要因をどのように行政として分析をされてますか。

○副議長（吉村 洋君） 総務部長。

○総務部長（中尾正英君） まず、固定資産税でございますが、これは市町村税ではございますが、離島・半島を抱えていることに加え、平地が少ないという本県の地理的要因があるものと推察されます。

法人二税につきましては、県内の大企業の数が他の都道府県に比べ少ないことから、本県の指数が低くなっているものと考えられます。

地方消費税については、本県の特徴として、石炭を主とした輸入にかかる申告が多いことから、全国比で中位に位置しているものと思われるます。

地方税増収のためには、良質な雇用の場の創出など、税源涵養につながる産業振興に努めていく必要があるものと考えております。

○副議長（吉村 洋君） 深堀議員—36番。

○36番（深堀ひろし君） おかしいですね。答弁の中身じゃないです。今、部長が答弁された固定資産税が一番低い要因が、本県の地理的特性、離島・半島を多く抱えている、だから、固定資産税が低いんだと、前段の質疑の中で、行政コストは、離島・半島を多く抱えているからかかるんだと、費用はかかるのに、地方の固有の財源である固定資産税は低くなる。私は、全く矛盾しているなというふうに、このことは

思うんです。

ですから、今の地方税収のあり方、仕組みのあり方に問題があるのではないかというふうに私はちょっと感じているんですね。

これまでの質疑で、本県が税収が非常に少ない一方で、離島・半島を多く有する、そういった話をしました。そして、賃上げの時にも話をしましたが、大企業が少ないこと、こういったことが税収が低い要因であるということがわかったわけですが、こうした厳しい現状を踏まえて、今後、財政運営をどのようにしていくのか、知事の考えをお尋ねしたいと思います。

○副議長（吉村 洋君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 本県は、先ほど来、申し上げているとおり、県税等の自主財源が非常に乏しい状況でございまして、その結果として、地方交付税制度において、地方に留保される財源も少ない非常に脆弱な財政構造にございます。

こうした状況を打開して安定的な財政運営につなげるためにも、より稼ぐという視点を持って税源涵養につながる施策を推進していく必要があると思っております。

具体的には、企業誘致や地場企業の振興、農林水産業の生産性向上や観光の活性化等に資する施策を引き続きしっかりと講じていくこと、これが大切だと思いますので、努めてまいりたいと考えております。

併せて、ふるさと納税や未利用地の有効活用といった新たな収入を生み出すような施策にも力を注いでいく必要があると思っております。

こうした取組と併せて、財政運営の基本であります最少の経費で最大の効果を発現するべく、施策の重点化や効率化等に努めるとともに、国に対しては全国知事会等と連携しながら、地方税財源の確保・充実を強く要請していきたいと

考えております。

○副議長（吉村 洋君） 深堀議員—36番。

○36番（深堀ひろし君） 自分が質問しながら、非常に難しいことを言っているなと思っているんですよね。税収が非常に少ない中で多様な施策を打ちにくい本県で、もっと稼ぐための施策を打ち込みましょうよという話、非常に難しい話をしているということは、十分認識をしています、自分自身としても、ただ、やっていかなければ、もうこれは長崎県の今の実態ですので、どうにか頑張ってともにいきたいというふうに思っています。

次に、これは要望といいますか、意見として言わせてもらいますが、「103万円の壁」の話が午前中の松本議員の質疑の中でありました。私も質問を予定していたんですけど、質疑があったので割愛しようかなと思ったんですが、その質疑の中の知事の答弁で、本県に与える想定される影響が市町も合わせて500億円程度と、これが影響を与えない前提でと言われました。当たり前ですよ、ここまで地方財政が厳しい中で、減税した割り当てを地方に回されたら、たまったもんじゃないですよ、それは絶対にあってはいけないというふうに思うということが一点。

そして、もう一点は、その効果に対して、働き手が働き控えをしなくて済むようになるとか、中小事業の経営者の方が人手が足りなくて営業を少し自粛しなければいけない、そういったことが解消されるからいいんだというふうに知事は答弁されたんですよ。

私は、この政策は、そういう問題ももちろんあるんだけど、この103万円という基礎控除は、そもそも国民が文化的な生活をするために必要な経費には税金をかけないという、これは

憲法第25条で、生存権で担保されたものを守るための基礎控除なんですよ。それがこの30年間は、デフレで全く賃金も上がらなければ、物価も上がらなかったから据え置かれてきた。今、大きく転換して賃金が上がっている、物価も大きく上がっている、消費者物価指数は110とかになっている。だから、この103万円の枠は当然上げるべきものなんですよ。178万円の是非はあると思います。我々は、国民民主党は、これは最低賃金に着目して言っているわけですが、この178万円というのは、議論の余地が十分ある、だけど、上げていくことには絶対間違いなわけですよ、その理由があって言っている。

だから、二次的な効果はもちろんあるんだけど、これは絶対上げなければいけないことだということだけは、知事にはぜひ理解していただきたいなということで申し上げておきたいと思います。

（3）医療や保育、教育施策の自治体間格差についての見解。

時間がありませんので、まとめて言いますが、私が、今回この質問をつくるに当たっているいろいろ確認した時に、まず、保育料の無償化ですね。ゼロ歳から2歳児の保育料無償化については、県内では3市町が独自財源で無償化をしているほか、その以外の市町においても、それぞれ国が定める徴収基準額を軽減しており、自治体間で格差が生じています。

子ども医療費の助成についても、昨年度創設された償還払いによる高校生世代を対象とした医療費の助成制度は、既に現物給付を導入している5つの市町があって、県内でもばらつきが生じています。

次に、教育分野においては、私立高等学校の授業料支援は、各都道府県が財政力等に応じて、

国の就学支援金に上乗せする制度を実施していますが、東京都や大阪府などの一部の地域では、実質無償化が導入されている。都道府県単位で保護者の負担に格差が生じているのは、否めません。

次に、学校給食の完全無償化についても、そうです。昨年9月の時点で、全国の自治体のうち30.5%が完全無償化を実施しています。

本県においては、今年の4月時点で4市町が完全無償化を導入し、県内の実施率は19%、また、その他の市町においても、一部無償化を導入しておりますけれども、県内でもばらつきが生じているのが実態です。

次に、公立小中学校の体育館等における冷房設置率、これは驚いたんですが、整備率は全国平均で18.9%、東京都は88.3%、大阪府が42.1%、28道府県においては、10%未満の整備率となっております。

この暑い夏を乗り切った小中学校の体育館ですね。残念ながら、本県は0.4%で全国最下位という状況にあります。

そのほか、スクールカウンセラーの配置についても、児童一人当たりの予算措置においては、各県において格差が生じているというのが実態であります。

私は、本来、このような医療や保育、教育環境の整備について、自治体間で格差が生じることはあってはならないと考えています。同じ日本人として生まれ、日本人として教育、子育てを頑張っている子育て世代の方々に、こういう格差があることは非常に申し訳なく思っています。

知事は、このような状況をどのように受け止めているのか、見解をお尋ねします。

○副議長（吉村 洋君） 知事。

○知事（大石賢吾君） まず、全体的な大きな見方、視点になりますけれども、県内の全世代、全地域の方々が、これからも「ふるさと長崎県」で安全・安心に暮らしていくためには、今、話がありました医療だったり、福祉、介護、教育を充実させていくことも必要ですし、そういったことをもって日々の生活を守るための環境が整備されていくといったことが重要だと、必要不可欠だと考えております。

施策でいうと、国、都道府県、市町村といった適切な役割分担のもとで、今、お話があった全国一律で行う施策と、地方がその実情に応じてきめ細やかに実施する事業といったものを見極めたうえで対応していく必要があると全体としては思います。

ですけれども、今、ご指摘のあった保育や子どもの医療費、教育にかかる支援につきましては、本来、全国どこでも同じ条件でサービスが受けられるべきものであると考えておりますので、県としても、令和7年度政府施策要望において要望を行ったところでございます。

引き続き、この点につきましては、全国知事会等と連携しながら、国に対して強く求めていると考えております。

また、全国知事会での議論等を通じて、広域的な観点ではかの都道府県とも連携を深めるといったことも重要だと思っております。

そういったことをしつつ、県内においても、市町の実情を踏まえた支援策、支援等のあり方について、市町と意見交換を重ねていきたいと考えております。

○副議長（吉村 洋君） 深堀議員—36番。

○36番（深堀ひろし君） 認識は、恐らく知事と一緒にだというふうに思うんですね。令和7年度の政府施策要望にも上げていると、この類い

の話というのは、ずっと上げてきているわけです。しかし、なかなか達成していかない部分があったというふうに私は理解をしております。

これが進まない状態がこれからも続いていくと仮定した時に、じゃ、どうあるべきかということ、具体的なことはおっしゃられなくてもいいんですけれども、このまま国が動かなかつたらどうするのかというのが、例えば、高校生世代の医療費の助成制度、大石知事になる前の中村前知事は、これは全国統一の制度であるべきだということで、そこに対する県の助成はしなかったわけですよ。でも、それを大石知事に代わって、大石知事の判断でしたわけですよ。私は評価をしています、もちろん評価をしています。

ただ、今言った以外の部分で実際に格差が自治体間で、過激な自治体間競争があっている中で、国に一律的にお願いするだけという考え方ではなくて、じゃ、それを国がやってくれなかつたら、長崎県でどうしていくのかという考え方も少し持つておくべきだというふうに思うんですよ。

具体的に、これをやりますと言わなくていいんですけど、その点はどう思いますか。

○副議長（吉村 洋君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 先ほど、どこに住んでいても同じようなサービスを受けられるような環境をつくるべきだと申し上げましたので、それは国でなくても県でも同じような形だと思います。今おっしゃったのは、恐らく県と広域行政と基礎自治体の関係性の中でお話をされたんだと思いますけれども、そういった観点からいうと、もちろん県民の方々がどこに住んでいても同じようなサービスを受けられるものもあるべきだと、整備をしていくべきだと基本的に考え

ております。

そういった中で申し上げますけれども、議員もよくご理解していただけたと思いますけれども、財源が非常に厳しい状況の中で、県単独で、そういった世界観をつくっていくということはなかなか難しいものでございます。ですので、国の責任において、一律にしっかりと実現をしていただきたいというお願いをこれまでできております。

ただ、国の対応策が講じられるまでの間につきまして、県民の皆様がそういった格差の中で、できるだけ支障を来さないように取り組んでいくという考え方は変わりませんので、地域の実情に応じた支援策のあり方について、これは各地域の実情があります。ですので、そういったことも市町と意見交換を行うことで意見も聞きながら、できる限りのことを一つひとつ重ねていきたいと考えております。

○副議長（吉村 洋君） 深堀議員—36番。

○36番（深堀ひろし君） ともに悩んでいかなければいけませんね。

（4）スマートシュリンクについて。

①スマートシュリンクについての所感。

人口が減っても国民の心身の健康や幸福が高まるよう、生産性を向上させ、都市機能を集約していくような、賢く縮む政策がスマートシュリンクと言われています。

人口減少が進む本県において、このスマートシュリンクを考える時期にきていると私は考えておりますが、知事はどのような見解をお持ちなのか、お尋ねをいたします。

○副議長（吉村 洋君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 人口減少や高齢化が急速に進行しております中で、持続可能なまちづくりの視点は非常に重要だと考えております。

都市部におきましては、まちづくりの主体であります市町において、各地域の実情に応じたまちづくりがなされておりますが、その中でスマートシュリンクのような考え方も必要に応じて取り入れながら進めておられるというふうに認識しております。

県としましては、このようなまちづくりが進められている中で、例えば複数の市町にまたがるような都市計画の広域調整といったことなど、社会機能の有効な活用がより一層図られるように、各市町のニーズに応じて支援をしていきたいと考えております。

○副議長（吉村 洋君） 深堀議員—36番。

○36番（深堀ひろし君） もちろん、まちづくりですから、基本的には市町の課題になるわけですが、そこに対して市町と県が連携しながら、しっかりと進めていくという知事の話がありました。

私がこのテーマを取り上げた時に、人口減少社会の中でどうあるべきか、社会がどう変わっていくのか、日本は世界各国に先んじて人口が減る、その中で長崎県は全国の中でも、すごいスピードで人口がしぼんでいく県であるわけですから、ある意味、そのトッランナーでもあるわけで、そこをどう運営していくのかという非常に大きな課題があるというふうに思っているんですね。

コンパクトシティ、都市機能を集約し、その都市の周りを集約するという考え方もあれば、離島・半島を抱えた長崎県の中で、その集落をどのようにして守っていくのか。100世帯あった集落が50世帯に減っても、その集落を維持して行政サービスを提供していけるのか。そういったことを長期的な視点に立って考えていくべき時期にきているというふうに私は思っています。

す。

答弁は求めませんが、そういった長崎県の課題を十分認識されて、これからの難しいかじとりを知事にはお願いしておきたいと思います。

最後に、質問ではありませんが、本県の課題について、知事とるる質疑を交わしてきました。こういった難しい課題がある中で、乗り越えていくためには強力なリーダーシップが知事には求められています。

先ほど、石本総務委員長から集中審査の中身についての質疑がありました。その報告では、「知事においては、集中審査における説明を経ても、なお県民の理解を得られたとは言いがたい状況であることを十分認識し、一刻も早く県民に真実を話し、説明責任を果たすことを強く求めます」という内容でした。

私は、知事がまだ知事になる前、高校の時、一緒にラグビーをしていた方から、「大石賢吾さんて、どんな人ですか」という話を聞いたことがあるんです。その時、その彼は、「大石賢吾、そいつは仲間のために泣ける男だ」というふうに私に言ったんです。それを思い出してほしいなということを申し上げて、質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（吉村 洋君） 本日の会議は、これにて終了いたします。

明日は、定刻より本会議を開き、一般質問を続行いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

— 午後 3時46分 散会 —

.....

第 8 目 目

令和6年11月定例会

令和6年12月3日

議 事 日 程

第 8 日 目



1 開 議

2 県政一般に対する質問

3 散 会

令和6年12月3日（火曜日）

出席議員（45名）

1番 大 倉 聡 君
 2番 本 多 泰 邦 君
 3番 白 川 鮎 美 君
 4番 まきやま 大 和 君
 5番 虎 島 泰 洋 君
 6番 畑 島 晃 貴 君
 8番 富 岡 孝 介 君
 9番 大久保 堅 太 君
 10番 中 村 俊 介 君
 11番 山 村 健 志 君
 12番 初 手 安 幸 君
 13番 鵜 瀬 和 博 君
 14番 清 川 久 義 君
 15番 坂 口 慎 一 君
 16番 宮 本 法 広 君
 17番 中 村 泰 輔 君
 18番 饗 庭 敦 子 君
 19番 堤 典 子 君
 20番 坂 本 浩 君
 21番 千 住 良 治 君
 22番 山 下 博 史 君
 23番 石 本 政 弘 君
 24番 中 村 一 三 君
 25番 大 場 博 文 君
 26番 近 藤 智 昭 君
 27番 宅 島 寿 一 君
 28番 山 本 由 夫 君
 29番 吉 村 洋 君
 30番 松 本 洋 介 君
 31番 ご う まなみ 君
 32番 堀 江 ひとみ 君
 33番 中 山 功 君
 34番 小 林 克 敏 君
 35番 川 崎 祥 司 君

36番 深 堀 ひろし 君
 37番 山 口 初 實 君
 38番 山 田 朋 子 君
 39番 中 島 浩 介 君
 40番 前 田 哲 也 君
 41番 浅 田 ますみ 君
 42番 外 間 雅 広 君
 43番 徳 永 達 也 君
 44番 瀬 川 光 之 君
 45番 溝 口 芙美雄 君
 46番 田 中 愛 国 君

欠席議員（1名）

7番 湊 亮 太 君

説明のため出席した者

知 事 大 石 賢 吾 君
 副 知 事 浦 真 樹 君
 副 知 事 馬 場 裕 子 君
 秘書・広報戦略部長 陣 野 和 弘 君
 企画部長 早稲田 智 仁 君
 総務部長 中 尾 正 英 君
 危機管理部長 今 富 洋 祐 君
 地域振興部長 小 川 雅 純 君
 文化観光国際部長 伊 達 良 弘 君
 県民生活環境部長 大 安 哲 也 君
 福祉保健部長 新 田 惇 一 君
 こども政策局長 浦 亮 治 君
 産業労働部長 宮 地 智 弘 君
 水産部長 吉 田 誠 君
 農林部長 渋谷 隆 秀 君
 土木部長 中 尾 吉 宏 君
 会計管理者 井 手 美都子 君
 土木部技監 植 村 公 彦 君
 交通局長 太 田 彰 幸 君

地域振興部政策監	渡 辺 大 祐 君
文化観光国際部政策監	村 田 利 博 君
産業労働部政策監	石 田 智 久 君
教育委員会教育長	前 川 謙 介 君
選挙管理委員会委員	原 章 夫 君
代表監査委員	下 田 芳 之 君
人事委員会委員長	水 上 正 博 君
公安委員会委員長	森 拓 二 郎 君
警察本部長	遠 藤 顕 史 君
監査事務局長	桑 宮 直 彦 君
人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任)	田 中 紀 久 美 君
教育次長	狩 野 博 臣 君
財政課総括課長補佐	川 瀬 泰 介 君
秘書課長	黒 島 航 君
選挙管理委員会書記長	楠 本 雅 一 君
警察本部参事官兼総務課長	古 賀 新 一 君

議会事務局職員出席者

局 長	中 尾 美 恵 子 君
次長兼総務課長	濱 口 孝 君
議 事 課 長	佐 藤 隆 幸 君
政 務 調 査 課 長	大 宮 巖 浩 君
議事課課長補佐	永 尾 弘 之 君
議 事 課 係 長	山 口 祐 一 郎 君
議事課会計年度任用職員	天 雨 千 代 子 君

— 午前10時 0分 開議 —

○議長(徳永達也君) おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

これより、昨日に引き続き、一般質問を行います。

山下議員—22番。

○22番(山下博史君)(拍手)〔登壇〕皆さん、おはようございます。

自由民主党、佐世保市・北松浦郡選挙区選出の山下博史と申します。

今日は、通告に従いまして、一般質問をさせていただきますと存じます。

知事及び関係部局長の皆様、ご答弁のほど、よろしくお願い申し上げます。

1、石木ダム建設事業について。

石木ダムの事業継続については、8月の県の「公共事業評価監視委員会」にて、県側から事業費を420億円に増額するとした対応方針案が示され、委員会は、事業の継続を承認しました。

長年、佐世保市は、渇水で苦勞し、節水に協力をしてまいりました。

佐世保市内の既存ダムは、著しく老朽化し、石木ダムの事業認定や訴訟においても、既存ダム対策の側面からも、石木ダムの事業の必要性、緊急性が認定されております。

山の田ダムのようなアースダムについては、耐用年数が40年のところ、既に110年が経過しているほか、ダム内部の設備類も老朽化が進み、取水設備の耐用年数は、40年を大きく超えるなど、喫緊の課題であります。

また、旧軍港水道時代に建設されたダムは、水をためたままでは更新や改修が難しい構造になっているため、更新するには今の設備を撤去する必要があり、運用しながらの更新は不可能であります。したがって、水源に余裕がない現状では、老朽ダムの更新・改修は困難であると言えます。

石木ダムについては、昭和50年の事業採択以降、様々な機会を通じて、その必要性が説明されてきており、令和2年に事業認定取消し訴訟で、令和4年には工事差止め訴訟において、最高裁により、事業の必要性を認める司法判断が

確定しております。

大石知事は、就任以来、旧地権者の皆様との胸襟を開いた話し合いの場を設けられながら、工事については、工程に沿って着実に進めるという方針を取られたことにより、現場では、付替道路や本体の掘削工事などについて、目に見える形で進捗が感じられるところであります。

事業推進への努力に感謝を申し上げますとともに、評価をいたしております。

しかしながら、先ほど述べたように、水不足の不安を抱える佐世保市民の立場からは、いまだ反対住民の妨害が続き、本体工事が進まない現状に対して、もう我慢の限界と、そろそろ決着をつけなければならない時期であり、この膠着状態を打開すべく、具体的に行動すべきと考えますが、知事のご見解をお尋ねいたします。

2、九州新幹線西九州ルートについて。

(1) 平成4年11月の基本的考え方について。

九州新幹線西九州ルートについては、昭和48年に整備計画路線として決定されて以降、紆余曲折を経て現在に至っております。

特に、平成4年11月、従来のアセスルート案では、収支改善効果の面において問題があるとして、早岐を通らない短絡ルートに変更されたことは、大きな転換点であったと認識しており、県北地域の苦渋の決断があつて、今の西九州新幹線があると考えております。

当時、県は、「九州新幹線長崎ルート等の整備に関する基本的考え方」を示され、長崎県議会全員協議会においても了承をされております。

その中で、佐世保線等の輸送改善として、「将来、長崎市～福岡市間にフル規格の新幹線が運行されるようになった時は、佐世保市ともフル規格新幹線鉄道網への直通運行が可能となるよ

う、その実現に努める」という記載があります。改めて、この基本的考え方に関する県の見解をお尋ねをいたします。

(2) 佐世保線の輸送改善について。

現在、未整備区間であります新鳥栖～武雄温泉間の整備について、与党PTでの議論や、国土交通省と佐賀県の幅広い協議など、関係者間で検討が続けられておりますが、いまだ整備方式は決まらず、議論は膠着しております。

九州新幹線西九州ルートは、全線フル規格で整備され、関西直通運行が実現することにより、はじめて効果が最大限に発揮するものであり、その早期実現は、長崎県民の長年の悲願であります。

私たち県北地域の住民としましても、一日も早い整備を願っており、全線フル規格による新幹線効果が、県北地域にももたらされることを期待しているところであります。

そのうえで、やはり平成4年の基本的考え方と佐世保線のことは忘れずにいただきたい。

これまでの歴史的経緯を踏まえ、新幹線の整備で県北地域が取り残されないよう、県として着実に取り組んでいただきたいと考えております。

今後、佐賀県やJR九州、国との全線フル規格に向けた協議等が進展する中で、佐世保線についても、この基本的考え方のもと進めていただきたいと考えますが、県は、どのように取り組まれるのか、お尋ねをいたします。

3、防衛関連産業の振興について。

(1) 造船関連企業の支援について。

本県においては、佐世保市や長崎市を中心に、艦艇の建造や修繕など、造船関連企業が多く携わっており、防衛関連分野は本県の製造業に深

く根づいております。

こうした中、国においては、令和5年度から5年間で43兆円規模の予算を確保することとし、来年度の概算要求においても、約8兆7,000億円を超える規模であり、防衛力の強化を計画的に行う方針を示しております。

かつては、防衛庁長官の秘書官、現在も本県の防衛議員連盟の幹事長を務める私としまして、関心を持って国の動きを注視しているところであります。

このような防衛力強化の動きは、本県の製造業にとって、またとないチャンスであり、県においても県内企業の取組を強力に後押ししていくべきだと考えております。

そこで、防衛関連市場の需要獲得に向け、県は、これまで、造船関連企業をどのように支援してきたのか、お尋ねをいたします。

（2）造船関連以外の需要獲得について。

防衛関連においては、艦艇の建造や修繕といった造船以外にも、航空機や関連する装備品の製造など、県内企業の高度な技術力を活かせる分野が多くあると考えております。

例えば、艦艇などの造船関連企業だけではなく、それ以外の分野における企業の成長や誘致など、防衛関連需要を県内企業が幅広く取り込んでいくことも必要であると考えますが、県において具体的な取組があれば、お伺いをいたします。

4、松浦鉄道への支援について。

（1）あり方検討について。

本年4月に、参議院で開催された「国民生活・経済及び地方に関する調査会」において、参考人の一人として招かれた地域公共交通の専門家で京都大学名誉教授の中川 大先生が、公共交

通政策の考え方の転換の必要性について、次のように説明されました。

「コロナ後の日本は、コロナの影響で公共交通は危機にあり、特に、利用者が非常に少なく、存続の危機にある地方鉄道では、廃線などの見直しを視野に入れた議論が行われているが、対する欧州をはじめとする多くの国では、コロナに動じず、カーボンニュートラル（脱炭素社会）や持続可能な社会に向け、鉄道整備など公共交通に大きな投資が行われている。これは、つまり、日本では、公共交通が民間事業者の営利事業であり、採算の最大化、とりわけ経費の最小化を目指しているため、利便性がなかなか向上せず、利用者減と赤字拡大の負のスパイラルに陥っている。それに対して、世界標準は、公共交通イコール公共サービスという考え方に基き、環境、教育、健康、福祉、観光など、社会全体の利益の最大化を目標としてサービスを提供することにより、利便性が向上し、利用者も増加し、さらに様々な社会効果も生まれる。実際にEU各国では、国、自治体が鉄道の維持・発展に政策として取組、地方鉄道の利便性が向上し、日本と比較して鉄道利用が大きく伸びる結果となっている」とのこと。

一方、日本においても、第三セクター鉄道である福井県の「えちぜん鉄道」や茨城県の「ひたちなか海浜鉄道」では、増便やパターンダイヤの導入、新駅設置などにより、コロナ禍前においては利用者が伸びており、いずれも自治体が利便性向上に関わることにより、利用者が増加しているケースとして紹介されております。

中川先生は、日本と世界の先進諸国との公共交通政策の違いを比較されたうえで、「日本の地方公共交通の最大の問題点は、採算の議論以

前に適切なサービス水準が提供できていないことだ」との指摘をされております。

私としまして、この考えに大変感銘を受けたところであります。

翻って、私の地元の県北地区に目を向けてみると、松浦鉄道が第三セクター鉄道として運行されておりますが、利用者数は、コロナ禍の令和2年度にはピークの平成8年度と比べて半減するまでに落ち込み、最終損益も、近年、赤字が続き、大変厳しい経営状況になっているようであります。

当時、このままでは鉄道の存続が危ぶまれるということで、沿線自治体の首長等で構成する「松浦鉄道自治体連絡協議会」において、今後のあり方検討に必要な調査を令和3年度に実施したことを皮切りに、この協議会による議論が続けられていると聞いております。

松浦鉄道は、株主比率が行政40%、民間60%という第三セクター鉄道であり、構造上、行政がしっかり関与しているとは思いますが、私としては、先ほど紹介した公共交通イコール公共サービスという考え方に立ち、適切なサービス水準を提供したうえで、鉄道をしっかりと維持し、便利なものにしていくという方向で、あり方検討を進めていただきたいというふうに考えております。

株主の中でも筆頭株主となる長崎県として、適切な公共交通サービス水準の提供の観点も含めて、今後の松浦鉄道のあり方に関する議論をどのように進めていくのか、お尋ねをいたします。

5、長崎県近海の地震リスクについて。

(1) 地震リスクの調査について。

2月12日の長崎新聞特集記事に、「壱岐、対

馬、五島近海に9つの活断層」という見出しがありました。

1月に発生した「能登半島地震」は、海底活断層が震源であったことから、当時、驚きとともに、巨大地震は、本県でも起こり得るもので、そうした事態にしっかりと備えておく必要があると強く感じたところであります。

地震対策は、地震や津波による最大リスクを想定し、その被害予測に応じた対策が必要です。そのため、被害予測を的確に行うことは、とても重要であると考えております。

県は、令和6年度にその9つの活断層の最大震度や津波の評価に乗り出す方針とあり、地震アセスメント調査を実施すると聞いておりますが、どの程度進んでいるのか、お尋ねをいたします。

(2) 県民への啓発について。

本県には、新たに公表されたこの9つの活断層以外にも、雲仙活断層をはじめ、多くの活断層がありますが、他県に比べ地震が少ないこともあり、地震や津波に対する県民の意識は低いのではないかと感じております。

県民に対して、強い揺れを感じたり、津波警報等の発表があった場合には、海岸から離れ、高台に避難するなど、より安全な場所へ避難することや、平時に避難場所や避難路を確認しておくことを注意喚起する必要があると考えております。

県では、これまでも、機会を捉え、注意喚起を行っていると思いますが、「能登半島地震」を契機として、最大リスクを想定したうえで、改めて県民に対して、高台避難などの注意喚起を行う必要があると思います。

県としては、どのように取り組んでいかれるのか、お尋ねをいたします。

6、国際航空路線について。

去る10月27日、5年7か月ぶりに、韓国におけるナショナルフラッグキャリアである大韓航空による長崎～ソウル線が再開したことは、大変喜ばしいことであり、インバウンドの獲得と同時に、国際的なハブ空港である仁川国際空港便は、長距離便への乗り継ぎなど、利便性の向上につながり、ネットワークを広げることになります。

また、昨日の松本議員の一般質問において、ソウル線の現状における成果について、本年9月のソウルからのチャーター便の搭乗実績は約8割、定期便再開後の状況については、約7割の利用状況という答弁がありましたとおり、長崎～ソウル線は順調に推移していると理解させていただきました。

やはり国際航空路線は、インバウンドの獲得に直結するものであり、今後、さらなる誘客拡大により、本県の観光産業を活性化させるためには、ソウル線に次ぐ国際航空路線の誘致が重要だと考えております。

九州は、福岡をはじめ、東アジア各国を結ぶ国際航空路線が多く就航しておりますが、香港への直行便は、まだ就航数が少ないというふうに聞いております。

本県では、コロナ禍前、香港への直行便が就航していた経緯を踏まえると、さらなる国際航空路線誘致については、長崎～香港線の運航再開に向けて取り組むべきだというふうに思いますが、県の考え方をお尋ねいたします。

7、持続可能な医療提供体制について。

高齢化や人口減少に伴い、医療を取り巻く環境は大きく変わろうとしています。

医師や看護職員など、医療人材の確保が困難

になり、一方、予防意識の高まりや、コロナ禍で減少した患者数は、コロナ前まで回復しておらず、さらに、今後の人口減少で患者数の減少に拍車がかかり、医療機関の経営にも影響が生じることを懸念しております。

また、本年6月には、佐世保市内で半世紀にわたり地域医療を支え、夜間や休日に患者を受け入れる輪番病院の役割を担っていた病院が破綻し、地域にとって大きな影響が出たところであります。

今後の医療人材の減少、患者数の減少を踏まえると、将来、安定した医療提供が困難になるのではないかと危惧しており、医療提供体制の見直しが必要だと考えております。

高齢化、人口減少社会においても、県民が安心して良質な医療を受けられるよう、持続可能な医療提供体制の構築に向けて、県としてどのように取り組んでいくのか、お尋ねをいたします。

8、土木行政について。

(1) 建設業のDXについて。

全国的にも人口減少が問題となる中、令和2年の国勢調査をもとに、民間のシンクタンクが推計した結果によると、本県の15歳から64歳までの人口、いわゆる生産年齢人口は、2020年の71.4万人から2040年の48.7万人に、率にすると約3割減少することが予測されております。

また、県内の建設業に着目すると、50歳以上の就業者の占める割合が5割を超えており、ほかの産業と比べても高齢化がかなり進んでいることに加え、令和6年4月より、時間外労働の上限規制が適用されたことから、将来的な労働力の減少が懸念されているところであります。

このような厳しい状況下においても、建設業

には、道路や港湾など、地域の下支えとなるインフラ整備を進めるとともに、災害時には応急対応や復旧を担う地域の守り手としての重要な役割があり、将来的にも限られた労働力でそれらの役割を果たしていくことが求められています。

そのため、建設業にデジタル技術を取り入れることで業務に変革をもたらし、生産性を向上させる建設DXの取組が不可欠であると私は考えております。

そこで、県における建設DXの取組状況について、お尋ねをいたします。

（2）都市計画道路春日瀬戸越線の進捗状況について。

佐世保市の大野地区においては、国道204号や国道498号等の幹線道路が集中し、瀬戸越交差点や佐世保工業高校前踏切などにおいて、朝夕を中心に渋滞が慢性化し、通勤・通学など、市民生活に支障を来しております。

こうした中、佐世保市北部渋滞の抜本的な対策として、春日町と泉福寺をバイパスで結ぶ都市計画道路春日瀬戸越線の整備が進められており、地域の皆様も、一日も早い完成を望んでおります。

そこで、春日瀬戸越線の現在の進捗状況について、お尋ねをいたします。

9、生成AIの活用について。

（1）県庁内における生成AIの活用状況と安全対策について。

昨今、生成AIが大きな話題となっております。生成AIとは、人工知能技術を用いて、テキストや音声、動画などを自動的に生成する技術のことです。この技術は、我々の生活やビジネス環境を大きく変える可能性を秘めており、

県庁内での事務作業の効率化に相当な効果が出るのではないかと考えております。

県職員が、これまで多くの時間を費やしてきた様々な定型業務から解放され、職員にしかできない重要な政策立案や県民サービスの向上を目指すべきであります。

一方で、生成AIの懸念点についても、報道等で目にするが増えてきているように感じております。

県としては、活用する場合において、指摘される問題点やリスクを十分に理解し、対策を講じることも重要であります。

そこでお尋ねですが、県庁内では生成AIをどのように活用している状況にあるのか、また、安全対策をどのように講じているのか、お尋ねをいたします。

10、農林行政について。

（1）長崎和牛の消費拡大について。

昨年度も長崎和牛の輸出取組と消費拡大について伺いましたが、現在も物価が高騰している中、総務省が発表した9月の家計調査では、食料支出額は横ばいであるものの、生鮮肉の支出額は6か月連続でマイナスとなっております。

特に、和牛肉は、消費者の節約志向の強まりによる買い控えなどが影響し、枝肉価格の低下が続いており、そのため、畜産農家の経営は厳しさが増すばかりであります。

消費の回復には、出口対策が重要であり、まずは消費者に対し、長崎和牛の魅力を発信するとともに、畜産農家が手塩にかけたお肉を、多くの消費者に購入していただく機会や食べる機会を増やすなど、県内のみならず、県外も含めた消費拡大の取組が必要と考えております。

また、そのような取組が、飼料や生産資材な

どの生産コストが高止まりし、経営が厳しい生産者からも大きな励みになるというふうにお聞きしております。

そこで、長崎和牛の消費拡大に向けた取組の状況と、今後、どのように取り組まれるのかをお尋ねいたします。

11、教育行政について。

(1) 高校におけるグローバル教育について。

歴史や文化の要衝地に位置してきた長崎は、古くから異文化が共存するまちとして知られており、私はそのような歴史的観点から見ても、本県はグローバル人材の育成に力を入れるべきだと考えております。

これまで、県立高校においては、国際科や国際コミュニケーション科をはじめとして、英語だけではなく、中国語や韓国語を専門的に学ぶ学科やコースを設置しており、卒業後は、アジアの大学への進学や留学の実績もお聞きしております。

しかしながら、国が取りまとめている英語教育実施状況調査の結果によると、本県全体の英語コミュニケーション能力は決して十分ではないというふうに認識をしております。

このような状況を踏まえ、今後、国際県長崎として、地域経済をより発展させるためには、インバウンド誘致や外国人材、留学生の受け入れを拡大する必要がある、その社会基盤としてグローバル社会に適応した資質・能力を備えた人材の育成が必要と考えております。

そこで、国際化が進行するこうした社会に適応できる人材を育成するため、グローバル教育にどのように取り組んでいかれるのか、お尋ねをいたしたいと思います。

以上で、壇上からの質問を終了し、以後は、

対面演壇席から再質問をさせていただきます。

○議長(徳永達也君) 知事。

○知事(大石賢吾君)〔登壇〕 山下議員のご質問にお答えをさせていただきます。

川原地区にお住いの皆様との話し合いについて、膠着状態を打開すべく、具体的に行動すべきと考えるがとのお尋ねをいただきました。

石木ダムは、川棚川の洪水被害を軽減し、佐世保市の水源不足を解消することで、県民の安全・安心を確保しようとするものであります。

これまでも、一日も早い完成を目指す必要があることから、工事工程に沿って付替道路工事やダム本体の掘削工事などを進め、事業の推進を図ってきたところでございます。

このたびの再評価を経て、完成工期を令和14年度まで延長することになりましたが、それまでの確実な完成に向け、新たな工事工程に沿って、着実に工事を進めてまいります。

一方で、川原地区にお住いの13世帯の皆様のご理解とご協力を得たうえで事業を円滑に進めることが最善であると、その考えにも変わりはなく、このたび、今回の事業計画の変更等について、説明の機会をいただけるよう申し入れを行ったところでございます。引き続き、佐世保市及び川棚町と一体となって、事業の推進に全力を注いでまいります。

残余のご質問につきましては、関係部局長から答弁をさせていただきます。

○議長(徳永達也君) 地域振興部長。

○地域振興部長(小川雅純君) 私からは、九州新幹線西九州ルートの特設と松浦鉄道の支援について、お答えさせていただきます。

まず、九州新幹線西九州ルートについて、平成4年11月の基本的考え方に関する県の見解は

とのお尋ねでございますが、九州新幹線西九州ルートについては、佐世保寄りルートから短絡ルートへ変更されたことを踏まえ、平成4年11月、「九州新幹線（長崎ルート）等の整備に関する基本的考え方」を県からお示したところであります。

未整備区間である新鳥栖～武雄温泉間は、本県にとっても、佐世保線につながる重要な路線であり、今後、フル規格整備に関する関係者間での協議が進んでいく過程で、併せて佐世保線の輸送改善についても議論されるものと考えております。

県としては、まずは全線フル規格の早期実現に向けて、関係者間による議論が進展するよう取り組んでまいります。

次に、佐世保線について、基本的考え方にに基づき、県はどのように取り組まれるのかとのお尋ねでございますが、JR佐世保線は、佐世保市と福岡都市圏を結ぶ幹線の一部として重要な路線であると認識しており、平成4年に示した「九州新幹線（長崎ルート）等の整備に関する基本的考え方」に基づき、佐世保線の輸送改善を図っているところであります。

新鳥栖～武雄温泉間の在来線の扱いは明らかになっておりませんが、令和3年の与党PT西九州ルート検討委員会において、「鉄軌道路線として維持することが適当であり、その際、JR九州による運行が不可欠」との方向性が示されております。

県としては、引き続き、JR九州や政府・与党に対して、県北地域の鉄道輸送の利便性確保をはじめ、課題の解決に向けた議論の進展を働きかけてまいります。

最後に、今後の松浦鉄道のあり方に関する議

論の進め方についてのお尋ねでございますが、松浦鉄道は、昭和63年に第三セクターとして営業を開始して以来、長崎、佐賀の両県にまたがる西九州北部地域の住民生活を支える移動手段として重要な役割を担っております。

しかし、利用者数は、平成8年度の443万人をピークに減少に転じ、平成20年度以降は290万人程度で推移していた中、令和2年度にはコロナ禍の影響を受けて急激に落ち込み、加えて燃料費高騰による経費の増大も重なるなど、厳しい経営環境となっております。

このような状況も踏まえ、沿線自治体の首長等で構成する「松浦鉄道自治体連絡協議会」では、令和3年度から今後のあり方検討に着手しており、昨年度からは、本県と佐賀県が連携して、主体的な役割を担うこととし、現在、コロナ禍からの利用者の回復状況や並行する路線バスの廃止など、直近の動きも加味しながら、具体的な検討を行っているところであります。

なお、松浦鉄道における適切なサービス水準の提供については、例えば1日の運行本数は、現在129本と、利用者数がピークであった約30年前から2割未満の減少で維持されており、また、多くの時間帯では、毎時の発車時刻をパターン化したダイヤとするなど、一定のサービス水準が確保されていると認識しております。

県としては、こうした観点も重視したうえで、佐賀県や佐世保市をはじめ、沿線自治体と連携して、あり方検討の進捗を図り、沿線地域における持続可能な公共交通体系の構築に取り組んでまいります。

○議長（徳永達也君） 産業労働部長。

○産業労働部長（宮地智弘君） 私より、2点ご答弁申し上げます。

まず、防衛関連市場の需要獲得に向け、県は、これまで、造船関連企業をどのように支援してきたのかとのお尋ねでございます。

県では、艦艇修繕などの防衛関連について、これまで県内企業が培った技術や人材が活かせる分野であるとともに、市場の成長も今後見込めることから、県内企業のサプライチェーンの強化に向けた取組を進めるべきと考えております。

具体的には、これまで、県内の防衛関連企業に対し、市場の参入に必要な認証の取得や、新たに部品の製造事業へ参入するための設備投資などを支援してまいりました。

また、本年度、国が本県で開催した防衛関連参入に向けた説明会には、県の働きかけにより昨年度の4倍近くの39社の県内企業が参加するなど、防衛関連産業への参入意欲も一定高まってきているところであります。

今後とも、国の動向を注視しながら、防衛関連産業の参入に向けた県内企業の取組を後押ししてまいります。

次に、造船関連以外の分野において、具体的な取組があれば伺いたいとお尋ねでございます。

国において、経済安全保障の観点から、防衛力強化に向けた国内サプライチェーンの強靱化を進めている中、県としては、県内企業の高い技術力が活かせる分野として、艦艇関連に加え、航空機関連などにおいても、県内企業の需要獲得を支援していくべきと考えております。

現在、航空機関連において、防衛機器のメンテナンス事業で実績のある県内企業が、受注拡大を見据え、新たな工場の建設を図ろうとしているほか、防衛装備品などを手がけてきた企業

が、新たに自衛隊機の油圧装置やブレーキなどの部品製造への参入を目指すなど、県内において新たな動きも出てきております。

県としても、引き続き、企業動向を踏まえながら、防衛関連におけるさらなる需要獲得に向け、県内企業の支援に努めてまいります。

○議長（徳永達也君） 危機管理部長。

○危機管理部長（今富洋祐君） 私からは、2点ご答弁させていただきます。

県では、地震アセスメント調査を実施しているが、どの程度進んでいるのかとのお尋ねですが、本県近海の海域活断層について、発生可能性のある地震の震度分布や津波浸水予測などの調査を今年度実施し、先月末に調査結果が提出されたところです。

これをもとに学識経験者にご意見等を伺いながら、建物や人、ライフラインなどに関する詳細な被害予測調査を、来年度以降に2か年かけて実施し、津波浸水想定を設定したうえで、警戒避難体制を特に整備すべき区域を「津波災害警戒区域」として指定し、それらを県、市町の地域防災計画やハザードマップに反映させてまいりたいと考えております。

次に、高台避難などの注意喚起にどのように取り組むのかとのお尋ねですが、地震や津波から県民の命を守るためには、県民の皆様に地震や津波について、自分ごととして正しく理解し、日頃から備えていただくことが重要であると考えております。

そのため、今後、実施する地震アセスメント詳細調査の結果を市町のハザードマップなどに反映させ、改めて県民に周知していく必要があると考えております。

県としましては、「能登半島地震」を踏まえ

た防災対策の見直しにおいて、県や市町の広報誌等による周知や、家庭、学校、地域での啓発、実効性の高い防災訓練の実施、自主防災組織の充実強化などに取り組んでいくこととしており、今後、市町との協議会の中で、着実に推進してまいります。

○議長（徳永達也君）文化観光国際部政策監。

○文化観光国際部政策監（村田利博君）私からは、香港からの国際航空路線再開に向けた取組について、お答えさせていただきます。

長崎～香港線につきましては、令和2年3月以降、運休しており、県では、これまで、航空会社や旅行会社等と再開に向けた協議を継続してまいりました。

香港については、直行便が就航いたしました令和元年の外国人延べ宿泊者数が、前年の約2倍となる約6万人泊と大きく伸びております。

また、本県の重点市場でございます東アジアの中でも、旅行消費額が高く、本県の経済活性化が期待できる市場であると考えております。

さらに、香港線が再開いたしますと、本県は、香港、上海、仁川の3つの国際ハブ空港と結ばれることとなり、インバウンド、アウトバウンド双方の利便性向上に加え、乗り継ぎ利用により、欧米豪をはじめ、世界各国からの誘客も期待できます。

まずは、定期航空路線である上海線、ソウル線の安定運航に注力するとともに、重点市場でございます香港につきましても、今後、定期便就航を見据えながら、協議を継続してまいります。

○議長（徳永達也君）福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君）高齢化、人口減少社会における持続可能な医療提供体制の構築に

向けて、どのように取り組んでいくのかとお尋ねですが、持続可能な医療提供体制を確保するためには、病床や医療従事者といった限られた医療資源を適正に配置し、医療を効率的に提供することが必要であります。

現在、長崎県では、県全体において、必要とされている病床数よりも、高度急性期及び急性期では約2,300床、慢性期では約1,600床の病床が過剰の状態にあります。

一般的に、空床が多いほど、医療機関の経営は厳しくなることから、病床を削減して、空床を減らすといった経営の効率化などを通じて病院経営を強化し、個々の医療機関の経営が持続可能となるよう、取り組む必要があります。

県といたしましては、人口減少や少子・高齢化に伴う医療需要の変化を踏まえ、限られた医療資源を地域全体で最大限、効率的に活用するという視点を重視し、個々の医療機関が最適化した役割や機能を発揮し続けることができるよう、今後とも、関係者と連携し、地域の実情を踏まえながら、病床数の適正化を含め、実効性のある対策を推進してまいります。

○議長（徳永達也君）土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君）まず、県における建設DXの取組状況について、お尋ねをいただきました。

土木部では、これまで、受発注者間のやりとりを対面での協議に代えて、クラウド上で行う「情報共有システム」の導入や自動制御機能を備えた建設機械による「ICT施工」の普及など、生産性向上や働き方改革に資する建設DXの推進に取り組んでまいりました。

しかしながら、建設DXは、まだ十分に進んでいるとは言えず、今後、取組を加速化するため

には、官民が歩調を合わせたICTの環境整備などが不可欠であると認識しております。

このため、官民一体となって目指していくべきDXの姿や、重点的に取り組む事項を示した「長崎県インフラDXアクションプラン」を策定し、年内に公表する予定としております。

このアクションプランにつきましては、その後も官民で連携し、取組の効果や最新の技術情報を踏まえて、内容の深化を図り、建設DXのさらなる推進に努めてまいります。

次に、都市計画道路春日瀬戸越線の進捗状況について、お尋ねをいただきました。

この路線につきましては、道路の詳細な設計が完了したことから、今年2月に都市計画の変更手続きに着手し、地元説明会や都市計画審議会を経て、11月26日に計画変更の告示をしたところでございます。

用地については、これまでに全体の約2割を取得しており、桜木町付近においては、まとまった用地を確保することができたため、来年度から擁壁工などの工事に着手する予定としております。

引き続き、地元のご理解とご協力を得ながら、事業推進に努めてまいります。

○議長(徳永達也君) 総務部長。

○総務部長(中尾正英君) 県庁内における生成AIの活用状況と安全対策についてのお尋ねがございました。

生成AIの技術は、急速に進歩しており、業務文書の素案作成や施策のアイデア出し等において、事務の効率化に大きく寄与するものと想定しております。

現在、導入自治体の情報収集や各所属における無償版の利用のほか、最新の製品を用いた検

証を行うなど、積極的に取り組んでいるところでございます。

同時に、その利用には、内容の正確性や著作権侵害、機密情報の漏洩等に配慮が不可欠であるため、国の通知に基づき、セキュリティ対策等の注意喚起を行っております。

県としましては、生成AIを活用しながら、より効率的で質の高い行政サービスの実現を目指してまいります。

○議長(徳永達也君) 農林部長。

○農林部長(渋谷隆秀君) 長崎和牛の消費拡大に向けた取組状況と、今後どのように取り組まれるのかとお尋ねですが、県では、これまで生産者、農業団体、流通業者等で構成する「長崎和牛銘柄推進協議会」において、県内主要駅等への広告看板の掲出や、販売促進資材の製作・配布のほか、県内外の長崎和牛指定店における消費拡大キャンペーンなどに取り組んでまいりました。

こうした取組に加え、今年度は、県外量販店で、若手や女性の生産者が店頭に立ち、消費者に対して試食販売を行ったほか、11月中旬から指定店等において、「長崎和牛を食べようキャンペーン」を実施し、県民1万7,000名限定の1,000円割引クーポンを配布しているところでございます。

今後も、畜産農家の安定した経営につながるよう、こうした取組を通して、長崎和牛のさらなる消費拡大に努めてまいります。

○議長(徳永達也君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(前川謙介君) 国際社会に適応した人材を育成するため、グローバル教育にどのように取り組んでいくのかとお尋ねでございます。

世界的な競争と共生が進む現代社会におきましては、主体的に物事を考える力や行動力、未知のことにも果敢に挑んでいくチャレンジ精神などを身につけていくことは、大変重要なことだと認識をいたしております。

また、今後、異なる言語や文化、価値観などを乗り越えて関係を築いていくためには、コミュニケーションのツールとしての外国語能力を高めていくことも必要だと考えております。

そのためには、日常的に外国語の使用場面をこれまで以上に増やしていく必要がございます。例えば、一人一台端末を用いまして、メタバース上で異文化交流や社会課題についての意見交換を行ったりですとか、ALTや外国人留学生との対話の機会を増やしたりするなど、こうした実践的な取組の機会を提供していきたいと考えております。

今後とも、外国語によるコミュニケーション能力の育成やグローバル社会で求められる主体性などのマインド醸成など、国際県長崎を支える人材を育成してまいります。

○議長(徳永達也君) 山下議員—22番。

○22番(山下博史君) 大石知事はじめ、執行部の皆さん、答弁ありがとうございました。

少し時間がありますので、再質問をさせていただきますと思います。

まず、石木ダムについてであります。知事よりご答弁いただきました。

工事工程に沿ってやっていくという決意と、あと話し合いの場を持つように申し入れを行ったというご答弁もありました。その住民との話し合いの具体的な方策について、お尋ねをしたいと思います。

石木ダムに関して、川原地区13世帯の理解を

求めていくということでありましたが、知事と住民との話し合いは、しばらく途絶えたままというふうになっております。何か具体的な方策があるのか、知事にお尋ねいたします。

○議長(徳永達也君) 知事。

○知事(大石賢吾君) まず、先ほど申し上げましたけれども、13世帯の皆様につきましては、今回、事業計画の変更と、また、皆様がお持ちの疑問、技術的な疑問点について説明の機会をいただけるよう申し入れを行ったところでございます。

その場では、水源地域整備計画の素案についてもご意見をいただきたいというふうに考えております。こうした機会を通じて、まず、住民の皆様の事業への理解促進に努めてまいりたいと思いますし、今、議員からご指摘があった、私自身の面会の場といったことも、そういったことを踏まえて検討していきたいと思っております。

○議長(徳永達也君) 山下議員—22番。

○22番(山下博史君) ご答弁ありがとうございます。本当に簡単には進まないことであるというのは認識しておりますけれども、継続して努力を重ねていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

次に、九州新幹線西九州ルートについてであります。佐世保線の議論を本当に忘れないでいただきたいと、先ほど申したとおりでありますけれども、今後、様々な方法、方策が議論されるというふうに推察されます。例えばですけれども、山形新幹線、秋田新幹線がございしますが、こちらはご承知のとおり、在来線区間を新幹線規格で運行している事例もあります。こういうことも含めて、佐世保線についても、ぜひ

様々な選択肢を排除せずに議論を、検討を進めていただきたいというふうに要望とさせていただきます。

次に、防衛関連産業についてであります、先ほど部長からも答弁がありましたけれども、艦艇関連、航空機関連に力を入れていきたいと、国の方も防衛力強化を進めているところだということで、答弁がありました。

造船業に対する県民の理解が必要になってくると思いますが、この理解を促す取組について、お尋ねをしたいと思います。

防衛関連の県内企業の参入促進を積極的に後押ししていただけるということ、先ほど答弁がありました。引き続き、積極的にやっていただきたいんですが、一方で、艦艇などを含む造船業については、ほかの産業と比べて、労働集約型で、県内においても大企業から中小企業の広いサプライチェーンがあると思います。このサプライチェーンを維持していくために、設備投資などの支援も必要でありますけれども、プラス人材の育成というのが重要じゃないかと私は思っております。

そこで、お尋ねでございますが、造船業は、これからも本県の基幹産業として維持されなければいけないわけでありまして、子どもたちも含めて、次の世代を含めて、県民の皆さんの理解、造船業に対する理解がもっともっと進んでいかなきゃいけないし、それを促していかなきゃいけないというふうに思っておりますが、県として、今後どういうふうに取り組んでいかれるのか、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 産業労働部長。

○産業労働部長（宮地智弘君） 県では、本県の基幹産業である造船関連サプライチェーンを維

持・拡大するため、小学生などの若い時期から、造船業の魅力に直接触れてもらう機会を、造船業界や関係市と連携して、今年度から設けております。

具体的には、県内の小学生を対象にした工場見学会を9月から開催しており、これまで長崎、佐世保、西海の3市、17校から600人を超える児童が参加しております。

また、県や佐世保市の協力のもと、SSKが去る11月10日に、7年ぶりに開催した工場見学会には、雨天にもかかわらず、3,000人を超える多くの親子連れが来場されました。

今後とも、本県の基幹産業である造船業のさらなる振興に向け、造船業界や関係市と連携しながら、業界の魅力発信に努めてまいります。

○議長（徳永達也君） 山下議員—22番。

○22番（山下博史君） ご答弁ありがとうございます。本当にそういう機会を得た子どもたちが、将来、造船業に興味を持っていただいて、また、仕事に就いていただく方向になれば、非常にいいことだと思いますし、やっぱり関心を深めていただいて、人材育成という意味で非常にいい取組だというふうに思っておりますので、ぜひ、今後も継続していただきたいというふうに思っております。

次に、松浦鉄道の関係で、ご答弁をいただきました。

私が先ほど言ったとおり、公共交通イコール公共サービスだと、公共サービスなんだというところを、ぜひともご理解をいただいて、ご支援をいただきたいというふうに思っております。

ここで、再質問で、現在の利用状況について、確認をさせていただきたいと思います。

松浦鉄道のあり方検討について、松浦鉄道自

治体連絡協議会の中で、県が主体となって、今進めていただいているということは確認を先ほどさせていただきました。

そこで、また、再度確認なのですが、コロナ禍の後ですね、今現在の松浦鉄道の利用状況について、お尋ねをしたいと思います。

○議長（徳永達也君） 地域振興部長。

○地域振興部長（小川雅純君） 松浦鉄道の令和5年度の利用者数は270万6,000人で、これは新型コロナウイルス感染拡大前の令和元年度と比較して、97.6%となっております。

このように、松浦鉄道の利用者数は、コロナ禍から順調に回復しているところであると認識しております。

○議長（徳永達也君） 山下議員—22番。

○22番（山下博史君） 今、ご答弁ありましたとおり、97.6%ということで、順調に戻ってきているということですが、そこで、再度、ここは質問させていただきたいんですけれども、運賃改定がございました。その件で、順調に回復しているということですが、この10月に運賃改定が行われております。運賃改定の実施理由、目的といいたしましょうか、実施理由や増収に向けた取組について、ご答弁をお願いいたします。

○議長（徳永達也君） 地域振興部長。

○地域振興部長（小川雅純君） 松浦鉄道の利用者数は、令和3年度以降、回復傾向にあります。が、長期的な人口減少の影響に加え、燃料の高止まりや資材価格の上昇により、依然として厳しい経営状況にあります。

加えて、全国的な賃上げ等の動きに伴い、今後、運転士を中心とした人材確保のためには、賃金水準の上昇などに対応していく必要もある

ことから、平均約19%の値上げとなる運賃改定が行われたものと認識しております。

今回の運賃改定によって、松浦鉄道では、今後、年間1億2,000万円程度の増収を見込んでおり、これ以外の増収策として、アフタヌーンティや地酒が楽しめる新たな企画列車を運行するなど、沿線地域と連携したさらなる利用促進の取組も行われているところであります。

県としては、こうした運賃改定に伴う収支改善の見込みなども踏まえ、今後の中・長期的なあり方の検討の議論を深めてまいります。

○議長（徳永達也君） 山下議員—22番。

○22番（山下博史君） ご答弁ありがとうございました。増収ということになると思いますが、将来的なことも見越して、鉄道だけでなく、バス、タクシー、運転手不足、本当に慢性化しているようでありますので、地域と連携して、基礎自治体、市町とも連携して、県が先頭に立って、こういった問題に取り組んでいただきたいというふうに思います。引き続き、よろしくお願いいたします。

次に、医療提供体制についてご答弁をいただきました。

病床が過剰であるというところの部分、適正な、効率的なという言葉もありました。実効性のある取組をしていかなきゃいけないということでありました。

そこで、県北地域における救急医療体制の維持について、関連してお尋ねをしたいと思います。

県北における医療機関は、医師の高齢化や看護師などの医療人材不足により、救急医療体制が逼迫しております。また、先ほど話しましたとおり、本年6月には、佐世保市の病院が破綻

しております。

今後、救急医療体制が縮小していくのではないかと懸念の声が聞かれております。

地域医療体制を維持していくためには、限られた医療資源を適切に運用していく必要があると考えますけれども、県としてどのように取り組んでいかれるのか、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） 持続可能な救急医療体制の確保に当たり、人口減少や少子・高齢化などに伴う医療需要の変化を見据え、医療機関の機能分化や連携強化を推進するとともに、救急医療への適切な受診を促す必要があると認識しております。

特に、佐世保・県北医療圏では、医師の高齢化や病院の閉院などの影響により、救急医療の輪番体制の維持も困難になりつつあり、夜間・休日診療体制の不足などから、重篤な患者を診療する機能を担う佐世保市総合医療センターへの軽傷者の受診が増加し、厳しい現状に一層の拍車がかかっているところです。

そのため、県において、昨年度、ハンドブックを作成し、医療機関の適正な受診について周知を図るとともに、本年8月から、看護師が住民の救急相談に応じる電話相談窓口「＃7119」を導入し、1か月当たり約2,000件の相談を受け、そのうち、救急医療相談の約7割は、即時に医療機関へ受診する必要があると回答しているところです。

県といたしましては、地域における救急医療機関の役割を明確化するのみならず、佐世保市内の一次救急を担う医療機関の充実を促すよう佐世保市に働きかけるとともに、県民が電話相談などにより、適切な医療機関の受診や救急車

の要請ができる体制を整備し、限られた救急医療資源をともに守り、育てていく機運醸成に努めてまいります。

○議長（徳永達也君） 山下議員—22番。

○22番（山下博史君） 次に、建設業のDXについて、再質問させていただきます。

先ほど答弁にも情報共有システムのお話がございました。この情報共有システムについては、インターネット上でのやりとりとなるため、振興局から現場までの移動がなくなり、拘束時間が軽減されるとともに、ペーパーレス化など、資源等の削減にも効果的なことから、しっかりと普及を図っていく必要があると考えております。

そこでお尋ねですが、情報共有システムをより多くの事業者にも利用してもらうために、県としてどのような取組を行っていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 情報共有システムにつきましては、平成29年4月から運用を開始しております。利用者からは、時間やコストの削減につながったとの声が多く挙がっていることから、その普及促進は、建設DXを進めるうえで重要な取組であると考えております。

このため、これまで一部の工事において使用を義務づけていたものを、令和6年10月から、設計金額4,500万円以上の工事に拡大するとともに、測量や設計など、建設関連業務につきましても使用できることといたしました。

また、システムの有効性を周知するため、公共事業の受発注者を対象とした説明会を開催するとともに、県発注の公共工事の受注者に対し、パンフレットの配布を行っているところでござ

います。

今後も、情報共有システムの普及促進に努めてまいります。

○議長（徳永達也君） 山下議員—22番。

○22番（山下博史君） 生成AIについてもご答弁をいただきました。

ますます生成AIの重要度というのは増していくというふうに予想しておりますので、積極的な活用をご要望させていただきます。

次に、グローバル教育について、教育委員会教育長よりご答弁がありました。

グローバル教育は、大変重要だということでの認識、実践的な機会に、日常的に触れる機会を増やしていくべきだというお話もありましたが、まさに国際県である長崎でありますから、世界に羽ばたく人材育成に力を注いでいかなければならないと思います。

私は一つの取組として、今、全国で「国際バカロレア教育プログラム」というのが、導入が進んできております。世界共通のカリキュラムと評価システムに基づいて、国際感覚を持って、世界で通用するスキルを持つ人材を育成するプログラムであります。全国で公立中高で21校、そのうち中高一貫で5校導入されております。

ぜひ、長崎県も、このIB教育というんですけれども、「国際バカロレア教育プログラム」の導入をご検討いただいて、世界で活躍できる人材育成に力を入れていただきたいというふうに、これは要望にかえさせていただきます。

最後になりますが、知事におかれましては、あらゆる場面で、子どもたちを前にしたご挨拶の中で「長崎県の子どもたちは宝物です」と、「宝物です」とよくお話をされます。私たちの次の世代、次々の世代に向けて、胸を張って残

していける長崎県づくりと一緒に頑張っていこうじゃありませんか、ということをお伝えして、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（徳永達也君） これより、しばらく休憩いたします。

会議は、11時15分から再開いたします。

— 午前11時 1分 休憩 —

— 午前11時15分 再開 —

○議長（徳永達也君） 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

清川議員—14番。

○14番（清川久義君）（拍手）〔登壇〕 おはようございます。

自由民主党、五島市選挙区選出、清川久義でございます。

五島の未来を見据えながら、長崎県の発展に尽くしたいと思っております。引き続き、離島振興など県政の課題に対して正面から向き合い、柔軟で効果的な取組によって、持続可能な社会を目指してまいります。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

知事及び関係部局長のご答弁を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

1、離島の活性化について。

（1）有人国境離島法の改正・延長に対する知事の思いについて。

本県は、離島振興法指定の有人離島51島、また、そのうち有人国境離島法指定の特定有人国境離島40島を有する全国一の離島県であります。

知事は、令和4年3月に就任され、間もなく3

年を迎えようとされております。

知事就任以降、離島に関連した施策としては、今年6月に、「新技術実装連携“絆”特区」に全国で初めて指定されました。これは、五島列島において、日用品や医療品のドローン配送にかかる社会実装を進めてこられたことにより指定に至ったものであり、今後は、より自宅に近いエリアへの配送の実現を目指されるということで、離島地域の輸送における利便性向上に大きな期待を抱いているところでございます。

また、離島住民の日常的な移動手段であり、観光振興などにも重要な役割を担っている博多と壱岐・対馬をつなぐジェットフォイルの更新にも道筋をつけられるなど、着実に、かつ大きな成果を上げられていると考えております。

さらに、雇用機会拡充事業による雇用の場の創出や、島外から人を呼び込むための「しまのビジネスコンテスト」の開催、しまの産品振興、移住施策の促進なども、市町と連携して積極的に取り組んでおられると認識しているところで

す。

このような施策により離島地域が元気になってきていることを実感しておりますが、一方で、人口減少や少子・高齢化が本土より進行している状況は変わっていない状況にあります。

そのような中、平成29年に施行された「有人国境離島法」の期限である令和9年3月まで、あと2年余りと迫っております。

そこで、離島出身の知事として、有人国境離島法の改正・延長にける意気込みをお尋ねします。

（2）有人国境離島法に基づく施策の拡充について。

「有人国境離島法」に基づく各種施策におい

て、特に、多くの地元住民からいただく要望は、航路・航空路の運賃低廉化に対する対象者の拡充で、離島出身者や観光客を対象にしてほしいというものです。

現行の制度において対象者は、有人国境離島に居住する住民と、離島での居住・定住や継続的な来訪を検討している準住民に限られておりますが、有人国境離島法そのものには対象者について明文化されておりません。

そのため、対象者の拡充に当たっては法改正を待たなくても可能であり、運賃低廉化の対象者拡充について、もっと積極的に国に要望すべきと考えますが、県の考えをお尋ねします。

2、農業振興について。

（1）肉用牛における一貫経営について。

肉用牛は、本県農業における基幹的な作目であり、地域振興に大きく貢献しておりますが、現在、肉用牛経営においては、飼料などの生産資材価格の高騰により生産コストが増加しており、また、販売面においても、低迷している枝肉相場を背景に肥育農家の子牛の導入意欲が鈍く、今年5月以降、子牛価格は下落傾向で推移し、取り巻く環境は大変厳しい状況となっております。

こうした中、県においては、昨年度から新たに肥育に取り組む繁殖経営に対し、肥育素牛の導入経費の一部を支援する事業を実施しており、肉用牛の一貫経営の取組を推進しておりますが、肉用牛農家からは、「良い取組である」、「さらに取組を進めてもらいたい」との声を聞いております。

そこで、肉用牛の一貫経営の取組状況と今後の対応について、お尋ねします。

（2）長崎和牛の輸出拡大について。

今後、人口減少や少子・高齢化等により国内の食市場は縮小していく中、適正な価格で農産物、畜産物を流通させていくためには、国内における消費拡大対策に加えて、海外への輸出を積極的に進めていく必要があると考えます。

9月定例会の鶴瀬議員の長崎和牛の消費拡大の質問に対し、県は、国内の消費拡大をさらに進めていくほか、輸出への取組も進めていきたい旨の答弁がありました。

また、国においても、農林水産物、食品の輸出額が2013年から増加し続けていることから、2030年まで5兆円へ伸ばそうとしていると聞いております。

特に、五島・壱岐地域は、肉用牛の主要な産地であり、生産振興と販路拡大には、長崎和牛の輸出の取組が重要と考えております。

そこで、長崎和牛の輸出拡大に向けた取組の現状と、今後どのように取り組まれていくのか、お尋ねをいたします。

（3）離島における園芸振興について。

園芸品目の振興に当たりましては、スマート農業技術を活用し、生産性などを向上させ、魅力あるものにしていくことが重要となると考えています。

本土地域におきましては、スマート農業技術を活用したいちご農家が収量向上などの成果を上げたことにより、若者の就農が増加し、産地の活性化につながっている事例もあると聞いています。

離島におきましては、就職を機に島外に離れる若者も多く、若者の島内への定着が課題になっていますが、離島の園芸産地をより魅力あるものとし就農につなげていくことができれば、離島の活性化にもつながると考えています。

このため、離島においてもスマート農業技術の活用を広げていくことが必要であると考えていますが、離島での県の取組状況について、お尋ねします。

（4）農泊の現状と今後の取組について。

農山漁村に宿泊し、農林漁業体験を行う農泊は、県内外の方々に、地域ならではの伝統的な生活体験と農村地域の人々と交流を楽しみながら、その土地の魅力を味わってもらうもので、地域を活性化していくうえでは重要な取組であると考えます。

五島などの離島でも、地域資源を活用した農林漁業体験や伝統文化、郷土料理など、そこでは味わえない魅力があり、それを地域ビジネスにつなげていくため、農泊を始めたいという方々の声を聞いております。

さらなる宿泊者の確保に向けて、市町や関係団体などと連携し、地域を盛り上げてもらいたいと思っています。

そこで、本県における農泊の現状と今後の取組について、お尋ねします。

3、土木行政について。

（1）国土強靱化について。

1月の「能登半島地震」をはじめ、7月の山形県、9月の石川県での大雨による災害、さらには先月10日には奄美地方で、11月では初めてとなる大雨特別警報が発せられるなど、日本各地で災害をもたらす異常気象が発生しており、いつ、どこで災害が起きるか、わからない状況です。

このため、県においては、「国土強靱化3か年緊急対策」と「5か年加速化対策」の予算を最大限に活用し、強靱な県土づくりに取り組んでいます。その対策は、いまだ道半ばと思ひ

ます。

このため、令和7年度に終了する国土強靱化対策を引き続き推進することは、大変重要であると私は考えます。

そこで、今後の予算確保に向けた県の取組について、伺います。

（2）離島の公共工事における交通費や宿泊費について。

離島において、工事にかかる費用を算定する際には、本土にはない特殊な事情を考慮する必要があると考えております。

具体的には、工事の一部に杭打ちなど離島の建設業では施工ができない特殊なものが含まれる場合、本土の専門業者に離島に来てもらうことになり、その際、多額の交通費や宿泊費などが発生することがあるため、県が算定する工事の費用にその分を計上してほしいという意見が、離島の建設業界から多く挙がっております。

工事費用の算定に当たっては、企業が担い手の中・長期的な確保や育成のために必要となる適正な利潤が確保できるよう、離島において特殊な工事を行う際の実態等も的確に反映することが重要であると私は考えております。

離島の工事において必要な交通費や宿泊費の計上について、県の見解を伺います。

（3）国道384号沿いの景観対策について。

国道384号は、五島市の周遊観光を支える重要な路線であり、特に、五島市南部の富江―大宝区間は、海岸線沿いにあり、風光明媚で、晴れた日には男女群島が見渡せ、観光資源として大きなポテンシャルがあると考えています。しかしながら、海側の樹木が視界を遮り、残念な状態であります。

管理する道路の延長が長く、木の伐採に費用

がかかるのは理解いたしますが、少なくとも道路公園等の休憩ができる見晴らしの良い箇所は、木の伐採を積極的に行う必要があると思います。が、県の考えをお尋ねします。

4、我が国の安全保障環境を踏まえた県の取り組みについて。

（1）8月の領空侵犯を受けた県の対応と防衛政策への姿勢について。

去る8月26日に、中国軍のY-9情報収集機が、本県男女群島沖の領空を侵犯し、航空自衛隊の戦闘機が緊急発進して対応するという事案が発生しました。

中国側は、不可抗力であり、侵入の意図はなかったと説明しているようですが、ロシアによるウクライナ侵攻、北朝鮮による相次ぐ弾道ミサイルの発射、台湾情勢など、我が国を取り巻く安全保障環境がますます厳しさを増す中、五島沖でこのような事案が発生し、地元では不安の声が出ております。

議会としては、このような行為を断じて容認できないという考えの下、今定例会において、国に対し再発防止等を要請する意見書を可決したところです。

私も先日、日米共同総合演習「キーン・ソード」の一環として、福江空港で実施された航空自衛隊の救難機の訓練を見学し、改めて国において有事に対する対処力を強化し、地域住民の安全・安心を確保いただく必要性を感じたところであります。

そこで、今回の領空侵犯を受けて、県としての対応と国の防衛政策に対する県の姿勢について、お伺いいたします。

（2）特定利用空港指定による施設整備の促進について。

国は、本年4月1日、自衛隊や海上保安庁が安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行うため、平時から空港を円滑に利用できるよう特定利用空港の枠組みを設け、福江空港を指定しました。

指定されたことで攻撃対象になるのではという懸念の声がある一方、県としては、自衛隊や海上保安庁による避難活動や災害時の応急的な支援が効率的に行われることや、既存事業の整備促進が期待されることから、指定を前向きに受け止め同意されたと聞いております。

空港施設の充実を図ることは、島民の暮らしを支えるために必要不可欠であると考えておりますが、今回の指定を受け、地元としては、福江空港の施設整備促進に期待をしているところです。

県として、今後どのように取り組んでいくのか、県の見解をお尋ねします。

5、文化観光行政について。

（1）日本遺産「国境の島」の活用について。

平成27年度に認定された日本遺産「国境の島 壱岐・対馬・五島」につきましても、文化庁が設置する「日本遺産審査・評価委員会」において、総括評価・継続審査が行われ、その結果、今年7月に認定継続と発表されたところであります。

このことは、これまで県、関係市町や民間団体等が一体となり、「国境の島」の発信に努め、交流人口の拡大など国境離島地域の活性化に取り組んでこられたことが評価されたものであると考えております。

一方、日本遺産「国境の島」の認知度はまだまだ不足していると感じており、県外だけでなく、県内の方にも広く認知していただくことが、今後の交流人口の拡大や地域の郷土愛育成

にもつながるものと考えます。

来年度は、日本遺産認定10周年を迎え、認知度向上に向けての絶好の機会であると考えますが、今後の県の取組について、お尋ねします。

6、水産業振興について。

（1）燃油高騰対策について。

本県は、海面漁業、養殖業の生産量や産出額において、全国2位を誇る水産県であります。

特に、私の地元である五島市を含む離島地区においては、恵まれた好漁場で様々な漁船漁業や養殖業が営まれており、地域経済を支える基幹産業となっております。

近年は、魚の価格が回復傾向にあるなど明るい兆しがうかがえますが、一方で、社会経済情勢の影響により燃油の価格が高騰し、高止まりしている状況にあります。

漁船漁業においては、燃油使用量が多く、漁業経費の約2割を占めており、燃油価格の高止まりは経営に大きな負担となっております。

そのため、国が、漁業者と資金を積み立て、一定の基準価格を超えた時に補填金を支払う「漁業経営セーフティネット」を構築しており、漁業者には、この制度を十分に理解し、加入していただきたいと考えております。

つきましては、燃油高騰に対する県としての取組をお尋ねします。

（2）養殖業振興について。

県では、水産業振興計画で「養殖業の成長産業化」を目標に掲げ、国内外のニーズに対応した魚づくりや販路拡大、輸出も視野に入れた施設整備など実践支援に取り組まれた結果、クロマグロやブリを中心に養殖産出額が順調に増加しており、直近の令和4年度は過去20年で最高となる456億円に達し、さらなる成長が期待さ

れます。

しかし、近年の社会情勢の変化による生産資材価格の高騰や、大規模な赤潮発生への対応など、克服すべき課題が多くあります。

このような中、養殖業がさらに成長を目指していくために、生産体制の強化や販路拡大などに取り組むことが大変重要と考えていますが、県は、養殖の振興について、これまでどのような取組を推進し、今後どのような展開を図ろうとしているのか、お尋ねします。

（3）クエの資源維持・増大について。

高値で取引されるクエは、長崎県の沿岸域における主要な漁獲対象魚であり、五島をはじめとする離島地区においても重要な魚種となっています。

クエは、比較的沿岸域に生息し、漁場も近く、主に釣りなどの漁法で漁獲されることから、燃油や漁具などの経費もあまり必要とせず、高齢漁業者や新規就業者の漁獲対象として適した魚種であります。加えて単価も高く、漁家所得の向上にも有益な魚種になっております。

このように、沿岸漁業者の経営にとってクエは重要であり、その漁獲に対する期待は大きく、また、種苗の放流への支援を求める声も多く聞かれます。

クエの資源を持続的に利用していくためには、資源の維持・増大を図ることが必要だと考えますが、県の取組について、お尋ねします。

（4）担い手対策について。

本県においては、漁業と漁村を支える人づくり事業により、新規就業者の確保と育成に積極的に取り組んでいると承知しているところです。

新規漁業就業者数は本県では増加傾向にあり、令和5年度は201名が就業し、五島市においても、

漁船漁業や養殖業など、島内のみならず島外から多くの就業があつているとも聞いております。

一方で、浜を訪れた際に、漁業就業を希望している人たちを自分の船に乗せて指導したことがある漁業者からは、せっかく技術を身につけて漁師になったのに、長続きせず、結局は漁業をやめてしまった者がいるといった話も聞きました。

今後、漁業生産と地域の活力を維持・向上していくために、担い手となる新規就業者を呼び込み、地域へ定着していくことが必要だと考えます。

そこで、県は、担い手の確保や定着に向けて、どのように取り組んでいるのか、お尋ねします。

7、離島航空路維持の取組みについて。

（1）ATR機の不具合欠航について。

離島航空路線は、離島と本土を結ぶ高速移動手段として、住民の日常生活はもとより、交流人口の拡大にも、なくてはならない重要な交通機関であることは言うまでもありません。

令和5年度には、長年運航されてきたボンバルディアQ200型機の老朽化や製造中止に伴い、ATR機が導入されることになり、住民の皆様は、20数年来となる新たな飛行機の就航に胸を弾ませ、快適な空の旅を大いに期待しているところであります。

ところが、現在、このATR機については、機材の不具合を理由に、例えば長崎－福江線では、直近の3か月で32便、9月には14便もの定期便が欠航をしております。

ATR機を導入するに当たっては、県や離島の各市においても路線維持のために支援を行っていると思いますが、県は、離島航空路線の重要性に鑑み、この状況をどのように捉えているの

か、お尋ねします。

8、医療行政について。

（1）五島中央病院の病床削減について。

人口減少や少子・高齢化が全国よりも早く進み、労働力不足や地域経済の縮小、地域コミュニティの維持・確保の問題等の様々な影響の懸念がある本県において、特に、離島地域は人口減少が急速に進んでおり、離島の住民には、今後の医療提供体制について不安を抱いている方もいると聞いております。

そのような中、五島市医療圏において唯一の基幹病院であり、地域の医療提供体制の中核を担っている五島中央病院が、病床削減を決定されたと聞きました。

こうした地域にとって非常に重要な五島唯一の基幹病院の病床を減らすことについて、市民からは、今後の医療提供体制に対する不安の声も聞いているところですが、今回の五島中央病院の病床削減によって、地域の医療提供体制に問題は生じないのか、お尋ねします。

以上で、壇上からの質問を終了し、以後は、対面演壇席から再質問をさせていただきます。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君）〔登壇〕 清川議員のご質問にお答えをさせていただきます。

離島出身の知事として、有人国境離島法の改正・延長にける意気込みはとのお尋ねをいただきました。

私自身、離島で生まれ育ったことから、離島を取り巻く厳しい環境は十分に理解をしており、知事就任以来、国の施策を最大限に活用しながら、強い思いを持って離島振興に取り組んできたところでございます。

離島出身だからこそ、「有人国境離島法」の

ありがたさを機会あるごとに痛感をしており、この法律は、本県にとってはなくてはならないものと強く認識をしております。

また、県内の離島を訪問しますと、「雇用機会拡充事業によって事業を拡大することができた」、「移住者が増えて、しまに活気が出ている」などの声を聞くことが多く、さらに去年は、五島市で社会増を達成するなど、同法による成果があらわれてきていることを実感しております。

一方で、成果を着実に積み上げていくためには、島外からの人材の確保、また、交流人口の拡大など、さらなる取組の強化が必要であると考えております。

そういった取組の強化のためにも、「有人国境離島法」の改正・延長は、本県にとって必要不可欠であり、関係市町と連携しながら、政府・与党や関係省庁などに強く要望していきたいと考えております。

残余のご質問につきましては、関係部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（徳永達也君） 地域振興部政策監。

○地域振興部政策監（渡辺大祐君） 航路・航空路運賃低廉化について、対象者の拡充をもっと積極的に国に要望すべきと考えるが、県の考えはとのお尋ねでございます。

「有人国境離島法」において、航路・航空路運賃低廉化の対象者は定められておらず、国の基本方針で「離島住民及びこれに準ずる者を対象にする」と定められております。

この趣旨は、特定有人国境離島地域では、医療、福祉や買い物などで本土への往来が必要不可欠であり、継続的な居住が可能となる環境を整備する観点から、住民及び準住民について運

賃低廉化の措置が取られているところであります。

この運賃低廉化の対象を離島出身者や観光客に拡充した場合、対象者が大幅に増えることになり、国・地方合わせて多額の財政負担が必要となることが課題であると認識しております。

一方で、今後、特定有人国境離島の地域社会を維持していくためには、運賃低廉化の対象拡大などにより、交流人口や島内経済の拡大を図っていくことが不可欠であると考えており、引き続き、あらゆる機会を捉えて国などへ働きかけてまいります。

○議長（徳永達也君） 農林部長。

○農林部長（渋谷隆秀君） 私からは、4点お答えさせていただきます。

肉用牛一貫経営の取組状況と今後の対応についてのお尋ねですが、県では、肉用牛繁殖農家が肥育部門を取り入れ、一貫経営にチャレンジする取組に対して支援を行っており、五島地域における2戸の若手繁殖農家を含め、今年度は新たに38戸の繁殖農家が、肥育素牛251頭を導入する計画となっております。

しかしながら、初めて一貫経営に取り組む生産者は、子牛を肥育する際の管理方法など技術面や経営面で不安を抱く方が多いため、JAや振興局などが連携して伴走支援を行っているところです。

県内では、市場で安く取引される体の小さな子牛を繁殖農家自らが肥育することで、高品質な肉牛生産を実現し収益を向上させた生産者がいることから、こうした成功事例を県内に普及拡大し、肉用牛農家の経営安定につなげてまいります。

次に、長崎和牛の輸出拡大に向けた取組の現

状と、今後どのように取り組むのかとのお尋ねですが、これまで「長崎和牛銘柄推進協議会」において、シンガポール、アメリカ等でフェアの開催や長崎和牛指定店の拡大に取り組んだほか、佐世保食肉センターからタイへの新たな販路を開拓した結果、令和5年度の輸出額は約2億5,000万円となり、前年度比で約6%増加しております。

今年度は、10月末に知事が、徳永議長をはじめ県議会議員の皆様とともにサンフランシスコを訪問し、現地飲食店等に対して、長崎和牛や県産酒のプレゼンテーションを実施したほか、現地ミートショップを新たな指定店として認証いたしました。

さらに、11月には、タイの現地飲食店等に対する新たな取組として、生産者が、長崎和牛の魅力についてのプロモーションを実施いたしました。

今後は、シンガポールやタイにおいて、現地百貨店やECサイトでの消費者向けのフェアや商談会等を実施することとしており、こうした取組を通して、長崎和牛のさらなる輸出拡大に努めてまいります。

次に、離島の園芸品目におけるスマート農業の取組状況についてのお尋ねですが、県では、スマート農業の取組拡大に向け、環境制御技術の実証や勉強会の開催、ドローン防除の実演などに取り組んでいるところです。

しかし、離島地域においては、他産地と地理的に離れていることなどにより、新技術の学習や情報を共有する機会をつくりにくいといった課題があるため、離島と本土の大規模産地をオンラインで結び、県域で収集した生育データを共有し、環境制御技術を学び合う勉強会等を開

催しております。

こうした取組を通して、環境制御技術を活用した五島市のいちご生産者の10アール当たり収量が2.8トンから5.1トンと1.8倍に増加する事例も出てきております。

今後これらの取組をさらに充実させるとともに、機器導入を含めたスマート農業の取組を支援し、離島地区における快適でもうかる農業の実現につなげてまいります。

次に、本県における農泊の現状と今後の取組についてのお尋ねですが、農泊にかかる宿泊者数は、令和5年度で2万1,373人と、令和4年度の約1.5倍に増加しており、コロナ禍から回復基調にあります。農林漁業体験民宿は、令和6年4月時点で828軒と、ピーク時の8割まで減少しており、今後、増加が見込まれる需要に応えられない状況となっております。

そのため、県としましては、農泊開業セミナーを開催し、新たな担い手の確保や育成を図るとともに、修学旅行等の団体客やインバウンドの受入れ拡大に向けて、地域の魅力あるプログラムの紹介やモニターツアーの実施、インバウンド対応の研修会等を開催するなど、市町や関係機関と連携しながら、誘客拡大や受入れ体制の強化に取り組んでまいります。

○議長（徳永達也君） 土木部技監。

○土木部技監（植村公彦君） 国土強靱化の予算確保に向けた取組についてのお尋ねでございますが、本県では、災害時の緊急活動に必要な高規格道路の約4割が、いまだミッシングリンクとして残っておりますことや、全国で2番目に多い土砂災害警戒区域を抱えていることなどから、今後も継続的かつ安定的な国土強靱化対策予算の確保が大変重要であると認識いたしてお

ります。

このため、昨年度に引き続き、今年度におきましても、知事が先頭に立って、繰り返し国や政府関係者等へ要望を行っているところです。

最近では、11月に、知事、徳永議長をはじめ、県内の自治体や経済界の代表、県選出国會議員など関係皆様とともに、5か年加速化対策の最終年度となります令和7年度予算の十分な確保と、その後の国土強靱化対策の継続について、国土交通省や財務省などへ強く要望してまいりました。

引き続き、機会あるごとに国へ地域の実情をしっかりと訴え、必要な予算の確保に努めてまいります。

○議長（徳永達也君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） まず、離島の工事における必要な交通費、宿泊費の計上について、お尋ねをいただきました。

離島の企業では対応できない専門的な工種が含まれる工事におきましては、費用に計上される交通費や宿泊費が実態と大きく乖離する可能性があることは、最近、業界からも伺っており、県としても認識しております。

このため、県が算定した標準的な交通費や宿泊費と、実態との差額分を工事費用に計上する方向で、現在、検討を進めているところでございます。

国の指針におきましても、工事費用の算定に当たっては、施工する者が適正な利潤を確保できるよう、施工の実態等を的確に反映することとされており、離島の特殊性を考慮した運用の早期開始に努めてまいります。

次に、国道384号沿いの景観対策について、お尋ねをいただいております。

国道384号は、五島市の観光や物流を支える重要な幹線道路であり、令和4年9月定例会の一般質問で答弁しましたとおり、通行の支障となる樹木伐採を優先的に行っております。

一方、景観対策としての伐採につきましては、予算に限りがあることから、道路公園等の箇所を選定し取り組む必要があると考えております。

眺望を遮る樹木につきましては、西海国立公園区域や民地にあることから、管理者である環境省や土地の所有者と伐採の協議を行い、美しい眺望の確保に努めてまいります。

次に、福江空港が特定利用空港に指定されたことを受けて、既存事業をどう促進していくのか、どう取り組んでいくのかについて、お尋ねをいただきました。

現在、福江空港では、気象観測施設の更新や照明施設のLED化などの事業を順次進めております。

また、航空機がオーバーランなどを起こした場合に、人命の安全を確保するため、滑走路の両端に安全区域の整備を予定しているところでございます。

県といたしましては、特定利用空港に指定されたことで必要な事業の促進が図られることを期待しており、事業の早期完成に向けて必要な予算の確保に努めてまいります。

○議長（徳永達也君） 危機管理部長。

○危機管理部長（今富洋祐君） 領空侵犯を受けての県の対応と防衛政策への姿勢についてのお尋ねでございます。

8月26日の領空侵犯について、県への情報提供がなされなかったため、防衛省に対し速やかな情報提供を依頼し、それを受け、防衛省から、今後、県への情報提供に努めていくよう取り扱

いを見直す旨の説明がありました。

また、副知事が中華人民共和国駐長崎総領事館を訪問し、県として、このような事案が起こったことは残念であり、二度とないように本国に伝えてほしい旨を申し入れ、本国に伝える旨の回答をいただいております。

このような事案が本県においても発生するなど、我が国を取り巻く安全保障環境は厳しさを増しており、県としても、安全保障の重要性を十分に認識し、国の防衛政策に協力していくとともに、県民の安全・安心を確保する立場から、必要な意見についてはしっかりと申し述べてまいります。

○議長（徳永達也君） 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（伊達良弘君） 私からは、日本遺産「国境の島」の認知度向上に向けた今後の県の取組について、お答えをいたします。

日本遺産「国境の島」については、来年度、認定10周年という節目の年を迎えますことから、この機会を捉えて、改めて日本遺産の価値の顕在化や認知度の向上を図り、交流人口の拡大につなげてまいりたいと考えております。

このため、専門家を活用して構成文化財の調査、研究を進め、新たな価値の顕在化やストーリーの磨きあげのほか、日本遺産の魅力を広く県内外に発信するため、関係4市町によるリレー方式での講演会や展示会の開催、首都圏、関西圏でのメディアキャラバンによる情報発信等を検討してまいります。

また、小・中学生と親世代などが、構成文化財をめぐりながら、楽しんで「国境の島」の歴史を体験できるイベントの実施についても併せて検討を進めてまいります。

今後とも、地元自治体や関係団体等と連携し

ながら、「国境の島」の認知度向上や交流人口の拡大に努めてまいります。

○議長（徳永達也君） 水産部長。

○水産部長（吉田 誠君） 私から、4点お答えいたします。

まず、燃油高騰に対する県の取組についてのお尋ねでございます。

国の漁業経営セーフティネット構築事業は、燃油価格が高騰した場合に、漁業者の積立金と国の拠出金を財源として一定の補填がなされる制度であり、燃油高騰に備えるためには、漁業者が多く積立てを行う必要があります。

燃油価格の高止まりが続く中、漁業者の積立金の枯渇が懸念されたため、県では、令和4年度から緊急的な措置として、漁業者の積立金の3分の1を支援し、積立金の増加を図った結果、現在も漁業者は価格上昇に応じた補填を受けております。

今後も引き続き、国へ漁業経営セーフティネット構築事業への十分な予算の確保を要望するとともに、燃油価格の動向等を注視しながら必要な対策を検討してまいります。

次に、県の養殖振興に関するこれまでの取組と、今後の方向性についてのお尋ねでございます。

県は、これまで各産地の養殖業者グループが行う市場ニーズに合わせた品質の統一や生産規模拡大などの取組を支援したことにより、量販店との新たな取引につながるなどの成果が見られております。

また、波浪に強い生け簀を使った沖合養殖モデルの実証や、赤潮被害を軽減させる新たな技術開発などにも取り組んでいるところでございます。

今後、養殖業をさらに成長させるためには、社会情勢や気候などの環境変化に対応できる収益性の高い経営体の育成が必要であると考えております。

このため、地域のモデルとなる中核的な養殖業者による先端技術の導入や人材確保、輸出拡大を見据えた漁場の有効利用など、生産体制の強化につながる取組への支援を検討してまいります。

次に、クエ資源を持続的に利用していくための県の取組についてでございます。

県は、「第8次栽培漁業基本計画」に基づき、種苗放流と資源管理を効果的に組み合わせて、クエをはじめとする重要資源の持続的な利用を目指した取組を進めております。

クエの種苗放流につきましては、平成26年度から県内の栽培漁業推進協議会に対して支援を開始し、平成30年度以降は放流量を4万尾まで増加させております。

また、放流事業を実施した地域では、漁業者自らが禁漁期間や禁漁区域を設定し、1キログラム未満の小型魚を再放流するなどの資源管理も進めているところであります。

このような取組により、クエの漁獲量は増加傾向にあり、引き続き、種苗放流や資源管理などの効果的な手法を確立、実践しながら、クエ資源の維持、拡大に努めてまいります。

最後に、漁業の担い手の確保、定着の取組についてのお尋ねでございます。

水産業の担い手確保対策については、漁業就業希望者の呼び込みから、就業前後の漁業技術習得支援など切れ目のない対策を展開してきたところでございます。

全国の新規漁業就業者数が減少傾向にある中

で、本県は増加傾向にあり、特に五島市では、令和5年度には前年度の21名を上回る36名が就業しております。

一方、定着率については、漁業技術が未熟で所得が少ないIJターン者で低くなっております。

このため、IJターン者に対し、独立直後における漁業経費を支援するとともに、移住者の受入れ体制を整備したモデル地区を構築するなど、定着しやすい環境を整えているところであります。

今後とも、地元市町や関係団体と連携し、新規就業者の確保、定着に取り組んでまいります。

○議長（徳永達也君） 地域振興部長。

○地域振興部長（小川雅純君） 私からは、ATR機の不具合による欠航状況をどのように捉えているのかとのお尋ねについて、お答えいたします。

離島航空路線は、住民の生活等に欠かせない交通手段であり、この路線を安全かつ安定的に運航することが基本的な使命であると考えております。

こうした中、今般、客室内の軽微な事象なども含め、機体の不具合を理由とする欠航が多く発生していることは、利用する皆様の利便性を大きく損ねるものであり、交通機関としての信頼性を失いかねないものと捉えております。

県としては、このような現状を踏まえ、運航するORCに対して、飛行の安全性を確実に担保したうえで、安定的に運航できる体制を速やかに構築するよう強く申し入れを行っております。

引き続き、状況を注視し、また、関係者と連携を図りながら、離島航空路線の維持、安定化に努めてまいります。

○議長（徳永達也君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田淳一君） 五島中央病院の病床削減によって、地域の医療提供体制に問題は生じないのかとのお尋ねでございますが、五島中央病院の現在の病床数は304床であり、本年10月の「五島区域地域医療構想調整会議」におきまして、急性期病床を40床削減することが承認されました。この病床は、令和3年4月から休床しており、地域の医療提供体制への影響はないものと考えております。

当病院の昨年度の病床利用率は48.4%であり、収支が約2億円の赤字と厳しい経営状況であり、人口減少による医療需要のさらなる減少を踏まえば、病床数の適正化により経営の効率化を図る必要があります。

また、当病院は、昨年度、看護師確保のために人材派遣会社へ約4,900万円を支出しておりますが、仮に急性期病床を50床削減した場合、約20人の看護師を再配置することが可能となりますので、さらなる病床数の削減により、収支の改善のみならず、看護師不足の解消にも効果が期待されるところです。

県といたしましては、当病院における病床削減は、限られた医療資源を効率的に活用することで病院経営の強化を図るものであり、市民の今後の医療提供体制に対する不安を払拭し、持続可能な医療提供体制の構築に資するものであると認識しております。

○議長（徳永達也君） 清川議員—14番。

○14番（清川久義君） 大石知事をはじめ、執行部の皆様、答弁ありがとうございます。

残った時間、幾つかの項目について、再質問をさせていただきます。

先ほど知事から、有人国境離島法の改正・延長にける意気込みを答弁いただきました。

ご承知のとおり、海洋権益をめぐる国際環境が変化しつつある現在にあって、我が国の領海の保全等に関して国境離島が果たす役割は、ますます重要となっております。

その役割を十分に担っていくためには、有人国境離島に人が定住し続けていくことが不可欠です。つまり国境離島の住民が、そのしまに持続的に住み続けられる環境を維持していくことは、国の命運をも左右すると言っても過言ではありません。

その環境の維持に極めて大きな役割を果たしている「有人国境離島法」が確実に改正・延長されるよう、政府・与党等に対し強く働きかけていただくとともに、県内関係自治体と連携し、引き続き、効果的な離島振興施策に取り組んでいただくことを強く切望いたします。

次に、特定利用空港指定による施設整備の促進、福江空港施設整備について、お尋ねします。

県として、特定利用空港に指定された福江空港の施設整備に対する予算確保に努めていくことで、よろしくお願いをいたします。

福江空港の施設整備について、具体的などころで再質問をさせていただきます。

先日、11月28日の長崎新聞に、「福江空港200人機可能に」という見出しで、記事が掲載されておりました。これまで100人程度までだったのが、最大200人程度運べる機体が就航可能になったことで、チャーター便を利用した団体客や修学旅行の誘致に追い風になるものだと大変喜んでおります。

この件につきましては、今年2月定例会の一般質問で、空港区分の引き上げに向けた消火・救難体制の強化要望をさせてもらいましたが、県当局におかれましては、必要な対応をしてい

ただき、大変感謝いたしております。

一方、現在、福江空港へのチャーター機の往復可能圏域は、関東の一部までと限定されており、これを日本全国に広げることができるよう、五島市が給油施設の整備を望んでおりますが、実現はできておりません。

また、滑走路への進入角度を誘導するグライドスロープは、安定就航のためには不可欠だと考えておりますが、福江空港には導入されてお

りません。

このような施設は、観光客誘致による地域振興のみならず、災害時の円滑な支援活動にもつながるものと考えております。

そこで、福江空港に不足する施設整備について、特定利用空港指定をきっかけとした国の支援を受けることはできないか、県の見解をお聞かせください。

○議長（徳永達也君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 国からは、特定利用空港におきましても、事業化に当たっては、通常の公共事業と同様に費用対効果の検証や民間利用上の必要性が前提となると聞いております。

特定利用空港におきましては、関係省庁と空港管理者の間で、毎年、意見交換を行っていくこととされておまして、そのような場で、福江空港のさらなる施設整備についても支援が得られるよう、国に働きかけてまいります。

○議長（徳永達也君） 清川議員—14番。

○14番（清川久義君） 次に、日本遺産「国境の島」の活用について、再質問いたします。

国境離島には、日本遺産のほかにも豊かな自然や、おいしい食といった魅力がたくさんあります。特に、五島列島には、世界文化遺産である「潜伏キリシタン関連遺産」があります。

国境離島の活性化を図るためには、日本遺産だけではなく、そうした豊富な観光資源を組み合わせることで誘客を図ることが重要であると考えますが、県はどのように取り組んでおられるのか、お尋ねします。

○議長（徳永達也君） 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（伊達良弘君） 国境離島への誘客については、これまでも世界遺産や日本遺産といった文化資源や豊かな自然、食などを活かし、市町等が取り組む滞在型コンテンツの開発や、旅行商品造成に向けた旅行会社への現地説明会の開催など、様々な支援を行ってきたところであります。

また、今年度は、「長崎県教育旅行誘致促進協議会」において、新たに県外の学校教員を離島へ招聘するなど、修学旅行の誘致拡大にも取り組んでおります。

来年度は、大阪・関西万博やながさきピース文化祭といった大型イベントも開催されることから、こうした機会も捉え、国境離島の魅力発信と誘客拡大に努めてまいります。

○議長（徳永達也君） 清川議員—14番。

○14番（清川久義君） 次に、養殖業における配合飼料の価格高騰について、質問いたします。

燃油高騰対策については、国のセーフティネット構築事業を活用し、県として必要な対策を行っているとの答弁でありましたが、地元五島で重要な産業の一つである養殖業においても、配合飼料価格の高騰が経営を圧迫している状況と聞いております。

県は、燃油と同様、国のセーフティネット構築事業と協調した支援を行っているが、その効果について、お尋ねをいたします。

○議長（徳永達也君） 水産部長。

○水産部長（吉田 誠君） 県では、養殖用配合飼料についても積立金への支援を行っており、令和6年度の契約件数112件の平均積立額は911万円で、前年より33%増加しております。

また、直近の令和6年度第2四半期の配合飼料価格は、1トン当たり25万1,000円と高止まりしておりますが、セーフティネット積立金から1トン当たり5万7,000円の補填金が支払われており、養殖業者の負担軽減が図られているものと考えております。

○議長（徳永達也君） 清川議員—14番。

○14番（清川久義君） 次に、五島中央病院の病床削減について、再質問させていただきます。病床空きスペースの活用について、お尋ねをいたします。

五島中央病院の病床削減により生じる病棟の空きスペースについて、医療の質や医療従事者の勤務環境、患者の療養環境の向上など、地域の医療提供体制の維持、充実のために有効に活用をお願いしたいと考えておりますが、どのような活用方法を検討しておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（徳永達也君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田淳一君） 五島中央病院の病床削減につきましては、地域医療介護総合確保基金を財源とした病床の適正化及び施設整備等にかかる補助制度の対象となり、長崎県病院企業団に対し、最大で約1億6,000万円の補助金が交付される見込みがあります。

病棟の空きスペースにつきましては、この補助金を活用して、感染管理室や看護師の仮眠室を整備し、院内感染の防止や医療従事者の勤務環境改善を図るとともに、療養環境の向上に向けて、入退院支援室や二次離島の患者家族のた

めの仮眠・休息スペースなどを整備する方向で検討されており、地域医療の維持、充実に資するものと考えております。

○議長（徳永達也君） 清川議員—14番。

○14番（清川久義君） 知事をはじめ、各担当部局の皆様のご答弁、誠にありがとうございます。

課題が山積する本県の離島にあつては、産業振興、医療・介護、行政のコストなど、様々な面でさらに不利な条件にある中で、地域の社会経済を持続可能なものとし、将来にわたって住み続けられるしまをつくる振興策が求められております。

今後、大石知事のリーダーシップを大いに期待を申し上げ、一般質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（徳永達也君） 午前中の会議は、これにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から再開いたします。

— 午後 零時12分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開—

○議長（徳永達也君） 会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

初手議員—12番。

○12番（初手安幸君）（拍手）〔登壇〕皆様、こんにちは。

11月定例会一般質問に当たり、2日目、3番目の質問に登壇をさせていただきました自由民主党、東彼杵郡選挙区選出の初手安幸であります。

「東彼は一つ」を合い言葉に、地域の自然と特性を活かし、個性的なまちづくりに取り組む東彼3町の活力が県勢の発展につながるように、パイプ役として活動をしてまいっております。

重ねてご指導のほどをよろしくお願いいたします。

今回は、貴重な一般質問の機会をいただきました自由民主党会派の皆様に感謝を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、通告順に従いまして質問をいたします。

知事をはじめ、関係皆様のご答弁をどうぞよろしくお願いいたします。

1、石木ダムについて。

知事におかれましては、石木ダム事業に対し、地域の実情を踏まえ、取付道路など、工事の進捗や課題でありました地域振興策についても具体化に向けて取り組んでいただいております、地元住民の一人として、まずもって感謝を申し上げます。

今回は、主に地域振興策について、お尋ねをさせていただきます。

（1）事業継続を認める意見書を受けての知事の見解について。

最近、石木ダム建設を取り巻く状況は少しずつ変化をしてまいりました。

今年8月に行われた石木ダムの再評価において、県は事業計画を見直す方針を示し、去る9月2日に、県公共事業評価監視委員会から、工期の延期、工事費の増額を含めた事業継続を認める意見書が提出をされ、4項目の補足意見が述べられております。

また、本定例会知事説明において、地域振興策の素案を年内に公表できる見込みとのことであり、これから地域振興策の具体化に向けた議論を行っていただき、石木ダム建設に理解を深めていただくことに期待をするものであります。

（2）地域振興策の策定に向けた今後の流れ

と県の対応について。

ダム周辺の地域振興策について、県は現在、「水源地域対策特別措置法」に基づく水源地域整備計画を、佐世保市、川棚町とともに策定中とのことであります。

私は、常々、石木ダムの建設は、治水、利水を通じて安全で住みよいまちづくりを行うとともに、ダムができたことにより地元の地域が発展し、子や孫の代まで感謝されるものでなければならないと思っております。

同時に、ダムは、造って終わりではなく、将来にわたって地域の発展に寄与するハード、ソフトの施策が大変重要であると考えます。

そこで、県におかれては、策定に当たって、町や地域の将来を考え、町民の皆さんの意向を十分踏まえ、県、佐世保市、川棚町と地元の方々との協議をいただき、その中で、丁寧な説明、対応と事業者としての積極的な姿勢が必要と思いますが、策定に向けた今後の流れと県の対応について、お尋ねをいたします。

（3）反対地権者への対応について。

年内に素案を公表できる見込みとのことですが、今後、素案をもとに、地元の意見を聞いて反映させながら計画の完成を目指すことになると思いますが、事業に反対している住民の意見を可能な限り反映させることも重要であり、話合いのきっかけにつながればと思っております。

話合いにつきましては、どのような説明、意見の聴取を行っていくのか、対応されるのか、お尋ねをいたします。

2、土木行政について。

（1）東彼杵道路について。

東彼杵道路は、東そのぎインターから川棚町を通り、ハウステンボス入口までつなぐ高規格

道路として、国道205号の慢性的渋滞緩和と災害時の救助や支援活動、観光、地域物流など、経済に寄与すると位置づけられております。

特に、県北と県央、県南地域とを結び、「西九州させば広域都市圏」の連携を支える広域道路ネットワークであり、地域住民の日常生活はもとより、特に、長崎空港へのアクセスやハウステンボスをはじめ、県内周遊観光を支える重要な路線であります。

また、ご承知のように、東彼杵町内においては、工業団地の整備が計画されており、企業の誘致によって多くの雇用が生まれることから、地元では、東彼杵道路の一日でも早い着工を望まれているところでございます。

そこで、東彼杵道路の事業化に向けた環境影響評価について、現在、手順を踏んで進められていると聞いておりますが、進捗状況とこれからの見通しについて、お尋ねをいたします。

（2）国道205号の改良について。

国道205号の川棚医療センター入口の交差点は、右折帯がなく、渋滞による緊急車両の出入りに支障を来しており、国において、交差点の改良工事が進められております。

現在、用地交渉が進められていると聞いておりますが、この交差点改良の進捗状況と今後の予定について、お尋ねをいたします。

（3）災害に強いまちづくり（川棚川における浚渫・伐木）について。

近年、気候変動の影響により、全国各地で気象災害が頻発化、激甚化しており、河川の氾濫による浸水被害など、甚大な災害が発生をしているところです。

このような状況から、県の管理河川においても、土砂の堆積や樹木の繁茂による流下断面の

阻害が見受けられ、大雨時の被害が懸念をされているところであります。

特に、私の地元、波佐見町を流れる二級河川川棚川は、県内3位の河川延長と2位の流域面積を有しており、また、支川は12河川を数え、山間部に枝葉のごとく広がりを見せています。その支川は、川幅が狭いうえ、土砂等が堆積しており、大雨時には氾濫する危険があると思っております。

このことは、波佐見町が長崎県町村議会議長会で要望しているとお聞きをしておりますが、計画的なしゅんせつなどの対策が必要と考えております。

令和2年度より、緊急浚渫推進事業が創設され、本県の県管理河川において、最大限活用し、対策を行っているとお聞きをしております。つきましては、県内並びに波佐見町内におけるこれまでの取組について、お尋ねをいたします。

また、本事業は、期限が令和6年までとなっていますが、しゅんせつ等の要望の声はまだまだ多い状況にあり、地域の住民が安全・安心で暮らせる環境を保つためには、一時的な措置ではなく、今後も継続的な事業実施が必要不可欠であると考えております。

本事業の継続に向けての長崎県の取組について、お尋ねをいたします。

3、企業誘致について。

(1) 東彼杵町の工業団地への取組について。

本県は、少子・高齢化や若者の県外流出などによる人口減少、地域経済の低迷など、多くの課題に直面しており、これらに歯止めをかけ、地域を活性化するには、企業誘致の取組が重要であると思えます。

先般、町から県へ、工業団地の整備について要望がなされ、現在、県では、町と連携して工業団地の整備の検討に入っております。

そこで、東彼杵町の工業団地には、半導体関連の企業はもとより、良質な雇用を創出する優良な企業の誘致に努めてもらいたいと考えておりますが、具体的にどのような分野の企業を誘致しようと考えておられるのか、お尋ねをいたします。

(2) 県産業振興財団の活動実績、体制について。

企業誘致を実現するためには、投資先として本県を選んでもらえるよう、企業と接触し、交渉するといった誘致活動が大きなポイントになるのではないかと考えております。

東彼杵町の工業団地の整備を見据え、これまで以上に本県の企業誘致活動を担う県産業振興財団の役割が重要になってくると思いますが、県産業振興財団はどの程度企業訪問をしておられるのか、また人員体制は他県と比べてどういう状況なのか、お尋ねをいたします。

4、地場産業の育成について。

(1) 繁殖、肥育牛の生産者への支援策について。

昨今、肉用牛経営においては、飼料価格の高止まりや生産資材価格の高騰に加え、子牛価格が5月から下落傾向で推移をしており、また枝肉価格も低迷をしており、肉用牛の繁殖経営、肥育経営からは、大変厳しいとの状況を聞いているところでございます。

こうした状況が続いていけば、高齢農家や少頭飼いの農家の離農が加速化し、本県農業の基幹的作目である肉用牛の生産基盤の弱体化につながることを危惧をされます。

そこで、肉用牛経営を継続するための支援策が必要と考えますが、県の対策について、お尋ねをいたします。

（2）茶業の振興について。

緑茶については、近年、消費が減少傾向で、販売額の低迷が続くなど、茶業経営は厳しい環境にあり、生産農家も減少していると伺っております。

このような中でも、特に、東彼杵町には若手の生産者が多く残っておられます。若手の生産者が希望を持って茶業を続けられるよう、茶業振興を図っていかねばならないと考えております。

本県の茶産地を守り、若手生産者が希望を持って茶業に取り組めるよう、茶業振興の方向性について、県の考えをお尋ねいたします。

（3）波佐見焼の振興について。

本県を代表する陶磁器である波佐見焼は、これまで有田焼の下請産業からの脱却を目指し、長年培われた伝統を継承しつつ、新しいトレンドを捉えた商品開発や技術開発に磨きをかけ、産地と行政が一丸となって独自ブランド化を進めてきたところでございます。

そのような中、波佐見焼においては、新たな取組として、処分される石膏型を利用し肥料としてリサイクルし、八三三米を育て、くらわんか茶わんとセットにして商品化するなど、SDGsの視点による地域内循環の取組に産地関係者が尽力をされております。

このように新しい取組に挑戦していくことが、波佐見焼のさらなる活性化と魅力向上につながると考えており、これまでと同様に、行政も一体となって取り組んでいただきたいと思います。

そこで、波佐見焼におけるSDGs関連の新た

な取組のうち、具体的な県の支援事例をお尋ねいたします。

5、川棚・波佐見町におけるバス路線の一部廃止について。

（1）県の対応について。

先般11月1日に、西肥自動車は、県北地域の乗合バス路線14路線について、来年4月1日から廃止予定であることを正式に発表されました。

コロナ禍における利用客の大幅な減少、コロナ禍後の利用客の回復の遅れ、近年、運転手不足の状況が慢性化した中、この4月からは、運転士労働時間の規制が強化されるなど、もろもろの社会情勢が重なり、利用客が非常に少ないバス路線の廃止は、やむを得ない面もあるというふうには思います。

しかしながら、今回の路線廃止によって、一部の市町においては、これまでの通常の交通手段であった路線バスが利用できなくなり、学生の通学、そして一般者の移動に支障を来す状況が懸念されるところであります。

特に、地元の皆さんが心配されているのは、川棚町及び波佐見町にある2つの県立高校と川棚町内の2つの特別支援学校への通学への影響であります。

これらの学校への入学を考えていた子どもたちや保護者は、入学試験の時間も間近に迫っており、進路決定や在校生の通学手段などへの不安の声が出ております。私が確認しましたところ、学校による代替手段の確保などは難しい現状であると聞いております。

現在、関係する自治体で検討が進められていると伺っておりますが、2つ以上の市や町が関係するルートは課題も多く、代替手段の調整等にも時間を要すると考えられます。また、今ま

でよりも地元自治体の財政的な負担も増えるものであると考えます。

路線廃止までの時間が限られており、最終的に、地元の自治体で対応すべき案件ではあると認識をいたしておりますが、県においても、交通政策の面から、この問題に対し何らかの協力などが必要と考えます。こうした問題に対して、県はどのように対応していくのか、お尋ねをいたします。

6、第4期大村湾環境保全・活性化行動計画について。

（1）第4期行動計画の主な取組と成果について。

県では、平成31年3月に、「第4期大村湾環境保全・活性化行動計画」を策定し、「みらいにつなぐ“宝の海”大村湾」を目指し、様々な取組が行われております。

環境保全対策については、これまでの質問等で、水質は改善傾向にあるとお聞きをしておりますが、活性化については、具体的にどのような取組をされているのか、お尋ねをいたします。

（2）藻場、干潟、浅場造成等の取組について。

埋立てや護岸の整備などにより、魚の産卵の場が少なくなっております。豊かな海づくりにについては、藻場、干潟、浅場の造成も重要であると思います。

具体的に、大村湾ではどのような取組が行われているのか、お尋ねをいたします。

（3）第5期行動計画策定に向けての課題と今後の取組について。

「第4期大村湾環境保全・活性化行動計画」は、来年度が終期であります。現状どのような課題があり、次期計画はどうしていくのか、

お尋ねをいたします。

7、食育活動の推進について。

県は、「食育」について、様々な経験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を身につけ、健全な食生活を実践できる力を育むことであり、食べることは生涯にわたって続く営みであることから、食育は、生きるうえで基本であり、子どもはもちろん、大人にとっても大切であると位置づけ、「長崎県食育推進計画」を平成18年に策定し、現在、第4次推進計画（令和3年から令和7年）に基づき、県民の健康長寿と食文化の継承のために、市町、関係団体との連携のもとに、食育に関する施策を計画的に推進し、もろもろの活動を展開されているところでございます。

しかし、現代の社会環境の変化やライフスタイルの多様化に伴い、食に関する課題も多様化しております。このような中、近年は、地域のつながりと連携が難しい時代となり、また単独世帯や共働き世帯の増加により、家族で食事を取る機会が減少傾向にあるなど、子どもから高齢者のライフステージに応じた取組が求められているところであります。

これからも食育推進の活動は、地域の食文化を守り、伝える意味からも大変重要であり、市町との連携を深め、多くの県民に知らせることが重要であると考えます。

そこで、以下の点について、お尋ねをいたします。

（1）主な事業内容と成果について。

（2）課題とその解決に向けた取組について。

以上、演壇からの質問といたします。

対面演壇席において、再質問、要望をさせていただきます。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君）〔登壇〕 初手議員のご質問にお答えをさせていただきます。

石木ダムにつきまして、事業継続を認める意見書が提出され、4項目の補足意見が述べられたことについて、知事の意見はというご質問をいただきました。

再評価委員会からは、石木ダム事業に対する重要なご意見をいただいたと受け止めております。特に、「事業に賛同していただいている方々の気持ちも考慮すれば、計画期間内の完成に努められたい」という意見もいただいております。これにつきましては、令和14年度までの完成に向けて、新たな工事工程に沿って、着実に工事を進めてまいりたいと考えております。

また、「反対する住民との話し合いの場を設け、説明を尽くしていただきたい」とのご意見もいただいております。これにつきましては、このたび、説明の機会をいただけるよう申入れを行ったところございまして、引き続き、ご理解とご協力をいただけるように努力をしていきたいと考えております。

さらに、「周辺地域の活性化にかかる計画についても、早期の対策を講じられたい」とのご意見もいただいております。これにつきましては、水源地域整備計画の素案を12月中に公表いたしまして、広く町民の皆様からご意見をいただいたうえで、できるだけ早く計画を取りまとめたいと考えております。

残余のご質問につきましては、関係部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（徳永達也君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 石木ダムの水源地域整備計画の策定に向けた今後の手順、スケジュー

ールなどについて、まずお尋ねいただきました。

水源地域整備計画につきましては、地元のご意見をお聞きしながら、川棚町及び佐世保市とともに作成を行ってきたところでございます。

このたび素案がまとまりましたので、今議会でご説明した後、地域振興策の要望をいただいている地元3郷で説明会を行うほか、川棚町内での新聞折り込みや県ホームページでの公開等でお知らせし、広く町民の皆様からご意見をいただき、可能な限り反映させてまいります。

その後、県申請案を作成し、改めて川棚町長、佐世保市長及び県議会からご意見を伺った後、国土交通大臣に申請を行い、決定を受け、整備事業に着手することになります。

次に、水源地域整備計画の策定に関し、事業に反対されておられる住民の皆様の意見を反映させることについて、どう考えるかとお尋ねをいただいております。

川原地区にお住まいの13世帯の皆様に対しては、このほど、今回の事業計画の変更と皆様がお持ちの技術的な疑問点について、説明の機会をいただけるよう申入れを行ったところであります。

その場では、水源地域整備計画の素案についてもご説明し、ご意見をいただきたいと考えており、こうした機会を通じて、住民の皆様の事業へのご理解とご協力をいただけるよう努力してまいります。

次に、東彼杵道路の環境影響評価の進捗状況とこれからの見通しについて、お尋ねをいただきましたが、この東彼杵道路の環境影響評価につきましては、現在、国において、評価の項目や方法を記載した方法書に基づき、現地の調査が実施されております。

動植物や生態系の状況などを一定の期間、調査した後、工事による環境への影響を予測、評価し、必要な環境保全対策をまとめた準備書が作成される予定です。

県といたしましては、国と連携しながら環境影響評価の手続を円滑に進め、東彼杵道路の早期事業化に向けて注力してまいります。

次に、国道205号川棚医療センター入口交差点改良の進捗状況について、お尋ねをいただいております。

この交差点の改良につきましては、国において用地の取得が進められております。

昨年度は、一部地権者との契約が締結され、着実に進捗しております。

今年度も、残る用地の交渉が進められており、用地取得が完了した後に、工事に着手する予定と伺っております。引き続き、国道205号交差点改良の早期完成について、国に働きかけてまいります。

○議長（徳永達也君） 土木部技監。

○土木部技監（植村公彦君） 緊急浚渫推進事業のこれまでの実施状況と事業継続に向けた取組について、お尋ねをいただきました。

県管理河川におけます緊急浚渫推進事業の実施状況といたしましては、令和2年度から令和5年度までの4年間で、総事業費は約53億7,000万円で、実施箇所数は407か所となっております。

また、このうち波佐見町内におきましては、事業費約1億4,000万円、川棚川の本川及び支川の合計7か所で、しゅんせつなどを実施したところでございます。

川棚川水系をはじめとしまして、県管理河川には、堆積した土砂等によって治水安全度が低下している箇所がまだ数多く存在しております。

て、引き続き、定期的かつ計画的なしゅんせつを進めていく必要があるものと考えております。

そのためにも、本事業の継続が必要不可欠でございますので、去る11月15日に、知事が先頭に立って、徳永議長や県内自治体の代表の方などにもご同行いただいて、国へ要望を行ったところであります。今後も、機会あるごとに、事業の必要性や効果をしっかりと訴えてまいります。

○議長（徳永達也君） 産業労働部長。

○産業労働部長（宮地智弘君） 私からは、企業誘致2点と波佐見焼の振興1点、計3点ご答弁申し上げます。

まず、東彼杵町の工業団地に、具体的にどのような分野の企業を誘致しようと考えているのかのお尋ねでございます。

県では、若者を中心とした人口減少対策や地域経済活性化の観点から、企業誘致の推進は重要であると考えております。

東彼杵町の工業団地は、面積が約29ヘクタールであり、日量4,000トン以上の水が供給可能なことから、大規模で良質な雇用創出が見込まれるアンカー企業を誘致すべきであると考えております。

具体的には、金属加工の高い技術を持つ県内企業への波及効果が期待でき、今後も高い成長が見込まれる半導体製造装置関連分野をはじめ、北部九州を中心に投資が活発化している電気自動車関連分野などを中心に、積極的な誘致活動を展開しているところであります。

今後とも、東彼杵町や県産業振興財団と連携を図りながら、国内投資が活発化している分野のアンカー企業誘致に向け、力を注いでまいります。

次に、県産業振興財団ではどの程度企業訪問をしているのか、人員体制は他県と比べどういう状況かとお尋ねでございます。

県では、県産業振興財団を中心に、企業に直接足を運ぶプッシュ型の誘致活動を展開しており、企業との面談の際には、本県の立地環境のPRに加え、企業ニーズに合わせたソリューション型の提案を行っております。

企業訪問数としましては、半導体関連や電気自動車関連などの企業を中心に、令和5年度は延べ2,386件となっており、今年度は、10月末現在で、前年同時期並みの1,414件となっております。

また、現在、県産業振興財団で企業誘致を担当する職員は、県、市町、金融機関からの派遣者や民間企業経験者を含む24名で構成されており、企業誘致の際に競合する北部九州において、政令市を含む各県を見ると、比較的少人数の体制で活動を維持しております。

引き続き、他県との激しい競争を勝ち抜き、本県へアンカー企業を誘致するため、積極的な企業誘致活動に取り組んでまいります。

最後に、波佐見焼におけるSDGs関連の新たな取組のうち、具体的な県の支援事例についてのお尋ねでございます。

波佐見焼においては、ライフスタイルの変化を敏感に捉え、日常生活に豊かさをもたらす陶磁器として、「カジュアルリッチ」をコンセプトに掲げ、多くの消費者に受け入れられてきました。

このような中、消費者のSDGsに対する関心の高まりを捉えた商品開発も進んでおり、米粉クッキーを波佐見焼の陶箱に入れた商品は、廃石膏を活用した肥料で育てた米を原料とするな

ど、地域内循環の企画商品として、令和3年、長崎デザインアワードの金賞を受賞され、発売から3年間で売上げが約3倍に増加するなど、消費者に愛される商品となってきております。

また、窯業技術センターにおいては、産地と連携したSDGs分野の商品開発支援に力を入れており、紙フィルターを用いずにコーヒーもドリップできる茶こしを用いた波佐見焼の多機能急須は、目標の約9倍の売上げとなったほか、波佐見焼の規格外品や製造工程で出る端材などをリサイクルした建材は、長崎駅前の高級チョコレートショップのショーケースなどに採用される事例も出てきております。

今後とも、県では、時代のニーズを捉えた商品づくりに努める産地を後押しするなど、地元市町と一体となって、本県陶磁器産業の振興に努めてまいります。

○議長（徳永達也君） 農林部長。

○農林部長（渋谷隆秀君） 私からは、2点、お答えをさせていただきます。

肉用牛経営を継続するための県の支援策についてのお尋ねですが、県では、肉用牛農家の経営安定を図るため、各振興局に相談窓口を設置し、新たな資金の借入れや営農の計画策定等を指導するとともに、令和5年度の経済対策補正予算を活用し、肥育牛農家への県内産子牛の導入経費として1頭当たり8万円の支援や、繁殖牛農家が新たに肥育に取り組む経費の一部として、1頭当たり10万円の支援を行っております。

また、肉用牛経営の負担軽減対策として、国の配合飼料価格安定制度の生産者積立金に対し、トン当たり200円の定額支援を令和4年度から継続して実施するとともに、令和7年度政府施策要望において、飼料価格高騰にかかる農家の

負担軽減や自給飼料の生産拡大にかかる施策を要望したところです。

今後とも、子牛価格や枝肉価格の推移、国の動向等を注視しながら、肉用牛農家の皆様が安心して経営を継続できるよう、関係機関一体となって支援してまいります。

次に、本県茶業の振興についてのお尋ねですが、県では、茶産地を維持、拡大していくために、生産性向上や輸出などの収益性の高い新たな販路拡大が重要と考えております。

具体的には、生産性向上対策として、収量や品質が優れ、うまみ成分が多く含まれる「さえみどり」等の優良品種への計画的な改植を推進しており、県下に占める割合は、令和5年度末で32%に達しています。

また、新たな販路拡大に関しては、世界的に需要が増加している抹茶の増産に向けた技術や輸出に対応した病虫害防除体系の導入など、意欲ある若手生産者の輸出拡大に向けた取組を支援しており、令和元年度に673万円だった輸出額が、令和5年度には5,063万円まで増加しております。

今後も、これらの取組を拡大することにより、若手生産者がもうかる茶業を実現できるよう、関係機関と連携して、産地振興を図ってまいります。

○議長（徳永達也君） 地域振興部長。

○地域振興部長（小川雅純君） 私からは、川棚・波佐見町におけるバス路線の一部廃止に伴う県の対応について、お答えさせていただきます。

県内の路線バス事業者においては、慢性的な運転手不足や長期的な利用者の減少、さらには本年4月から、運転手の時間外労働等に対する上限規制が適用されたことなどから、バス路線

の減便や廃止の動きが顕在化しております。

今回、西肥バスが廃止予定としている14路線の中には、高校などへの通学に利用されている路線や市町をまたぐ幹線系統の路線も含まれていることから、県としては、発表前の段階から、教育庁と連携した情報収集などを行っているほか、去る11月21日には、事業者や関係市町の交通担当課などに呼びかけ、市町主体の代替交通手段の検討状況等について、情報共有を図ったところであります。

また、路線廃止等の直接的な原因となる運転手不足への対策として、県では今年度から、バス等の業界団体と連携した合同企業説明会を長崎、佐世保で開催するとともに、路線バスからコミュニティ交通へ転換を図る市町に対する初期投資への支援を3市町において実施するなど、新たな取組を行っているところであります。

こうした施策を継続するとともに、路線廃止に伴う課題への対応について、必要な対策等を地元市町と一緒に検討してまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（大安哲也君） 私の方から、第4期大村湾環境保全・活性化行動計画について、食育活動の推進について、5点、お答えをさせていただきます。

まずは、大村湾の活性化について、具体的にどのように取り組んでいるのかのお尋ねでございます。

「第4期大村湾環境保全・活性化行動計画」における活性化については、みんなで取り組む賑わいのある里海づくりに向けて、県民の親水意識醸成や地域資源である大村湾の活用促進などに取り組んでおります。

具体的には、県主催による小中学生を対象とした浅場体験学習や生きもの調査のほか、市町による環境学習会や清掃活動、ペーロン、カヌー、ヨット体験の各種イベントなどを通じて、多くの県民が大村湾と触れ合う、にぎわいのある里海づくりを進めております。

次に、大村湾における藻場、干潟、浅場造成の取組はどのようなものがあるかとお尋ねでございます。

水産資源の維持、回復につながる藻場や干潟等の保全につきましては、漁協や漁業者等が取り組まれており、諫早市での母藻の設置や大村市での干潟の耕うんなど、湾内各地で実施をされております。

また、二枚貝等生物の生息が可能な区域を整備するため、県では、大村市、時津町の2か所に、廃ガラスを原料とした再生砂を活用して浅場を造成し、環境保全を図っております。

次に、来年度終期を迎える第4期行動計画における、現状の課題と次期行動計画の策定に向けた取組についてのお尋ねでございます。

環境保全に関する課題の一つとしては、湾奥部の水質が環境基準を超過する状態が続いていることが挙げられますが、現在、生態系の保全にも着目した「海の健康診断」による調査を実施しており、そのほかの課題についても整理することとしております。

また、今後予定しております庁内関係課等で構成する「大村湾環境保全・活性化推進本部幹事会」や流域市町等で構成する「大村湾をきれいにする会」等での意見交換を通じて、活性化を含めた課題や対策を整理しながら、令和7年度中の次期行動計画策定に向け、作業を進めてまいります。

次に、食育活動の推進について、まず食育活動推進における事業内容と成果についてのお尋ねでございます。

食育の推進については、県民の食への関心を高め、健全な食生活を実践するため、令和5年度は、食育講演会や研修会の開催をはじめ、SNSや食育情報誌等を活用した情報発信、食育推進事業補助金による地域の食育活動への支援などに取り組んでまいりました。

その成果としては、令和5年度の目標値について、「食育担当者、ボランティア等の研修会参加者数」など、10項目を達成しましたが、「食育に関心を持っている県民の割合」など、4項目は、前年度から増加したものの、目標達成に至っておらず、引き続き、食育の推進に力を尽くしていきたいと考えております。

次に、食育活動推進における課題とその解決に向けた取組についてのお尋ねをいただきました。

食育の推進に当たっては、県民の食育への関心を高めて実践につなげることや、高齢化が進む地域の食育活動の活性化などが課題と考えております。

このため、令和6年度から、県、企業、関係団体、大学等による「長崎県食育推進ネットワーク」を形成しまして、情報を共有しながら、情報発信やイベントなどでの連携強化を図るなど、取組を進めております。

引き続き、市町等と連携をしまして、担い手人材の育成や食文化の継承など、地域の食育活動を支援するとともに、関係者とのネットワークを活かして、さらなる食育活動の充実につなげてまいります。

○議長（徳永達也君） 初手議員－12番。

○12番（初手安幸君） 要望等に入る前に、大石知事はじめ、執行部の皆様方のご答弁、誠にありがとうございました。

残った時間で、幾つかの項目について要望等をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

まず、石木ダムの件についてでありますけれども、本日、質問の折に、石木ダムの取組について、知事の方から、山下議員の質問に対する答弁の中で、地元の方に素案の説明に伺うという計画があるということでお話をいただきました。時期としても、大変いいタイミングではないかと思っております。ぜひ具体化に向けて、まず積極的にお話ができるような状況、環境を取っていただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、石木ダムの関係ですけれども、まず1点目ですが、水源地域整備計画の策定、地域振興策の具体化ということになると思うんですけれども、今、それぞれ地元から要望が3地区から出されているというふうに思っております。

その要望以外でも、事業主体である長崎県におかれては、いろんな情報をお持ちでもあるかと思ひますし、いろんな調査の方法もあると思ひますので、ぜひ他県の取組事例を調査するなどして、積極的に振興策の具体化、言わば事業の内容に携わっていただきたいというふうに思ひます。町レベルでは、どうしても情報収集には限界があるのではないかとこのように思ひますので、やはり県の力をお借りして、よりよい振興策、事業につなげていただければというふうに思ひますので、要望として、お願いをしておきたいと思ひます。

それから、あと一点、ダムの関係ですけれども、今後、地域振興策の策定によりましては、周辺整備計画がより具体的になるというわけにありますけれども、基本的に、周辺整備事業の完成年度はダムの完成年度と同じであるというふうに理解をいたしております。したがって、一定の期間に事業が集中することも想定がされるのではないかと、そういう意味からも、できる事業から早めに着手して、柔軟な対応で令和15年度の完成に向けて地域振興策も取り組んでいただければというふうに思っております。なかなか難しい面もあるかと思ひますけれども、柔軟な対応も必要ではなかろうかと思ひますので、要望として、お願いをさせていただきます。

次に、東彼杵道路と国道205号の改良についてでございますけれども、東彼杵道路につきましては、説明、答弁があったとおりでございます。いずれにしても、環境影響評価が終わらなければできないというふうにお聞きをしております。これはやはり自然が相手でございますので、いろんな形で要望等で解決できるものではございませんが、ぜひ地元の県として、国と協力しながら、一日でも早い形で東彼杵道路の事業に着手ができますように、重ねてお願いをいたしたいというふうに思ひます。

国道205号につきましても同様でございます。あと少しのところまでできていると思っておりますので、重ねて、よろしくお願いをいたします。

次に、土木行政の関係で、災害に強いまちづくり（川棚川における浚渫・伐木）について、ご答弁をいただきました。

答弁の中でもお話がありましたように、近年、

線状降水帯の発生などによりまして、全国的にも、これまで経験したことのない大雨により、大規模な被害が発生をしている現状を踏まえますと、やはり計画的かつ定期的なしゅんせつは、被害の低減に効果があるというふうに理解をいたしております。

緊急浚渫推進事業の継続なしでは、定期的なしゅんせつは不可能でございますので、事業継続に向けてしっかりと対応していただくよう、要望させていただきます。

特に、河川の関係については、今まで、地元の方々がボランティア的な形で草刈り、そしてまたしゅんせつ等もされておりましたけれども、いかんせん高齢化が進みまして、なかなかその分が対応できないというのが率直な現状でございますので、この現状をお含みおきいただきまして、積極的な要望活動、そしてまた予算の獲得等を重ねてお願い申し上げたいと思います。

次に、企業誘致の関係ですけれども、県産業振興財団の活動実績等について、詳しくご説明をいただきまして、ありがとうございました。

企業誘致につきましては、成長分野のアンカー企業の誘致を目指し、積極的に企業訪問を実施するなど、他県より少ない体制ながら、よく頑張っているということを理解いたしたところでございます。

今回整備が進められている東彼杵町の工業団地は、かつてない好条件を備えた団地になるというふうに私なりに思っております。この団地への優良なアンカー企業を誘致することが、今後の県経済の浮沈の鍵を握っていると言っても過言ではないというふうに理解をいたしているところでございます。

そこで、アンカー企業の誘致を実現するには、

インフラ整備だけでなく、実際に企業を訪問する企業誘致活動が非常に重要ではないかと思っています。ぜひ、誘致活動を担う現場の職員が困らないようにして、しっかりとした体制を整え、地域の実情に適応した企業を誘致できますように、今後も積極的に誘致活動に取り組んでいただくよう、重ねて要望いたしたいと思います。東彼杵町はもちろんでございますが、東彼3町としても大きく期待をいたしておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

次に、地場産業の育成でございますけれども、これもいろんな施策等説明をいただき、生産者に寄り添った具体的な施策を説明いただき、ありがとうございました。

実は、私の地元でも若手の生産者が頑張っておられますが、先般お会いした時も、経営は厳しいとの話を伺っております。こうした若手の肉用牛生産者が安心して経営継続ができるように、経営指導や相談対応など、県の支援をお願いするとともに、国に対しましても、今まで以上にいろんな要望活動も重ねてお願いをいたしたいと思います。

次に、茶業の振興についてでございますけれども、茶業振興につきましては、生産性向上対策と輸出などの新たな販路拡大を進めていくということで、ご答弁をいただいたところでございます。

一方で、国内や地元での消費確保も重要で、若者のお茶離れが叫ばれる中、将来にわたり、一定の消費量を確保するためにも、俗に言う茶育、お茶の教育ですけれども、茶育が必要だというふうに思っております。

県では、生産者団体と協力して、県産茶の入

れ方教室を開催しておられるというふうに伺っております。私、存じませんでしたけれども、これにつきましては、児童生徒がお茶に触れ合い、県産茶のおいしさや楽しみを知る機会として、大変有意義な活動ではないかというふうに理解をいたしました。

今後も、このような地道ですけれども、着実な活動を進めていくことによって、お茶の消費にも将来的にはつながっていくというふうに理解をいたしましたので、ぜひ継続して進めていただきますように要望をさせていただきたいと思います。

次に、川棚・波佐見町におけるバス路線の一部廃止についての県の対応についてでありますけれども、交通政策を所管されます地域振興部長の方から、現在の対応状況や、そしてまたバス路線廃止の直接的な原因となる運転手不足に関する対応の状況などについて、大変丁寧にご説明をいただきまして、ありがとうございます。

また、今回の私の地元であります川棚・波佐見町におけるバスの問題に対しては、県の方でも、関係する市町、行政関係と学校関係ですけれども、交通政策担当部署等にも呼びかけていただき、会議を開いていただいたというふうにお伺いをいたしております。セクションが違いますので、呼びかけていただかないと、なかなか集まらないということもあったと思いますし、私も、その辺は一番懸念しておりましたけれども、早めに対応していただいたというふうにお聞きをいたしております。行政、学校についても、そのようにありがたく思っているところでございますので、この場をお借りしてお伝えいたしたいと思います。

また、運転手不足等についても、今、答弁があったとおりでありまして、いろんなこういう取組をしていかないと、そのカバーというのはできないんじゃないかと、これから大変貴重な取組ではないかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

今回、私が地元で起こっている問題のことで質問をさせていただきましたけれども、今、現役で活躍をされておりますバス運転手さんは、全国的にも、50歳代の方が大半であるなど、高齢化しているという話も聞いておりますので、県内でも今回と同様の問題がこれからも恐らく増えてくるのではないかというふうに思っております。今回の件を見ながら、私は、そういうふうに非常に実感をしたところであります。

このようなことから、バス路線の廃止への対応につきましては、今後、県内どの地域でも起こるという問題でございますので、特に、今回のような複数の市や町にまたがる問題については、いろいろと難しい調整が出てきておりますし、出てきておりました。そういうことで、ぜひ県におかれては、学校が関連する場合は教育の関係部署も含めて、地元市町と一緒にやって対策の検討などに取り組んでいただくように、お願いをさせていただきます。いろいろ取り組んでいただいたことには、改めてお礼申し上げたいと思います。

次に、第4期大村湾環境保全・活性化行動計画についてでございますけれども、とにかく大村湾の水質につきましては、下水道等の整備や工場排水の対策によって改善をされてきたというふうに理解をいたしております。

これまで様々な恩恵をもたらしてくれた大村湾を、今後も「宝の海」として、次の世代に引

き継ぐために、大村湾の環境の保全と、マリンスポーツなど、にぎわいの場として活用できるような次の計画になりますように、そしてまた、県民や沿岸市町の意見を踏まえて、その内容を策定いただくということが、これから大村湾に対する必要性、大村湾の自然の必要性について、県民の皆様方もご理解を深めていただくのではないかとこのように感じますので、よろしくお願いをいたします。

次に、食育推進の関係ですが、川棚町でも食育活動は積極的に行われておりましたけれども、高齢化が進んでおり、新型コロナウイルス感染の影響もあって、なかなか以前のような活動ができないという状況に、特に、郡部の場合は増えてきたのではないかとこのように思います。

しかしながら、食育活動は大変重要でございますので、地域に住んでいる方々の取組が一番大切であり、効果的だと思っております。地域の文化の伝承など、食育活動を継承していくために、引き続き、県としても、地域とのつながりを密にさせていただきまして、いろんな食育活動の継承に努めていただければというふうに思いますので、重ねて、よろしくお願いをいたします。

最後になりますけれども、石木ダムに関係につきましては、先ほど申しましたように、いろんな形で取り組んでいただいております。地域振興策につきましては、本当に今までの取組の中で、平成7年の協定を結ばれてから、長年の懸案として、ダムができることにより地域がよくなる、その振興策について、非常に関心を持たれた方がたくさん今でもおられますので、地域振興策のこの長年の期間の中での重みというものを感じていただいて、ぜひ、一緒に具体的

なよいまちづくり、よい地域づくりにともに協力をさせていただければというふうに思いますので、知事のますますのご尽力、ご努力を重ねてお願いを申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（徳永達也君） これより、しばらく休憩いたします。

会議は、2時45分から再開いたします。

— 午後 2時31分 休憩 —

— 午後 2時45分 再開 —

○副議長（吉村 洋君） 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

中村泰輔議員—17番。

○17番（中村泰輔君）（拍手）〔登壇〕 改革21、国民民主党、長崎市選挙区選出の中村泰輔でございます。

本日、傍聴にお越しいただきました皆様、誠にありがとうございます。

それでは、早速、一般質問を行います。

大石知事、理事者の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

1、大石知事の選挙資金・政治資金等の疑義について。

（1）総務委員会の集中審査と報道・SNS等の情報の確認。

「民信無くば立たず」、政治は、民衆の信頼なくして成り立つものではないという意味でございます。儒教の始祖である孔子が、政治を行ううえで大切なものとして、軍備、食料、民衆の信頼の3つを挙げ、中でも重要なのは民衆の信頼であると説いたそうです。

県政を進めるうえで最も大切なものが、県民の皆さんからの信頼です。これは、「新しい長崎県を皆さんと一緒に」というキャッチフレーズを掲げて当選をされた大石知事が一番わかっていらっしゃる。昨日も、「県民の皆さんの信頼のために」と何度も知事はおっしゃっておられました。

県の政策は、県政事務を担っている県職員の皆さんの日々の努力のうえに成り立ちます。県のホームページ、令和6年4月1日時点、県一般事務、県教員、警察本部、合わせて2万55人の県職員の日頃の努力に応えるためにも、その県職員の背中を県民の信頼が支え、そして、その先頭に大石知事が力強く立つ、そのような疑惑が晴れるような、ご答弁をお願い申し上げます。

この件につきまして、私は、評価をする立場にはございません。あくまでも確認をする立場です。県民の皆さんが真実を知りたいと思っていること、県議の責任を全うして、県民を代表して、知事にお尋ねをいたします。

①選挙資金。

②政治資金。

286万円の迂回献金の疑義。

迂回献金の疑義が持たれるようになったのは、令和6年6月定例会の田中県議の一般質問でした。以下、その際の大石知事の答弁です。「本県の会計処理につきましては、令和4年2月20日投・開票の長崎県知事選挙の際に、私の後援会が、オートコールと情勢戦略に関する業務を委託しておりました選挙コンサルティングの運営者から、政党支部から県議会議員の後援会へは寄附、県議会議員の後援会から大石けんご後援会へは、金銭消費貸借契約書による会計処理する提案を受けたところでございます」と、知事

はご答弁されました。

また、政党支部から県議会議員には寄附、県議後援会から知事後援会には貸付けというスキームを考えたのが選挙コンサルであること、処理の時期は、選挙の際とおっしゃっておられましたが、その理解で合っておりますでしょうか。

以降の質問につきましては、対面演壇席より行います。

○副議長（吉村 洋君） 知事。

○知事（大石賢吾君）〔登壇〕 中村泰輔議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、県職員の日々の努力のうえに今があるというお話、本当に大切なお話だと思いますし、私も、そう感じております。職員の方に、本当に日頃の努力に感謝しておりますし、今回の件でご迷惑をかけていること、本当に心からおわびを申し上げたいと思います。

そのうえで、ご質問いただきました286万円の事実確認について、お答えをさせていただきます。

この件ですけれども、これまで繰り返しお話をさせていただいております286万円の資金の移動について、状況を、お話を聞いたのが、令和4年の12月頃でございます。その際に、私として医療法人の方から原資になっている可能性があるということで、お話を伺ったので、それについては私がお受けするべきではないと、疑念を抱かれる可能性があるという話を聞いておりましたので、それについてはお返しをしたいということで、返金をさせていただいた次第でございます。その際に処理として金銭消費貸借書の契約に基づく貸し借りの返済ということで処理をさせていただきました。

ただ、今般、それを見直す中で、資金移動が

なされた際に貸借の合意がなかったのではないかとことのご指摘をいただきまして、それを協議した結果、整理をして寄附という形、これは双方の合意がなくても行われるものだと思いますけれども、そういった形で処理をして、それを返金をしたという形が、より実態に即した形だろうということで、今回、令和4年の収支報告書の記載をその形に訂正をさせていただいたということが事実でございます。

以後の質問につきましては、自席から答弁をさせていただきます。

○副議長（吉村 洋君） 中村泰輔議員—17番。

○17番（中村泰輔君） 知事、私は、知事のご答弁された令和6年6月定例会の田中県議の一般質問についての事実確認をしたところです。時間がないので申し上げますけれども、今、私をご紹介させていただいたこの知事のご答弁から、私は、このスキームを考えたのが選挙コンサル、そして、その処理の時期は選挙の時ですかと、知事のご答弁から理解をしたというふうに申し上げたんですけれど、この知事のご答弁から、そうは読めないということですか。

○副議長（吉村 洋君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 繰り返しになりますけれども、その資金移動の事実について、お話を聞いたのは、令和4年の12月頃と認識をしています。

○副議長（吉村 洋君） 中村泰輔議員—17番。

○17番（中村泰輔君） 知事は、「令和4年2月20日の投・開票の長崎県知事選挙の際に、この会計処理が」というふうにおっしゃっているんですね。もう一つ、「選挙コンサルティングの運営者から、この会計処理する提案を受けたところ」というふうにおっしゃっているんです。

しかも、政党支部から県議会議員の後援会への寄附、県議会議員の後援会から大石けんご後援会へは、金銭消費貸借契約書による会計処理を提案」と。要は、お金が2つ動いているんですけども、その2つについて、「選挙コンサルから提案を受けた」というふうにおっしゃっています。

その件について、まずお尋ねいたします。これが事実かどうか、知事はそういうふうにおっしゃってます。

○副議長（吉村 洋君） 知事。

○知事（大石賢吾君） すみません。その記載、発言の時の記録はわかりませんが、私が申し上げているのは、12月の頃に、その資金移動の話を聞いて、これ、貸付けで何ら問題はないということをお聞きをして、そのように処理をしたということでございます。

○副議長（吉村 洋君） 中村泰輔議員—17番。

○17番（中村泰輔君） 知事は、もう繰り返しですけれども、「政党支部から県議会議員の後援会へは寄附、これを選挙コンサルから会計処理する提案を受けた」とおっしゃっているんですね。これは事実ですか。知事はこういうふうにおっしゃってます。イエスかノーで教えてください。

○副議長（吉村 洋君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 少なくとも、県議の後援会から私の後援会に対して、資金移動に対して貸借であるということで、それが何ら問題がないということで、私の方は金銭消費貸借契約書で貸借として処理をしたということ、貸し借りとして処理をしたということが事実でございます。

○副議長（吉村 洋君） 中村泰輔議員—17番。

○17番（中村泰輔君） 私が申し上げているのは、政党支部から県議会議員の後援会へは寄附、これを知事は選挙コンサルから提案を受けたのかというふうにお尋ねしましたが、知事は、その質問に対して、しっかりとお答えをいただけませんでした。私は、これは知事は、そのような認識であるということの前提で質問に移らせていただきます。

また、令和6年6月24日、「長崎県議会議員後援会から大石けんご後援会への286万円の貸付けの経緯」というタイトルの資料を、知事がプレスリリースなさってます。こちらです。（資料掲示）この資料から抜粋します。

「このような選挙コンサルの誤った指導により、政党支部及び利害関係人、長崎県議会議員の後援会及び利害関係人、大石けんご後援会及び利害関係人は、それを信じて認識自体を誤り、誤った認識の下に、誤って令和4年度政治資金収支報告書に記載したものです」と、知事は書いていらっしゃる。「選挙コンサルタントの誤った指導」と書かれておりますけれども、知事が、この資金の流れについて、選挙コンサルから指導を受けていたということでしょうか。

○副議長（吉村 洋君） 知事。

○知事（大石賢吾君） そのプレスリリースをつくった、出させていただいた際は、元監査人の方にご助言をいただいていた頃でございますけれども、今、その読み上げていただいた「誤った」という表現でございますが、今、私の認識として、収支報告書を正確な記載に直してございます。より実態に即した形が寄附であったという認識に立ち返ると、その時ですね、貸借で、貸し借りで違法なものではないということにつ

いては、変わりはないと思いますが、今、より正確な形にしている寄附と、その返金という形とが違うということだと理解しています。

○副議長（吉村 洋君） 中村泰輔議員—17番。

○17番（中村泰輔君） 私がお尋ねしたことは、この知事の資料に、「選挙コンサルタントの誤った指導」と書かれているんですね。それで、私は、これが誤ったか、誤っていないか、それをお尋ねしたわけではなくて、知事が、この資金の流れについて選挙コンサルから指導を受けていたかどうか、そのことについて、お尋ねいたしました。そのことについて、ご答弁がなかったのも、私は、知事が選挙コンサルタントから指導を受けていたという認識のもと、次の質問に移ります。

令和6年8月5日の長崎県議会全員協議会において、前田議員が、「今回のそういった資金の移動の流れの手法というのは、誰が考え、誰が指示をされたのですか」との質問に対し、大石知事は、「今、手法を誰が考えたというご質問がございましたけれども、資金移動が行われた当時、私は、その真実を知らない状況でございました。一連の資金移動が行われた経緯についても正確なことはわからないという状況でございます」と答弁されています。

前段では、「指導を選挙コンサルから受けていた」ということで、6月定例会で話をされますけれども、8月5日になっては、「手法を誰が考えたかわからない」というふうに、知事の答弁が変わっているんですね。これで私は、要は、どちらかが虚偽答弁でしかないというふうに思いますけれども、知事、いかがですか。

○副議長（吉村 洋君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 繰り返し、これまでもご

説明してきましたけれども、その資金移動が実際にされた2月の頃、私は、その資金移動の事実を知っておりません。それを聞いたのが、令和4年の終わり頃だというふうに記憶をしています。

○副議長（吉村 洋君） 中村泰輔議員—17番。

○17番（中村泰輔君） 私は、この2つの知事の、知事がおっしゃっている、いずれの発言なんです。それが一致していないから、どちらかが虚偽答弁ではないかというお尋ねをしました。が、知事から、その質問に対し、お答えをいただいていません。ですから、私としては、どちらかが間違っていると、虚偽答弁をなさったんじゃないかという前提で、次の質問に移ります。

集中審議で宮本議員が、この迂回献金疑惑に関して、知事が元監査人に送ったメールの確認をされ、知事は、当初、「文面が事実だとしても、書いていることは事実と異なる」と発言をされました。翌日の新聞にも、知事のこの発言は取り上げられました。

知事は、この件について、翌日の集中審査でもお答えになっています。何度、その動画を見ても知事がおっしゃっていることが理解できません。私からも再度お尋ねします。

ただ、この質問に入る前提で、知事は、元監査人のことを集中審査で、以下のように発言されています。「一般質問の時」、これは令和6年6月定例会だと思いますけれども、「286万の話もちろん相談をしておりましたので、その件もちろんお話をしたというふうに思います」と。

これはですね、要は、一般質問の時に田中愛国県議の答弁を、恐らく元監査人の方と一緒におつくりになったと、さっきも知事はそういう

ふうにおっしゃっておられたと私は理解したんですけれども、よって、当時は、一心同体で同じ目的を持っておられたと思います。

では、元監査人が該当県議とやりとりをした報告に対して、知事が元監査人に送られたメールの一部を抜粋してお伝えします。これが宮本県議が集中審査で言われた内容ですけれども、元監査人が書かれているブログの11月8日にこのメールがございました。

申し上げます。

「記憶が定かでないので状況からの推測であることをご了承ください。大石候補が本人から受け取れないが、こういう方法もあるという趣旨で選挙コンサルから助言をいただき、違法でなければということで、大石も該当県議も承知したということだと思います」と、知事は書かれています。

もう一つ、「私なら、以下の感じがより実際に近いと考えます。知事は」、ご本人のことですけれども、「図式については、事実を知らなかったと報告しましたが、再度、知事に確認したところ、記憶は確かではないが、記憶から図式について全く知らなかったとは考えにくく、もう一回言います、「記憶から図式については全く知らなかったとは考えにくく、図式についてはコンサルタントから助言があったと思う」と知事自身がメールで書かれています。これは「ご自身が書いた」と集中審査でおっしゃってられます。

知事は、この「図式」という表現を流れのこととして述べると、このメールの冒頭に記載していますけれども、11月8日のブログ、元監査人が書かれたものを拝見すると、該当県議とのメールを、やりとりを知事に見せておられるん

ですね。図式とさっきから出てますけれども、これは迂回献金の説明であると私は読んでます。

つまり、この迂回献金の流れについて、知事と元監査人はやりとりをしてるんですね。踏まえたうえで、先ほどの記載が知事のメールの中にありました。よって、私が認識する事実は、以下です。

当時の大石候補は、法人から受け取れない。こういう方法もあるという趣旨で選挙コンサルから助言をもらっていた。記憶から、図式、これは迂回献金のことですが、全く知らなかったとは考えにくく、図式（迂回献金）については、コンサルタントから助言があったと思う、この理解で合ってますか。

○副議長（吉村 洋君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 繰り返し述べますけれども、まず、事実としては、286万円の資金移動について知ったのが、令和4年の12月頃と、先ほど来、集中審査の際に出てきたメールの話を取り上げていただきましたけれども、これは集中審査の中ではっきりと私は答弁をさせていただいております。

ですので、それもぜひ参考にさせていただければと思うんですが、この、ちょっと正確に今手元にないので申し訳ございませんけれども、このメールを書いたのが6月定例会の時の一般質問で、この286万円が問われるという話が出る前の話です。ですので、私自身が記憶の整理とか、そういったものが全くできていない状況でございました。メールが手元にあれば拝見できるかと思いますが、その状況であったので推測であるということをしっかりと申し述べて、そのメールを書いております。

なので、そういった状況でしたので、その際

はしっかりと記憶の整理ができてなかったということでございまして、その内容が事実と異なるということを集集中審査の場でも述べさせていただきます。

○副議長（吉村 洋君） 中村泰輔議員—17番。

○17番（中村泰輔君） 要は、恐らく知事が今おっしゃったことは、一生懸命理解しようとするんですが、その時、記憶が曖昧だったと、曖昧な状態で書いたメールは、それは今振り返ってみると正しくなかったと多分おっしゃっているのかなというふうに思います。ご自身で書いたメールが、後から考えたら、いや、これは全然違ったんだなということを今おっしゃっておられるわけですね。

知事、そうですかと思いますが、ただ、これ、繰り返し申し上げますけれども、本当にそんなことがあるのかなということで、これはあくまでも私の考えということですね。この元監査人の方と知事は一緒になって、田中愛国県議の質問にどう答えようかとしていた。知事は、ものすごく集中して、どういう認識か、しっかり伝えようと思って、これを書いているはずなんです。

ですが、今、振り返ってみると、それはあの時書いたのは、ちょっと違うんだよなということをおっしゃっているんです。そこは、もう私はこれ以上、ちょっとなかなかもう申し上げにくいですが、知事はそうおっしゃっているということです。

ほかの証言です。ある政党支部の会計責任者の方が集中審議で、以下のように証言をされました。抜粋して申し上げます。

「支部に入ってくる寄附を県議の後援会に移し、それから大石知事の後援会の方に移してい

ただけないかということを経理コンサルタントより指示を細かくされました。その時に言われた口座をこういうふうに移すんだよというふうなことの指示だけを私は実行させていただいたということになります。医師会さんの方の事務の方にご連絡を差し上げて、正式なお名前を聞いて通帳にも書き込みをしたということになります。振り込まれましたら、一個一個移動してね、というのがコンサルタントの指示でした」。

お尋ねします。

知事は、この参考人のご発言につきまして、選挙コンサルタントに確認をなさいましたか。

○副議長（吉村 洋君） 知事。

○知事（大石賢吾君） まず、すみません。先ほどの中村泰輔県議がおっしゃった中で、ちょっと事実と異なる、時系列と異なるところがありましたので。

先ほどメールの件で、「6月定例会の一般質問の際の答弁を書く中、悩んでいる中で書かれた」とおっしゃいましたけれども、それよりも前の話です。私は、一般質問で、その話が出るという前に、そのメールを書いてございますので、全く私の頭の中で整理ができていない状況で書いているということをご理解いただければと思います。

先ほどの会計の事務の方のお話について、確認したかということですが、その件については、してません。

○副議長（吉村 洋君） 中村泰輔議員—17番。

○17番（中村泰輔君） 知事は、集中審査で以下のようにご発言されました。「これまでいろんなご意見とか、ご指摘があったと思います。なのでしっかり議事録をまた見直して、自分が調べるべきところは、できる限り努力をしたい

と思う」とおっしゃっています。ここですね、これもう、核心なんですよ。

これを、知事のために、みんなが時間を出して集中審査をしたわけです、行政の皆さんも議員もですね。この核心的なところをなぜ知事は選挙コンサルタントに確認をされなかったのか、私は全く理解ができないんですけれども、なぜですか。

○副議長（吉村 洋君） 知事。

○知事（大石賢吾君） すみません。議事録を拝見して、私なりにまた追加で整理をしていたところでございますけれども、その点、抜けておりました。

○副議長（吉村 洋君） 中村泰輔議員—17番。

○17番（中村泰輔君） 抜けておったとおっしゃっておられますけれども、じゃ、選挙コンサルタントにご確認をいただけるということでしょうか。

○副議長（吉村 洋君） 知事。

○知事（大石賢吾君） また弁護士とも相談をして対応したいと思います。

○副議長（吉村 洋君） 中村泰輔議員—17番。

○17番（中村泰輔君） 次の内容ですけれども、坂本議員が集中審査で発言をした、「本来であれば選挙運動の収支報告書、そこにきちんと寄附として記載があって、それは収支報告書に全部書いているというのが、そこがきちんとなっておけば、今回の疑義は私はなかったんじゃないかなと思うわけなんですよね」と発言されました。

それで、これ、医師会長とやりとりをされてたんですけれども、医師会長が、その発言に対して、「選挙の中で使われるべき、それは選挙運動収支報告書に記載をするべきことであつた。

それは私も賛成しますし、そのとおりだと思います」と、医師会長はおっしゃっておられます。

9つの医療法人からの286万円に関する医師会長のご発言ですが、知事も同じ認識ですか。

○副議長（吉村 洋君） 知事。

○知事（大石賢吾君） その医師会長のご発言の認識を正確に理解できませんけれども、私の理解としては、医師連盟の方から、その第8支部の方に寄附がされたということ、それが認識でございますので、それが選挙収支、費用の収支報告書とまた別の団体だというふうに理解はしております。

○副議長（吉村 洋君） 中村泰輔議員—17番。

○17番（中村泰輔君） 要は、つまり医師会長のご発言と知事の認識が違うというふうに私は取っておりますけれども、医師会長は、9つの法人に寄附を求めた責任者であります。また、知事の後援会長でおられます。これだけの迂回献金の疑義があり、お二人は多くのことを話しておられると思いますけれども、異なる認識であるということで、私は理解をしております。

医師会長の発言は、つまり286万円は大石知事選挙運動収支報告書で報告すべきだったと言われている。つまり、もともとは迂回献金の意図だったと認めているご発言と私は取りましたが、改めて、この医師会長のご発言につきまして、知事はどのように考えられますか。

○副議長（吉村 洋君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 私が、その286万円の寄附について、お伺いをしたところ、第8支部の方で、これは私が党の県連から正式に推薦をいただいて選挙を行うということをはっきりと知ってきたので、その党に所属をする多くの、私を応援してくださる多くの議員が所属する党の

支部である第8支部に、その寄附を集めたということをお伺いをしております。

ですので、それは選挙の中で、選対の中で使用していただくということを思いながら、その寄附を募ったというふうなお話を聞いてございます。

○副議長（吉村 洋君） 中村泰輔議員—17番。

○17番（中村泰輔君） なかなかですね、質問に対してのご答弁ではないんですけれども、私は、要は医師会長の発言が、これは迂回献金を認めているんじゃないかということでの、そこから医師会長のご発言に関して、ちょっとおっしゃっていただきましたかったんですけど、ちょっと別の認識であるということで、ここに関しては触れられませんでした。私は、これは迂回献金の意図があるというふうにしか取れないので、ぜひとも医師会長にご確認をしていただきたいと思います。

次に、選挙コンサルとSNSコンサルの報酬。

議事にもなりましたが、総務委員会の集中審査に2回も出席要請するも、いずれも欠席された選挙コンサルについて、お尋ねいたします。

知事が、選挙コンサルと最初に会われたのは、いつでしょうか。大体で結構ですので、お答えください。

○副議長（吉村 洋君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 大体ですけれども、令和3年の年末、後半だったというふうに理解をしています。少なくとも私が出馬を表明したのが12月21日だったと理解しておりますので、その後だと理解してます。

○副議長（吉村 洋君） 中村泰輔議員—17番。

○17番（中村泰輔君） ありがとうございます。選挙に知事が出馬を表明されたのが、令和3年

12月の最後の方で、すぐそこで連絡を取られたのかなというふうに理解をしたところです。

この選挙コンサルタントの方がYouTube、「THE VOTE #20」で話をされている内容を抜粋してお伝えします。

「ちゃんと帰還したのは2か月ぶり、一つの結果は出すことができた。例えばポスティングをするエリアの範囲を変えるとか、確認団体のビラってサイズ制限がないんですよ。B3って、普通のスーパーのチラシで見開きになるやつ、でかいんですよ。そうすると政策がいっぱい書いているなと思うじゃないですか。証紙ビラ2種類というのも、知事選だとやっぱり14万5,000枚だったんですけれども、14万5,000枚という枚数だと、やっぱり全軒届かないですから、じゃ、どういうふうにするのかって、地域分けちゃうとかね。まあ、そういうのもあると思いますし」というふうにですね、この選挙コンサルタントの方がご発言をされてます。

私は、この動画を見まして、まさに選挙運動をやっていたらしゃったんだろうなと思います。SNSには、街頭演説と一緒に立っておられたり、この選挙コンサルタントの方がですね、離島にも同行されていると思われる画像が拡散されました。

こちらの選挙コンサルタントの方は、選挙コンサルティングを事業とされている会社の代表の方です。会社のWebサイトには料金表もございます。

お尋ねします。

選挙コンサルタントの知事選におけるコンサルティング報酬があったのか、なかったのか、端的にお答え願います。

○副議長（吉村 洋君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 報酬はございません。お支払いはございません。

○副議長（吉村 洋君） 中村泰輔議員—17番。

○17番（中村泰輔君） 今お尋ねした、要は、知事選における報酬があったのかと、選挙コンサルティングに、これはなかったとはっきりおっしゃっていただきました。

続きまして、選挙コンサルタントの方は、会社は東京が所在地です。宿泊費や交通費も支払われていないのでしょうか。

○副議長（吉村 洋君） 知事。

○知事（大石賢吾君） どのように処理をしているか、ちょっと私はわかりませんが、少なくとも報酬は支払われておりません。

○副議長（吉村 洋君） 中村泰輔議員—17番。

○17番（中村泰輔君） 今のご答弁からいくと、要は、この選挙コンサルタントの方に宿泊費も交通費も支払っていないという理解でよろしいでしょうか。

○副議長（吉村 洋君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 申し上げたように、細かいところまでは本当にわかりませんが、少なくともコンサルティングに対して報酬は支払われていないということが事実です。

○副議長（吉村 洋君） 中村泰輔議員—17番。

○17番（中村泰輔君） では、選挙コンサルの方に宿泊費、交通費を払ったか。また、知事のこの選挙に関わった方々に、このことをご確認いただいてよろしいですか。

○副議長（吉村 洋君） 知事。

○知事（大石賢吾君） ご質問の内容がちょっとよくわからないんですが、私が把握できていないところを確認すべきというご質問であれば、状況をしっかりと把握をしながら、できる限り

の事実確認はしていきたいと思います。

○副議長（吉村 洋君） 中村泰輔議員—17番。

○17番（中村泰輔君） 私がお尋ねしているのは、この選挙コンサルの方に宿泊費や交通費を払ったかと伺っています。選挙コンサルであるとか、また、後援会の選挙を手伝われた方々に、これを払ったか、宿泊費、交通費を払ったかどうかを確認していただいてよろしいですか。

○副議長（吉村 洋君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 可能な限りの事実確認に努めたいと思います。

○副議長（吉村 洋君） 中村泰輔議員—17番。

○17番（中村泰輔君） ご報告いただけるものと理解しております。

また、YouTubeにはほかの発言がございました。「私以外にSNSは専任者を置いて候補者づきで離島も一眼レフでがangan撮って行って、全てのチャンネルで動画も配信し、ライブ配信もし、結構やったんですけど、ネットのインプレッションとか見ても、関心がどこまで高まったのか、冷静に振り返る必要があると思いますね。Facebookのコメントに、一つ一つ、ありがとうございますって言って、いいね！ボタンとか押して、誕生日メッセージを送っていた方が、多分、1票を取れるんです」とおっしゃっているんですね。

選挙コンサルタントの方は、複数のSNSを運用していたと推察できます。しかも、本人のアカウントに入って操作したと推察できるような発言です。1票を取るとまで発言をしていることから、まさに選挙運動をしていたと推察できます。

そして、「SNS専任者を候補者づきで離島にも行ってもらった」と言われています。11月23

日、元監査人のブログにおいて、当時の大石候補を撮影している女性の様子が掲載されています。そして、その女性が撮影したと思われる写真が、当時の大石候補の選挙の時のSNSにアップされていると思われます。

お尋ねします。

写真を撮っていらっしゃる方は、ブログにもある該当の企業の代表の方ですか。

○副議長（吉村 洋君） 知事。

○知事（大石賢吾君） すみません。今、ご指摘のブログにあるというのが、はっきりわかりませんが、SNSの専任で、それに対して報酬を支払ったという事実はございません。それがまず一つ事実でございまして、その後、SNSを含めて、SNSだけではありませんけれども、様々な活動をする中で、皆さんで力を合わせて、恐らく得意な分野とか助言をし合いながらとか、助け合いながら、連携をしながら、取り組んでいたというふうに理解をしております。

ただ、現場において、私は、なかなか関わることができませんでしたので、その詳細についてはわかりません。

○副議長（吉村 洋君） 中村泰輔議員—17番。

○17番（中村泰輔君） お尋ねしてないことも含めて、ご答弁いただきました。

そのブログの中身ということで、知事には、これを質問しますよということでお伝えはしておったんですけども、ちょっとまだご確認をいただけておりません。

ただ、SNSの専任として、人がいらっしやうたと、その方には報酬を支払ってないというご答弁をいただきました。これ、ちょっとまだこの状況では確認はできないですけども、このSNSの専任の方ですね、そのブログを読むと、

こちらの方がSNSコンサルティング事業をされているようです。その代表の方なので、そこはしっかりご確認いただいて、また後からご報告をいただけますか。

○副議長（吉村 洋君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 先ほど申し上げたとおり、可能な限りの事実確認はもちろんしますが、事実として、そのSNSの専任として、何か業務を発注をされて、それに支払いしたという事実がまずございませんので、そこはご理解いただければと思います。

○副議長（吉村 洋君） 中村泰輔議員—17番。

○17番（中村泰輔君） ご確認いただけるということで理解しました。

このSNSコンサルの方ですね、東京を中心に活動をしていると、この会社のWebサイトには言われてますけれども、もし、この方が宿泊をされるような、遠方の方から来られた方であれば、旅費と宿泊費が発生していると思いますけれども、この処理につきましては、どうされたのでしょうか。

○副議長（吉村 洋君） 知事。

○知事（大石賢吾君） すみません、承知をしておりません、把握をしておりません。

○副議長（吉村 洋君） 中村泰輔議員—17番。

○17番（中村泰輔君） わかりました。では、先ほどと同じように選挙コンサルタントの方と同様に、そのご本人、SNSの専任の方であるとか、また選挙コンサル、そして知事の選挙に関わった方々に確認をしていただいて、これが発生したかどうか、ご確認いただけますか。

○副議長（吉村 洋君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 先ほど来申し上げているとおり、事実確認は努力をしたいと思います。

○副議長（吉村 洋君） 中村泰輔議員—17番。

○17番（中村泰輔君） ありがとうございます。しっかりとご確認いただけるということでした。

先ほど、11月23日、元監査人ブログにおいて、大石知事の選対幹部の方から入手したと言われる「長崎県知事選挙概算見積り（大石賢吾氏）」という資料がございます。こちらの資料なんですけれども、（資料提示）この資料ですね、選対幹部の方から、このブログを書かれている人が入手されたということを書いています。

「2021年2月4日に作成」とありますが、2021年2月は、大石知事が、先ほども2021年の12月に立候補表明をされたとおっしゃいましたので、これは恐らく2022年の誤りかと思います。

2022年2月4日の、これ資料なんですけれども、知事選が2月3日告示なので、その翌日の資料なんです。選挙中の見積りです。

この資料に、今後の施策〔マストとして弊社コンサルティング（ディレクション）税込み550万円、SNS専任者（本人つき素材撮影＋音声録音）税込み88万円。役員・社員旅費、交通費、税込み110万円。随行部隊手持ち品、税込み110万円〕とございます。

「弊社コンサルティング」と書かれているので、コンサルティングをされたのは選挙コンサルでしょうから、選挙コンサルの方が、この見積りを選挙が始まった翌日に作成をしていると。それで、「今後の施策（マスト）」ということで書いているんですね。さらに、選対幹部から、これを入手されているということもございます。

このブログについて、お尋ねするとお伝えはしていたんですけれども、事前にこの資料を知事は絶対見ておられると思います。

お尋ねします。

この資料は、大石知事の選挙に関連して作成されたものですか。

○副議長（吉村 洋君） 知事。

○知事（大石賢吾君） その見積りの写真は、拝見しております。で、確認をしましたけれども、まず、私には、それは共有されておらずで、それがどういった経緯で、どういった目的で作成をされたか、私にはわかりません。

ですので、その内容が、また私もはっきりと見た記憶もないですので、ただ、事実として、その示されているとおりに実施をされたわけでは全くございません。ですので、そういったことが書かれているといった理由、経緯はわかりませんが、事実と異なるということは申し上げさせていただきたいと思います。

○副議長（吉村 洋君） 中村泰輔議員—17番。

○17番（中村泰輔君） ご確認をいただいたということで、ありがとうございます。

ただ、なぜ、これが出てきたかとか、実際本当なのかどうかというところがわからないとおっしゃっていただきました。これはですね、これが本当ならば、もちろん、なんでしょう、はじめた時点で、この依頼があったということ自体、すごく大きいと思うんですね。もちろん、お金を払ったかどうかということもございますが。

ですから、私、冒頭、知事、やはり県民の皆さんの信頼ということを知事も昨日も何度もおっしゃっていただきましたし、私として、やはりここはしっかりと明らかにしていただきたいという思いでございますので、繰り返しですが、選挙コンサルの方、また選対の方、様々な方にご確認をいただいて、これがなんで出てきたのか、ご確認いただけますか。

○副議長（吉村 洋君） 知事。

○知事（大石賢吾君） すみません。先ほど触れるのを失念しましたが、この件については確認をさせていただいております、私は、先ほど共有をされてなくて、どうやってつくられたのかわからないということを申し上げましたけれども、これは事実で、詳細にどういった経緯で、どういった理由でというところまで詳細にわかっているわけではございません。

ですけれども、この件について弁護士を通して確認はさせていただいております、それで、聞いた話ではありますけれども、この資料ですね、選対スタッフとの、恐らく話し合いの中のだと思いますけれども、やれることを全て書き出すようなメモを作ってほしいと、恐らくメモのようなものだと思いますけれども、そういった資料を作っている中で、これがそのものだ。

もちろん、時点がいろいろ、恐らく右上の方に書かれていたように思いますけれども、時点がたくさんあるので、その置かれた時点において、過去のものが残っていたりとか、恐らくそういうことだと思いますけれども、適当でないものも含まれているかもしれないというようなお話は聞いております。

○副議長（吉村 洋君） 中村泰輔議員—17番。

○17番（中村泰輔君） ありがとうございます。

要は、選挙に入ってToDoリストとか、アクションリストのようなものをブレインストーミングをして、選対の中で書き出したと、それで、あらあらかもしれないけれども、こういうものがあったということで、ただ、この資料としては、実際確認をしたところ、あったということでよろしいですか。

○副議長（吉村 洋君） 知事。

○知事（大石賢吾君） それはあったと私も認識をしております。ですけれど、繰り返し述べますけれども、私に共有されておられませんので、その詳細、どうやってつくったか、何でつくったかというところについては、はっきりはわかりません。

○副議長（吉村 洋君） 中村泰輔議員—17番。

○17番（中村泰輔君） 知事は、もうこの時、2日目ですから、それはですね、確かに共有というのは難しかったかなというのは、私も候補者になったことがありますので、それはよくわかります。

ただ、これ、やはり拝見して、あらでつくったとしても、やっぱりこれぐらいかかるものなんだなということなんですよ。それを皆さんで確認して、あらあらでつくっても、例えば選挙コンサルするには500万かかるだろうと、あと、やっぱりSNS専任者がついたということで、これが88万ということですね。旅費があるんですけれど、これはちょっとまだわからないということですが、じゃ、例えば選挙コンサルの方に税込みで550万、SNS専任者の方に88万という、これぐらいかかるんじゃないかということで議論をされてるわけです。

知事は、この選挙コンサルの方と1か月前に知り合いになられてるんですよ、東京の方と。縁もゆかりもない東京の方が大石知事を応援するために、この見積りが議論の中で正ということが今わかりました。幾らぐらいになるんですかね、今もう緊張してて計算できないですけど、600万か700万ぐらいになるんでしょうか。これぐらいの、要は社業のスキルを無償で労務提供したということなんですね。こんなことあるのかと。県政を推し進めるための一番のエネルギ

ーである、先ほどから知事がおっしゃっている県民の皆様の信頼、これがこの中身で得られるのかというところが、知事は、今、そうご説明をされているので、ぜひともそれをしっかりと、やっぱり県民の皆様にご納得していただくようなことが私は必要かなと思うんです。

そこで、お願いをしたいのが、選挙コンサルの方の会社に知事がいろいろお支払いされているのをブログで拝見しましたが、その請求書の金額とその対価ですね、それが何なのか、しっかりと確認していただいて、ほかのところにも、選挙コンサルの費用とかSNSの専任者の費用とかが入っていませんよと、ここの断面だけじゃなくて、全部を見て、それをしっかりご説明をいただきたいんですけれども、そのお約束をいただませんか。

○副議長（吉村 洋君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 先ほど来申し上げてますが、私の立場で私が確認すべきこと、これは努めたいというふうに思います。

それを申し上げたうえでですけれども、この支払いについては、全て正確にされているというふうに、今のところ、認識をしておりますので、それはぜひご理解いただきたいと思います。

あと、今おっしゃってくださったコンサルティング料と、また、SNSの値段を申し上げられましたけれども、それについてはお支払いをしていないということが事実でございますので、この見積書がどういった経緯でつくられたかわかりませんが、それが事実と異なるということは、ぜひご理解をいただければと思います。

○副議長（吉村 洋君） 中村泰輔議員—17番。

○17番（中村泰輔君） できる限りのことはやるけれども、理解も求めるという、まあ、半分

半分のご答弁だったかなというふうに思います。

今、兵庫県知事選挙、斎藤知事の陣営のSNS運用が指摘をされてまして、PR会社の代表が戦略の立案を行ったということをWebサイトに投稿した記事をめぐって、斎藤知事の代理人弁護士が記者会見をなさっています。11月28日に、その会見後に斎藤知事は、「必要があれば引き続き代理人から説明する」、再度の会見についても触れられています。

なお、昨日、12月2日、郷原弁護士と上脇教授が、この件で斎藤知事を連名で告発されているよう、斎藤知事とSNSを運用したとされるPR会社の社長を公職選挙法の買収の疑義で告発なさっており、現在も大きなニュースとなっています。告発を受けても、斎藤知事は、自分が説明するというふうにおっしゃっているようです。

大石知事も斎藤知事と同様に、この選挙コンサルとSNSコンサルの知事選に関わることにについて、記者会見を開くご意思はないでしょうか。

○副議長（吉村 洋君） 知事。

○知事（大石賢吾君） まず、兵庫県の件と、この件は全く関係がございませんので、それは申し上げておきたいと思いますし、あと加えまして、SNS専任の話は、先ほど来申し上げておりますけれども、支払いをした事実は全くございませんので、それはそう理解をしていただきたいと思います。

で、説明の会見ということでしたけれども、これまで県民の皆様理解をいただけるように努力はしてきました。その中で会見も開かせていただいております。

ですので、状況に応じて判断になるかと思

いますけれども、そういった経緯があるということ、また、今後も私として理解を得るという努力を続けていくこと、それは変わりませんので、そう理解していただければと思います。

○副議長（吉村 洋君） 中村泰輔議員—17番。

○17番（中村泰輔君） 斎藤知事もSNSのコンサルの方に報酬は払ってないとおっしゃったけれども、会見をされたんです。まだ、それも私が自分で説明すると、代理人を通してもし、自分で説明するとおっしゃってます。

ただ、知事は、どうですか、それでも会見する意思はないということだと私は理解したんですけれども、それでよろしいですか。

○副議長（吉村 洋君） 知事。

○知事（大石賢吾君） これまでも機会を捉えて、そういう説明の場と機会を設けさせていただいてきました。ですので、今後も状況に応じてになるかと思いますが、説明する、また、理解を得る努力を続けていくということです。

○副議長（吉村 洋君） 中村泰輔議員—17番。

○17番（中村泰輔君） ありがとうございます。求められればしていただけるというようなご答弁だったと思います。

この件、もう時間もきてるんですけれども、最後にお尋ねいたします。

集中審査の中で、大石知事の元後援会関係者の方が以下のように発言されています。

「選挙コンサルタントへは1円も報酬は渡っていません。今まで、選挙前から今まで、現在までですね。で、選挙コンサルタントが言うには、訴えられていた402万円が片づくまでは1銭もいただくつもりはないと言われておられました、知事がですね。これもとても不思議なことなんです、旅費であつたり、もう何も請求が

ないんですね。知事も選挙コンサルのことをボランティア、ご好意でしていただいているというふうに常日頃から言われてました」。選挙コンサルタントの方は402万円で不起訴になっておられますけれども、不起訴になったから、知事は何かお支払いをされたのかなと思いますが、いかがですか。

○副議長（吉村 洋君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 何かお支払いと、具体的なものが示されておりませんが、不起訴になったから、何かお支払いするとか、そういったことは全くございません。

○副議長（吉村 洋君） 中村泰輔議員—17番。

○17番（中村泰輔君） 元後援会関係者の方が、知事がこういうふうにおっしゃってたと言っていたので、ちょっと確認をしたんですね。

「402万円が片づくまでは1銭もいただくつもりはない」とコンサルも言われてますし、そういう約束をされてたのかなということで確認しました。

ただ、ここですら、一つ、「旅費であったり、何も請求がない」というふうには選挙コンサルは言ってるんですね。これはどういうことかなと、ただ、知事は先ほど旅費を払ったかどうか、よくわからないということなんですけれども、これは払ってないんじゃないですか、どうですか。

○副議長（吉村 洋君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 様々な時点のお話があるんじゃないかなと思います。先ほど、ご質問、確認をとおっしゃったのは、私の理解では選挙期間の時の話かなと理解をしたんですけれども、その後の交通費についても、私の理解としては、お支払いはしていないというふうに理解はして

おりますけれども、先ほど私がその答弁をして「払ってない」と言ったことは、前の時点の話でしたので、そこはちょっと違うことをおっしゃっているのかなと思います。

○副議長（吉村 洋君） 中村泰輔議員—17番。

○17番（中村泰輔君） 知事のご説明、よくわかりました。要は、ちょっと私の理解が足りなくて申し訳なかったんですけれども、知事が今おっしゃったのは、選挙の時には払ったかどうかはわからないけれども、選挙が終わった後は、そのコンサルの方に旅費は払っていないということはわかっているということだったと思います。選挙の時にはわからないけれども、選挙の時は払っていないことを認識をなさっておられたということですね。承知いたしました。

もうちょっと、時間がもう大分過ぎてしまいました。

③県職員の政務従事。

県職員の政務従事について、総務部長に確認いたします。

大変残念なことです。元秘書課長も含めて秘書課職員の方が複数の政務に従事しておられたと、それが常態化していたことが、私はそのように感じています。

総務部長にお尋ねします。

これらが常態化した責任の所在確認並びに政務に従事した職員の処分に関わる方針について、総務部長にお尋ねします。

○副議長（吉村 洋君） 総務部長。

○総務部長（中尾正英君） 県職員の政務への関わり方について、総務委員会の集中審査の中で様々な議論がなされたということを踏まえまして、職員担当部局であります総務部としましても、その詳細については事実確認をする必要がある

かというふうには考えております。

その結果に基づいて適切に対応していく必要があるものと考えておまして、今、ご指摘の中で処分というお話もございましたが、現時点においては、予断をもって申し上げるべきではないと思います。

また併せて、一般的に地方公務員上の懲戒処分ということになりますと、考え方として、社会観念上著しく重い処分は裁量権の濫用であり、平等取扱の原則及び公正の原則に従い、適切・妥当な判断をすべきものであるというものの書きものがございますので、処分の検討に際しては、事実確認は極めて慎重に行う必要があると考えております。一定程度の時間は要することになるものとも考えております。

○副議長（吉村 洋君） 中村泰輔議員—17番。

○17番（中村泰輔君） わかりました。よろしくをお願いします。慎重にご対応願います。

具体的にどんな政務の話があったかというところで幾つか触れさせていただきます。これはもう答弁は求めません、時間がないので。

元秘書・広報戦略部長であった方の証言です。「陣中見舞いの行為につきましては、やっぱり政務であるということは、私も今もって先ほど答弁したとおりでございます。3月12日の時のことにつきましては、陣中見舞いという県政推進のための公務であったと認識をしていたということでございます」と。

元秘書・広報戦略部長が、「陣中見舞いという県政推進のための公務」というふうに話してるんですね。陣中見舞いが、いつから県政推進の公務になったのかと尋ねたいところですが、また確認させていただきます。

また、元後援会関係者の方が、以下のように

集中審議で言われました。

「先ほど小林議員が言われました元秘書課長であったO氏と選挙コンサルは、本当に毎日電話を交わすような情報交換をしておられました。ですので、政務とわかってはいたけれど、もうそこはわからないような状態に、そのような状態というか、感覚になっていたかもしれません。だけれども、政務は政務、公務は公務としてきちんと分けるべきだったんだろうなと私は思います」と言われています。

この元秘書・広報戦略部長のO氏と選挙コンサルは、本当に毎日電話を交わすような、本当に毎日電話をしていたかわからないですけども、それくらい密に情報交換をされる仲だったそうです。

総務部長、県政を揺るがすような政治と金の問題で重要な役割を担っていると証言されている選挙コンサルと、県政事務の責任を持つ大石知事の窓口を果たしていた元秘書・広報戦略部長が毎日やりとりをしていた事実、この見解について、お尋ねをしたいんですけども、また話をさせてください。

最後に、知事にお尋ねします。

大石知事の政務に関わった県職員の処分につきまして、人事課にどのような指示をされているのか。また、この件について、知事はどのような見解を持っていらっしゃいますか。

○副議長（吉村 洋君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 時間がないところで大変恐縮ですけども、先ほど私が申し上げたことで訂正といいますか、もしずれていたら申し訳ないですけども、選挙の後の旅費について、ないとおっしゃいましたけれども、そのように認識はしておりますけれども、実際は確認をし

ないとちょっとわかりませんので、その点をご理解ください。

人事の件は、今、総務部長がおっしゃったとおりなので、適切に規定にのっとってやると思います。

○副議長（吉村 洋君） 中村泰輔議員—17番。

○17番（中村泰輔君） 知事もですね、自らに関わった話ですけれども、そこはしっかり皆さんと話をしながら進めていただきたいと思います。

2、長崎県の特徴を活かした産業創出と労働者支援について。

時間が残ってないので、以降の質問は、簡潔に述べさせていただきます。

（1）長崎海洋産業都市構想に向けた会議体発足。

長崎大学と連携をして幅広い海洋資源の活用に関する会議体を発足してほしいと思いますが、その後のこの件についての検討状況をお尋ねします。

○副議長（吉村 洋君） 産業労働部長。

○産業労働部長（宮地智弘君） 海洋のポテンシャルを活かして産業振興を図ることは、海洋県である我が県にとって大変重要な視点であると考えております。

このため、県と長崎大学、県産業振興財団で設置した「長崎オープンイノベーション拠点」においても、海洋を連携分野の一つに位置づけ、洋上風力発電など海洋設備を点検する水中ロボットの実用化や、養殖業の新たな産業化を目指すプロジェクトなどに取り組んでいるところであります。

まずは、産学官が連携することにより、産業化に向けた取組が加速する分野を中心に、県や

長崎大学、関係企業など、関係者が協議する場の設置に向けた検討を進めてまいります。

○副議長（吉村 洋君） 中村泰輔議員—17番。

○17番（中村泰輔君） この件、4年間言い続けてきて、やっと前向きなご答弁をいただいたと思います。本当によろしく申し上げます。長大と連携をしてください。

（2）長崎サミットで取り上げられたクルーズ船の陸上給電。

こちらについて馬場副知事がしっかりとサミットで話をしていただいたので、私は、詳細を割愛させていただきますけれども、国への支援を含めて長崎港湾でのクルーズ専用陸上給電設備設置に向けて、県の見解をご答弁願います。

○副議長（吉村 洋君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 多くのクルーズ船が寄港する長崎港において、陸上から電力を供給する陸電施設の導入は有効だと考えております。

しかし、国内の港湾での導入実績はなく、設備の整備、運営に多額の費用を要することや、船会社にも電力利用にかかる費用負担が生じるため、実際に利用されるかなどの課題があります。

このことから、議員おっしゃいましたように、今年10月には国が先導的に導入を検討するよう、国土交通省へ要望したところでありまして、国の動向にも注視しながら、県としても関係者と意見交換を行いながら、陸電施設の導入の可能性について検討していきたいと考えております。

○副議長（吉村 洋君） 中村泰輔議員—17番。

○17番（中村泰輔君） 前にお尋ねした時より、すごく前向きなご答弁をいただいて、可能性から検討するというふうにおっしゃっていただき

ましたし、国にも申し出をしていただいたということでございます。長崎港には本当に似合うプロジェクトだと思いますので、ぜひともよろしくをお願いします。

（3）江島洋上風力発電に向けた港湾整備。

柳埠頭のSOLASフェンスの拡張について、お尋ねいたします。

○副議長（吉村 洋君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 長崎港小ヶ倉柳埠頭につきましては、将来的な外貿埠頭の利用状況を見据え、ソーラスフェンスを拡張する計画があります。来年度から工事に着手する予定としておりました。

このような中、西海市江島沖の洋上風力事業者に選定された企業から、同埠頭で関係資材を取扱いたいとの要請を受けているところです。

今後、所要面積を精査し、埠頭利用者と調整を進め、必要に応じて拡張計画の見直しを検討したいと考えております。

○副議長（吉村 洋君） 中村泰輔議員—17番。

○17番（中村泰輔君） この件も、洋上風力の今の長崎県の状況で、ずっとこれをお願いしていたんですが、すごく前向きなご答弁をいただいたと思いますので、しっかり江島の貨物ですね、響灘の方に流れてしまうものを、何とか長崎でとどめたいと思います。よろしくお願いします。

（4）県独自のカスタマーハラスメント対策。

カスタマーハラスメントの県独自の対策について、待ったなしです。ご見解をお願いします。

○副議長（吉村 洋君） 産業労働部政策監。

○産業労働部政策監（石田智久君） カスタマーハラスメントにつきましては、国において、各種ハラスメントの改正法案が来年の通常国会に

提出される方向にあるとの報道もあり、県では、国の動向を注視しているところでございます。

本県における対策といたしましては、各業界により状況が異なると考えられることから、労働団体や業界団体と連携しながら、アンケート調査を行うなど、まずは実態の把握に努め、関係部局と連携を図りながら啓発等の取組を進めてまいります。

○副議長（吉村 洋君） 中村泰輔議員—17番。

○17番（中村泰輔君） 国も動いています。恐らく、これからものすごく一気に動くものだと思います。

そういう中で、今、まず調査をするとおっしゃっていただきました。これ、本当に大事なことでと思いますので、我が県にとってはどうかという視点をお願いします。改革21も連合長崎とともに、これ、ずっと言ってきましたので、大きな一歩かなと思います。

（5）宇久島太陽光発電計画における営農型太陽光発電による畜産業支援と県の地域振興支援。

宇久島では、大規模な太陽光事業が進行中であることは、先日の県議会で質問がございました。環境と地域・離島振興を踏まえた視点が重要です。

県としては、地域・離島振興に寄与するものであれば連携ができないかという視点も必要だと私は思います。

宇久島では、急激な人口減少と高齢化に直面しており、主産業である漁業と畜産業の不振と担い手不足が大きな課題です。

太陽光事業者は、地域・離島振興に寄与するため、太陽光架台の下の空間を活用して牧草を生産しており、島内の畜産農家へ安価に供給を

行っており、さらには、今後も一層の人口減少が見込まれる中、将来にわたって宇久島の畜産業を維持するため、島外の畜産に興味があり、宇久島に移住した若者とともに、事業者自ら牛の飼育も検討しているようです。資金や人的リソースが限られる今の時代、県が地域・離島振興において、事業者と連携するのは当然のことです。

宇久島での太陽光発電事業者との地域・離島振興における事業者との連携について、お尋ねいたします。

○副議長（吉村 洋君） 地域振興部政策監。

○地域振興部政策監（渡辺大祐君） 宇久島では、繁殖雌牛が1,077頭飼育されるなど、地域の重要な品目となっており、営農型太陽光発電事業者が飼料作物を生産、販売されることは、飼料価格が高騰している中、農家の経営安定の一助になると考えております。

また、民間事業者と連携した地域振興の取組については、民間事業者が持つノウハウなどにより、地域住民の暮らしやすさの向上などが図られ、持続可能な取組につながることを期待できますが、その事業者の取組が地域住民等に十分な理解を得られていることが前提となりますので、引き続き、佐世保市とも情報共有を行いながら、地元における動きを注視してまいりたいと考えております。

○副議長（吉村 洋君） 中村泰輔議員—17番。

○17番（中村泰輔君） 以上です。

○副議長（吉村 洋君） 本日の会議は、これにて終了いたします。

明日は、定刻より本会議を開き、一般質問を続行いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 3時47分 散会 —

第 9 目 目

令和6年11月定例会

令和6年12月4日

議 事 日 程

第 9 日 目



1 開 議

2 県政一般に対する質問

3 上程議案委員会付託

4 請願上程、委員会付託

5 散 会

令和6年12月4日（水曜日）

出席議員（46名）

1 番 大 倉 聡 君
 2 番 本 多 泰 邦 君
 3 番 白 川 鮎 美 君
 4 番 まきやま 大 和 君
 5 番 虎 島 泰 洋 君
 6 番 畑 島 晃 貴 君
 7 番 湊 亮 太 君
 8 番 富 岡 孝 介 君
 9 番 大久保 堅 太 君
 10 番 中 村 俊 介 君
 11 番 山 村 健 志 君
 12 番 初 手 安 幸 君
 13 番 鵜 瀬 和 博 君
 14 番 清 川 久 義 君
 15 番 坂 口 慎 一 君
 16 番 宮 本 法 広 君
 17 番 中 村 泰 輔 君
 18 番 饗 庭 敦 子 君
 19 番 堤 典 子 君
 20 番 坂 本 浩 君
 21 番 千 住 良 治 君
 22 番 山 下 博 史 君
 23 番 石 本 政 弘 君
 24 番 中 村 一 三 君
 25 番 大 場 博 文 君
 26 番 近 藤 智 昭 君
 27 番 宅 島 寿 一 君
 28 番 山 本 由 夫 君
 29 番 吉 村 洋 君
 30 番 松 本 洋 介 君
 31 番 ご う まなみ 君
 32 番 堀 江 ひとみ 君
 33 番 中 山 功 君
 34 番 小 林 克 敏 君

35 番 川 崎 祥 司 君
 36 番 深 堀 ひろし 君
 37 番 山 口 初 實 君
 38 番 山 田 朋 子 君
 39 番 中 島 浩 介 君
 40 番 前 田 哲 也 君
 41 番 浅 田 ますみ 君
 42 番 外 間 雅 広 君
 43 番 徳 永 達 也 君
 44 番 瀬 川 光 之 君
 45 番 溝 口 芙美雄 君
 46 番 田 中 愛 国 君

説明のため出席した者

知 事 大 石 賢 吾 君
 副 知 事 浦 真 樹 君
 副 知 事 馬 場 裕 子 君
 秘書・広報戦略部長 陣 野 和 弘 君
 企 画 部 長 早稲田 智 仁 君
 総 務 部 長 中 尾 正 英 君
 危機管理部長 今 富 洋 祐 君
 地域振興部長 小 川 雅 純 君
 文化観光国際部長 伊 達 良 弘 君
 県民生活環境部長 大 安 哲 也 君
 福祉保健部長 新 田 惇 一 君
 こども政策局長 浦 亮 治 君
 産業労働部長 宮 地 智 弘 君
 水 産 部 長 吉 田 誠 君
 農 林 部 長 渋谷 隆 秀 君
 土 木 部 長 中 尾 吉 宏 君
 会 計 管 理 者 井 手 美都子 君
 土 木 部 技 監 植 村 公 彦 君
 交 通 局 長 太 田 彰 幸 君
 地域振興部政策監 渡 辺 大 祐 君
 文化観光国際部政策監 村 田 利 博 君

産業労働部政策監	石 田 智 久 君
教育委員会教育長	前 川 謙 介 君
選挙管理委員会委員	渡 邊 敏 勝 君
代表監査委員	下 田 芳 之 君
人事委員会委員	安 達 健太郎 君
公安委員会委員	安 部 恵美子 君
警察本部長	遠 藤 顕 史 君
監査事務局長	桑 宮 直 彦 君
人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任)	田 中 紀久美 君
教育次長	狩 野 博 臣 君
財政課長	苑 田 弘 継 君
秘書課長	黒 島 航 君
選挙管理委員会書記長	楠 本 雅 一 君
警察本部参事官兼総務課長	古 賀 新 一 君

議会事務局職員出席者

局 長	中 尾 美恵子 君
次長兼総務課長	濱 口 孝 君
議事課長	佐 藤 隆 幸 君
政務調査課長	大 宮 巖 浩 君
議事課課長補佐	永 尾 弘 之 君
議事課係長	山 口 祐一郎 君
議事課会計年度任用職員	天 雨 千代子 君

— 午前10時 0分 開議 —

○議長(徳永達也君) おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

これより、昨日に引き続き、一般質問を行います。

湊議員—7番。

○7番(湊 亮太君) (拍手) 【登壇】 皆様、おはようございます。

佐世保市・北松浦郡選挙区選出、自由民主党の湊 亮太でございます。

本日は、この貴重な一般質問の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。また、はるばる応援に駆けつけてくださった皆様、誠にありがとうございます。とてもうれしいです。

今回が、私にとって2回目の一般質問、そして30代最後の一般質問となりますので、元気はつらつ、大きな声で、悔いの残らない質問をさせていただきます。

知事をはじめ、理事者の皆様方には、県民の皆様々に理解をしやすい簡潔明瞭なご答弁を、何とぞお願いを申し上げます。

それでは、始めさせてさせていただきます。

1、IRについて。

IRへの取り組みについて、伺います。

県当局は、審査の経緯を振り返り、審査結果に対する推察等を報告書としてまとめられ、県議会でもご報告をいただきました。

その報告書の冒頭には、「九州・長崎IRは、国内外から多くの観光客を招き入れ、九州全体の交流人口の拡大や地域経済の活性化、雇用の創出といった地域経済に大きく貢献するプロジェクトである」と記されております。

県民の多くの方々、特に、私の地元佐世保市民の皆様は、IRの実現を大きく期待しておりました。

ちょうど1年前、私の初めての県議会一般質問において、国の審査の状況やIRが実現した場合の効果について、大きな期待を込めて質問したところでございます。

昨年末の国の審査結果において、認定を行わないとされたことは、期待が大きかった分、私も大変残念な思いでございました。

また、その報告書の結びには、IR誘致で積み上げてきた準備、取り組み等が無駄にならぬよ

う県北地域の振興をはじめ、県政推進に活かしていくとの考えが示されており、私としてもぜひ詰めていただきたいと願っております。

そのようなことを踏まえまして、質問をさせていただきます。

（1）再チャレンジについて。

IRへの取組の一連の経緯の振り返りを報告書として取りまとめられたことで、九州・長崎IRのプロジェクトについては、一旦、区切りとなるものと理解をしております。

一方、県議会、特に、私が所属しています総務委員会では、多くの委員がIRについて、いまだ関心を持っており、「再チャレンジすべき」との意見もございますし、私も再チャレンジをするべきと考える一人でございます。

また、私の地元佐世保でも、いまだに多くの方から再チャレンジを求める声を聞いております。

国の審査結果が公表されて約一年がたちますが、改めて再チャレンジに対する県の見解について、お聞かせください。

以下の質問は、対面演壇席より続けさせていただきます。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君）〔登壇〕 湊議員のご質問にお答えをさせていただきます。

九州・長崎IRは、世界中から多くの観光客を招き入れることで、九州全体の交流人口の拡大や地域経済の活性化、新たな雇用の創出といった地域経済に大きく貢献する重要なプロジェクトであったことから、その実現に向けて、全力で取り組んでまいりました。

こうした中、県では、昨年末、認定を行わないこととした国の審査結果を受けて、本年6月、

改めて一連の経緯を振り返り、長年にわたり、お力添えいただいた関係皆様にご説明するため、報告書を取りまとめ、公表したところでございます。

報告書においても述べておりますが、再チャレンジについては、国における再募集の有無及び時期が未定であることから、現状において、何ら判断できるものではないと考えております。

しかしながら、再申請の対応には、多大なコスト、労力、そして時間が必要となるとともに、現行制度では、審査における国の審査委員会等の裁量が大きく、審査期間を含め、予見可能性を見出すことが困難であることから、一般に、地方におけるIRの実施にチャレンジするには、相当程度ハードルが高いのではないかというふうに認識をしております。

以後のご質問につきましては、自席から答弁をさせていただきます。

○議長（徳永達也君） 湊議員—7番。

○7番（湊 亮太君） 県として難しい立場にあることは理解しておりますが、県には、再チャレンジに向けて前向きに取り組んでいただくことを期待しております。

一方、IRは、民間等が主体となり、立地自治体と協力しながら進めていくプロジェクトであるとも認識しております。今回の九州・長崎IRも、そのような流れだったと思っております。したがって、再チャレンジに向けては、市町や民間等の新たな動きが出てくる必要があると思っています。

そのため、9月定例会の総務委員会では、再チャレンジと合わせて、今後民間の動きを注視し、必要な際にバックアップできるように備えてほしいと要望をさせていただきました。

そこで、今後、市町や民間等がIR誘致に動き出した場合はしっかり対応する必要があると思いますが、県はどのようにお考えですか。

○議長（徳永達也君） 企画部長。

○企画部長（早稲田智仁君） 本県におけるIRの誘致につきましては、平成19年に佐世保市の経済界を中心として、経済・観光・交通など各種の分野の方々から構成される「西九州統合型リゾート研究会」が発足し、機運醸成が図られるとともに、調査、研究が進められてきたところであります。

同研究会においては、専門家や有識者を招いての講演会の開催や県民意識調査の実施、海外の先進地視察、学識者委員会による「西九州統合型リゾート構想」の取りまとめ、国や県に対する要望活動など、長年にわたり様々な活動が行われてまいりました。

こうした経緯を振り返りましても、IRプロジェクトの検討を進めるに当たっては、IR整備法等に基づく様々な要件を踏まえたうえで、地元経済界や立地自治体である市町等をはじめとした関係者間で幅広く議論され、理解が深められることが、まずは重要であると認識しております。

県としましては、現行制度では、一般に地方におけるIRの実施にチャレンジするのは相当程度ハードルが高いのではないかと認識しておりますが、いずれにしましても、県内の市町や民間等の動きを注視しながら、必要に応じて意見交換を行うなど、適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 湊議員一7番。

○7番（湊 亮太君） 九州・長崎IRは、4,000億円を超える規模の非常に大きなプロジェクト

であり、しかも国内に前例のない新たな取組でございます。

佐世保市内での民間による動きが始まってから、長い時間をかけてIR誘致に取り組んでこられました。この間には、何度も高いハードルを乗り越えて、区域整備計画の申請までこぎつけたものだと思っています。

この経験を活かしながら、再チャレンジに取り組んでいただきたいと思っているのは、私だけではないと感じております。先日、大村市の方でも、「IRを諦めてほしくない」という声も聞いております。

県においては、IRに関する県内外の動向をしっかりと情報収集しながら、時がきたら即座に動き出せるよう、一度、このともされた灯を消さないように今後も取り組んでいただくことを期待して、次の項目に移らせていただきます。

（2）県北振興について。

IRにはしっかり取り組んでほしいと思っておりますが、まだ時間がかかることであり、そうした現状の中で、県北地域の振興策の検討については待ったなしであると認識をしております。

先行的に進められている「ツール・ド・九州2025」の本県開催については、来年の10月10日に佐世保市でクリテリウム競技が開催されることが正式に決定したとのことであり、大変うれしく思っているところでございます。

そこで、ツール・ド・九州以外のIRの取組で得られた知見などを活かした県北地域の振興策について、どのように検討を進めているのかについて、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 企画部長。

○企画部長（早稲田智仁君） 県北地域の振興策

については、IRの取組で目指してきた交流人口拡大や産業振興、雇用創出などを継承し、IRの取組で得られた知見等を活かして、官民の多様な主体が連携を図りながら、地域経済の活性化につなげることが重要であると認識しております。

このため、施策の方向性として、ハウステンボスを中心とした広域周遊や地域資源を活かした観光拠点整備による観光振興に加え、カーボンニュートラルに向けたGX関連施策等による産業振興のほか、「ツール・ド・九州2025」の開催や、サイクルツーリズム等による地域資源を活かしたまちづくりの促進など、検討を行っているところであります。

今後とも、地元関係者の皆様や県議会等のご意見をお伺いしながら、関係市町や民間の方々とも議論を重ね、官民一体となって施策の構築に努めてまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 湊議員—7番。

○7番（湊 亮太君） IRの取組で培ったものをしっかりと使って、県北振興のためにも一生懸命取り組んでいただきたいと思います。と思っています。

2、人口減少対策について。

（1）結婚支援について。

①結婚支援施策の成果と課題について。

先般公表された「人口動態統計」によると、2024年上半期の出生数は過去最低となっており、少子化は一層深刻な状況となっています。

少子化対策には、結婚支援と子育て支援が重要と考えています。

結婚支援としては、婚活サポートセンターにおいて、お見合いシステムの運営や出会いイベントの開催等を行っていること承知していますが、これまでの成果はどうなっているのか教えてく

ださい。

また、結婚支援事業を進める中で、浮き彫りとなっている課題についても教えてください。

○議長（徳永達也君） こども政策局長。

○こども政策局長（浦 亮治君） 県の婚活サポートセンターにおきましては、「お見合いシステム」やボランティアによる「縁結び隊」などの事業を実施しておりまして、令和5年度の成婚数は過去最多の112組となるなど、目標の150組には至らないものの、一定の成果が得られているところでございます。

一方、国の出生動向基本調査によれば、若い世代の結婚の意欲の低下など、価値観や考え方の変化も見られる中、本県におきましても、お見合いシステムの会員数の減少などが課題となっているところでございます。

このため、これまでの取組に加えて、特に、若い世代をターゲットとしてライフデザイン支援のための取組も行いつつ、婚活サポートセンターの周知広報をより効果的に行うことで、会員数の増加に努めてまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 湊議員—7番。

○7番（湊 亮太君） ②県婚活サポートセンターの周知広報について。

人口減少により若年人口も減少している現状においても、県婚活サポートセンターの成婚者が増加し、100組を超えているということは、高い成果が出ていると思っています。

一方で、会員数が減少しているとのこと、特に若年層へのアピールのため、センターの取組や強みについて県民にもっと、しっかりと伝えられるような周知広報が必要であると私も思います。

加えて長崎県では、昨年、少子化担当大臣が本県を視察に訪れたように、他県と比べても結婚支援に力を入れてきており、その取組の優れたところに着目して呼応するのはどうかと思うのですが、県としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（徳永達也君） こども政策局長。

○こども政策局長（浦 亮治君） 県の婚活サポートセンターにおきましては、100名を超えるお見合いシステムサポーターや「縁結び隊」といったボランティアの皆様に、お引き合わせ時の立会い等にご協力をいただいていることから、こうした人が介在することの安心感は大きな強みであるというふうに考えておりまして、今年度においては、こうした強みを伝えるための情報発信に力を入れているところでございます。

また、お見合いシステムの登録や閲覧が可能な窓口を県内全市町に配置するとともに、市町主催の出会いイベント参加者に対して、お見合いシステムの登録料割引を実施するなど、情報発信も含めまして、県と市町が連携した取組を進めております。

併せて、今年度は、庁内のデジタル担当部局とも連携し、SNSによる情報発信の強化を図っているところでございまして、今後、特に、若い世代に対して必要な情報が届くよう、より効果的な情報発信に努めてまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 湊議員—7番。

○7番（湊 亮太君） しっかりと情報発信、周知広報に努めていただくようお願い申し上げます。

③結婚支援イベントの開催頻度と参加者の反応について。

結婚支援のイベントについて、開催頻度や参加者の状況について教えてください。

また、参加者からはどのような意見や感想があったのか、わかる範囲で教えてください。

加えて参加者からの意見等は、より多くの県民が参加しやすい環境に整えていくために有効なものだと思っておりますが、今後のイベント内容や運営方法について、どのような改善を考えているのか教えてください。

○議長（徳永達也君） こども政策局長。

○こども政策局長（浦 亮治君） 婚活イベントにつきましては、昨年度、県の婚活サポートセンター主催並びに市町主催合わせまして50回を超え、延べ1,000名程度のご参加をいただいたほか、民間企業等主催でも多数開催されているところでございます。

県の婚活サポートセンターが実施した参加者アンケートにおきましては、こうした婚活イベントは、一度に多くの方と出会える機会として好評である一方、なかなかうまく話せないなど、「具体的な行動を起こすことができなかった」との感想もいただいております。

こうしたことから、婚活アドバイザーによる相談会やスキルアップセミナー等を開催するとともに、規模の大きなイベントでは、お見合いシステムサポーターや「縁結び隊」にも運営にご協力をいただき、交流を促す声かけを行うなど、会員活動の支援を行っているところであります。

今後も、引き続き、参加者の声を聞き、取組に反映させるなど内容の工夫を図りながら、より効果的なイベントの実施に努めてまいります。

○議長（徳永達也君） 湊議員—7番。

○7番（湊 亮太君） 参加者の声を聞いて、よ

りよいイベントができるように今後も頑張ってください。

④若年層が結婚を考えやすい環境づくりについて。

イベント情報をSNSで発信するなど、若い世代に参加いただく工夫をされていると思いますが、一方で、全国的に若者の結婚の希望そのものが低下していると言われています。

若い世代が結婚に前向きになれるような環境づくりを進めるために、地元企業や団体とどのような連携を行っているのか教えてください。

また、企業が従業員の結婚や子育てを支援するための取組を促進する施策や、地域社会全体で結婚を後押しするムーブメントづくりについて、具体的な計画や成果があれば教えてください。

○議長（徳永達也君） こども政策局長。

○こども政策局長（浦 亮治君） 県におきましては、県内企業等にワーク・ライフ・バランスの推進や従業員の結婚・子育ての後押し等に取り組んでいただくための「ながさき結婚・子育て応援宣言」等を、関係部局が連携しながら進めているところでございます。

この応援宣言の登録数は、本年10月末現在730社を超えるなど、ご協力いただける企業等は増加を続けておりまして、取組を進める中で、少子化に関する現状や課題を共有し、企業等のニーズを伺う機会も増えているところでございます。

今年度におきましては、若い世代の価値観や考え方が多様化している中、結婚や子育てなどを含めたライフデザインを考える機会を確保することが重要であるという認識を共有できたことから、新たに、企業等と連携してライフデザ

インセミナーを開催するなど、具体的取り組みにもつながったところであります。

今後も、企業等とも連携し、ライフデザインに関する情報発信や研修等にも力を入れながら、社会全体で、結婚や子育てを応援する機運の醸成を図ってまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 湊議員—7番。

○7番（湊 亮太君） （2）社会減について。

①本県の社会減対策について。

県では、人口減少対策に自然減と社会減の両面から取り組まれているところと存じ上げています。

本県の社会減の状況は、近年、改善傾向となっており、これまでの県の施策の効果も出てきているものと考えておりますが、本県の社会減対策について成果が出ている主な施策と、その状況を踏まえた今後の取組について教えてください。

○議長（徳永達也君） 企画部長。

○企画部長（早稲田智仁君） 社会減対策のうち成果があらわれている主な施策としまして、移住対策については、市町と連携した「ながさき移住サポートセンター」を中心とする移住希望者へのきめ細かな支援等により、令和5年度の県外からの移住者数は過去最高に達しております。

また、企業誘致や地場産業への支援による新規雇用創出のほか、高校生の県内就職率の改善や、技能実習生など外国人材の受入増加についても、社会減の改善に寄与しているところであります。

人口の社会減については、全体としては改善傾向にあるものの、依然として、若い世代や女性の転出超過が続いていることが課題であると

認識しております。

そのため、若者が魅力を感じる仕事の創出や男女がともに働きやすい職場環境づくりなど、各種施策のさらなる充実、強化に努め、市町とも連携を図りながら、官民が一体となって推進してまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 湊議員—7番。

○7番（湊 亮太君） ②若い世代の移住促進策について。

地域活性化のための移住の促進に当たっては、特に、若い世代の移住が大切だと思っています。

現役世代が移住する場合、移住先でどのような仕事があるのか、どのような仕事に就けるのか、若い世代が移住を決断する一つの大きなポイントだと考えております。

そこで、移住希望者に対する仕事の支援について、どのように取り組まれているのか、お尋ねします。

また、若い世代の移住に向けては、移住を支援する補助制度なども必要と考えております。現状、東京23区から移住する場合には、移住支援金がございますが、その対象要件や子育て加算の内容についても教えてください。

○議長（徳永達也君） 地域振興部長。

○地域振興部長（小川雅純君） 移住希望者への就職支援については、県と市町が共同運営している「ながさき移住サポートセンター」において、無料職業紹介を行っているほか、都市部において、「転職相談会」を開催するなど、丁寧な支援に努めているところであります。

また、県の移住支援サイト（ながさき移住ナビ）において、県内の総合的な求人情報や農業、漁業などの就職情報を掲載しているサイトをトップページに表示し、容易に検索できるよう工

夫しているところであります。

移住支援金については、東京23区内に5年以上居住、または通勤し、かつ就業やテレワーク、Uターン者等の関係人口区分に応じて移住した場合が対象となり、世帯が移住された場合には、最大100万円が支給されることとなっております。

また、子育て世帯については、18歳未満の子ども一人につき最大100万円の加算がなされることとなっております。

引き続き、丁寧な相談対応や情報発信、支援金の活用などにより移住の促進に努めてまいります。

○議長（徳永達也君） 湊議員—7番。

○7番（湊 亮太君） 県として、積極的に人口減少対策に取り組んでおられるということですので、引き続き、しっかりと取り組んでいただきたいと思っています。

3、空家対策について。

(1) 空家の現状について。

空家の増加に歯止めがかからず、全国での空家の件数がとうとう900万戸を超えて、調査開始以来、最多になったと言われており、空家対策については、全国的にも喫緊な課題となっております。

「空家法」では、移住、その他の使用が行われていない状態が常にある住宅のことを空家としており、今年9月に発表があった「住宅・土地統計調査」によると、令和5年時点での県内の空家数は11万3,000戸、空家率は17.3%となっており、前回調査時の平成30年から空家数は1万1,500戸、空家率は1.9ポイントと、いずれも増加をしています。

これらの空家に対する行政の指導状況につい

て教えてください。

○議長（徳永達也君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 増え続けております空家につきましては、使用できるものと倒壊のおそれがある危険なものがあります。

危険な空家を増加させないための対策については、平成27年度に施行された「空家法」に基づき、市町が主体となって空家の相談対応、除却や修繕の指導などを実施しております。

県内の市町が、空家の所有者に対して、平成27年度から令和4年度までに実施した法に基づく措置の件数は、助言・指導が1,956件、指導後も改善がない場合に行う勧告が191件、命令が6件、行政代執行が3件、所有者が不明な場合に行う略式代執行が9件でございます。

これらの件数は、九州各県で最も多く、積極的な対応はなされていると思いますが、引き続き、危険な空家を増加させないための取組が必要であると考えております。

○議長（徳永達也君） 湊議員一7番。

○7番（湊 亮太君） （2）空家の利活用について。

県内の空家をこれ以上増加させないために、例えば長崎特有の斜面地にある空家を、空家のまま放置するのではなく、若者の自由な発想によって、魅力的な景観やデザインに変えるなど、空家を文化や芸術に関連する新しい用途として再活用していくようなことができるのではないかと私は考えています。

県では、今年度より、空家の利活用に積極的に取り組むNPO法人や社団法人など、市町が「空家等管理活用支援法人」として指定した場合、その活動費用を市町と連携して支援する「長崎空き家deミライ創出事業」を開始しています

が、今後の展開について教えてください。

○議長（徳永達也君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 令和5年の「空家法」改正によりまして、市町が新たに「空家等管理活用支援法人」を指定できるようになりました。

県では、支援法人の早期立ち上げの促進を目的として、支援法人の運営経費や改修費の支援をする「長崎空き家deミライ創出事業」を今年度創設し、これまでに3市町で、5団体が空家活用の取組を開始しております。

さらに、空家の課題解決に向けた取組や空家の利活用のノウハウを共有するために、支援法人、市町、県による「長崎県空家等管理活用支援法人プラットフォーム協議会」を10月に設立したところでございます。

県としては、今後、まだ支援法人の指定に至っていない市町に対して、協議会への参加を呼びかけ、さらなる法人の指定につながるよう目指してまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 湊議員一7番。

○7番（湊 亮太君） 空家の利活用に積極的に取り組む「空家等管理活用支援法人」の活動支援をする取組は、全国的にも先んじたものであると考えています。

そのすばらしい試みが成果を出すことで、空家を使った魅力的な新しい考えや事例が広まり、芸術的で、文化的なまちづくりの一環として長崎の空家が有効に活用され、それが観光振興につながるようなことを要望いたしまして、次の質問に入ります。

4、「ながさきピース文化祭2025」の取組について。

（1）現在の進捗状況について。

来年9月14日の開催まで、残り9か月余りとなりました「ながさきピース文化祭2025」について、お伺いいたします。

10月には、アンバサダーとして、新たに俳優の長濱ねるさんほか4名の就任発表がなされ、去る11月24日には、今年度の開催県である岐阜県の閉会式に知事が出席し、本県開催のPRを全国に発信するとともに、岐阜県の古田知事から大会旗の引継ぎを受けるなど、文化祭本番に向け、着実に準備が進んでいることと思っております。

そこで、文化祭本番に向けて、現在の進捗状況について、お尋ねします。

○議長（徳永達也君） 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（伊達良弘君） 県では、来年9月の「ながさきピース文化祭」の開幕に向け、機運醸成や認知度の向上に加え、総合演出を担っていただいております金沢氏との連携による開閉会式の検討、各事業の磨き上げ、来県される方々の受入体制の準備などを進めております。

特に、機運醸成や認知度向上については、アンバサダーや広報ボランティア等を活用したSNS等による情報発信のほか、節目節目でのプレイベントの実施、今年度の文化祭開催県である岐阜県の閉会式における長崎県のPR動画の放映などに取り組んできたところであります。

今後とも、市町や関係団体等と連携し、ピース文化祭の成功に向け、全力を尽くしてまいります。

○議長（徳永達也君） 湊議員—7番。

○7番（湊 亮太君）（2）若者や障害のある方の文化祭への参加について。

ながさきピース文化祭は、第40回国民文化祭

と第25回全国障害者芸術文化祭の統一名称であり、両文化祭の一体的な開催は、長崎県では初めてでございます。

県におかれましては、本文化祭の機運醸成を図るために、様々なPR活動に取り組んでおられます。去る11月20日と30日には、かもめ広場においてプレイベントを開催し、多くの方にご参加いただいたとお聞きしています。

本文化祭の成功には、多くの方々、特に、若者や障害のある方に積極的に参加をしていただくことが重要であり、本文化祭を機に、文化に関心を持っていただくことが、今後の本県の文化振興につながるものと考えています。

そこで、若者や障害のある方の参加を促すため、どのように取り組んでおられるのか、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（伊達良弘君） 本文化祭の基本方針では、若者や子どもが主体的に参加し、様々な心身の特性を持つ全ての人々がともに楽しむことを掲げており、そうした方々に広く参加していただくことが重要であると考えております。

そのため、お勧めの本の良さをプレゼンし合うビブリオバトルやダンスイベント、平和をテーマとした絵画の創作・展示などの若者を対象とした事業のほか、障害のある方も、ない方も一緒に参加できる美術作品の展示会や、コンサートなどの事業を全市町において実施することとしております。

今後は、こうした事業の磨き上げや、県内外への情報発信に努め、多くの若者や障害のある方に参加していただけるよう取り組んでまいります。

○議長（徳永達也君） 湊議員一7番。

○7番（湊 亮太君） しっかりと情報発信等に努め、若者、障害のある方の参加来場、これからの活躍を促進してほしいと思っております。

芸術文化活動を地域活性化や観光振興、地域課題の解決などにもつなげていくことが、私はとても重要だと思っております。

例えば、先ほど空家の問題を言いましたが、空家をキャンパスにしたアートの創作や、廃校を活用したアート空間作りなどの事業があれば、地域活性化や地域課題の解決につながるとともに、若者や障害のある方々の芸術文化活動の機会が広がるのではないかと考えております。

本文化祭を契機として、県や市町、関係団体がしっかりと連携し、今後の若者や障害のある方の芸術文化活動の振興について取り組んでいただくよう要望いたします。

5、動物殺処分ゼロプロジェクトについて。

(1) 動物殺処分ゼロに向けた取組について。

動物殺処分ゼロプロジェクトは、県の主要施策の一つとなっております。私の地元でも、「動物愛護をしっかりとやってほしい」という声もたくさん聞いております。令和4年度からロードマップを策定して、取組を進めていると聞いております。

改めて、殺処分ゼロに向けた取組についての成果を教えてください。

○議長（徳永達也君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（大安哲也君） 動物殺処分ゼロプロジェクトでは、ボランティア団体など関係者と連携して、「入口対策」、「出口対策」、「市町や県民の参加と連携強化」を3本柱として取組を進めております。

入口対策では、地域猫活動の支援などを進め

ており、出口対策では、譲渡活動の支援などに取り組んでおります。

また、市町や県民の参加と連携強化におきましては、保健所ごとに、市町やボランティア団体等が集まった協議会を設けまして、情報を共有し、取組を進めるとともに、地域住民向けセミナーや学校での学習活動など、動物愛護の理解促進に取り組んでおります。

殺処分数につきましては、治療の見込みのない病気や攻撃性があるなどで譲渡できない動物を除いた数は、令和3年度の937頭から令和5年度は93頭まで減少をしております。

○議長（徳永達也君） 湊議員一7番。

○7番（湊 亮太君） 県内動物殺処分数が937頭から93頭まで減少しているということ、すごく喜ばしいことですので、引き続き、そちらの方に一生懸命取り組んでいただきたいと思います。

(2) 動物愛護管理センターについて。

動物愛護管理センターについては、令和9年度の供用開始を目指して、民間活力を活用したPFI方式により整備を進められているようですが、動物殺処分ゼロプロジェクトにおける、このセンターの整備の位置づけと、どういった施設を目指しているのか、県の考えを教えてください。

○議長（徳永達也君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（大安哲也君） 新センターは、動物殺処分ゼロプロジェクトにおいて、収容動物の譲渡推進や動物愛護にかかる情報発信の強化につながるものと位置づけており、新たに広報・啓発活動や、動物取扱業の指導監督なども担う動物愛護管理センターとして整備することとしております。

施設のコンセプトとして、「人と動物の関わりを豊かなものとする」ことを掲げ、動物の収容、健康管理、情報発信などの基本的機能に加えて、柔軟に利用できる屋内スペースや、ドッグラン等の屋外広場を整備し、多くの方から利用され、関係者間の交流や動物との触れ合いを拓げるとともに、災害発生時のペットの緊急避難施設としても整備したいと考えております。

○議長（徳永達也君） 湊議員—7番。

○7番（湊 亮太君） コロナ禍の時にペットと動物と人間との距離がすごく近くなって、家族同然となっている家庭もたくさんあると思います。

このセンターで、命の尊さについて、学べる場所となるように目指すということで、しっかりとそちらの方取り組んでいていただきたいと思っております。

6、新技術を活用したモビリティの取組について。

（1）概要と県の取組について。

本県は、離島・半島が多く、また、人口減少や少子・高齢化のスピードも早いことから、交通や物流面に関して、地理的な課題や人手不足の課題も多く抱えているものと認識をしております。

こうした課題に対応していくためには、従来の手法にとらわれず、新しい技術を活用したモビリティの推進が重要と考えております。

そこで、国における次世代モビリティの活用の方向性と、県においてはどのような取組事例があるのかを伺います。

○議長（徳永達也君） 企画部長。

○企画部長（早稲田智仁君） 国におきましては、「経済財政運営と改革の基本方針2024」、いわ

ゆる「骨太の方針」における交通、物流DXにおいて、ドローンや自動運転等の推進を掲げ、河川や送電網上空のドローン航路及び自動運転サービスなどの社会実装を進めているところであります。

また、県においては、ドローンについて、国家戦略特区に基づく規制緩和や先進的なサービス提供のための実証に加え、人材育成支援、需要と供給のマッチングなどに取り組むほか、自動運転について、長崎空港と新大村駅を結ぶルートにおける自動運転バスの社会実装に向けた実証実験を行っているところであります。

新技術を活用したモビリティサービスは、本県におけます地域課題の解決に向けて重要な取組であることから、県としましては、引き続き、様々な技術の進展を注視しながら、推進を図ってまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 湊議員—7番。

○7番（湊 亮太君） モビリティに関して、様々な取組が国でも検討されており、県においても、ドローンや自動運転などの具体的な取組が進められていると思っておりますが、モビリティに関するデジタル技術も日々進んでいくものと考えております。

先日、自民党県議団で東京視察に行った際に、「空飛ぶ船」というものがあることを知りました。数メートル海面から上昇し、空気抵抗を減少させることで、時速100キロから350キロで飛行することが可能とされております。

世界でも、まだ開発段階であり、法制度も整備されておらず、日本での実装はまだまだ先の話かもしれませんが、離島・半島の多い長崎県で、このようなモビリティが実装することができれば、県民にとっての移動の利便性の向上や

観光への活用、物流などの地域課題の解決にもつながる可能性もあり、県民に夢を与えられるとして、全国各地からマニアも来るようなものになると思っております。

ぜひ、こうした新技術も含めて、国の動向を注視しながら、今後も県内での新しいモビリティ技術の推進に取り組んでいただきたいと要望いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

7、介護保険の地域密着型サービスについて。

（1）本県の状況について。

本県は、高齢化が他の都道府県と比較して15年ほど早く進んでいるとお聞きをしております。このため介護サービスの充実は、県政にとっても優先度の高い課題であると認識をしており、不足が深刻となっている介護人材の確保など、引き続き、積極的な取組が必要であると考えております。

中でも、多くの人員の配置が必要な特別養護老人ホームなどの大規模な施設は、昨今の担い手不足の中では、事業者にとってはなかなか新たにつくることは難しいのではないかと考えております。

このため、介護保険制度では、市町が自らの住民だけを対象としてサービスを提供する小規模な特別養護老人ホームやデイサービス、認知症の方を対象とするグループホームなどを指定する、いわゆる地域密着型と呼ばれるサービスがございます。

今後、こうした市町ごとに小規模なサービスを整備することも重要になってくると考えておりますが、こうした地域密着型サービスの現状について、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） 介護保険制度における特別養護老人ホームなどの施設サービスや、訪問介護等の居宅サービスといった県が指定する介護サービスと、市町が指定し、原則として、その市町の住民のみを対象とする地域密着型サービスがあり、県及び市町が、それぞれ整備計画を定めております。

介護保険給付費に占める令和4年度の地域密着型サービスの割合は、全国で17.7%であるのに対し、本県では26.3%を占めており、市町において、それぞれの実情に応じて整備が進められております。

地域密着型サービスは、市町が、市町村介護保険事業計画に定めるサービス需給量の見込みに基づき整備を進めることとなっておりまして、県といたしましては、今後とも、市町の計画的な整備を支援してまいります。

○議長（徳永達也君） 湊議員―7番。

○7番（湊 亮太君） しっかり市町と連携をしながら、計画整備に取り組んでいただきたいと思います。

（2）グループホームへの支援について。

地域密着型サービスの現状や、県においても、そちらを重視されていることが、ただいまの答弁でわかりました。

今後、医療や介護のニーズが高い85歳以上人口が増加するとともに、認知症の方が増えていくことが想定されており、令和6年3月に策定された「ながさき長寿いきいきプラン」では、2020年時点で7万5,000人だった認知症高齢者の数は、2040年には8万9,000人になると推計されております。

大規模な施設の整備が難しくなっていく中では、地域密着型サービスのうち認知症対応型共

同生活介護、いわゆるグループホームが重要であり、本県は、他の都道府県と比較してグループホームが多く、既に地域の介護を支える中核的な役割を果たしていると認識をしております。

このため、グループホームを積極的に支援することは、地域の介護力強化につながると考えております。

県においては、様々な補助制度があり、介護分野の支援も手厚く取り組んでいると認識しておりますが、こうしたグループホームに対して具体的にどのような支援をされているのか、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） グループホームは、認知症の方が家庭的な環境で過ごすことができる施設として、地域における認知症介護の拠点としての役割を果たしており、県内には約340か所の施設が整備されております。

今後、認知症の高齢者の増加が見込まれる中、県といたしましては、地域のニーズを踏まえたグループホームの計画的な整備に加え、職員の認知症介護に関する技能向上を継続的に行うことが重要であると考えております。

このため、「地域医療介護総合確保基金」を活用して、市町に対し、グループホームの整備費用を補助しているほか、グループホームなどで認知症介護に携わる管理者、従事者などに対して役割に応じた体系的な研修を実施しているところでございます。

また、今年度は、介護テクノロジー普及促進事業において、補助事業者全体の約2割を占めるグループホームを運営する25事業者に対して、見守り機器などの導入支援を行ったところであり、今後とも必要な支援に努めてまいりま

す。

○議長（徳永達也君） 湊議員—7番。

○7番（湊 亮太君） 私もグループホームでアルバイトをした経験がありまして、家庭環境を提供する素晴らしい施設だと思っております。

市町に対し、整備費用の補助や研修の実施等を行われているということですので、これからも県内のグループホームが、より良いグループホームになるように、県も一生懸命取り組んでいただきたいと思います。

（3）市町ごとの独自ルールについて。

地域密着型サービスは、市町が指定の権限を持ち、実情に合わせた施設の整備を行っており、市町によって、独自の基準を設けている場合がございます。

例えば、私が先ほどからお話をしているグループホームについて申し上げますと、他の市町から引っ越しをされて入所を申し込む場合、その市町に転入後、一定程度の期間が経過しないと、その市町のグループホームに入所ができないところがございます。

このように市町によって制度が異なることにより、高齢になって住み慣れた地元に戻りたいと思った時に、市町によっては、すぐにはサービスが受けられない場合があるなど、県民が不利益を被ることも想定され、県内で統一されることが私は望ましいと考えておりますが、県の見解をお伺いいたします。

○議長（徳永達也君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） 地域密着型サービスは、当該市町の住民を対象として、住み慣れた市町において生活を継続することを支えるサービスであるため、市町によっては、他の市町からの転入後、一定期間の居住実績があるこ

とを利用の条件としている場合がございます。

「介護保険法」により、グループホームなどの地域密着型サービスに関する基準や運営などの取扱いについては、市町が定めることとされており、県において、それらを統一する立場にはありませんが、各市町の置かれた状況を尊重しつつ、引き続き、情報を共有してまいります。

○議長（徳永達也君） 湊議員一7番。

○7番（湊 亮太君） 地元に戻ってきたいという県民がいるということも、私も聞いておりますし、各市町と、そのような声があるのかどうかを県としてもしっかりと話し合いをしながら、より良い地域密着型サービスが使われていけばいいと思っております。

少し早足になって余りましたけれども、私の一般質問は以上でございます。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（徳永達也君） これより、しばらく休憩いたします。

会議は、11時10分から再開いたします。

— 午前10時54分 休憩 —

— 午前11時10分 再開 —

○副議長（吉村 洋君） 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

川崎議員一35番。

○35番（川崎祥司君）（拍手）【登壇】 公明党の川崎祥司でございます。

1、災害への備えについて。

本年元旦、能登半島を襲った大地震では、甚大な被害を及ぼしました。その復旧、復興のさなかにあつて、9月には豪雨災害、そして先月にも大きな地震が続きました。改めて、お見舞いを申し上げます。

災害は、いつ起こるかわかりません。家族が集い、思い思いに団らんを過ごしていた元旦に、あんな大地震が起こるとは、誰が予測したでしょうか。2月定例県議会において、この教訓から、災害対策について、県の考えを伺ったうえ、要望事項も申し上げました。その進捗状況について、確認したいと存じます。

（1）TKB（トイレ、キッチン、ベッド）の備え。

まずは、トイレや食事の提供、そして宿泊環境の整備です。

イタリアでは、2016年中部地震より、48時間以内にこれらを提供する制度構築がなされていることを紹介し、苛酷な避難所生活の質の向上に向け、速やかに配備することを求めました。

トイレカーやトイレトレーラーのT、温かい食事を提供できるキッチンカーのK、トレーラーハウスなど移動できる宿泊ベッドのB、災害時におけるこの「TKB」の連携体制構築の進捗について、お伺いをいたします。

○副議長（吉村 洋君） 危機管理部長。

○危機管理部長（今富洋祐君） トイレカーなどの活用につきましては、避難所環境の向上や被災住民の支援に有効な手法の一つであり、市町と意見交換を行いながら検討を進めているところです。11月には、県の地域防災計画を修正し、県と市が連携して取り組んでいくことを明記しました。

個別の取組状況としましては、まずトイレカーについては、5月に開催しました防災対策見直しにかかる市町との協議会において、国の緊急防災・減災事業債を活用できることを改めて説明するなど、配備に向けての検討を依頼しました。

次に、キッチンカーについては、県内市町が活用できる協定締結に向けて、県内の団体と具体的な協議を進めているところです。

また、トレーラーハウスについては、国のデータベース化の検討や他県の先行事例等を踏まえながら、民間団体との連携方法について検討を進めているところです。

引き続き、国の検討結果を踏まえ、市町と意見交換を行いながら、着実に推進してまいります。

○副議長（吉村 洋君） 川崎議員—35番。

○35番（川崎祥司君） 進捗状況について、ご説明をいただきました。ありがとうございます。

トイレ、キッチンカーは、随分進んでいると思いますが、あとベッドの方、これも引き続きしっかりと取り組みいただきまして、「TKB」、前回も申し上げましたけれども、48時間以内に整備する、要するに、この「TKB」、「48」というのを一つのキーワードに、整備をお願いしたいと思います。

（2）タイムライン（事前防災計画）の導入推進。

タイムラインとは、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関の災害対応を時系列で整理した防災行動計画のことで、いつ、誰が、何をやるのかを具体的に計画したものでございます。

このタイムラインの導入の検討状況がどうか、お尋ねをいたします。

○副議長（吉村 洋君） 危機管理部長。

○危機管理部長（今富洋祐君） 防災対策におけるタイムラインについては、避難の促進など、災害対応力の向上に有効な対策の一つであると考えております。

6月には、タイムラインの第一人者である専門家を招き、先進事例や実際の活用事例などをご教示いただくとともに、策定に向けて留意すべき本県の特長など、具体的な意見交換を行いました。

また、11月には、県の地域防災計画を修正し、県と市町がタイムラインの策定や訓練の実施を推進することとしております。

引き続き、専門家から助言をいただきながら、市町や防災関係機関等と連携し、策定に向けて取り組んでまいります。

○副議長（吉村 洋君） 川崎議員—35番。

○35番（川崎祥司君） 策定に向け取り組んでいただけるということでございました。

迅速に取り組んでいただきたいところですが、現実的に計画をしなければなりません。県民とともに、訓練も行いながら、実効性を高める必要もあるかと思います。県民とともに策定することは、事前防災への意識を高める効果も期待できますので、協働して取り組んでいただきたく、よろしくお願いをいたします。

（3）災害支援協定締結の推進。

これも前議会におきまして、災害時の道路障害物を排除し、緊急車両等が迅速に現地へ向かえるよう、民間団体との協力体制構築の必要性を求めたところでございます。

道路啓開のため、牽引等に優れた資機材を所有する一般社団法人九州レッカー事業協力会との協議並びに締結状況について、お伺いをいたします。

○副議長（吉村 洋君） 土木部技監。

○土木部技監（植村公彦君） 災害時におきましては、緊急車両の通行ルートを確保するため、被災車両や放置車両等の早期撤去や移動を伴い

まず道路啓開作業が重要と考えております。

これらの車両を迅速に移動させるためには、専門的な技術や機材を有する民間団体との連携が必要であることから、現在、協力いただけるめどがつけました団体と、年内にも災害支援協定を締結するべく調整を進めているところでございます。

○副議長（吉村 洋君） 川崎議員—35番。

○35番（川崎祥司君） 年内締結に向け進んでいるということでした。

冬の時期でありますので、気になるのは雪でございます。そこに向けて、遅滞なく協定を締結できるようによろしくお願いをいたします。

2、物価高対策について。

（1）国の「総合経済対策」補正予算の活用。

現在、臨時国会が召集をされまして、物価高をはじめとする補正予算案が審議されています。

公明党は、去る11月7日、物価高対策を最優先で進めるよう、石破総理に対し、総合経済対策を提言させていただきました。

提言では、電気・ガス料金、ガソリンなどの燃料費への支援継続や自治体が地域の実情に応じた支援を実施できるよう、重点支援地方交付金を追加する措置を求めているところ、今次補正予算案に盛り込んでいただくことができました。

つきましては、いまだ賃上げが物価高に追いついていない状況であり、本予算を十分に活用した物価高対策を講じるべきであります。これまで県では、地域の実情に応じ、LPガスへの支援のほか、燃料高騰に苦しむバスやタクシー、電車、航路、航空路などの公共交通事業者や代行運転、医療や福祉等の施設、さらに省エネに資する設備投資やDX、デジタル化推進など、県

民お一人おひとりへ、そして事業者に対し支援を行っていただきました。

間もなく交付されるであろう国の重点支援地方交付金を活用し、県民並びに事業者へどのような支援施策を検討しているのか、お伺いをいたします。

○副議長（吉村 洋君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 県では、長期化する物価高騰によって県民の生活や事業者の社会経済活動に様々な影響が生じておりますことから、これまでも国の臨時交付金等を活用しながら、各種支援策を積極的に講じてきたところでございます。

現時点では、先ほど川崎議員がお触れになりました国の補正予算案に計上されました重点支援地方交付金6,000億円の具体の配分額は示されておりませんが、本県においても、さらなる支援策を速やかに検討していきたいと考えております。

検討における基本的な視点としましては、国の推奨メニュー等も参考として、エネルギーや食料品の高騰を踏まえた生活者向けの支援や医療・介護、農林水産、中小企業、地域公共交通など、事業者の経営安定や生産性向上への支援等も考えております。

今後とも、市町や関係団体と連携しながら、物価高騰に対する支援に取り組んでいきたいと考えております。

○副議長（吉村 洋君） 川崎議員—35番。

○35番（川崎祥司君） 県民の皆様は、しっかりとご意見も聞きながら、的確に施策を講じていただくことをよろしくお願いいたします。とにかくスピーディに、そして臨時県議会を開催してでも、早く県民にお届けできるよう要望さ

せていただきます。

3、教育行政について。

（1）高校生に対する一人一台パソコンの更新計画。

国が推進するGIGAスクール構想においては、コロナ禍における遠隔授業の早期構築を目指して、パソコンの完全配布を前倒しして実現、さらに本県は、高校生に対しても、コロナ時の地方創生臨時交付金を活用して、全国に先駆けて一人一台のパソコン配布を実現されました。

まず、高校生のパソコン配布台数と更新時期がどうなっているのか、また更新に当たっては、ICT教育を後退させることなく、かつ保護者負担も発生しない計画にすべきと考えますが、見解を伺います。

○副議長（吉村 洋君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（前川謙介君） 令和3年度の2学期から導入をいたしました県立高校の生徒一人一台端末の台数は2万3,186台でございます。今年度で4年目を迎えたところでございます。

端末に故障や不具合が発生した場合には、民間事業者に委託をして設置しておりますICT教育支援センター等を通じて修理や再セットアップなどを行っておりまして、その間、学びに支障が生じないよう、各学校に配備をしております予備機を用いて対応しているところでございますが、端末の耐用年数を5年程度と想定いたしますと、次の更新時期は、令和8年度以降と考えております。

川崎議員からもご指摘のとおり、これからの高校教育におきましては、一人一台端末は、言わば文房具の一つのようなものだと考えておりまして、更新に必要な財源の確保につきまして

は、引き続き、国に要望してまいりたいと考えております。

○副議長（吉村 洋君） 川崎議員—35番。

○35番（川崎祥司君） 本当に必要なツールでありますので、しっかりと財源は確保していきながら、先ほど申し上げましたように、保護者負担がないようによろしくお願ひしたいと思います。

（2）更新後のパソコン処分。

今、高校生の配布台数が2万3,186台、更新時期は、令和8年度以降ということでご答弁がありました。

一方、GIGAスクール構想に伴う小中学生へのパソコンの整備台数並びに更新時期についても伺いをいたします。

○副議長（吉村 洋君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（前川謙介君） GIGAスクール構想におきましては、県内の小中学校等の児童生徒に対しまして、令和元年度から5年度までの5年間で、10万6,753台の端末が整備をされております。

端末の更新につきましては、今後、県及び各市町教育委員会がそれぞれの計画に基づきまして、今年度から令和10年度にかけまして更新を行う予定となっております。

○副議長（吉村 洋君） 川崎議員—35番。

○35番（川崎祥司君） 昨年度までに10万6,753台、そして既に今年度から令和10年度にかけて更新時期を迎えるということでございました。

先ほど、高校生のパソコン配布台数を伺いました。合計すると、約13万台に上ります。幾らか予備を残したとしても、ほとんどのパソコンが処分されることになろうかと思ひます。

GIGAスクール構想におけるパソコンの更新については、文部科学省が発出した公立学校情報機器整備事業にかかる各種計画の策定要領に基づかなければなりません。

この策定要領では、更新端末への補助を受けるに当たって、端末の整備・更新計画の考え方及び更新対象端末のリユース、リサイクル、データ消去等に対し、処分計画の策定、公表が義務づけられています。

事前に確認をいたしましたら、県下の教育委員会は適正に行っているということでございましたが、ある自治体の計画を確認いたしますと、端末のデータの消去方法について、自治体の職員が行うか、あるいは処分事業者へ委託するかとの2択のうち、処分業者へ委託する方に丸がついている、これだけでございました。

では、その処分業者において、データ消去がどのように行われるのでしょうか。パソコンに残った写真データには、自宅の住所情報が保存されていたり、いじめ相談のアプリの履歴や、いろんなサイトの閲覧履歴、パスワードの情報が残っている可能性があります。ならば破壊すればいいと思いがちであります、SSDと呼ばれる記憶媒体は、穴空けや単純な物理破壊では、データが読み取れてしまう場合もあります。

このことから、データ消去については、令和6年1月に改訂された文部科学省の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」、これに基づくことが重要と考えます。生徒等の個人情報漏洩を防止するため、どのようにデータ消去を行うのか、お伺いをいたします。

○副議長（吉村 洋君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（前川謙介君） GIGAスクール構想に伴うパソコン等の更新後の処分に当

たりましては、ご指摘のとおり、個人情報漏洩対策は非常に重要でございまして、県及び市町教育委員会は、端末の処分方法やデータ消去方法等について、整備・更新計画の中に明記することとなっております。

文部科学省におきましては、情報資産の重要性に応じて、物理的に破壊する方法やデータ消去ソフトによる上書き消去の方法等をガイドラインの中で例示をいたしております。

県といたしましては、これに基づき適切な処理に努め、また市町教育委員会におきましても、連携協議会等の場で、確実にその適切な処理について、指導をしてみたいと考えております。

○副議長（吉村 洋君） 川崎議員—35番。

○35番（川崎祥司君） 生徒の情報をしっかりと消去し、そして情報が漏洩できないように、きちんと対応をお願いしたいと思います。

次に、GIGAスクール構想において、今年度より、全国約950万台のパソコンが更新されると伺っております。ほぼ同数が処分されることになりますが、経済合理性を優先するあまり、約4割が海外に輸出され、焼却処分されるなど、不適切な処理が多発し、国際問題化しています。

2025年1月、つまり来月から、有害廃棄物の国境を越える移動や処分を規制する「バーゼル条約」の改定により、政府間合意がない限り、輸出は原則禁止となります。よって、使用済みパソコンの再使用または再資源化について、遵法のうえ、適切な処理を行わなければなりません。

環境省は、本年5月、「『GIGAスクール端末処分における小型家電リサイクル制度』にかかる周知について」との通知を発出いたしており

ます。

ここでは、使用済み端末にはレアメタルなどの有用な金属が含まれ、都市鉱山とも呼ばれていることから、適正な再資源化の推進が必要としたうえで、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」、いわゆる「小型家電リサイクル法」による適正な再資源化の推進に協力をお願いするとしております。

さらに、その推進に当たっては、教育委員会並びに同法に基づく認定事業者との連携を検討するようにとの通知内容でございます。つきましては、この連携について、県の見解を伺います。

○副議長（吉村 洋君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（大安哲也君） 使用済み端末の処理に当たっては、環境省の通知にもありますとおり、再資源化を推進していくこととしております。

県立学校の使用済み端末については、県の物品処分事務マニュアルに基づき、「小型家電リサイクル法」の認定事業者へ処理を委託することとなっております。

小中学校については、環境省の通知を市町へ周知しておりますが、県のマニュアルなど、参考となる情報を提供することにより、再資源化の促進を図ってまいります。

○副議長（吉村 洋君） 川崎議員—35番。

○35番（川崎祥司君） 再資源化をよろしくお願いします。東京オリンピックのメダルは、こういった都市鉱山から作られたというふうにも聞いております。資源が乏しい日本でありますので、しっかりと活用していただきたいと思っております。

先日、名古屋市の小型家電リサイクル法認定

事業者の処理工場を視察してまいりました。同社は、本県の6つの自治体をはじめ、全国717に上る自治体と小型家電リサイクルの協定を締結しておりました。この工場には、一日1,000から2,000台のパソコンが入荷をされ、個人情報や、物によって、微細に破碎したり、専用ソフトを用い2時間から3時間かけてデータを消去するなど、厳正な処理を行ったうえで、分解し、リユースやリサイクルに供しています。再資源化率は、メーカー回収を超える83%、プラスチックの熱回収も含めば98%と、ほぼ全て再資源化に取り組んでいました。なお、障害者雇用にも積極的で、就業者の3分の1は、知的障害者であるということも申し添えたいと思います。参考にしていただければと思います。

4、子育て施策について。

（1）妊婦健診の公費助成。

国が推奨する妊婦健診13項目を完全に実施していない自治体が県下に多数あったことが令和6年2月定例会で判明をいたしました。

改善について求めたところ、全項目実施が望ましいとの見解を示されましたが、今後どう改善をしていくのか、お尋ねをいたします。

○副議長（吉村 洋君） こども政策局長。

○こども政策局長（浦 亮治君） 妊婦健診につきましては、検査の実施が望ましいと国が示している13項目のうち、子宮頸がん健診を検査項目に含んでいない市町が多かったことから、改めて市町の実態や必要な費用を把握し、未実施項目がある市町に対する妊婦健診の費用負担の増額のお願も含めた働きかけや関係機関との調整に努めてまいりました。

その結果、新年度から、妊婦の自己負担が生じない形で、県内の全市町で全ての検査項目を

行う予定となり、必要な予算も含め、準備が進められているところであります。

県といたしましても、円滑な実施に向け、市町に対して必要な助言を行うとともに、医療機関等に対して情報提供を行うなど、引き続き支援に努めてまいります。

○副議長（吉村 洋君） 川崎議員—35番。

○35番（川崎祥司君） 大分整備されてきたと認識をいたしました。

少子化は、深刻であります。せめても、安心して妊娠、出産できる環境を整えるのは当然のことでございます。全13項目の未実施自治体に対しましては、来年度から、速やかに、確実に取り組んでいただくよう、徹底をよろしくお願いいたします。

（2）こども誰でも通園制度。

本制度創設の意義として、子どもが家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会を創出し、一方、孤立感や不安感を抱える保護者の負担感の軽減を図られるなどのことが挙げられています。

まず、26年度本格導入に向けまして、試行的事業が行われておりますが、どのような計画で進めているのか、お尋ねをいたします。

○副議長（吉村 洋君） こども政策局長。

○こども政策局長（浦 亮治君） 「こども誰でも通園制度」は、全ての子育て家庭に対し、働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化することを目的に、毎月、一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる新たな制度として創設されるものであります。

令和5年度から試行的事業が実施されており、本県においては、昨年度は東彼杵町で、また今

年度は東彼杵町に加え、松浦市で試行的事業を実施しております。

県としましては、昨年度から市町に対して、試行的事業に関する周知に努めるとともに、県内の実施状況の共有を図るほか、本年8月には、県内市町の担当部長会議において、国の担当課長を招いての講演も行ったところであります。

こうした中、令和7年度からの取組を検討する市町も増えてきておりまして、令和8年度から、全市町において円滑に制度導入ができるよう、引き続き、実施主体となる市町を支援してまいりたいと考えております。

○副議長（吉村 洋君） 川崎議員—35番。

○35番（川崎祥司君） 各市町1つずつは整備するというのが基本かというふうに思います。そうすると、試行的事業というのは、ある意味、来年度が最後のチャンスだというふうに思いますので、しっかりと周知をよろしくお願いいたします。

この「こども誰でも通園制度」の本格導入に向けまして、公明党会派が提案をいたしました「地域における『こども誰でも通園制度』の制度拡充等を求める意見書」、これは令和6年6月定例会で採択をいただいたところでございます。

中に、月の利用時間上限10時間について、地理的特性で地域差が生じることがないように、また、障害児や医療的ケア児の受入れについて措置を講じるよう求めたところでございます。

この2点について、県の見解を伺います。

○副議長（吉村 洋君） こども政策局長。

○こども政策局長（浦 亮治君） ただいまご質問がありました意見書におけます月当たりの時間につきましては、現在もこども家庭庁において検討が進められておりまして、現時点において

て、令和7年度については、月10時間を補助基準の上限としてはどうかという方向で検討しております。さらに令和8年度の給付に向け、さらなる検討を進めていくというふうに聞いております。

また、障害児等に関しましても、保育所等における受入れ人数が増加傾向にある状況も踏まえ、誰でも通園制度においても、適切に対応していくことが必要であると県としても考えているところであります。

「こども誰でも通園制度」は、子どもにとっては、家族以外の人と関わる経験を通じて成長できること、また保護者にとっても、孤立感や不安感を抱えながらの育児負担が軽減されるなどの様々な効果が期待され、今後の子ども施策の大きな柱の一つとなる制度であると認識をしております。

県としましては、国の動きを注視しながら、より多くの施設で実施され、障害児も含め、多様な方に本制度を利用していただけるよう、制度の意義をしっかりと周知しつつ、市町と連携し、受皿確保に取り組んでまいります。

○副議長（吉村 洋君） 川崎議員—35番。

○35番（川崎祥司君） 利用時間10時間ということでありまして、そう長い時間ではないのですが、要は、市町に1つずつ、例えばエリアが狭いところであれば、移動に関して、そう時間もかからないんでしょうけれども、広いエリアのところについては、移動だけで保護者の負担もあるわけでして、一つ、休息という目的もあるかと思います。そう考えますと、この移動の分が長いと、その分だけなかなかサービスが公平に受けられないんじゃないかということも危惧いたしております。まさにそれが地理

的特性じゃないかなというふうに思っておりますので、試行的事業の中でも検証していただきながら、本格導入に向けては検討いただければというふうに思います。

5、観光振興について。

（1）インバウンド対策。

コロナ後、九州管内では、福岡県と熊本県の宿泊数が過去最高を更新、大分県も迫る水準まで回復する一方、我が長崎県は、ピークの2019年比で60%と、大きく出遅れています。ソウル便の復活及び利用の活性化は歓迎するところでありますが、福岡県のような国内におけるインバウンドの多客エリアから呼び込むことも重要ではないでしょうか。本県への誘客施策の強化に当たっては、的確に長崎県の情報を発信するため、ターゲットが明確化できるOTA（オンライン・トラベル・エージェンシー）を存分に活用すべきと考えますが、県の見解を伺います。

○副議長（吉村 洋君） 文化観光国際部政策監。

○文化観光国際部政策監（村田利博君） インバウンドの誘客につきましては、観光庁の調査結果によりますと、訪日外国人旅行客の約85%が個人手配旅行であることから、こうした個人向けプロモーションの展開が重要であると考えており、これまで継続して取り組んでまいりました。

さらに、訪日旅行手配の約82%がWebサイト経由であることから、OTAは、海外の旅行関心層に効果的な情報発信ができる媒体であり、利用者にとって、利便性の高いツールであると認識しております。

OTAは、世界の様々な言語や通貨に対応しているほか、世界中からパソコンやスマートフォンで宿泊などの検索や予約、決済が可能であり

ますことから、県といたしましては、こうした媒体を効果的に活用し、本県の宿泊や飲食、体験などの観光情報の発信を強化し、誘客拡大を図ってまいりたいと考えております。

○副議長（吉村 洋君） 川崎議員—35番。

○35番（川崎祥司君） 取り組んでいただけたということでしたので、よろしく願いいたします。後れを取り戻してください。

次に、海洋県長崎として、海からのインバウンド誘客も重要と考えます。松が枝国際埠頭の2バース化もその一環として推進されています。

さらに、メガヨットと呼ばれる大型クルーザーも寄港が見られますので、より一層の誘致を求めているところでありますが、毎度申し上げますように、メガヨットを泊めるところがなければ、堂々と誘致活動もできません。まずは停泊施設を整備すべきではないかと考えますが、見解を求めます。

○副議長（吉村 洋君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） メガヨットは、市街地に近い停泊地を希望することが多く、経済効果も見込まれることから、長崎港では、出島岸壁や尾上岸壁などで受け入れているところでございます。

専用の施設につきましては、港内の既存岸壁での寄港実績を増やしながら、ニーズの把握や波及効果を確認するなどして、配置を含めた整備の必要性を検討してまいりたいと考えております。

○副議長（吉村 洋君） 川崎議員—35番。

○35番（川崎祥司君） まず1隻整備しましょう。たくさん整備するということは、その状況を見てからでいいと思います。

大型ヨット、メガヨットは、長崎の海に非常

に似合う、これがまた人を呼び込む観光資源にもなるかと思っておりますので、ぜひ積極的なお取組をよろしくお願いいたします。

6、医療福祉行政について。

（1）モバイルクリニックの確立。

現在、五島市では、通院が困難な高齢者のため、看護師が車で患者宅を訪問し、遠隔で医師の診察を受けるモバイルクリニックの取組が推進されています。この事業の目的と成果並びに課題について、お伺いをいたします。

○副議長（吉村 洋君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） 専用車両が患者の自宅などに出向き、医師がオンライン診療を実施する五島市のモバイルクリニックは、市内路線バスの減少や運転免許の返納により通院が不便となった高齢者の増加を背景に、地域における受診機会の確保のため、事業に取り組まれているものと承知をしております。

成果といたしましては、事業を開始した昨年1月から今年6月までの間に、延べ323人の受診があり、慢性疾患の重症化予防に一定の効果があつたと伺っております。

一方で、移動などに時間を要するモバイルクリニックは、一般の医療機関と比較して、診療できる件数が限られているため、住民の意識の醸成などを行うことで受診者数を増やすなど、事業効率を高めることが課題となっていると認識しております。

○副議長（吉村 洋君） 川崎議員—35番。

○35番（川崎祥司君） 一定効果はあるものの、今、事業効率というところでもございましたので、まだまだ課題の解決が必要かとは思いますが、人手不足が公共事業においては深刻でございまして、運転者等のなり手不足は住民の移動を制

限し、買物や、まさに通院に多大な影響を及ぼします。運転免許証の返納も進み、ますます移動環境が厳しくなっていく中、待ったなしの状況かと思えます。五島市のモバイルクリニックは、今後の離島医療になくてはならないサービスと確信をいたします。

つきましては、スムーズな運営に県もしっかりと支援をし、確立を図るとともに、中山間地域への横展開も推進すべきではないでしょうか、見解を伺います。

○副議長（吉村 洋君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） 医療資源が限られる離島などの地域においても日常的な診療機会を確保することは、住民生活を維持するうえで重要であると認識しております。

五島市のモバイルクリニック事業については、昨年度から奈留地区にも展開されるなど、市において、利用拡大に向けた検討がなされていると伺っております。

県といたしましても、円滑な運営体制が確立され、他地域への横展開につながるよう、様々な課題の解決に向けて支援を行ってまいります。

○副議長（吉村 洋君） 川崎議員—35番。

○35番（川崎祥司君） 県もしっかりと支援をいただくということでございましたので、迅速な確立をよろしくお願いいたします。

このモバイルクリニックであります、車ですね、医薬品を搭載しておりません。後刻、ドローンによって定点に配送する仕組みとなっています。患者は、配送地点まで薬を取りにいかなければなりません。

今後は、県が認定を勝ち取った「新技術実装連携“絆”特区」を活用し、有人地帯上空を目視外で飛行するレベル4にて医薬品を広範囲に

個人宅の軒先まで配送する仕組みを構築すべきと考えますが、見解を伺います。

○副議長（吉村 洋君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） 「薬剤師法」第19条によれば、「薬剤師でない者は調剤してはならない」とされておりますが、「医師が自己の処方箋により自ら調剤する時は、この限りではない」ともされておりますところ、医師もしくは薬剤師が乗車していないモバイルクリニックにおいては、医薬品をその場で受け取ることができないという制約があるところです。

本年6月に、本県及び福島県が「新技術実装連携“絆”特区」として区域指定されたことを受けまして、現在、民間事業者において、モバイルクリニックにおける診察により処方された医薬品をドローンによるレベル4飛行での即日配送を行う可能性について検討する調査事業が行われているところです。

県といたしましては、本調査事業を支援しつつ、その動向を注視しながら、諸課題の解決に向けて取り組んでまいります。

○副議長（吉村 洋君） 川崎議員—35番。

○35番（川崎祥司君） 家の近くまで診察に来ていただけるモバイルクリニックの制度、そして薬も家の軒先まで届けていただける、こんな夢のようなすばらしい制度、早く確立をしていただくことが離島の、また中山間地域で住み続けられることにも大変大事かと思っておりますので、お取組をよろしくお願いいたします。

（2）ドクターヘリの増設。

令和5年度のドクターヘリの稼働状況を検証すると、要請数906回に対し、194回出動できず、そのうち別件出動が116回でありました。残念ながら、要請の8件に1件が別件出動のため救命

に迎えなかったことになります。救える命を救うためにも、2機目のドクターヘリを導入すべきと考えます。見解を伺います。

○副議長（吉村 洋君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） 現在、ドクターヘリは、1機体制で運航しており、既に出動中で、新たな出動要請に対応できない場合があることから、長崎県病院企業団において、医師を離島へ運ぶために週3日程度運航しておりますヘリコプターを、稼働していない日に、ドクターヘリの2機目として導入する方向で準備を進めております。

今年度は、ドクターヘリの基地病院である長崎医療センターの近隣自治体に対し、2機目の導入について説明を行うとともに、今後、長崎医療センターの給油施設の改修に着手することとしており、令和7年度中の運用開始に向けて、引き続き準備を進めてまいります。

○副議長（吉村 洋君） 川崎議員—35番。

○35番（川崎祥司君） まるっと2機目というのは、なかなかコストの問題もありますが、今持ち得る資源をしっかりと活用するという意味では有効かと思いますので、よろしくお願いいたします。

（3）おもいやり駐車場。

障害者等が優先的に利用できるおもいやり駐車場の制度について、お伺いいたします。

よくパーキングパーミットと呼ばれますが、障害者手帳所持者には緑色の利用証が、それ以外で必要と認められる方には、期限があるオレンジ色の利用証が交付をされます。

ここで問題となっているのが、おもいやり駐車場の制度を利用したい場合、障害者手帳不所持者が利用証を取得する際に、医師の診断書を

提出させていることをございます。症状がほぼ固定しているにもかかわらず、毎年、診断書を提出することは、発行費用など、負担が大きいとの声があります。負担軽減を図るべきと考えますが、見解を求めます。

○副議長（吉村 洋君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） 本県における「障害者等用駐車場利用証制度」、いわゆるおもいやり駐車場については、平成19年度の導入以降、協力施設数や利用証交付枚数が年々増加しており、県民の皆様に浸透しているものと認識しております。

利用証のうち、けが人や病人などに交付される有効期限が1年以内のものについては、歩行困難な理由や車椅子などの使用期間が明記された医師の診断書などが申請の際に必要となっております。

けがの治癒などにより、おもいやり駐車場の利用対象ではなくなる方も多いことから、有効期限を設定し、定期的に医師の診断書などを確認することは、適正な制度運用のために必要であると認識しております。

県といたしましては、手続の負担軽減を図る観点から、有効期限を弾力的に運用するなどの改善策について、今後、学識経験者、事業者、関係団体などから構成される「長崎県福祉のまちづくり推進協議会」のご意見をお聞きしながら検討してまいります。

○副議長（吉村 洋君） 川崎議員—35番。

○35番（川崎祥司君） ありがとうございます。

7、文書管理について。

（1）公文書管理条例の必要性。

平成30年と令和2年の2回にわたり、公文書の

管理について、質問させていただきました。

その際、公文書に対する県の認識を確認いたしましたが、県の公文書は、県職員が職務上作成し、または取得した文書、図画及び電磁的記録であって、県職員が組織的に用いるものとして県が保有しているものであり、公文書の管理を適切に行うことは、県政を適正かつ効率的に運用するうえで極めて重要である、また県の諸活動や歴史的事実の記録でもあり、現在あるいは将来の県民に対して説明責任を果たすために必要な県民の貴重な知的資源であると答弁をされました。

県職員が作成あるいは取得、その後の保管については、莫大なコストが充てられています。その運用も極めて重要であります。価値を数値化することはなかなか困難かも知れませんが、まさに県民の貴重な知的資源と認識をいたします。であるならば、保存期間や廃棄についても、有識者を配した第三者機関の活用を図ることも含め、なおさら県民、そして県民の代表である我々議会の関与を強めるべきと考えます。

この理念の下、既に15の都道府県で管理条例が制定されています。つきましては、議会において、公文書のあり方に対し議論するためにも、公文書管理条例の制定が必要と考えますが、県の見解を伺います。

○副議長（吉村 洋君） 総務部長。

○総務部長（中尾正英君） 公文書につきましては、長崎県文書取扱規程などにに基づき、適正かつ効率的な管理を行っており、また文書取扱規程につきましては、ホームページで公表することで透明性を確保するとともに、必要に応じ改正を行っております。

ご指摘のございました保存期間や破棄につきましては、令和3年度から、保存期間が満了した廃棄予定簿冊を1か月以上公表し、一般の方からいただいたご意見を踏まえて、廃棄予定から歴史的文書に変更するなどの対応をしており、現時点では、第三者機関を活用する予定はございません。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、公文書は、県民の知的財産であり、その管理のあり方を議論するという視点は重要であると認識しております。したがって、まずは条例を制定している他県の事例調査などを行い、本県の公文書管理はどのようなあり方が適切なのか、調査、研究を進めてまいります。

○副議長（吉村 洋君） 川崎議員—35番。

○35番（川崎祥司君） 引き続き、検討をよろしくお願いいたします。知的財産です。よろしくお願いいたします。

業務の効率化向上のため、文書管理のデジタル化は不可欠と考えます。保存は大事ですが、活用は、さらに重要です。そのためには、知りたい文書や情報にスピーディかつ的確にたどり着くよう、文書検索機能の向上も求められていると思います。つきましては、文書のデジタル化にどう取り組んでいるのか、お伺いをいたします。

○副議長（吉村 洋君） 総務部長。

○総務部長（中尾正英君） 県では、業務効率化や公文書の検索性向上を図るため、電子決裁の推進や電子決裁システムと文書保管システムとの連携などを進めており、適正かつ効率的な公文書管理とデジタル化に取り組んでおります。

電子決裁システムの利用件数及び利用割合は、令和元年度10万2,826件、43.7%であったもの

が、昨年度は23万9,737件、65.9%と、この5年間で件数にして約2.3倍に増加しており、公文書のデジタル化は一定進んでいるものと考えております。

今後も、文書の収受から廃棄まで一元的に管理し、より文書検索機能を高めたシステムの導入について検討を進めており、さらなる公文書管理のデジタル化に取り組んでまいります。

○副議長（吉村 洋君） 川崎議員—35番。

○35番（川崎祥司君） 8、入札関連業務の改革について。

（1）入札参加資格申請業務。

これも令和6年2月定例会で質問をさせていただきました事業者の負担軽減に資する「入札参加資格の統一化」に対し、その後の検討状況について、お伺いをいたします。

○副議長（吉村 洋君） 会計管理者。

○会計管理者（井手美都子君） 入札参加資格申請の統一化は、事業者の皆様の負担軽減につながるものと認識しております。

本年度に入り、入札参加資格審査を担当します庁内の複数の課によりまずワーキンググループを設置し、検討をはじめております。

また、この統一化については、今年3月に立ち上げられた国の検討組織において、申請項目や方法の共通化、申請にかかる全国共通システムの整備等の議論が進められており、県としては、その動向を注視していくことも必要だと考えております。

そのため、ワーキンググループでは、国の動向を共有し、必要となる対応の検討を行うとともに、庁内の申請状況を共有し、その課題について議論しております。

国の結論には一定時間を要することが想定さ

れます中、県独自でできる負担軽減策については、できることから取組を進めてまいります。

○副議長（吉村 洋君） 川崎議員—35番。

○35番（川崎祥司君） 事業者は切望されております。速やかに検討、そして移行をお願いしたいと思います。

（2）契約書のデジタル化。

同じく、これも事業者のご要望でございます。

契約書は、紙媒体からデジタル化することで、収入印紙の貼付が不要となります。この削減で企業負担の軽減が図られるため、迅速に移行すべきとも主張させていただきましたが、その進捗状況についても、お伺いをいたします。

○副議長（吉村 洋君） 総務部長。

○総務部長（中尾正英君） 議員ご指摘のとおり、電子契約については、収入印紙が不要となることから、事業者のコスト削減に寄与するものと認識しております。

また、契約書の製本や押印、郵送等の省略による業務改善やペーパーレス化による書類の保管、管理の効率化が図られるなど、県においてもメリットがあるものと考えております。

そのため、現在、庁内にワーキンググループを設置し、電子契約導入時における課題の整理や事務フローの見直し等、検討を進めているところです。

他県の事例等も参考にしながら、引き続き、電子契約の導入に向けて、取り組んでまいります。

○副議長（吉村 洋君） 川崎議員—35番。

○35番（川崎祥司君） これは時間がかかればかかるほど、コストがずっと発生し続けるということですので、速やかにこれも導入を図っていただきたいと要望をいたします。

9、警察行政について。

（1）交通事故防止。

まず、横断歩道における事故状況と他県との比較について、お伺いをいたします。

○副議長（吉村 洋君） 警察本部長。

○警察本部長（遠藤顕史君） お答えいたします。

県内における本年10月末現在の横断歩道上での交通事故件数でございます。134件で、前年の同時期と比較しまして10件少なくなっております。

また、横断歩道上での交通事故件数を人口10万人当たりで見ますと、この本年10月末現在の数字でございますが、全国平均が8.25件であるのに対しまして、本県は10.58件となっております。当県は、全国ワースト5位となっております。

○副議長（吉村 洋君） 川崎議員—35番。

○35番（川崎祥司君） ワースト5位、これは本当に早く解消していただきたいところでございますが、これも毎度指摘、質問させていただいております信号機のない横断歩道で、なかなか車が止まってくれない、このことが横断歩道における事故発生の原因の一つかというふうに思っております。

当該横断歩道における車両停止率の推移と、停止率向上への取組について、お伺いをいたします。

○副議長（吉村 洋君） 警察本部長。

○警察本部長（遠藤顕史君） お答えいたします。

日本自動車連盟の調査によりますと、本県における信号機のない横断歩道での一時停止率でございます。令和4年が40.9%、令和5年が42.5%、本年が46.3%と年々上昇しておりますが、ここ2年間は全国平均を下回っております。

より一層の対策が必要であるというふうに考えております。

警察におきましては、交通安全教育や交通指導取締りを通じまして、運転者に対して、横断歩道における歩行者優先義務を再認識させますとともに、本年度は、交通情報板に、信号機のない横断歩道を予告する道路標示であります、いわゆるダイヤモンドマーク、これを映し出しまして、さらなる周知を進めております。

また、F1カーと県警のシンボルマスコットとの共演で作成いたしました道路横断に関する啓発動画を流すなど、広報啓発にも取り組んでいるところでございます。

先ほど申し上げましたように、さらなる対策の強化が必要であると考えております。今後は、被害の多い高齢歩行者の交通事故抑止に特化した交通安全教育を実施いたしますほか、データ上、特に、市街地での横断歩道上の事故が多いということが明らかになっておりますので、こういった地域での横断歩行者妨害の指導取締りを行うなど、対策を強化してまいりたいと考えております。

○副議長（吉村 洋君） 川崎議員—35番。

○35番（川崎祥司君） 引き続き、お取り組みいただきたいと思います。

信号機のない横断歩道で止まるべきは車であります、歩行者が優先するということは、これは法律上そうなっているわけであります。そのために、ダイヤモンドマークをしっかりと認識することが重要かと思っております。前回は、ダイヤモンドマークの存在が薄いんじゃないかということでありました。電子掲示板等に今、本当にずっと出していただいておりますので、非常によく目につきます。引き続き、お取り組みいただき

まして、事故防止にお取り組みいただきたいと思いをします。

10、性の多様性について。

（1）パートナーシップ宣誓制度の導入。

毎、議会、伺っております。

県下では、長崎市、大村市に次いで、時津町が導入することを表明いたしました。

パートナーシップ宣誓制度は、公営住宅の入居を可能にするなど、行政サービスを受けやすくするものです。導入する目的は、一人ひとりの人権を尊重し、生きづらさを取り除くことにあると考えます。

県は、これまで、課題を整理するとし、時間ばかり要していると思います。現在、県におけるパートナーシップ宣誓制度導入の検討状況について、お伺いをいたします。

○副議長（吉村 洋君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（大安哲也君） パートナーシップ宣誓制度については、これまで市町や関係団体等との意見交換や先進自治体の情報収集等、丁寧に課題整理を進めてまいりました。

近年、人権課題が多様化、複雑化していることから、人権施策を進めていくに当たっての県の基本的な視点や考え方、施策の方向性の整理が必要と考え、現在、有識者による検討委員会を設置して、ご意見を伺っているところです。

12月に開催します第4回検討委員会からは、「性の多様性」をテーマに、性的少数者に配慮した環境づくりや県がパートナーシップ宣誓制度を導入するとした場合の取扱いなどについて、ご意見をいただくこととしております。

今後、検討委員会での議論を参考に、市町との意見交換を重ね、制度導入の方向性について、検討を深めてまいります。

○副議長（吉村 洋君） 川崎議員—35番。

○35番（川崎祥司君） 引き続き、よろしくお願いをいたします。

待っておられる自治体もあるんじゃないかなと思います。よくよく意見交換をお願いしたいと思います。

11、動物愛護行政について。

（1）動物愛護管理センター（仮称）の整備。

県におかれましては、「長崎県動物の愛護及び管理に関する条例」を制定するなど、令和11年度に犬、猫の殺処分ゼロ達成を目標に、プロジェクトを推進中であります。

その一環として、アニマルポートながさきを移転、新築し、改称、動物愛護管理センターの整備に取り組んでおられます。

この整備については、PFIを採用すると聞いておりますが、こういった方式で行っていくのか、お伺いをいたします。

○副議長（吉村 洋君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（大安哲也君） 本施設につきましては、整備にかかるPFI導入可能性調査の結果を踏まえ、設計から運営までの事業全体を一つの事業契約として締結することにより、効率的かつ効果的な事業実施が期待されることや事業費削減の効果が見込まれることから、PFI手法を採用することといたしました。

PFIの方式については、本施設の場合、施設運営による収益性は低いことから、BTO方式により整備を進めることとしております。

○副議長（吉村 洋君） 川崎議員—35番。

○35番（川崎祥司君） 浦上の川口アパートに次ぐ2件目のPFI事業というふうに認識をいたします。

民間の活力、民間の様々な知恵を活かすとい

うところもポイントかというふうに思っておりますが、このPFI方式採用によって、いわゆる設計から建設、維持管理、運営まで民間事業者任せるということになるのかと思います。このことで期待される取組は何なのか、お伺いをいたします。

○副議長（吉村 洋君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（大安哲也君） PFI方式の採用により、設計から維持管理、運営までを一つの事業者グループが実施することから、効果的な維持管理運営に配慮した施設整備が期待されます。

具体的には、メンテナンスや業務効率に配慮した部屋や設備の配置による快適な飼育環境等の整備、また来場者が見学しやすく、飼育の学びが深まる飼育モデル室等の設計整備などを想定しております。

県としましては、事業者の創意工夫を活かして新しいセンターの整備を進め、収容動物の健康管理や譲渡推進、動物愛護の情報発信の強化につなげてまいります。

○副議長（吉村 洋君） 川崎議員—35番。

○35番（川崎祥司君） 会派で、恐らく全国初だと思いますが、PFI方式を導入した広島県の施設を拝見させていただきました。行政機関をまるっと全部預けるということではなく、やはりしっかりと連携をした形で、動物愛護に関して、数段いい形で展開をしているというふうに認識をいたしました。

ぜひ、民間の持つ力もしっかりと活用できるように連携を取って、整備をよろしく願いたいと思います。

12、食品衛生行政について。

（1）安心安全な食の管理。

冷蔵冷凍食品を陳列、販売する冷蔵ショーケース、ここに冷風吹き出し口、「ハニカム」と呼ばれる部品があります。ここにほこりがたまると、エネルギー効率が悪くなるだけでなく、水気もあることからカビが発生しやすく、製造メーカーは定期的に清掃することを推奨しております。

そこで、食品の販売、保管事業者のハニカム清掃に対する指導、監視状況について、お伺いをいたします。

○副議長（吉村 洋君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（大安哲也君） 冷蔵庫などの機械器具の衛生管理については、事業者は、HACCPに沿って、使用する機器の特性に応じた清掃の方法や頻度などを定め、衛生管理が行われております。

県では、ハニカム部分に特化したものではありませんが、HACCPに沿った衛生管理に基づき指導、監視を実施しており、冷蔵庫については、温度や製品の保存方法、庫内の清掃状況について、指導、確認をしているところでございます。

○副議長（吉村 洋君） 川崎議員—35番。

○35番（川崎祥司君） 地方独立行政法人大阪産業技術研究所森之宮センター、ここでは物体表面の汚染度を測定するルミテスターという機器にて調査を行ったところ、清掃が行き渡らずに、公衆トイレの小便器並みの数値を示す店舗があったということを公表しております。写真を拝見いたしました、本当にほこりがびっしり詰まっている、そういった写真でありまして、なかなか食品の上にこれがあったのかと思って、衝撃の写真でありましたが、大阪府もこれを問題視いたしまして、食品の安全のため、事業者

向けのチラシを作成して周知、啓発を行っています。

ハニカムの清掃については、2021年6月から取得が完全義務化されたHACCPの衛生管理項目にも明示されておりません。つきましては、適正な食品衛生管理に対し、今後の県の取組について、お伺いをいたします。

○副議長（吉村 洋君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（大安哲也君） ハニカム部分の清掃については、議員お話ありましたとおり、HACCP衛生管理の手引書には明示されておりませんが、冷蔵機能を十分に発揮するための維持管理として機器メーカーから推奨をされており、事業者に対する講習会での啓発に努めてまいります。

○副議長（吉村 洋君） 川崎議員—35番。

○35番（川崎祥司君） 長崎の食を守り、県民の健康を守るためにも、しっかりとお取組をいただければというふうに思います。

事業者の皆様も取り組んでおられるかとは思いますが、やはり小さな店舗になると、なかなか負担も大きいんじゃないかなというふうに思いますので、しっかりと状況を見ながら、支援をよろしくお願いしたいと思います。

以上、用意していました29項目につきまして質問させていただきまして、ご答弁をいただきました。大変にありがとうございます。

唯一、知事がご答弁をいただいた物価高対策につきましては、本当に皆様、賃金がなかなか追いついていないという状況では、大変重要な取組になってこようかというふうに思います。どうか知事におかれましては、県民の皆様にとしっかりと寄り添った、さすがは知事だと言っていただけるような施策をしっかりと検討して、

できれば年内に、記者会見等でも結構でございますが、情報発信をしていただくなど、いい正月が迎えられるように、ぜひお取組をよろしく願って、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（吉村 洋君） 午前中の会議は、これにてとどめ、しばらく休憩をいたします。

午後は、2時から再開をいたします。

— 午後 零時11分 休憩 —

— 午後 2時 0分 再開 —

○副議長（吉村 洋君） 会議を再開いたします。引き続き、一般質問を行います。

小林議員—34番。

○34番（小林克敏君）（拍手）〔登壇〕 皆さん、こんにちは。

小林克敏でございます。大村市選挙区選出、県民会議でございます。

本日は、議長並びに議員各位、そして、傍聴席の皆様にもお許しをいただいて、対面演壇席から着座のまま質問いたすことを、どうぞお許しをいただきたいと思います。

まず、傍聴席の皆さん、また、いつもながら県営バスを貸し切っていただいて、ようこそお越しをいただきました。心からお礼を申し上げます。

私は、質問のたびごとに傍聴席をいっぱいに今までもやってまいりましたし、また、こうして県議会の傍聴席に座っていただくことによって、県議会の生の姿を見てもらい、県政にご支援をいただければと、こういう気持ちで行っているわけでございます。

今日も、お忙しい中に、ようこそお越しをいただきまして、本当に感謝に堪えないところで

ございます。お世話になりますが、どうぞよろしくようお願い申し上げ、質問通告に従い、ただいまから質問を始めさせていただきます。

1、九州新幹線西九州ルート of 整備促進について。

①佐賀県の報道機関のアンケートについて。

特に、全線フル規格について、佐賀県民の世論の変化について、お尋ねをいたします。

西九州新幹線が暫定開業してから、はや2年が経過し、JR九州によれば、2年間の利用客数は、1日6,900人、495万7,000人であり、現在は既に520万人を超え、順調に推移していると思います。

新幹線の開業に伴い、長崎では百年に一度と言われるぐらい、まちづくりが進み、諫早市も同様に街が大きく発展しています。我が街、地元大村市は、新大村駅に行ってみますと、マンションや商業施設が次々に整備され、新たなにぎわいをもたらしており、西九州新幹線が、かつてない規模で効果を与えているのであります。

ところで、全線フル規格を実現するためには、佐賀県民のご理解、ご協力が不可欠であるということ、言うまでもないことであります。

2か月前の10月、サガテレビが新幹線について、フル規格に賛成か、反対かのアンケートを佐賀県民に向けて実施され、その結果によると、全線フル規格について、賛成が48.8%、反対が35.2%と、なんと賛成が反対を上回っているという報道がなされており、佐賀県でも全線フル規格に向けた県民皆様の機運が高まっています。

長崎県は、このアンケートの結果を知っていますか、どのように受け止めているか、ご見解をお伺いいたします。

○副議長（吉村 洋君） 地域振興部長。

○地域振興部長（小川雅純君） 佐賀県の報道機関によるアンケートについては、18歳以上の佐賀県民300人を対象に、令和4年から毎年行われております。

全線フル規格への賛成が48.8%と、反対の35.2%を上回ったことは、本県はもとより、武雄市や嬉野市など、佐賀県内でも、まちづくりや交流人口の拡大など、新幹線の開業効果についての認識が広がっているものと受け止めております。

県としては、西九州新幹線の利用促進を図るとともに、市町や経済団体等と連携し、関西直通運行の実現が西九州地域にもたらす効果を県内外に広く発信してまいります。

○副議長（吉村 洋君） 小林議員—34番。

○34番（小林克敏君） 長崎県民の皆さんの中で、全線フル規格を必要と考える人が増えることは大変ありがたいし、知事、大変力強く感じませんか。

②全線フル規格に向けての佐賀県への働きかけ。

新幹線を利用した観光客が長崎県にもたらした経済波及効果は、1年間で193億円ということが先般の総務委員会でも明らかになりました。長崎県庁の担当者に大変ご苦勞をかけて、新幹線各停車駅の年間乗降客数を調査していただいたのであります。

それによりますと、長崎駅は、どのくらいの乗降客があるかと、なんと年間218万人、諫早駅が64万9,000人、そして、我がまち、新大村駅が32万人と、貴重なデータを明らかにしていただいているのであります。

年間の経済波及効果を各駅の乗客数から推測してみても、全線フル規格は必要なんだと、佐

賀県も西九州新幹線が開業したことによって、武雄市、嬉野市をはじめ、佐賀県内にもそれ相応の経済的波及効果がもたらされています。

全線フル規格によって関西直通運行が実現すれば、関西圏のインバウンドは3,200万人、佐賀県と長崎県がともに力を合わせ、これを取り込むことによって両県が発展していく、そのためにも全線フル規格は、ぜひ必要なんだと、この当たり前の論理を佐賀県の山口知事に五分で語り合えるのは、まさに国土交通省であり、与党PT会長である森山幹事長であり、そして長崎県知事の大石知事、あなただけであります。しっかり取り組んでもらうことを強調しておきたい。

なお、私は考えるわけけれども、佐賀県の新幹線に対する課題を考えてみます時に、3点に集約されると私は思います。1点は、佐賀県の財政負担、2点は、並行在来線、3点は、駅をはじめとしたルート。

その中で財政負担ですが、新鳥栖駅から武雄温泉駅までの事業費が、現時点においては6,200億円、30年の起債、償還期間で、佐賀県の毎年の負担が22億円となります。今、佐賀県の財政負担を軽減するとすれば、起債の償還期間をこれまでにない50年に延長できれば、今の試算で毎年13億円となります。

この50年間延長は、森山与党PT会長の発言でもありますので、大石知事も、これに沿って働きかけるべきだと考えるが、知事はどういう考えを持っているのか、お尋ねをします。

○副議長（吉村 洋君） 知事。

○知事（大石賢吾君） フル規格の全線開通に向けて佐賀県の課題をともに考え、解決していくという姿勢は、非常に重要だと思っております。

今、小林議員から3点お話があったうちのー

つ、地方の負担、これも非常に重要な課題だと思っております。

今、法令上、これは負担者といったことが定義されておりますけれども、そういったことも踏まえて法令の解釈は国に入っていたかかないと、なかなか難しいということで、今、国を含めた4者の協議の場を設けるように働きかけております。

加えて、そういった議論を進めていくためには、一体どれくらいかかるのか、どういった具体の形で実現していくのかという案が必要になりますので、国に対しては、そういった案も提示をしていただきながら、それをもとに議論を進めていくということを長崎県としてはお願いをしております。

引き続き、そういったことを踏まえて佐賀県のご理解をいただけるように努力をしていきたいと思っています。

○副議長（吉村 洋君） 小林議員—34番。

○34番（小林克敏君） 今、知事は、私の質問に、あんまりしっかり答弁をしてないような感じがします。

佐賀県の財政負担を考えていきたいと思います、そうした時に、今の30年間の起債の償還期間を50年にしたら、今、22億円と予定されているところが13億円になりますよと、そういう点は与党PT会長の森山幹事長からのそういう話でもあるわけだから、そういうことをきちんと受け止めて、山口佐賀県知事に話を働きかけてもらいたいと、こういうお願いをしているわけです。よくわかっていただけましたか。

30年の起債の償還期間を50年にすると、そうすれば13億円ぐらいになりますよと、大分助かるんじゃないかと思うんです。毎年22億円払う

のと、毎年13億円ということになると、大分流れが変わってくると思います。

これを森山幹事長がおっしゃっているわけだから、これをあなたの言葉に換えて、しっかり山口佐賀県知事を説得するぐらいの、そういう意欲を持っていただければ大変ありがたいと、こう申し上げているわけです。

そういうことでやってまいりましょう。どうぞよろしくお願いいたします。

2、長崎空港の利用促進について。

①ソウル線に次ぐ国際航空路線の誘致について。

大村市に存在する長崎空港の国際航空路線の誘致について、お尋ねします。

長崎—ソウル線が約5年半ぶりに再開いたしました。この再開は、県庁の関係職員をはじめ、大韓航空の皆様の熱意と努力の積み重ねであります。関係者のご尽力に敬意を表したいと思っております。

久しぶりに喜ばしいニュースであります、この機会に我々が考えなければならないことは、長崎空港と九州各県の国際航空路線の便数の比較です。福岡空港は別格として、熊本、鹿児島、そして隣県の佐賀空港よりも劣っていて、九州では最低グループに甘んじています。

今後の国際航空路線の誘致については、まず、運休している香港路線の早期再開を実現させ、国際的なハブ空港であるシンガポールやタイのバンコクも有望ではないかと考えますが、ソウル便に次ぐ国際航空路線の誘致について、県の戦略、取組の方向性について、お尋ねをいたします。

○副議長(吉村 洋君) 文化観光国際部政策監。

○文化観光国際部政策監(村田利博君) 国際航

空路線の誘致に向けましては、東南アジアの中でも訪日客が多いシンガポールやタイは、本県にとってもインバウンド誘客が期待できる市場であると認識しております。

また、シンガポールは、観光消費額が高く、タイは、観光客が急増していることに加え、いずれも国際ハブ空港を擁しており、路線が就航することで世界各国からの誘客も期待できることから、大変魅力のある市場であると考えております。

県といたしましては、ソウル線及び上海線の安定運航に注力するとともに、新規路線の誘致につきましては、市場のニーズや就航に伴う経済効果などを総合的に勘案しながら、戦略的に取り組んでまいります。

○副議長(吉村 洋君) 小林議員—34番。

○34番(小林克敏君) ②国際線ターミナルの機能拡張について。

現在の空港ビルは、建設されてから50年が経過しました。特に、国際線ターミナルは、老朽化が非常に激しい。しかも、チェックインカウンターは1か所しかなく、さらに、出国、入国の手続を行うスペースも非常に狭く、大変不便であることは、これまで幾度となく指摘をしてきました。今後、国際航空路線の誘致を考えるならば、国際ターミナルの建て替えはぜひとも必要ですが、県としてどのように考えているのか、意見を求めたい。

○副議長(吉村 洋君) 地域振興部長。

○地域振興部長(小川雅純君) 長崎空港の国際線ターミナルについては、施設が狭隘であり、同じ時間帯に複数の便を受け入れることが困難などの課題があると考えております。

全国的にインバウンドの需要が高まる中、長

崎空港においても、現在の就航状況や今後の路線誘致の動向を踏まえ、適切な受入れ体制の確保について、国の関係機関をはじめ、空港関係者と検討を進めてまいります。

○副議長（吉村 洋君） 小林議員—34番。

○34番（小林克敏君） 長崎空港は、言うまでもなく、世界初の海上空港であり、滑走路3,000メートル、騒音も少ない、就航率が高く、アジアの国々とも最も近い距離である等、好条件がそろっております。24時間空港に昇格する可能性は最も高いと考えております。

このような優位性がある。しかも、我が長崎県の最大の経済基盤である長崎空港を、いつまで、一ローカル空港にとどめておくのか。我が国、我がまち、長崎県の大いなる損失であることを改めて強調したいと思います。

また、国際線は、出国手続に1時間以上も時間を要し、利用客からたびたび不満の声が挙がっていることは知ってますか。IRが実現していれば、NABICによって空港全体の新築建替え計画は実現できていたはずですが、それがかなわない状態になった以上、暫定的に国際ターミナルビルだけでも先行して建設するなど、何らかの対応が必要だと考えます。

知事、あなたは、長崎空港の外国人の入国者数を知っていますか。いいですか、よく聞いてください。直近の令和5年の1月から12月までの1年間で、福岡空港は別格として、熊本空港が7万2,000人、鹿児島空港が2万6,000人、お隣の佐賀空港が2万4,000人、宮崎空港が9,400人、そして、我が長崎空港は1,000人にもとどかない、なんとわずか529名、そういう最下位というところがございます。まことにもって恥ずかしい。県民の皆様から、政治、行政不在とお

叱りを受けても仕方がないと思います。

時間がないから答弁は要りませんが、ひとつこの点については、言葉だけでなく、しっかり取り組んでもらうことを強く訴えておきたいと思います。

3、大石県政の成長戦略とその成果について。

①県内市町の経済成長について。

先月、11月2日付の日本経済新聞の一面に、「地価上昇 住民に還元」という記事であります。ご覧になりましたか。記事によりますと、地価上昇や企業誘致で増える固定資産税収入を、子育て支援をはじめ、その他の政策を充実させるために使う、そういう自治体が増えてきていると報じております。

また、記事によりますと、一昨年、2022年度の県内市町の固定資産税収入額は、長崎県が692億円、九州8県のうち第6位、12年前の2012年からの伸び率でも九州8県の中で第7位と、いずれも残念ながら低位となっています。

そこで、まずお尋ねしますが、固定資産税とは、どのような性格を持つ税金であるのか。また、県内市町、特に、県央地区の固定資産税の収入額や伸び率はどのようになっているのか、要因分析も含め、今後の動向について、お尋ねをいたします。

○副議長（吉村 洋君） 総務部長。

○総務部長（中尾正英君） まず、固定資産税でございますが、土地や家屋、償却資産のいわゆる固定資産の1月1日現在の所有者が納税義務者となる市町村税で、市町の税収の約4割を占める基幹税目となっております。

県内市町の固定資産税の状況でございますが、直近の比較可能な資料ということで、令和4年度の決算でございます。大村市など県央地区に

おける対前年度比約4.4%の増、県全体で見ても3.1%の増となっております。県全体で見た時の令和4年度の市町の固定資産税の収入額は679億円ほどとなっております。

この増の要因としましては、企業の設備投資などによるものと認識しておりますが、今後は、西九州新幹線の開業効果なども反映してくるものと考えられます。

○副議長（吉村 洋君） 小林議員—34番。

○34番（小林克敏君） ただいまの総務部長の答弁を聞いて、大村市はじめ諫早市などの県央地区は、西九州新幹線の開業効果も相まって、企業の設備投資が図られ、さらなる税収増が見込まれ、もちろん、地方税が増えると国からの地方交付税は減少するが、一定程度は市町の自主財源として残ります。

今、全国的に話題となっている台湾の世界的半導体メーカーであるTSMCが熊本県の菊陽町に進出し、進出を受け入れた菊陽町にどんな変化がもたらされているか調査してみますと、TSMCが菊陽町に建設した第1工場の投資額は1兆2,900億円、今後、建設される第2工場は約2兆850億円、合わせると3兆円を超える規模となっています。

経済波及効果を調べてみました。10年間で九州全体で20兆1,000億円、熊本県ご当地は11兆円、2022年度の地価上昇率は、前年比31.6%、全国第1位、そのうえ、菊陽町では、その大幅な税収増を財源として、なんと小中学校の児童生徒4,500人分の給食費約3億円を来年度から無償化にする方針を打ち出しています。

人口も増え、令和3年から令和5年までの間に長崎県から、なんと902名の若い優秀な労働力が転出超過となっている。

聞けば聞くほど、熊本県菊陽町はうらやましい限りであります。このような好循環を県内でも創出していくことが、それこそ大石県政の役割ではないかと申し上げたい。

②未来大国の成果について。

③ビジョン特別事業について。

そこで、大石県政の県政推進の戦略、新しい長崎県づくりのビジョン特別事業について、お尋ねをします。

令和6年度からビジョン特別事業として、「空飛ぶ未来を拓くドローンワールドプロジェクト」など4つの事業を打ち出しているが、各事業の目標と現在の進捗状況、さらにはビジョン特別事業の実施で期待される具体的な雇用創出効果及び経済効果をどのように考えているのか、お尋ねをいたします。

○副議長（吉村 洋君） 知事。

○知事（大石賢吾君） まず、今般策定いたしましたビジョンでございますけれども、県民の皆様に長崎県、本県を愛し、自慢してもらうことで、シビックプライドを醸成して、「新しい長崎県づくり」に一緒に取り組んでいただきたいと、その思いで4つの分野における、概ね10年後の目指すべき姿と、そのために必要な施策の方向性をお示しをしたものでございます。

こうした中、今年度はビジョンの実現に向けた第一歩といたしまして、今、小林議員にお触れいただいた各分野で一つずつ、ビジョン特別事業を構築して施策を推進していくための基礎づくり、土台づくりを中心に取り組んでいるところでございます。

個別のプロジェクトについて、ご質問いただきましたので、お答えします。

まず、「こども分野」では、「こども場所等

官民連携プロジェクト」というものを構築しております。

これは、多様な主体の連携による支援の充実等を目標としておりまして、こども場所の創出にかかるアンケートやヒアリング、全体構想の策定に取り組んでいるところでございます。

成果目標といたしましては、こども場所の充実が図られた市町の数を目指しております。

「交流分野」におきましては、「マニアが集う長崎プロジェクト」というものを構築しておりまして、目標としましては、様々なジャンルの聖地、拠点の創出であったり、マニアの誘客を目標としております。「アニメ」、「小説」、「酒」をテーマにしたコンテンツづくりや情報発信を実施しているところでございます。

成果目標といたしましては、本事業の取組によって、本県へ行きたいと思った人の割合を増やしていくといったことを指標としております。

「イノベーション分野」でございますけれども、これは先ほど言及がありました「空飛ぶ未来を拓くドローンワールドプロジェクト」を構築しております。

これは、ドローンの活用によります生産性向上であったり、活用フィールド・オペレーターの創出を目指しております。

「ドローンの需給マッチング促進プラットフォーム」の開設等に現在取り組んでいるところでございまして、これによってドローンを新たに活用していく産業分野の数を成果指標としております。

「食分野」におきましては、「長崎・食の賑わい創出プロジェクト」というものを構築しておりまして、目標としましては、本県ならではの「食の賑わい拠点」の創出を目指しており

ます。

現在取り組んでいる状況としては、関係者へのヒアリング、また、先進事例の調査、拠点エリアの検証といったものを実施しております。

成果目標といたしましては、「食の賑わいの場」の実現に向けたロードマップの策定といったことを成果の目標としております。

このように、現状においては、各種施策を着実に推進しているところではございますけれども、今後、この検証も行いながら、次のステップにつながる施策の構築に注力をしていきたいと考えております。

○副議長（吉村 洋君） 小林議員—34番。

○34番（小林克敏君） 今、私はどんな質問をしたかということ、このビジョンの特別事業によって、これを着実に実行したならば、雇用創出効果とか経済効果については、どんな成果が期待できますかと、こんなことを聞いているけれども、率直に言って、あんまりその答えは出てこないんです。言葉が踊るだけだよ。

そういうことで、ビジョン特別事業などというものは、今から、これからでしょうが、現時点において、また将来においても、雇用創出効果や経済効果について、どんな政策が期待できるかと、そういうことについては率直に申し上げて、なかなか見込めないし、厳しいのではないかと、こんな感じを受けます。

先ほど、熊本県の菊陽町の事例を私は申し上げましたが、具体的な税収増を呼び込むような県の事業を柱に据えていかないと、県民の皆様の暮らしは一向によくないと思います。いいですか、県民の皆様の暮らしは一向によくないと思う。

今回の衆議院議員総選挙の結果を見てください

い。物価高騰に苦しむ国民の皆様に対し、手取りを増やすと掲げた政党が議席を伸ばしている。国民は、いかに具体的な成果を求めているか、よきあらわれではないかと思います。

4、令和7年度当初予算編成と知事マニフェストについて。

①令和7年度当初予算編成に向けた基本的な考え方について。

県は、先日、10月31日、令和7年度当初予算編成方針を発表され、政策的経費にシーリングを設け、約10億円を捻出し、知事主導の新しい長崎県づくりのビジョンの関連施策にも予算が配分されると思いますが、長崎県は、今申し上げたように、雇用・経済対策に加え、大石県政1期目の最後の本格的な予算となる令和7年度当初予算において、大石県政の柱となるビジョン「未来大国」は、物価高等に苦しむ県民の暮らしや生活を具体的にどのような支援が助けになると考えているのか、知事、答弁できますか、お尋ねをいたしたいと思います。

○副議長（吉村 洋君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 県では、物価高や人手不足などの足元の課題への対応について、令和7年度の主要施策における5つの柱の一つとして盛り込んでおります。また、国の経済対策も最大限に活用しながら、迅速かつ的確に対策を講じてまいりたいと思っております。

先ほど申し上げたビジョンの特別事業でございますけれども、これは将来を見据えて中・長期的に取り組むこととしておりますけれども、例えば、イノベーションでお話をしましたけれども、ドローンですね、これは医薬品の搬送であったり、農薬の散布等にドローンを活用することで、物価高や、また、人手不足にも寄与で

きる取組であると考えております。

そのため、ビジョンの施策の推進に当たっては、デジタル技術の活用による生産性の向上であったり、また、交流人口の拡大といったことによって、地域経済の活性化、基盤強化が図られると思いますし、現下の課題解決にもつながる世界観をしっかりと意識をしながら、短期的な対策とともに、同時並行的に進めていくということが大事だと思っております。

○副議長（吉村 洋君） 小林議員—34番。

○34番（小林克敏君） 答弁していただく方々、ありがたいんだけれども、時間がありませんから、なるべく簡単に短縮してご答弁をお願いしたいと思います。

それでは、全国規模で頻発する災害対策や、介護をはじめとする各分野での人材確保対策など、直ちに対応しなければならない諸課題が山積しています。

その点を踏まえて、令和7年度当初予算編成に向けて、どのような姿勢で臨もうとしているのか、お尋ねをいたします。

○副議長（吉村 洋君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 令和7年度でございますけれども、最終年度となる「長崎県総合計画」の着実な推進と、先ほど来申し上げているビジョンの実現に向けた施策の展開を図っていきたいと考えております。

これに加えて、当初予算におきましては、物価高騰や人手不足といったことなど、社会経済情勢を踏まえた本県における目下の諸課題に対して、スピード感を持って対応していくことを盛り込んでおります。また、国の経済対策も有効に活用しながら、きめ細やかに対応していくこととしております。

ここで、財政面に目を向けますと、本県の財政は、社会保障関係費の継続した伸びに加えて、公債費負担の増加等によって、令和7年度以降は基金の取崩しが見込まれるなど、大変厳しさを増していくという状況にあります。

これらを踏まえまして、来年度の予算編成に当たっては、引き続き、歳入・歳出の両面から一層の収支改善を図るとともに、事業終期を迎える事業等のスクラップ・アンド・ビルド等により、施策の集中と選択といったものを図って、総合計画やビジョン、目下の諸課題等に適切に対応した効果的な予算編成に努めていきたいと考えております。

○副議長（吉村 洋君） 小林議員—34番。

○34番（小林克敏君） 長崎県の財政の状況は、今、知事が言われたように、先般の「中期財政の見通し」で明らかになった、お答えがあった、「社会保障関係経費、公債費負担の増加など、財政はより一層厳しくなります」と、総務委員会での財政課長の答弁では、「令和7年度以降は、毎年度20億円前後の財源不足が生じる」と。

そうすると、財政調整のための基金はどれくらい目減りすると考えているのか、まず確認をしたいと思います。

○副議長（吉村 洋君） 総務部長。

○総務部長（中尾正英君） 本年9月に公表した「中期財政の見通し」では、先ほど議員おっしゃいましたとおり、公債費について、今後10年後には450億円を超える額で高止まりすること、また、社会保障関係経費については、昨年度、5年間で約65億円の増加を見込んでいたものが、今年度の試算では86億円に増となると、さらに増加幅が拡大するものと考えております。

ご指摘のございました基金ですが、毎年度20

億円前後の財源不足が令和7年度以降生じることになりまして、現在の381億円から5年間で約3割減少し、270億円となる厳しい見通しとなっているところでございます。

○副議長（吉村 洋君） 小林議員—34番。

○34番（小林克敏君） 総務部長のそういう意見を聞いて、現在、381億円の基金がある。わずか5年間で270億円、まさに5年間で111億円、これだけ減少するとは、これは率直に言って、ただごとではありません。県庁は、ある意味、非常事態を考えるぐらいの危機意識を持っていたき、事業の選択と集中は徹底しなければならない。令和7年度のビジョンに関連する施策の事業費はどの程度の規模になるのか。

さらに、ビジョンに予算が傾斜配分され過ぎて、県民が求めるところの他の事業に影響が生じるのではないかと思います、その点は大丈夫ですか、お尋ねします。

○副議長（吉村 洋君） 総務部長。

○総務部長（中尾正英君） 令和7年度当初予算要求において、ビジョン実現事業については、こども場所の充実や食のにぎわい創出など、計5事業、約4億円の要求があっており、今後の予算編成作業の中で、これらも含め、事業目的や成果等の観点から精査を行い、効果的な事業構築を行っていききたいと考えております。

こうしたビジョンですとか、あと、各分野の重点課題については、5%など最小限のシーリングを設けながら財源を確保し、予算を配分することとはしております。

また、予算編成に当たって、こうしたビジョンや重点課題への配分とともに、施策間の予算配分にも留意しながら対応してまいりたいと考えております。

先般公表しました令和7年度当初予算の要求状況においても、ビジョンや重点課題等に対応しつつ、各分野の要求状況に特段の偏りは生じていない状況であります。適切な予算措置がなされるよう、今後、さらに精査を進めてまいりたいと考えております。

○副議長（吉村 洋君） 小林議員—34番。

○34番（小林克敏君） ②今後のビジョンの取り組みについて。

今、答弁がありました。令和7年度、来年度のビジョンの要求事業が5つの柱、そういうことで4億円、その他の新規要求が9億円、合計13億円となっておりますね。しかしながら、そういうシーリングでつくった金が10億円、それだけでも3億円が不足するではありませんか。一体これからどうなっていくんですか。

私は、この際、知事主導の「新しい長崎県づくりのビジョン・未来大国」の問題点を、4点に絞って指摘し、そして、今後のビジョンの進め方について提案をしたいと思います。

まず1点目として、この事業は、10年後の未来からバックキャストिंगして事業を構築しようとしています。今や、1年後のことですら見通せない不確実な時代なのに、10年後のあるべき姿というが、その姿は見通すこともできない、変貌している可能性が高いではありませんか。しっかりと10年後の青写真もない中、事業化することは、極めて困難ではありませんか。

2点目は、事業化する構想であるにもかかわらず、「旗印」や、「わくわくする」など、全く理解ができない内容が、しかも抽象的に並んでいて、具体性に欠けております。

行政サイドは、自動的に入ってくる県民皆様

からの血のにじむ税金に、あえて言えば、あぐらをかいていると言われても、何も答えることはできないのではないかと。

このような抽象的な構想に基づく事業計画だと、民間なら、どこの金融機関からも資金の借入れは難しいと思います。

3点目は、10年後を見据えた行程表、具体的に政策目標、成果指標などが示されておられません。一般的な県の事業は当たり前のことですが、成果目標や活動指標、全体の予算枠を定めたいで事業化を検討するのではないのですか。

4点目に、「こども」をはじめとする重点4分野が重要な視点であることは理解をしますが、先ほども言った雇用創出、県民所得向上など、県勢浮揚につながる、今まさに県民が求めている分野が少ないと、何か口を開けば子どもを前面に出し、子どもが未来のために大事なことは、当然、我々もわかるし、理解をいたしますが、聞こえのよい言葉を並べ、率直に言わせていただくなれば、知事、あなたの選挙対策の構想のようだと、そんな声も聞こえてくるんです。

以上、4点を問題として指摘しましたが、そこで、私は知事に提案したいと思います。

令和8年度から新たに総合計画がスタートします。私は、あなたが考えるビジョンの中でも、必要な理念は残して、今まさに県民皆様が求める喫緊の課題、重複する事業などを整理しながら、財政が厳しい中、成果の少ない、あるいは成果が見えないこの事業に、これ以上、県民の皆様の血税を投じることは、いかがなものか。総合計画とタイアップした事業として組み立て直し、新たなスタートを切ったらどうかと、こういうふうに考えるが、知事の見解を求めます。

○副議長（吉村 洋君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 小林議員には、今、4つの理由ということで、貴重な意見をいただいたというふうにまず受け止めております。

ビジョンにつきましては、先ほど申し上げたとおり、県民の皆様には、目的としては、ふるさと長崎県を自慢に思ってもらいたいと、どういった姿になれば、そういった自慢ができるのかといったものを、概ね10年後のありたい姿をお示しをしたのがビジョンでございます。その施策も、そういった方向性で進めていこうという大まかな方向性を示しております。

そういったものでございますので、まず、次期総合計画の策定に当たっては、そういったビジョンの理念であったり、考え方を取り入れて溶け込ませながら、しっかりと検討を進めていきたいと考えております。

具体的に申し上げますと、次期総合計画における基本戦略、施策には、ビジョンの4つの分野や、ありたい姿、施策の大きな方向性といったものの内容を落とし込むとともに、総合計画の実現に向けた基本姿勢等には、デジタル技術の活用をはじめ、ビジョンで掲げております4つの共通の視点がありますけれども、そういったものを盛り込むこととしておりまして、その中で進捗についても適宜確認をしていきたいと考えております。

○副議長（吉村 洋君） 小林議員—34番。

○34番（小林克敏君） 私は、令和8年度からスタートする、そういう総合計画とタイアップして、そして力を合わせてやっていった方がいいのではないかと、これをあなたに提案しているけれど、その点については何にも触れてないじゃないか。

○副議長（吉村 洋君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 先ほど説明したつもりであつたんですけれども、次期総合計画の中でも、ビジョンの考え方といったものは、しっかりと溶け込ませながら、しっかりと整合するような方向性を、一致できるような形で検討を進めていきたいと思っています。

○副議長（吉村 洋君） 小林議員—34番。

○34番（小林克敏君） 私は、今、喫緊の課題を、重複する事業などを整理しながら、財政が厳しいわけですが、もたないわけでしょう、今のままでは。あなたのビジョンが、また今度、4億円も出していると、こういうことで成果が少ない、あるいは見えない、この事業に、これ以上、県民の皆様の血税を投じることはいかななものですかと、言いにくいことを言っているわけです、私は、これ以上、言いにくいことはないよ。そういう県民の皆様の血税を投じることには、いかななものかと。

総合計画とタイアップした事業として組み立て直し、新たなスタートをきっかけにしたかどうかと、あなたのビジョンの主要な理念は残して、今まさに県民が求める、そういう喫緊な課題を総合計画とタイアップしてやったらどうかと、こんなすばらしい提言をしているのに、あなた、軽く聞いたらいかんですよ。そこはもう一回、もうひと押し、はい、頑張ろう。

○副議長（吉村 洋君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 議員のお考えは理解しているつもりでございます。ですので、何度も申し上げますけれども、次期総合計画のビジョンの考え方、恐らくビジョンが新しく何か総合計画と別の事業をはじめているという理解ではなくて、事業が目指していく方向性といったものをお示ししたのがビジョンでございます。ですの

で、そういったものをより効率的に、また、総合計画を考えてつくっていく中で、こういった方向性でいきましょうというような姿として取り込ませるという考え方でございますので、それはタイアップという言葉が適切かどうかわかりませんが、イメージ、理解は共通はしていると思っております。

ですので、そういったビジョンと総合計画がしっかりと協働でできるような形でまとめ上げられればと考えています。

○副議長（吉村 洋君） 小林議員—34番。

○34番（小林克敏君） 次の質問をしたいから時間をとっておりますが、せっかくの今の答弁だけでも、総合計画とビジョンの位置づけ、この辺がいまひとつあなたの答弁はわからないわけだよ。今のままのビジョンではだめですよと、こんな金食い虫は困ります、成果が上がらないではないかと、10年後の未来は見えないではないかと、そういう点から考えていけば、令和8年度、新しく総合計画がスタートすると、この中にきちんと一緒にタイアップしてやったらどうかと、あなたがなんでタイアップなんて、タイアップだよ、意味、わかるか。

こういうようなことをちゃんと私はやっていただいて、ひとついい結果を出していきましょーうと、こういうことで申し上げているわけけれども、あなたはタイアップという言葉をなぜか使いたがらない。どうなんですか、そこは。

○副議長（吉村 洋君） 知事。

○知事（大石賢吾君） タイアップという言葉の定義をしっかりと理解しながら、しっかりと溶け込ませながら、お互いの考え方、わかりやすい形でまとめ上げられたと思いますし、ビジョンに対する意見はしっかりと受け止めながら、

よりよいものにしていけるように、ともにいい長崎県をつくれるように努力をしていきたいと思えます。

○副議長（吉村 洋君） 小林議員—34番。

○34番（小林克敏君） 5、知事の政治資金問題について。

それでは、行きはよいよい帰りは怖いけれども、本日の最後の質問、知事の政治資金の疑惑について、率直にお尋ねします。

①2,000万円の架空計上について。

②460万円の不正支出について。

残念ながら時間がなくなりましたので、あなたを取り巻く疑惑はたくさんある中から、2,000万円の架空貸付け疑惑について、ただしたいと思えます。

端的に尋ねますが、発表されたばかりの知事の後援会収支報告書を見ると、460万円が誤払いとして訂正されています。この誤払いとは一体何ですか、知事。

○副議長（吉村 洋君） 知事。

○知事（大石賢吾君） まずはじめに、収支報告書の記載が正確なものになってなくて、今回、訂正をしましたこと、お詫びを申し上げたいと思えます。

その460万円につきましては、2,000万円を貸付けとして処理をして、その2,000万の貸付けに基づいて返金を受けておったわけですが、今般、その貸付けが二重計上ということで適切ではないということで削除しましたので、訂正をしましたので、それに伴ってお支払い、返金をしております。

ですが、もともとその460万円は返済として出金しておったわけですが、その2,000万円の貸付け自体が訂正でなくなりましたので、

それについて貸付けに基づいた出金ではなく、誤払いということで訂正をさせていただいております。

○副議長（吉村 洋君） 小林議員—34番。

○34番（小林克敏君） なかなかね、説明がわかりにくい、だから、説明責任を果たしていないと言われるわけです。

誤払いというのは、誤って払うということでしょう。誰が一体誤ったんですか。2,000万円をあなたは持ってないわけだよ、その当時。2,000万円という大金を持ってないわけだよ。持ってない2,000万円をあなたが自分の後援会に貸し付けて、それで第1回目の460万円のいわゆる返済金、460万円というのは、400万円が元金、60万円が利息と、この460万円をあなたは後援会から振り込ませているわけです、あなたの個人口座に、それを受け取っているわけですよ。これは誰が間違ったんですか、誰が誤っているんですか、この記載を、誤払いをしてるんですか、お答えください。

○副議長（吉村 洋君） 知事。

○知事（大石賢吾君） これまでも繰り返しご説明申し上げておりますけれども、この2,000万円については、知事選挙の際、私が医師信用組合から借り入れた2,000万円について、その処理を貸付けにして返済を受けることはできると、それは問題がないということを受けて、そのように処理をしたものでございます。

誰がとか、個人とかの話じゃないですけども、その理解で貸付けと私も報告をしておりましたし、それに基づいて正式な返金として受け取っておりました。

ただ、今般、それを見直す中で、これが二重計上となって適切でないということで訂正をし

ておりますので、その訂正に基づく記載として、誤払いと記載をして訂正をさせていただいております。

○副議長（吉村 洋君） 小林議員—34番。

○34番（小林克敏君） 時間がないからね、全く言っていることが意味がわからない、不明だよ。誤って払うと、誰が誤って払ったのかと。あなたは、2,000万円、その時点で、その当時、持ってなかったわけだよ。だから、医師信用組合から2,000万円を借りた、そのお金は選挙で全部使ってるわけだよ、幾らか残ったかもしれんが。

そういう状況の中で、いいですか、何かこうやってね、人に責任を押しつけるような、そんな誤払いなんてことはあり得ないと、こんなことを言うから、あなたの説明責任が十分できないと。あなたの言っていることを、後で議事録を見て、もう一回精査しますけれども、なかなかわからないわけだよ。

あなたは、いいですか、選挙の年の1月、令和4年の1月14日に、医師信用組合から選挙資金ということで2,000万円借りたわけだよ。そうしたら、1月の12日に後援会に、持ってないあなたが2,000万円を貸し付けたと、なんでこういうことになるのか。持ってないお金をどこから持ってきたんですか、2,000万円、どうですか。

○副議長（吉村 洋君） 知事。

○知事（大石賢吾君） ちょっと2点お話をさせていただきたいんですけど、まず1点目は、先ほど460万円について、誤ったというふうにおっしゃいましたけれども、私はそうではなくて、その当時、2,000万円として貸付けて、その貸付けに基づいて返金を受けたということなので、その返金自体は、その当時、誤ったものではな

いと、ちゃんと貸付けの契約に基づいた返金だったというふうに理解をしています。

ただ、それを今回ですね、その2,000万円を訂正する際に契約がなかったということに訂正をさせていただいておりますので、その460万円の出金については、誤払いという記載に訂正をさせていただいております。

○副議長（吉村 洋君） 小林議員—34番。

○34番（小林克敏君） いいですか、あなた、2,000万円を貸したことに基づくとか、あなたは後援会に貸したというような、そういう2,000万円を、先ほどから何回も言っているように、持ってなかったわけだから、じゃ、その2,000万円はどこから持ってきて、だから、貸付けたから460万円のそういう返済金を受け取ったんだとおっしゃっているわけだ。

まず、2,000万円の後援会に貸付けたという、この原資の2,000万円はどこから持ってきたんですか。

○副議長（吉村 洋君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 先ほどお答えしようとした2点目が、その点でございまして、先ほど申し上げたとおり、2,000万円は、医師信用組合から借入れた2,000万円の処理について貸付けとすることが可能だと、それが何ら問題がないといった形だったので、そのように判断をして契約を結んで返済を受けたということでございます。

○副議長（吉村 洋君） 小林議員—34番。

○34番（小林克敏君） 2,000万円のね、そういう、医師信用組合から借りた2,000万円は、もう現実には選挙で使って、あとわずかしかないわけですよ。そうしたら後援会に、また別口で2,000万円を貸してるわけですよ。さっきの2,000

万円は選挙資金の、選挙の収支報告の中に出てくるわけで、それ以外の2,000万円は、あなたが自分のお金を後援会に、あたかも貸したみたいな、そういう状況で、そういう間違いがはじまっている。

これはもうね、元監査人から言わせると、意図的な、いわゆるお金を詐取するためにやっている、こう言われているわけよ。あなたは、本当だったらお金を返すこともないだろう。

そういうようなことで、じゃ、その借用書は誰が作ったんですか。

○副議長（吉村 洋君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 借用書は、正式には私と後援会の間で結んだものでございます。

○副議長（吉村 洋君） 小林議員—34番。

○34番（小林克敏君） 借用書は、いつ結んだんですか、作ったんですか。

○副議長（吉村 洋君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 正確な日付は、ちょっと待ってください。すみません。正確な日付が今ちょっと手元にありませんけれども、その2,000万円について、貸付けという処理で返済を受けることは可能といったのが、説明を受けたのが大体5月ぐらいだったと思います。

○副議長（吉村 洋君） 小林議員—34番。

○34番（小林克敏君） 1月12日に、そうやって貸付けたと、後援会に、それがなんで、そうやって借用書が5月か6月頃になってると、なんでこうなるんですか。

○副議長（吉村 洋君） 知事。

○知事（大石賢吾君） すみません。借用書ではなくて、その2,000万円をそのように処理をして返済を受けることが可能だといった話を受けたのが5月頃でございます。ですので、それは貸

付け、日付がずれているかどうか、はっきりわかりませんが、そのように契約を結んだのは1月の日付になっていると、そう理解しています。

○副議長（吉村 洋君） 小林議員—34番。

○34番（小林克敏君） 話がね、この人の話は、そういう点は本当によく聞かないと、全くね、丸め込められてしまう。借用書をつくったのは、いいですか、私の調査では7月22日になってる、夕方6時56分。それもね、その借用書に、なんと驚くなかれだよ、誰が印鑑を押したかと、元秘書課長、今、県北振興局長、この現職の県庁の職員、この公務員が、その借用書の印鑑を押してると。なんでそうやって元秘書課長に印鑑を押させたんですか、お尋ねします。

○副議長（吉村 洋君） 知事。

○知事（大石賢吾君） その日のことははっきり覚えておりませんが、私が留守中にですね、その作成をするということで、印鑑がある場所が県庁でしたので、それで押していただいたというふうに理解をしています。

○副議長（吉村 洋君） 小林議員—34番。

○34番（小林克敏君） 大体1月12日に、全くでたらめと、私はあえて言わせてもらうけれども、ない2,000万円を後援会に貸付けたと、当然、この2,000万円は大金だから、借用書を当然つくると、借用書は、自分と後援会でつくったんだと、こう言っておきながら、それがいつつくったのかというと、なんかね、しどろもどろになって、それがわからんと、普通だったら、2,000万円という大金を後援会に貸し付けるならば、いつ貸し付けた、借用書はこれだというようなことにせんといかんのに、借用書の印鑑を、なんで元秘書課長に命じて、そうやってつくらせ

るのかと、印鑑を押させるのか、この辺がどうしても理解ができないわけよ。

私は率直に、時間がないからね、端折って言いますが、知事、あなたはね、この2,000万円の問題に、自分は一切関係してないみたいなカモフラージュが、元秘書課長に印鑑を押させた、それで、私は、委員会で元秘書課長に、何のものに、そういう大事な印鑑を押したのかと、こうやって質問をしたら、何の内容かわかりませんと、よく見もしないで印鑑を押しましたと、こんなことを言ってるわけだよ。こんなことはまかり通らんと。

そういうことで時間がきましたから、残念ながら、時間がなくて申しわけないと思うけれども、まだまだ、あなたの説明責任は終わらない。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（吉村 洋君） これより、しばらく休憩をいたします。

会議は、3時15分より再開をいたします。

— 午後 3時 1分 休憩 —

— 午後 3時15分 再開 —

○議長（徳永達也君） 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

堀江議員—32番。

○32番（堀江ひとみ君）（拍手）〔登壇〕 日本共産党の堀江ひとみです。

お忙しい中、県議会議場においでいただき、インターネットをご覧いただき、ありがとうございます。

通告に基づき、質問いたします。

1、日本被団協の「ノーベル平和賞」受賞について。

①受賞に対する見解。

日本原水爆被害者団体協議会、日本被団協が、「ノーベル平和賞」を受賞しました。核兵器禁止条約の採択を草の根の運動で進めてきた日本被団協の受賞です。

核兵器は、いかなる理由でも二度と使用してはならない、核戦争は、絶対に起こしてはならない、核兵器は、今すぐに廃絶しなければならない、国際社会の明確なメッセージです。

そこで、知事に質問します。

日本被団協の「ノーベル平和賞」受賞について、改めて見解を求めます。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君）〔登壇〕 堀江議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今回の受賞は、日本原水爆被害者団体協議会の皆様方の、長年にわたる核兵器のない世界の実現に向けた努力と多岐にわたる活動が評価されたものだとの認識をしております。これまでの取組に深く敬意を表する次第でございます。

核兵器を取り巻く国際情勢が厳しさを増す中で、被爆者の皆様の取組が世界から認められたことは、核なき世界を目指すうえで大変意義が深いものだというふうに受け止めております。

県としまして、次期SDGsの目標に核兵器廃絶を位置づけるための取組を進めてきておりまして、今回の受賞を契機に、国際社会全体で核兵器廃絶に向けた行動が、今後さらに広がっていくことを心から望んでおります。

引き続き、「長崎を最後の被爆地に」と、その県民の皆様の思いを胸に、長崎市や広島県等と連携して、核兵器のない世界の実現に向けて力を注いでいきたいと考えております。

以後のご質問につきましては、自席から答弁をさせていただきます。

○議長（徳永達也君） 堀江議員—32番。

○32番（堀江ひとみ君） ②核兵器禁止条約の批准、締約国会議へのオブザーバー参加を国に求めよ。

本来なら、唯一の戦争被爆国である日本政府が、「核兵器のない社会を」と訴えなくてはなりません。ところが、ご存じのとおり、核兵器禁止条約への参加は拒否、締約国会議へのオブザーバー参加も否定しています。

日本被団協は、1956年に結成され、被爆者が命を削りながら、「核戦争阻止、再び被爆者をつくるな」と国内外で証言をしてきました。

被爆者と世界の諸政府、市民社会によって「核兵器禁止条約」が誕生し、2021年に発効しました。核兵器禁止条約は、国際規範として効力を発揮し、核兵器に悪の烙印を押しました。

日本被団協代表委員である田中熙巳さんは、「私たち被爆者は、未来を語っています。核兵器がある限り、被爆者が経験したことが未来に起こります。戦争のいきつく先は核戦争です。この地球に生きている人たちは被爆者候補です。原爆被害は、過去の話ではなく、未来の問題です」と発言をしています。

知事、被爆者の体験からくる核兵器廃絶の願いに応えて、核兵器禁止条約への署名、批准と締約国会議へのオブザーバー参加を日本政府に求めてほしいと思います。答弁を求めます。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 核兵器を取り巻く国際情勢は、先ほど申し上げたとおり、ロシアによるウクライナ侵攻であったり、また緊迫化する中東情勢を背景に、核兵器使用のリスクが高まるといったことが大変厳しい状況になってきていると、まず認識をしております。

一方で、来年、被爆80年の節目の年を迎える中で、日本被団協の皆様が「ノーベル平和賞」を受賞するといったことなど、核兵器廃絶に向けた機運は高まっていることも事実だと思っております。

核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加につきまして、本県は、令和4年度実施しております政府施策要望から国に求めています。これ以外でも、総理や外務副大臣等の政府要人と面会した際にも、あらゆる機会を捉えて積極的に働きかけを行っているところでございます。

また、核兵器禁止条約の批准につきましては、1日目の松本議員からもご質問をいただいたところでございますけれども、核兵器廃絶に向けた機運が高まる中で、県議会における議論等も尊重しながら、議論を進めていきたいと思っております。

○議長（徳永達也君） 堀江議員—32番。

○32番（堀江ひとみ君） 日本政府に対し、核兵器禁止条約の署名・批准は求めないとの答弁でした。

広島県は求めていますよね。なぜ長崎県は求めないのか。広島県と連携してと言いながら、締約国会議へのオブザーバー参加は、広島県も長崎県も求めている、しかし、核兵器禁止条約の署名・批准は求めない、これは私は連携しているとは言えないと思います。

10月23日、長崎原爆被災者協議会、長崎被災協の皆さんが、大石知事にノーベル平和賞受賞の報告に県庁に来られました。知事は、横断幕を掲げて皆さんと写真に納まっています。横断幕には何と書いてあるか。「日本被団協ノーベル平和賞受賞、核兵器のない平和な世界の実現

を、日本政府は核兵器禁止条約に署名・批准を」と書かれています。

知事は、横断幕を持って、日本政府は、核兵器禁止条約に署名・批准をと発信しているではありませんか。そのままの姿勢で、国に求める考えはありませんかと私は質問しています。答弁を求めます。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 核兵器のない世界をつくるといったことは、皆様と意思を同じにしているところだと思っております。核兵器禁止条約の批准・署名といったことについて、先ほど答弁したとおりでございますけれども、県議会等での議論等も踏まえながら、我々としても議論をしていきたいと思っております。

○議長（徳永達也君） 堀江議員—32番。

○32番（堀江ひとみ君） 核兵器をなくすという核廃絶は、被爆者からすると当然の願いです。でも、これだけの時間がかかった。来年はもう被爆80年になります。被団協が「ノーベル平和賞」を受賞したのは、やっとなんてここまでできたかと、本当に被爆者の皆さんの率直な思いなんですよ。

知事の答弁は、議論を高めたい、機運を高めたい、いつまで待つんですか。被爆者にはあとがありません。核兵器をなくすという被爆者の願いに応えるためにも、被爆地長崎の知事として、国に対し、核兵器禁止条約の署名・批准は求めてほしいと思います。再度答弁を求めます。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 今、堀江議員がおっしゃってくださったように、被爆者の方々、本当に高齢化が進んでおります。また、被爆者だけではなくて長崎県民、また、世界の本当に多くの

方々が、関心を持って核兵器のない世界の実現に向けて取り組まれていると、そう認識しています。

そういった中で被爆地の長崎県として、それが実現できるような取組を、私としても力いっぱい取り組んでいきたいと思っております。

この核兵器禁止条約の批准・署名につきましても、先ほど来申し上げているとおりでございますけれども、県議会での議論等も踏まえながら、我々としても議論をしていきたいと思っております。

○議長（徳永達也君） 堀江議員—32番。

○32番（堀江ひとみ君） ③国際署名を街頭で、県民に訴える考えはないか。

日本政府に対して、核兵器禁止条約の署名・批准をと、被爆地長崎から世論と運動を大きくすることが求められています。今、長崎県内、全国で、日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める署名活動が行われています。

大石知事が街頭に立ち、県民に訴える機会をつくってほしいと思いますが、見解を求めます。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 長崎県では、核兵器の存在が将来の脅威になること、これを持続可能性の観点から、全世界の一人ひとりが、やはり他人事じゃなくて、自分事として認識していただくことが非常に重要だと思っておりますので、それを目的に、令和4年度から広島県と連携をして、先ほど申し上げた次期SDGsに核兵器廃絶を目標として位置づけるという取組をしてきました。

また、そういった中で市民社会の大きな潮流をつくるといったことは非常に重要だと思っておりますので、例えば先月23日と24日の2日間

ありましたけれども、平和団体の皆様と、また長崎市と連携をしまして、これまでにない新たな平和のイベントとして「地球市民フェス2024」を開催したところでございます。それによって幅広い方々にご参画いただいたりとか、見ていただいたりして情報が届いたんじゃないかなと思っております。

今回の「ノーベル平和賞」の受賞を契機といたしまして、これまで以上に「長崎を最後の被爆地に」と、その県民の皆様の思いを統一して世界に向けて発信をしていくこと、その結果として、全世界の住民の一人ひとりの方々が、自分たちの未来の持続可能性の観点から、この核兵器の存在といったものが脅威であるということをも自分事として捉えていただけるような、そのような取組を引き続き続けていきたいと思っております。

○議長（徳永達也君） 堀江議員—32番。

○32番（堀江ひとみ君） 核兵器禁止条約の署名・批准を国に求める、そういう姿勢があつてこそ、知事が各種いろんなところで参加をして「核兵器廃絶を」の発言にも説得力があると私は思います。

国には求めないで、あらゆるところで「核兵器廃絶を」と言っても、私は、それは否定しませんが、発言力がないということ、説得力がないということを改めて強く指摘しておきたいと思っております。

2、被爆体験者について。

①新たな事業とはどんなものか。

広島では、爆心地から30キロ以上離れた地域にいた人たちも被爆者と認め、被爆者健康手帳が交付されています。

長崎では、原爆が投下された際に同じような

被害に遭いながら、爆心地から12キロ圏内で、どの地域にいたかによって、被爆者、被爆体験者と区別されています。被爆体験者の皆さんは、被爆者としても認めてほしいと、長年、命を削って運動をしてきました。

そこで質問します。

今月より始まった被爆体験者への被爆者と同等の医療費助成とはどのような事業でしょうか、簡潔に答弁を求めます。

○議長（徳永達也君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田淳一君） 被爆体験者の皆様への新たな医療費助成事業につきましては、第二種健康診断特例区域治療支援事業として創設され、被爆者と同等の医療費助成が行われることとなりました。

事業の内容といたしましては、遺伝性疾患や先天性疾患など一部を除いて、ほぼ全ての疾患の医療費が助成対象となり、本年12月分の医療費から適用されることとなっております。

また、これまで実施してきた被爆体験者精神影響等調査研究事業につきましても、当面の間、継続されることとなっており、被爆体験者の皆様にとって利便性の高い制度運用になっているものと考えております。

○議長（徳永達也君） 堀江議員—32番。

○32番（堀江ひとみ君） ②診断書作成費用の自己負担について。

先月22日、長崎県保健医協会、本田孝也会長が、大石知事に対し緊急要望書を提出しました。

被爆体験者の新たな事業は、新たな受給者証を取得するには医師の診断書が必要です。緊急要望書では、その診断書は、被爆者健康管理手当の診断書と同じ複雑なもので、診断書作成費用に約1万円の自己負担があると指摘し、早急

な対応を講じることを求めています。

このことについての答弁を求めます。

○議長（徳永達也君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田淳一君） 新たな医療費助成事業においては、肝臓機能障害や運動器機能障害など11種類の障害のいずれかを伴う疾病に罹患していることが要件とされており、受給者証の交付申請を行う際、このことを確認するために医師の診断書が必要となっております。

診断書の作成費用については、健康管理手当の申請や第一種健康診断受診者証から被爆者健康手帳へ切り替えを行う場合など、ほかの申請手続においても申請者の負担となっておりますことから、本事業においても同様に自己負担とされているところです。

○議長（徳永達也君） 堀江議員—32番。

○32番（堀江ひとみ君） ほかの制度も診断書料については自己負担なので、今回についてもそれと同等の対応になったという回答だと思うんですけども、いずれにいたしましても、被爆体験者の皆さんは、この1万円相当の診断書の自己負担については、いかななものかという声がありますので、ぜひ真摯に受け止めていただきたいというふうに思います。

③「被爆体験者は被爆者だ」の思いにどう応えるか。

「被爆体験者は被爆者だ」、これは長年、被爆体験者の皆さんが訴えてきたことです。

今回、国が示した事業について、「被爆者と同等の医療費助成を行うなら、被爆者と認めればいいじゃないか」、被爆体験者の率直な思いです。

これまで長崎県は、「全ての被爆体験者の皆様が救済されるべきという認識を持っている」

と議会答弁をしてきました。今後も、新たな事業や訴訟のことなど長崎県の対応が問われています。

「被爆体験者も被爆者だ」、この思いに沿って長崎県は対応していくと認識してよいか、長崎県の姿勢を確認させてください。答弁を求めます。

○議長（徳永達也君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田淳一君） 被爆体験者の皆様方の高齢化が進む中、被爆体験者の皆様の救済は喫緊の課題と認識しており、これまでも国に対して強く要望を行ってきたところです。

県といたしましては、引き続き、被爆体験者の皆様に寄り添いながら、長崎で「黒い雨」などに遭った方々の救済につながるよう、長崎の被爆地域以外でも降雨があったことを証明する資料の搜索など、長崎市とともに、一刻も早い被爆体験者の救済に向けて取り組んでまいります。

○議長（徳永達也君） 堀江議員—32番。

○32番（堀江ひとみ君） 確認をして申し訳ないんですが、全ての被爆体験者の皆様が救済されるべき認識、これはこれまでの議会答弁と同じということでもいいですか。

○議長（徳永達也君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田淳一君） 被爆体験者の方々の救済につながるよう努めてまいります。

○議長（徳永達也君） 堀江議員—32番。

○32番（堀江ひとみ君） 「被爆体験者は被爆者だ」、これは長年、被爆体験者の皆さんが訴えてきたことなので、ぜひ、全ての被爆体験者の皆さんが救済されるべきという認識を持って今後も対応していただきたいということを、この機会に強く要望しておきたいというふうに思

います。

3、中小企業の賃金引き上げについて。

①長崎県が中小企業への賃金支援策をどのように検討してきたか。

長崎県商工団体連合会の2024営業動向調査に、様々な声が寄せられました。

一つ、自営業者は、社会的にも金銭的にも老後も保障がほとんどないのに、税金が高くて貯蓄もできない。

一つ、コロナ禍前に客数は戻らない中、燃料や仕入れ価格の高騰で先行きが不安、不安要素ばかりで商売を続ける自信がない。

一つ、仕入れは毎年上がり利益は減っているのに、どうやって賃金を上げればいいのか。大手企業の賃上げや最低賃金の引き上げはテレビなどで聞くが、我々中小企業は、賃金が全く変わらず苦しくなる一方だ、などなど。

実質賃金が連続で減少し、物価高騰に賃金が全く追いついていません。物価高騰を上回る中小企業の賃上げが切実な課題となっています。

そんな中、自治体独自の取組が評価されています。岩手県は、自給50円以上の賃上げをした中小企業に対し、従業員1人当たり5万円を支給する「物価高騰対策賃上げ支援金制度」を創設しました。同県は、物価の上昇ペースに賃上げの上昇が追いついていない県内の中小企業が多いことから、賃上げ支援の必要があるとして、昨年12月、支援のための21億円を盛り込んだ補正予算を組みました。財源は、国の重点支援地方創生交付金を活用しています。

そこで、質問します。

長崎県として、中小企業への賃上げ支援策をどのように検討してきたのか、答弁を求めます。

○議長（徳永達也君） 産業労働部長。

○産業労働部長（宮地智弘君） 県内の中小企業は、厳しい経営環境を乗り越えていくためには、賃上げ等の原資となる売上の増加を図ることが必要であり、これまで県では、生産性向上のためのデジタル化や設備投資、価格転嫁の機運醸成など、各種支援策を推進してまいりました。

このような中、最低賃金の大幅な上昇が始まった令和5年度以降の2年間で、デジタル化支援においては548社を採択しており、また、食料品などの製造業については222社の設備投資を支援するなど、県内中小企業において、生産性向上を図る前向き投資の機運が一定高まってきているものと考えております。

さらに、原材料価格の高騰などが続く中、県内中小企業に対し金融面からの支援を強化するため、低利な制度融資を創設し、去る12月2日から運用を開始したところであります。

○議長（徳永達也君） 堀江議員—32番。

○32番（堀江ひとみ君） ②長崎県が中小企業に賃金引き上げを、直接支援する考えはないか。

今、部長が言われたのは、るる間接的な中小企業への賃上げ支援策と私は理解をいたしました。

そこで、長崎県として、中小企業に直接の賃上げ支援策を行う考えはないか、答弁を求めます。

○議長（徳永達也君） 産業労働部長。

○産業労働部長（宮地智弘君） エネルギー価格の上昇などに伴う物価高が長期化する中、厳しい経営環境にある県内の中小企業にとって、賃上げのための一時金の給付については、県としても一定の効果はあるものと考えております。

これまで県においても、コロナ禍で休業や時短営業をお願いした際に協力金を給付するなど、

緊急時の対応として一時金の給付を行ってまいりました。

一方、コロナ禍が終息し、経済が平時に移行している中、県においては、限られた財源で企業の持続的な賃上げを図るためには、後年度まで売上増などが見込めるデジタル化や設備投資の支援など、県内企業の生産性向上に資する取組がより効果的と考えております。

いずれにしましても、地域経済を支える中小企業の支援は重要であることから、今後、国の経済対策の動向等も注視しながら、賃上げに向けた効果的な施策の構築に努めてまいります。

○議長（徳永達也君） 堀江議員—32番。

○32番（堀江ひとみ君） 効果的な賃上げ施策という言葉ですけれども、今の答弁の中で、一時的な給付はこれまでやってきたんだというお話があって、私が例に挙げました岩手県、あるいは徳島県ですかね、直接賃上げに支援する自治体の取組が広がっているんですけれども、私は、今後、直接の賃上げ支援策を行う考えはないかというふうに質問したことについて、例えば岩手県、徳島県と、全国の自治体が、数は少ないんですけれども、これからやっていっているという中で、長崎県としてはどうなのか、そこら辺を明確に答弁していただけますか。

○議長（徳永達也君） 産業労働部長。

○産業労働部長（宮地智弘君） 今、堀江議員からお話がありました岩手県、徳島県につきまして、私どももヒアリングで調査をさせていただいております。

岩手県につきましては、先ほどお話がございましたとおり、総額21億円のうち、国の財源も活用していますが、一般財源14億円を要したというふうなお話もございます。

そのような中で私ども、限られた財源で、より効果的と、後年度まで売上が望めるような事業ということで、先ほどご答弁申し上げましたデジタル化や設備投資への支援などが、まず私どもとしては選択肢にあるということで考えております。

○議長（徳永達也君） 堀江議員—32番。

○32番（堀江ひとみ君） 岩手県や徳島県のように、長崎県が直接ですね、これまで間接的にいろんな立場で支援をしてきたんですが、私が指摘する直接の賃上げ支援については、今後検討したいという趣旨の答弁だったというふうに思います。

この重点支援地方創生交付金は、これまでの一般質問の中でも、これが増額する、増えていくという中で、どういうふうにするかというのが今後問われていくというふうに思います。そういう意味では、私は、中小企業に直接の賃上げ支援を行うと、こういう視点も入れて検討していただきたいということを要望しておきたいというふうに思います。

4、特定利用空港の指定について。

①長崎空港、福江空港の24年度予算は何に使われるのか。

今年4月、国管理の長崎空港と長崎県管理の福江空港が、全国16か所の一つとして特定利用空港・港湾に指定されました。総合的な防衛体制の強化のための公共インフラ整備です。

そこで、質問します。

2024年度、長崎空港には20億円、福江空港には2億円の予算がつけられていますが、どこを、どう整備する計画か、答弁を求めます。

○議長（徳永達也君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 2024年度の予算に

ついてですが、今、議員がお話されました予算がまさに配分されております。その中で空港の施設整備を行うこととしております。

具体的には、長崎空港におきましては、電源設備やターミナル周辺の連絡通路の更新、また福江空港では、気象観測施設の更新や照明施設のLED化などの事業を順次進めていくところでございます。

○議長（徳永達也君） 堀江議員—32番。

○32番（堀江ひとみ君） ②国家安全保障戦略に、公共インフラの整備はどのように記述されているか。

特定利用空港の指定について、同僚議員の質問に大石知事は、「有事の利用を対象とするものではない」と答弁をしています。

私は、知事の認識に「はて」と疑問をもちます。指定されても何も変わらないという認識でよいのか、疑問です。

そもそも特定利用空港の指定は、令和4年12月16日、閣議決定された「国家安全保障戦略」に基づく公共インフラの整備です。この整備について、国家安全保障戦略はどのように記載されているのか、知事に答弁を求めます。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 令和4年12月に閣議決定をされました、「国家安全保障戦略」に書かれているものをご紹介します。

「総合的な防衛体制の強化の一環として、自衛隊・海上保安庁による国民保護への対応、平素の訓練、有事の際の展開等を目的とした円滑な利用・配備のため、自衛隊・海上保安庁のニーズに基づき、空港・港湾等の公共インフラの整備や機能を強化する政府横断的な仕組みを創設する。あわせて、有事の際の対応も見据えた

空港・港湾の平素からの利活用に関するルール作り等を行う。これらの取組は、地方公共団体、住民等の協力を得つつ、推進する」と記載されております。

○議長（徳永達也君） 堀江議員—32番。

○32番（堀江ひとみ君） 国家安全保障戦略の記述によれば、特定利用空港の指定は、有事の際の対応も見据えたルールづくりにある、これは間違いないですか。知事に答弁を求めます。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 先ほど申し上げましたけれども、今回の枠組みは、有事の利用を対象とするものではなくて、有事の際の対応を見据えた平素からの利活用に関するルールづくり、また、公共インフラの整備を行うものであるというふうに説明を受けております。

○議長（徳永達也君） 堀江議員—32番。

○32番（堀江ひとみ君） 今、知事が記述のところを読まれたけれども、「有事の際の対応を見据えた空港・港湾の平素からの利活用に関するルールづくりを行う」、こういうふうに書かれているんですね。

これは、間違いないですね。確認いたします。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 先ほど申し上げたとおりでございます、「有事の際の対応を見据えて、平素からの利活用に関するルールづくりと公共インフラの整備を行うものである」と説明を受けています。

○議長（徳永達也君） 堀江議員—32番。

○32番（堀江ひとみ君） ③特定利用空港の指定は、憲法違反の集団的自衛権行使の軍事行動のためのルールづくりであり、空港の整備であ

る、見解を。

今年4月1日に、内閣官房長官が、記者会見で次のように述べています。

「政府としては、自衛隊、海上保安庁の能力を最大限発揮するため、平素から訓練を行う必要があると考えており、我が国防衛上、多様な空港・港湾を平素から円滑に利用できることが重要です。今後、特定利用空港・港湾となった空港・港湾において、公共インフラ整備の取組を推進してまいります」と。

平たく言えば、特定利用空港の指定は、憲法違反の集団的自衛権行使の軍事行動のために、自衛隊が特定利用空港を迅速に利用できるようにするために、自治体と政府とルールづくりをする。そして、そのために巨額の税金を投入して空港・港湾を整備する。

私は、そのように理解をしましたが、知事の見解を求めます。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 先ほど繰り返しご説明しておりますので、その部分は省かせていただきますけれども、我々が説明を受けていたのは、先ほど答弁申し上げたとおりでございます。

また、自衛隊につきましては、従来から空港法であったり、港湾法などの関係法令に基づいて空港や港湾を利用されておりますけれども、今回の取組も、憲法で許容される範囲内で自衛隊の活動に利用されるというふうに理解しております。

○議長（徳永達也君） 堀江議員—32番。

○32番（堀江ひとみ君） 知事は、今回の特定利用空港の指定ですけれども、有事を対象としないと国から説明を受けているので、有事時には対象とならないという見解かと理解をいた

しました。

有事に利用したいから、平時、平素から利用できるようにするのではありませんか。平時から利用するが、有事には利用しない、これは成り立ちませんよね。理解ができません。誰も信じない、私は詭弁だと思います。有事に利用したいから、平時、平素から利用する、だと思います。

政府が「有事の利用を対象とするものではない」というのは、平時の時は特定利用空港のルール、これから作りますね、特定利用空港のルールに基づいて自衛隊が空港を利用する。有事に発展した時には有事法制、正確には「武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律」とあるんですけれども、によって空港を全面的に、戦争動員とするわけですよ。

つまり、特定利用空港のルール、それから有事法制、この2つの仕組みを使って切れ目なく、アメリカの戦争支援のために空港・港湾を優先利用することが目指されているというふうに私は思いますが、知事の見解を求めます。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） まず、長崎県としましては、県民生活の安全・安心の確保、これを前提と考えておりまして、安全保障の重要性、これはもう十分に理解をして、認識をして、国の防衛政策には協力をしています。

例えば自衛隊機による空港の利用、訓練であつたり、そういったものは、有事の対応を見据えて、平時から空港を円滑に利用すること、また、そういう訓練を行っておくことで、これは県民の命だったり、暮らしを守ることにつながるという国の考え方も確認しております。県としても、そのように理解しております。

また、我が県の特徴かもしれませんが、多くの離島を有しているということで、急患搬送とか、自衛隊の航空機に非常に多くの命を既に平素から救っていただいております。日頃から空港に習熟いただくことは、そういった命を救うといったことに対して、円滑・迅速な搬送につながるといった利点もあるかというふうには理解をしています。

○議長（徳永達也君） 堀江議員—32番。

○32番（堀江ひとみ君） もちろん緊急医療であつたりとか、救える命を救うこととか、そういう際にいろんな自衛隊の方の助けを借りると、それはそれとして、私が問題にしているのはそういうことではなくて、特定利用空港・港湾の指定というのは、今、全国の様々な民間の港湾、空港がいろんな条件にあるから、そこを一定のルール、国と自治体とルールづくりをして、どういうふうに使うのかということをつくりましょうと。

それは、平時からそういうルールづくりをすることによって、いずれは、あり得ないことだけれども、あつたとする、有事になった時には別の法律がありますから、こっちでするんだけれども、そこに至る平時の時のルールがない、だからこれをつくりましょうということで、だから、当然それであれば長崎空港、福江空港についても20億円、2億円という予算を投入して利用ができるようにするというふうに、県民に対して、それは有事の時に使いますということを表立って言わないですよ。そういう説明はしないでしょう。だから、そういうことではなくて、知事だって、そうではないと、有事の利用を対象とするものではないと、知事もそうやって答弁してきた。でも、果たしてそうかという

疑問の視点、それを私は今回の一般質問で明らかにすべきではないかと思って、この質問を取り上げたんですよ。

特定利用空港・港湾に指定をしました、何も変わりませんと、そうはなりません。やはり被爆地長崎だからこそ、戦争につながるどんなことでも、小さな芽でもきちんと見なきゃいけない。県民の命と暮らしを守る、安全・安心の対策をとる、当然です。当然です。ですが、そこを表にして、実は、戦争への国づくりがつくられていると知ったら、それは良くない。そこはきちんと見なきゃいけないというふうに私は思っているわけです。

そういう意味では、特定利用空港の港湾指定というのが、知事が「有事の利用を対象とするものではない」と言うところに違和感を覚えるんですよ。私が何度も言ったように、有事時には、そういう法律があるんですよ。「武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用等に関する法律」、有事時にはこれで動員される。でも、平時はそれがない。だからこそ、今回、特定利用空港・港湾を指定して、だから、どうやったらうまく、そして優先的に利用できるか、そういうルールをつくりましようと言っているんじゃないんですかというふうに私は質問しているんですけど、知事は、そういう視点はお持ちでないですか。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 繰り返し述べているとおりなんですけれども、今回の枠組みですけれども、有事の利用を想定したもの、対象とするものではなくて、議員も繰り返しおっしゃっているように、有事の際の対応を見据えたということはあるんですけど、平時からの利用のルー

ルづくりというところ、また、公共インフラの整備といったものを行う枠組みであるというふうに理解をしております。

○議長（徳永達也君） 堀江議員—32番。

○32番（堀江ひとみ君） ④特定利用空港の指定撤回を国に求めよ。

知事が「国家安全保障戦略」で読まれたように、有事の際の対応を見据えた空港・港湾の平素からの利活用に関するルールづくり等を行うと、これを知事は、有事の際の対応を見据えたということだけであって、有事の利用を対象とするものではないというふうに言われておりますけれども、そうではないのよということを私は今回の質問で指摘をしたくて、この問題を取り上げています。

そういう意味では、特定利用空港の指定については、そんなに生易しいものではないというふうに私は思っています。これは県民の皆さんからも指摘をいただいています。

この特定利用空港・港湾の指定は、自治体の合意のもとで成立するわけですが、私は、「被爆地長崎を戦争ができる国づくりの拠点にするな。知事は県民の命と財産を守れ」と強く申し上げる立場から、特定利用空港の指定撤回を国に求める考えはないか、改めて答弁を求めます。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 有事の利用を対象としたものではないといったものも繰り返し述べているとおりでございますけれども、現時点では地元自治体から異論も出ておりませんので、現時点で指定の撤回を要請する状況ではないと理解しています。

○議長（徳永達也君） 堀江議員—32番。

○32番（堀江ひとみ君） 私も何度も申し上げ

ますが、有事に利用したいから、平素、平時から利用できるようにするのであって、平時から利用するが、有事には利用しない、これは詭弁であるということを強く指摘をしておきたいと思います。

5、石木ダム事業について。

①市民委員会へ出席して、出されている質問に答える考えはないか。

今年9月、長崎県公共事業評価監視委員会は、総事業費を285億円から420億円に増額すること、工期完成を令和7年度末から令和14年度末に延期すること、原案どおり認める意見書を提出しました。

石木ダム事業は、ダム建設計画が持ち上がったのは1962年ですから、既に62年、今なおダム本体工事行われていませんが、建設中止ではなく、事業継続と判断されました。

これに対し、市民による石木ダム再評価監視委員会、市民委員会は、「継続の結論は科学的な根拠がないものであり、適正に評価されていない」と指摘しています。

例えば、治水計画の前提となる川棚川流域平均雨量、どこのデータを持ってきたか。全く関係のない佐世保市の雨量です。なぜか。長崎県は、司法の場で、川棚川流域に雨量計がなかったからと答えていました。しかし、その後、川棚川流域には雨量計があったことが明らかになっています。

治水計画において、そのほかにも様々な不可思議な点が明らかにされており、市民委員会は、石木ダム計画は、捏造された計画とまで指摘しています。市民委員会は、こうした疑問について説明を行うよう求めました。

10月の決算総括質疑で、私は、「市民委員会

が疑問を提出しているのだから、担当課が出席して疑問に答えていただく対応はとれないのか」と質問しました。

大石知事は、「必要な技術的なことの説明については、我々としても尽くしていく必要がある」と答弁しました。しかし、いまだ実行されていません。

そこで、知事に質問します。

担当課が市民委員会へ出席して説明する、その自らの答弁を実行する考えはありますか。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） まず、市民による石木ダム再評価監視委員会からは、11月7日付の要請書において、当該委員会への出席を求められていること、石木ダムに関する技術的な疑問等について説明をすること、これが求められています。

石木ダムは、これまでも申し上げてきましたけれども、県民の安全・安心を確保するために必要なものでございます。また、ダムの必要性については、司法の判断も既に確定をしておりますので、議論する段階にはないと考えております。

しかしながら、川原地区にお住いの13世帯の皆様方のご理解、ご協力をいただいたうえで事業を進めていくということが最善であるという考えには、これは変わりはありません。ですので、市民委員会からご指摘のあった技術的な疑問等につきましては、13世帯の皆様も関心をもたれているということでございますので、県としては、まずは13世帯の皆様にご説明をすべきと考えております。

先日も申し上げましたけれども、このほど13世帯の皆様に対しまして、ご説明の機会をいた

だけるように申し入れを行ったところと承知をしております。

○議長（徳永達也君） 堀江議員—32番。

○32番（堀江ひとみ君） 知事、私の質問に答えしていないんですよ。決算総括質疑のことです。市民委員会に担当課が出席して、疑問に答える対応はできないのかと、私の質問に「説明は尽くしていく」と知事は答弁されたじゃないですか。まだできていないでしょう。だから、自らの答弁を実行する考えがありますかというふうに聞いているんですよ。

市民委員会に、担当課が出て説明をする考えはありますか。改めて答弁を求めます。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 先ほど申し上げたその説明についてでございますが、13世帯の皆様のご了承をいただければ、ご説明の場に市民委員会の関係者の皆様も同席することができるように、日程等はお知らせをしたいと思います。

○議長（徳永達也君） 堀江議員—32番。

○32番（堀江ひとみ君） 市民による石木ダム再評価監視委員会は、専門家による議論だけでなく、住民の声も聞いています。

1回目の委員会で住民を代表して発言した男性は、「抗議の座り込みを始めて14年になります。知事が覚書を守ってくれたら、私たちも座り込みなどする必要はありませんでした」と語り、「私たちの疑問に答えないなら、この市民委員会の質問にしっかり答えてほしい」というふうに述べています。

知事は、「市民委員会の疑問に説明を尽くしたい」と決算総括質疑で、私に答弁をしながら、答弁を実行する気持ちはないんですか。なんでここで、13世帯に依頼をしている、13世帯が出

てくるんですか。

決算総括質疑で、市民委員会が疑問を出しているでしょうと、それに答える考えがありますかと言ったら、事業の是非とかについては、それは議論するという立場にはないと言いながらも、技術的な面については、それは説明を尽くしたいと言ったじゃないですか。

だから、私が今日言っているのは、13世帯云々じゃない。13世帯のことは私は置いて、市民委員会に出席すると、そして説明をするという考えを示したでしょうと、決算総括質疑で。それをまだやっていないでしょうと、その自分の答弁を実行する考えはありますかと聞いているんですから、そこを答弁してください。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） すみません、すぐに確認ができませんけれども、我々が申し上げているのは、まずはしっかり13世帯の方々のご理解を得て、ご協力をいただいたうえで進めていくということが最善だと思っております。

今回、再評価の中で意見が付されておりますけれども、しっかりと理解を得る努力もしてほしいということの本当に重いご意見もいただいております。ですので、そういったことも踏まえまして、まずはしっかりと技術的な説明をしていくことも、我々として尽くしていきたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 堀江議員—32番。

○32番（堀江ひとみ君） 技術的な説明をしていきたいと言っているんでしょう。

私は、決算総括質疑の時に、少なくとも市民委員会が提出しているこの疑問、「これは担当課を出して、職員を出して、その説明に答えていただくという対応はとれないんですか」と私

は質問しました。

そうしたら知事は、「必要性の議論をする段階にはないと考えているけれども、必要な技術的なことであるとか、そういったことについては、我々としては説明をしていく必要があると思っている」、今のように答弁したんですよ。

でも、まだやっていないの、まだできていないので、それをする考えはあるんですかと。そうしたら、「いや、13世帯に説明の機会をいただくよう依頼している」と。

13世帯のことは私は言っていない。市民委員会が出しているでしょうと、その問題を、少なくとも、今ではなくて、決算総括質疑の時に知事が、説明を尽くしたいと言ったじゃないですか。まだやっていないでしょうと。だから、それを実施する考えはあるんですかと聞いているのに、なんで13世帯が出てくるんですか。それは答弁のごまかしですよ。

決算総括質疑の続きを私は言っている。知事は、説明すると言ったのに、今まだやっていない。めども立っていない。本当に自らの答弁を実行する考えはあるんですかと質問しているんですから、13世帯云々じゃなくて、そのことについて答弁してください。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 繰り返し述べているとおり、13世帯の皆様にしっかきご理解いただくことが、この石木ダムを迅速に進めていく、完成していくには最善の道だと思っておりますので、まずはそこをしっかきとできるように、今回の評価委員会の中でも意見をいただいたとおり、技術的な説明は尽くしていきたいと思ひますし、その中で、もし13世帯の皆様がご了承いただけるようであれば、参加できるように、その日程

等はお伝えはしていきたいと思ひます。

○議長（徳永達也君） 堀江議員—32番。

○32番（堀江ひとみ君） 知事は、説明をするのに、13世帯をまずというふうな考えがあるかもしれません。それはそれ、知事の考えでしょう。

私が今日質問しているのは、決算総括質疑の時には13世帯云々は言っていない。市民委員会がいろいろ疑問を出していますよねと、だから、「職員を出して、その説明に、答えていただくという対応はとれないんですか」という私の決算総括質疑の質問に知事は、「ご説明については我々も尽くしたい」と言ったじゃないですか。ここに13世帯を優先的にどうだという話は出していないんですよ、この決算総括質疑の時には。私が今言っているのは、決算総括質疑の話、その続き、知事はやっていないでしょうと、だから、どういうふうに考えているんですかと。

それなのに、新たにまた13世帯に先に説明しないと云々と、それはどこから持ってきたんですか。そういう話ではないの。決算総括質疑の時に、この市民委員会に説明すると言ったのに、それはやらないということなんですか、そうしたら、私にうそを言ったのか、答弁。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 繰り返しになりますけれども、その市民、13世帯の方に説明をする際、了承をいただければ、それはもう同席をしていただいて、その場で技術的な説明もさせていただきたいと思ひております。

○議長（徳永達也君） 堀江議員—32番。

○32番（堀江ひとみ君） 決算総括質疑の時に、そういう答弁はしていないよ。「13世帯の了解が得れば、市民委員会に説明します」なんて言

っていない。決算総括質疑の時には、何度も言ったように、疑問を出しているでしょうと、市民委員会が、だから、ここに部長なり担当課を出して、職員を出して、その説明を、答えていただくという対応はないのかと私が質問をしたら知事は、「説明については尽くしたい」と言ったじゃないですか。それができていないでしょうと、それはやらないんですかと私は今質問しているのに、知事は、説明するのは、まず13世帯に。

13世帯の話は、決算総括質疑の時には全然出てないですよ。どうして持ってくるんですか。私がしているのは、決算総括質疑のその先の話、私に、市民委員会に説明すると言ったのに、今やっていないでしょうと、まだ、だから、その考えはあるんですかと。

決算総括質疑で答弁をした、そのことは、じゃ、実行しないということですか、知事。

○議長（徳永達也君） 土木部長。（発言する者あり）

○土木部長（中尾吉宏君） 議員ご指摘のとおり、市民委員会からの疑問点について、説明をする機会を設けるといふふうに答弁させていただいたところですが、その反対住民の方々への説明の機会をいただけた時には、その市民団体からの申入れ書の中には、反対される方々も、市民委員会が持っておられる疑問点については、反対される住民の方々も関心があるということが記載されておりました。ですから、反対されておられる住民の方々への説明の中で、そうしたことについても技術的な説明をさせていただきたいと思います。

その中で、先ほどから知事が答弁させていただいていますとおり、反対住民の方々のご了承

をいただければ、その場に市民委員会の方々にも同席いただく形をとりたいというふうに思っております。

○議長（徳永達也君） 堀江議員—32番。

○32番（堀江ひとみ君） 問題のすり替えですよ。

私が言いたいのは、何度も言っているように決算総括質疑で、「市民委員会の疑問に答えたい」と、「説明は尽くしたい」と知事は言ったんですよ。そのことは、まだできていないじゃないのと。だから、いつやるんですかと、実行する考えはあるんですかとやっているのに、いきなり、決算総括質疑の時の答弁は、議事録に載っていなかった、13世帯云々という話、全然違いますよ。

そういう意味では、私は、少なくとも決算総括質疑で市民委員会の様々な疑問については説明をしたいと知事は言ったんですからね、それは答弁としてはやってください。私に言った答弁ですから。これは議事録を見てくださいよ。そういうところに13世帯云々という話は出ていない。いきなり出てきて、そういうふうに問題のすり替えをすることは許されません。少なくとも答弁をしたんですから、答弁をしたとおりにやっていただきたいというふうに思います。

6、大石知事の政治資金問題について。

（1）総務委員会「政治資金等に関する集中審査報告」に対する知事の見解。

今議会初日、大石知事の政治資金問題について、集中審査を行った総務委員会委員長報告がありました。

結論として、参考人の証言と知事の証言の食い違いが明らかになり、疑惑がさらに深まるなど、現時点では全容解明に至っていない状況で

ある。今後は、より強い権限のある対応も視野に入れて議論を継続していくべきとの内容でした。

まず、総務委員会の集中審査報告に対する知事の見解を求めます。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） これまでも、この一般質問の中でもお答えをさせていただきましたけれども、これまで私は、しっかりとご理解をいただく努力を続けてきたつもりでございます。私の立場で、できる限り事実関係の整理を行って真実を述べてまいりました。

集中審査の中でも、それに努めてきたつもりでございますけれども、先ほど堀江議員がご紹介してくださったように、総務委員長報告の中では、まだまだ十分な理解が得られたと言い難いという趣旨が含まれていました。それは真摯に受け止める必要があると思っておりますし、もちろん真実をしっかりと述べていくということは続けていきたいと思っております。それによって県民の皆様のご理解いただけるというところを目指して、努力は続けていきたいと思っております。

○議長（徳永達也君） 堀江議員—32番。

○32番（堀江ひとみ君） 政治資金問題の中でも、9つの医療法人から計286万円の迂回献金疑いについて、報告では、いつごろから、どのような認識であったのか、また、誰の指示によるものであったのかとの質問に対し、参考人からは、「令和4年知事選挙時、医療法人団体から寄附の申し出を受けたが、団体から大石けんご後援会への寄附はできないため、諦めていたところ、選対本部から自由民主党長崎市第8支部の口座を使っていいと言われたので、当該口座

への振り込みをお願いした」と回答がっております。

一方、知事からは、「286万円の資金移動が行われた令和4年2月当時、この事実は知らなかった。寄附の状況を知ったのは、令和4年12月頃であり、その時に疑惑を持たれるのは本意ではないと判断して返金した。資金移動について、誰の指示か、いまだ事実にとどりに着いていない」と回答があったということです。

問題は、参考人と知事との証言が違うということ、私はそのままにできないと思っております。疑いが深まるばかりで、真相が明らかにならないからです。

知事は、このままで良いと考えていますか。答弁を求めます。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） まず、今、意見が食い違っているとおっしゃいましたけれども、恐らく見ている部分が全然違うというふうに理解をしています。

参考人がおっしゃったのは、その時のその方の立場から見た、第8支部に寄附を集めるということをおっしゃったんだと思いますが、私は私の立場で、それが行われた当時、令和4年2月の当時、そういったお金が集まってきていると、資金移動が行われているということは存じ上げておりませんでした。で、それを知ったのが12月ということで、答弁、説明はさせていただいているところでございます。

このままで良いかというご質問ですけれども、そこについても繰り返し、何度も説明はしているところでございますけれども、先ほど申し上げたとおり、求められれば、その真実を繰り返し述べて、説明をして、理解を得る努力は続け

ていきたいと思っております。

○議長（徳永達也君） 堀江議員—32番。

○32番（堀江ひとみ君） 知事としては、参考人と知事の証言が違う、「証言が違う」という表現が納得できないということですが、私としては、一刻も早く県民へ真実を話し、説明責任を果たすことを強く求めたいと思っておりますが、昨日は、同僚議員の「記者会見を開く考えはないのか」との質問に知事は、「今後の状況に応じて」との答弁をしました。

いずれにしても、今の状態では、今の状態では、知事は、「証言が違うというその表現は、私は違う」というふうに前に答弁しましたが、今のままでは県民の理解は得られません。

知事は、「総務委員長の報告についても真摯に受け止めたい」と、「理解を得る努力をしたい」と言われているんでしょう。そうであれば、県民の理解を得る努力をしたいと、そのために何をするんですか。どうされたいんですか。結局は、自分はこうだったということ言うだけですか。真摯に受け止め、理解を得る努力とは具体的にどういうことですか。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 私にできることはやっていこうと思っておりますし、それは真実をしっかりと説明していくことだと思っております。

○議長（徳永達也君） 堀江議員—32番。

○32番（堀江ひとみ君） 例えば、私は286万円を例に挙げましたが、誰の指示かといったことについても、参考人の方は、選対本部というお話をされています。しかし、知事は、資金移動について誰の指示か、いまだに事実にとどりに着いていない、ここが全く違います。

それは、じゃ、知事は、「いまだにたどり着

いていない」で、ずっとそういう態度をとるといいますか。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） それについて、これまでも繰り返し説明してきていますけれども、食い違う意見がある中で、結論に至っていないということが事実でございますので、そのことについては、そのとおり説明をしていきたいと思っております。

○議長（徳永達也君） 堀江議員—32番。

○32番（堀江ひとみ君） 事実にとどりに着いていないという知事の証言、知事の発言と、集中審査の中で言われた、「それは選対本部から、この該当する口座に振り込むようお願いします」という指示があったんだ」というところについては、どちらが真実か、事実かということでは、これはこのままにできないというふうに思います。少なくともですね、私は知事に対しては、ぜひ一刻も早く説明責任を果たしてほしいというふうに思っておりますので、これまでの証言を繰り返すだけでいいのかというふうに非常に思います。

その点についてはどうですか。これまでの答弁を繰り返すことが、県民に対して説明責任を果たしているというふうに認識しておられるんですか。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 私にできることは、しっかりと事実関係を整理をして、真実を説明していくことだと思っております。

ただ、先ほど来、堀江議員もおっしゃっていますけれども、主張が異なる、食い違うといったところが、なかなか平行線で交わらないというご意見も、私もよく受けます、そういう意見

はですね。

なので、これは集中審査の中でも、委員の先生方もおっしゃっていましたが、そういう状況ですので、また、告訴、告発も複数あがっていると承知をしております。そういう状況を鑑みますと、やはりここはしっかりと捜査当局にゆだねる段階にもきているかなというふうに思っております。

いずれにしても、私にできることはしっかりとやっていく、継続をしていくということは申し上げさせていただきたいと思います。

○議長（徳永達也君） 堀江議員—32番。

○32番（堀江ひとみ君） 時間がもうきたんですけれども、私は、知事に対して、一刻も早く県民へ真実を話し、説明責任を果たすことを強く求めたいというふうに思っています。

以上で、終わります。（拍手）

○議長（徳永達也君） 以上で、県政一般に対する質問を終了いたします。

次に、先に上程いたしました第93号議案乃至第114号議案及び報告第17号につきましては、お手元の議案付託表のとおり、それぞれの委員会に付託いたします。

次に、第7号請願「『持続可能な学校の実現をめざす』意見書の採択を求める請願」ほか1件が提出されておりますので、これを一括上程いたします。

ただいま上程いたしました請願につきましては、お手元の請願付託表のとおり、文教厚生委員会に付託いたします。

次に、各委員会は、お手元の日程表のとおり、それぞれ開催されますようお願いをいたします。

以上で、本日の会議を終了いたします。

明日より12月18日までは、委員会開催等のた

め本会議は休会、12月19日は、定刻より本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

— 午後 4時17分 散会 —

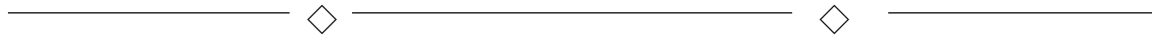
第 2 4 日 目

令和6年11月定例会

令和6年12月19日

議 事 日 程

第 24 日 目



- 1 開 議
- 2 会期延長の件
- 3 第117号議案乃至第119号議案一括上程
- 4 知事議案説明
- 5 第117号議案乃至第119号議案 委員会付託
- 6 散 会

令和6年12月19日（木曜日）

出席議員（45名）

1番 大 倉 聡 君
 2番 本 多 泰 邦 君
 3番 白 川 鮎 美 君
 4番 まきやま 大 和 君
 5番 虎 島 泰 洋 君
 6番 畑 島 晃 貴 君
 7番 湊 亮 太 君
 8番 富 岡 孝 介 君
 9番 大久保 堅 太 君
 10番 中 村 俊 介 君
 11番 山 村 健 志 君
 12番 初 手 安 幸 君
 13番 鵜 瀬 和 博 君
 14番 清 川 久 義 君
 15番 坂 口 慎 一 君
 16番 宮 本 法 広 君
 17番 中 村 泰 輔 君
 18番 饗 庭 敦 子 君
 19番 堤 典 子 君
 20番 坂 本 浩 君
 21番 千 住 良 治 君
 22番 山 下 博 史 君
 23番 石 本 政 弘 君
 24番 中 村 一 三 君
 25番 大 場 博 文 君
 26番 近 藤 智 昭 君
 27番 宅 島 寿 一 君
 29番 吉 村 洋 君
 30番 松 本 洋 介 君
 31番 ご う まなみ 君
 32番 堀 江 ひとみ 君
 33番 中 山 功 君
 34番 小 林 克 敏 君
 35番 川 崎 祥 司 君

36番 深 堀 ひろし 君
 37番 山 口 初 實 君
 38番 山 田 朋 子 君
 39番 中 島 浩 介 君
 40番 前 田 哲 也 君
 41番 浅 田 ますみ 君
 42番 外 間 雅 広 君
 43番 徳 永 達 也 君
 44番 瀬 川 光 之 君
 45番 溝 口 芙美雄 君
 46番 田 中 愛 国 君

欠席議員（1名）

28番 山 本 由 夫 君

説明のため出席した者

知 事 大 石 賢 吾 君
 副 知 事 浦 真 樹 君
 副 知 事 馬 場 裕 子 君
 秘書・広報戦略部長 陣 野 和 弘 君
 企 画 部 長 早稲田 智 仁 君
 総 務 部 長 中 尾 正 英 君
 危機管理部長 今 富 洋 祐 君
 地域振興部長 小 川 雅 純 君
 文化観光国際部長 伊 達 良 弘 君
 県民生活環境部長 大 安 哲 也 君
 福祉保健部長 新 田 惇 一 君
 こども政策局長 浦 亮 治 君
 産業労働部長 宮 地 智 弘 君
 水 産 部 長 吉 田 誠 君
 農 林 部 長 渋谷 隆 秀 君
 土 木 部 長 中 尾 吉 宏 君
 会 計 管 理 者 井 手 美都子 君
 土 木 部 技 監 植 村 公 彦 君
 交 通 局 長 太 田 彰 幸 君

地域振興部政策監	渡 辺 大 祐 君
文化観光国際部政策監	村 田 利 博 君
産業労働部政策監	石 田 智 久 君
教育委員会教育長	前 川 謙 介 君
選挙管理委員会委員長	渡 邊 敏 則 君
代表 監 査 委 員	下 田 芳 之 君
人事委員会委員	辻 良 子 君
公安委員会委員	安 部 恵美子 君
警 察 本 部 長	遠 藤 顕 史 君
監 査 事 務 局 長	桑 宮 直 彦 君
人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任)	田 中 紀久美 君
教 育 次 長	狩 野 博 臣 君
財 政 課 長	苑 田 弘 継 君
秘 書 課 長	黒 島 航 君
選挙管理委員会書記長	楠 本 雅 一 君
警察本部参事官兼総務課長	古 賀 新 一 君

議会事務局職員出席者

局 長	中 尾 美恵子 君
次長兼総務課長	濱 口 孝 君
議 事 課 長	佐 藤 隆 幸 君
政 務 調 査 課 長	大 宮 巖 浩 君
議事課課長補佐	永 尾 弘 之 君
議 事 課 係 長	山 口 祐一郎 君
議事課会計年度任用職員	天 雨 千代子 君

— 午前10時 0分 開議 —

○議長(徳永達也君) おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

まず、会期延長の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を議事の都合により12月20日まで、一日間延長することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(徳永達也君) ご異議なしと認めます。

よって、会期を一日間延長することに決定されました。

次に、知事より、第117号議案乃至第119号議案の送付がありましたので、これを一括して上程いたします。

ただいま上程いたしました議案について知事の説明を求めます—知事。

○知事(大石賢吾君)〔登壇〕 本日、提出いたしました追加議案についてご説明いたします。

第117号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算(第5号)」、第118号議案「令和6年度長崎県県営林特別会計補正予算(第1号)」、第119号議案「令和6年度長崎県流域下水道事業会計補正予算(第2号)」は、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に伴う国の補正予算に早急に対応するために要する経費について計上し、補正予算の総額は、一般会計445億2,575万3,000円の増額、特別会計6,350万円の増額、企業会計4,200万円の増額補正をしております。

これを現計予算及び既に提案いたしております11月補正予算案と合算いたしますと、一般会計7,828億3,074万4,000円、特別会計2,315億7,050万1,000円、企業会計79億734万円となります。

以上をもちまして、本日提出いたしました議案の説明を終わります。

何とぞ、適正なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(徳永達也君) 次に、ただいま上程いたしました第117号議案乃至第119号議案につきましては、お手元の議案付託表のとおり予算決算

委員会に付託いたします。

本日の会議は、これにて終了いたします。

明日は、11時より、本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

— 午前10時 3分 散会 —

第 2 5 日 目

令和6年11月定例会

令和6年12月20日

議 事 日 程

第 25 日 目

————— ◇ ————— ◇ —————

- 1 開 議
- 2 委員長審査結果報告、質疑・討論、採決
- 3 意見書上程、質疑・討論、採決
- 4 発議第213号 質疑・討論、採決
- 5 議員派遣第102号上程、採決
- 6 動議上程、質疑・討論、採決
- 7 議会閉会中委員会付託事件の採決
- 8 閉 会

令和6年12月20日（金曜日）

出席議員（44名）

1番 大 倉 聡 君
 2番 本 多 泰 邦 君
 3番 白 川 鮎 美 君
 4番 まきやま 大 和 君
 5番 虎 島 泰 洋 君
 6番 畑 島 晃 貴 君
 7番 湊 亮 太 君
 8番 富 岡 孝 介 君
 9番 大久保 堅 太 君
 10番 中 村 俊 介 君
 11番 山 村 健 志 君
 12番 初 手 安 幸 君
 13番 鵜 瀬 和 博 君
 14番 清 川 久 義 君
 15番 坂 口 慎 一 君
 16番 宮 本 法 広 君
 17番 中 村 泰 輔 君
 18番 饗 庭 敦 子 君
 19番 堤 典 子 君
 20番 坂 本 浩 君
 21番 千 住 良 治 君
 22番 山 下 博 史 君
 23番 石 本 政 弘 君
 24番 中 村 一 三 君
 25番 大 場 博 文 君
 26番 近 藤 智 昭 君
 27番 宅 島 寿 一 君
 29番 吉 村 洋 君
 30番 松 本 洋 介 君
 32番 堀 江 ひとみ 君
 33番 中 山 功 君
 34番 小 林 克 敏 君
 35番 川 崎 祥 司 君
 36番 深 堀 ひろし 君

37番 山 口 初 實 君
 38番 山 田 朋 子 君
 39番 中 島 浩 介 君
 40番 前 田 哲 也 君
 41番 浅 田 ますみ 君
 42番 外 間 雅 広 君
 43番 徳 永 達 也 君
 44番 瀬 川 光 之 君
 45番 溝 口 芙美雄 君
 46番 田 中 愛 国 君

欠席議員（2名）

28番 山 本 由 夫 君
 31番 ご う まなみ 君

説明のため出席した者

知 事 大 石 賢 吾 君
 副 知 事 浦 真 樹 君
 副 知 事 馬 場 裕 子 君
 秘書・広報戦略部長 陣 野 和 弘 君
 企 画 部 長 早稲田 智 仁 君
 総 務 部 長 中 尾 正 英 君
 危機管理部長 今 富 洋 祐 君
 地域振興部長 小 川 雅 純 君
 文化観光国際部長 伊 達 良 弘 君
 県民生活環境部長 大 安 哲 也 君
 福祉保健部長 新 田 惇 一 君
 こども政策局長 浦 亮 治 君
 産業労働部長 宮 地 智 弘 君
 水 産 部 長 吉 田 誠 君
 農 林 部 長 渋谷 隆 秀 君
 土 木 部 長 中 尾 吉 宏 君
 会 計 管 理 者 井 手 美都子 君
 土 木 部 技 監 植 村 公 彦 君
 交 通 局 長 太 田 彰 幸 君

地域振興部政策監	渡 辺 大 祐 君
文化観光国際部政策監	村 田 利 博 君
産業労働部政策監	石 田 智 久 君
教育委員会教育長	前 川 謙 介 君
選挙管理委員会委員長	渡 邊 敏 則 君
代表 監 査 委 員	下 田 芳 之 君
人事委員会委員	安 達 健太郎 君
公安委員会委員	長谷川 宏 君
警 察 本 部 長	遠 藤 顕 史 君
監 査 事 務 局 長	桑 宮 直 彦 君
人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任)	田 中 紀久美 君
教 育 次 長	坂 口 育 裕 君
財 政 課 長	苑 田 弘 継 君
秘 書 課 長	黒 島 航 君
選挙管理委員会書記長	楠 本 雅 一 君
警察本部参事官兼総務課長	古 賀 新 一 君

議会事務局職員出席者

局 長	中 尾 美恵子 君
次長兼総務課長	濱 口 孝 君
議 事 課 長	佐 藤 隆 幸 君
政 務 調 査 課 長	大 宮 巖 浩 君
議事課課長補佐	永 尾 弘 之 君
議 事 課 係 長	山 口 祐一郎 君
議事課会計年度任用職員	天 雨 千代子 君

— 午前10時 0分 開議 —

○議長(徳永達也君) おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

これより、さきに各委員会に付託して審査をお願いいたしておりました案件について、審議することにいたします。

まず、総務委員長の報告を求めます。

石本委員長—23番。

○総務委員長(石本政弘君) (拍手)〔登壇〕

総務委員会の審査結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

今回、本委員会に付託されました案件は、第96号議案「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例」のうち関係部分外10件であります。

慎重に審査いたしました結果、議案につきましては、いずれも異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議がありました主な事項について、ご報告申し上げます。

まず、第99号議案「長崎県警察関係手数料条例の一部を改正する条例」に関し、更新手数料に関連し、更新時の講習について、マイナ免許証保有者は、オンライン受講が可能である一方、非保有者は、従来どおり対面での更新のみとなっている。

マイナ免許証保有の有無に関わらず、機会は平等に作ってほしいと考えるがどうかとの質問に対し、オンライン講習の実施については、道路交通法施行規則等の規定により、マイナポータルを利用して受講者の本人確認を行うことが条件の一つとなっている。マイナ免許証を利用してマイナポータルにログインすることが前提であり、全国で統一された運用となっているとの答弁がありました。

次に、議案外の所管事務一般で論議がありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、警察本部関係の所管事項について、匿名・流動型犯罪グループ対策に関し、近年、報道等でも問題視されている「匿名・流動型犯罪グループ」について、対策を強化するためのプロジェクトチームが発足したとのことであるが、

どのような概要であるのかとの質問に対し、県警察においては、全国的な治安情勢の変化を踏まえ、本年11月に、匿名・流動型犯罪グループ対策に特化した、「長崎県警察本部重点治安対策プロジェクトチーム」を発足させた。

同チームは、部門横断的な情報共有と実態解明の推進、戦略的な取締の推進、犯罪収益の剥奪に向けた捜査等の推進などの体制がスムーズに構築され、効果的かつ戦略的な対策が可能な仕組みとなっていることから、有効に運用し、各種対策を強力に推進していきたいとの答弁がありました。

これに関連し、闇バイトに一度加担すると、抜け出すことができない仕組みであると聞いている。このような方の、組織からの離脱に対し、警察が保護するという強いメッセージの発信が必要と考えるがどうかとの質問に対し、警察は、組織犯罪からの離脱対策・社会復帰対策のノウハウを有していることから、その知見を活かして、闇バイトに応募した者に対する保護対策の体制は万全である。全国警察が一丸となって、しっかりと取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、企画部関係の所管事項について、新しい長崎県づくりのビジョンに関し、様々な課題が山積している中、県民が求めている県勢浮揚や雇用創出、県民所得向上の実現に向け、「新しい長崎県づくりのビジョン」と「総合計画」をタイアップして、「次期総合計画」を策定し、施策を進めていく必要があると考えるがどうかとの質問に対し、「新しい長崎県づくりのビジョン」は、概ね10年後のありたい姿と、その実現に向けた施策の方向性までを示したものである。

令和8年度からスタートする「次期総合計画」の策定に当たっては、ビジョンの理念や考え方、施策を盛り込み、タイアップして取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、総務部関係の所管事項について、職員の人事のあり方に関し、大石知事の「公務と政務の混同」に関する疑義が議論される中で、特定の職員による、知事の政務への過度な関与があったのではないかと、そしてそれに伴い、異例の昇進など、私情による人事がなされたのではないかととの質問に対し、公務と政務の混同については、集中審査の中身を精査し、事実確認を行ったうえで、地方公務員法に抵触するものがあれば、その考え方にに基づき、適切に対応していきたい。

また、幹部職員の人事は知事の専権事項であるが、基本的な人事の考え方として、職員の経験・知識・能力に応じてなされるもので、職員の能力を最大限発揮し、モチベーションを上げることが必要であるとする。人事については、それらを踏まえ、内部で議論しながら決定していきたいとの答弁がありました。

次に、令和7年度当初予算の編成に関し、要求状況のうち、ビジョン実現事業は5事業で約4億5,000万円であり、他の要求枠による事業に比べて、1事業当たりの規模が大き過ぎるのではないかと。本県の厳しい財政状況に危機感を持ち、本当に効果が見込まれる事業なのかを精査していくべきと考えるが、予算編成の基本認識はどうかとの質問に対し、本県の財政は、今後さらに厳しさを増していく状況にある。予算編成に当たっては、事業効果や成果目標の妥当性等について、しっかりと各事業の見極めを行っていくと同時に、有利な財源を活用しながら、効果的な予算

編成並びに健全な財政運営に向けて取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、地域振興部関係の所管事項について、九州新幹線西九州ルートに関し、長崎県民の思いである全線フル規格に向けては、佐賀県の協力が不可欠である。協力を得るための手法として、サガテレビが行った佐賀県民へのアンケート結果を踏まえた、佐賀県側への働きかけのほか、国に対して、償還期間延長の提案など地方負担軽減措置の要望を行うべきではないかとの質問に対し、アンケート結果を見ると、西九州新幹線の効果が十分に伝わっていないと考えており、今後、新たな旅行商品を造成して新幹線効果を高めるとともに、全線フル規格がもたらす将来について、市町や経済団体と連携して情報発信していきたい。

また、地方負担の軽減については、7月の与党PTヒアリングにおいて、地方負担など課題に対する具体的な解決策の提案を求めており、引き続き、国に対して働きかけていきたいとの答弁がありました。

これに関連し、全国の整備計画路線が連携して、国に対し強く要望を行うことや、佐賀県の方々にも、新幹線の良さを体験していただくなど、全線フル規格に向け、効果的なあらゆる対策を考案していただきたいとの意見がありました。

以上、総務行政全般にわたり活発な論議が交わされましたが、その詳細につきましては、この際、省略させていただきます。

以上で、総務委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（徳永達也君） この際、念のため申し上げ

ます。

本委員会と文教厚生委員会及び観光生活建設委員会に分割して付託いたしておりました第96号議案「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例」につきましては、観光生活建設委員長の報告終了後に、一括して審議することにいたします。

お諮りいたします。

各議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

まず、第97号議案「長崎県手数料条例の一部を改正する条例」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することの賛否について、表決ボタンをお押し願います。

表決漏れはありませんか。

これにて、表決を終了いたします。

賛成多数。

よって、第97号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第99号議案「長崎県警察関係手数料条例の一部を改正する条例」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することの賛否について、表決ボタンをお押し願います。

表決漏れはありませんか。

これにて、表決を終了いたします。

賛成多数。

よって、第99号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第103号議案「契約の締結について」、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君） ご異議なしと認めます。

よって、第103号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、その他の議案について、一括して採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君） ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

山下委員長—22番。

○文教厚生委員長（山下博史君）（拍手）〔登壇〕 おはようございます。

文教厚生委員会の審査結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

今回、本委員会に付託されました案件は、第96号議案「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例」のうち関係部分外2件及び請願2件であります。

慎重に審査いたしました結果、議案につきましては、いずれも異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、請願について、第7号請願「『持続可能な学校の実現をめざす』意見書の採択を求める請願」及び第8号請願「本県の教育条件を改善しすべての子どもたちにゆきとどいた教育を行うよう求める請願書」につきましては、起立採決の結果、不採択とすべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議がありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、総務部の所管事項について、私立学校児童生徒の問題行動等調査に関し、この調査は毎年行われており、公立学校の所管である教育委員会においては、毎年、議会に対し調査結果を報告しているが、私立学校の所管である総務部は、調査結果を議会へ報告することは初めてであると認識している。それが事実であるか。また、今回報告を行った経緯はとの質問に対し、文部科学省が学校設置者に対して依頼を行い、実施している調査であり、県は私立学校の設置者ではないことから、これまで議会への報告を行っていなかった。

一方で、近年問題となる件数が増加しており、事象も複雑化している。何より長崎県の学校で学ぶ子どもは、公立・私立問わず大切な子どもたちであるため、今回、私立学校の報告を行ったところである。今後は、議会へ定例的に報告してまいりたいとの答弁がありました。

これに対し、公立・私立問わず、子どもたちの置かれる状況を、県と議会が共有することは大事であるため、今後も報告していただきたいとの意見がありました。

次に、教育委員会の所管事項について、公立学校児童生徒の問題行動等調査に関し、いじめの認知件数、不登校など全ての項目において増加傾向である。発生した原因を分析することは理解するが、なぜ発生しているのか原因を掘り下げて研究し、的確に手を打っていくことが大事であると思うが県の見解はとの質問に対し、いじめや不登校が発生した事象への対応に重きが置かれているが、なぜ発生するのか、発生する前に何かできることはないのか、という考え

に全国的にも変わりつつある。それは、普段の生活、あるいは人間関係、もしくは学習に対する取組、全て含めた教育活動や教育姿勢に手がかかるのではないかと考えている。そのため、教育委員会全体で、学ぶことに対する子どもたちへの導きや支え、あるいは将来への育みを網羅して活動していくことが大事であり、そういった会議にも積極的に参加し、議論してまいりたいとの答弁がありました。

次に、福祉保健部の所管事項について、ドクターヘリの導入に関し、令和7年度中に、2機目のドクターヘリの導入を予定しており、ドクターヘリの新規配備ではなく、県病院企業団が運営主体となる、ヘリコプターによる離島への搬送を実施しているRIMCASを活用することになっているが、具体的な活用日程計画は。また、一日でも早く就航していただきたいが、県の見解はとの質問に対し、具体的には土曜日、日曜日、第2金曜日以外の金曜日及び月2回の患者搬送がある日以外の水曜日で、平均して週3日程度の活用を考えている。

ドクターヘリ2機目の導入は、国や県の今後の予算編成や、RIMCASの契約更新もあり、現時点で具体的な日程を示すことはできないが、早急に導入できるように、準備を進めてまいりたいとの答弁がありました。

次に、こども政策局の所管事項について、「次期長崎県子育て条例行動計画」及び「長崎県子育て条例」に関し、現行の長崎県子育て条例は施行から16年が経過し、子どもを取り巻く環境は大きく変化している。長崎県子育て条例行動計画を作り替えるのであれば、条例自体も、様々な法律や国の施策、現在子どもが抱える課題を網羅し、見直してはどうかとの質問に対し、社

会状況・家庭状況の変化、さらに最近ではインターネットに関する問題等により、子どもを取り巻く環境は大きく変化していると考える。

そのため、現行の子育て条例に足らざる点があるか、さらなる改善を要する部分があるかという視点を持ち、関係者の意見を聴取の上、議論を深めてまいりたいとの答弁がありました。

以上のほか、教育及び福祉・保健行政全般にわたり熱心な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、文教厚生委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますようお願いいたします。（拍手）

○議長（徳永達也君） お諮りいたします。

各案件は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

まず、第7号請願「『持続可能な学校の実現をめざす』意見書の採択を求める請願」について、採決いたします。

本請願に対する委員長報告は、不採択とすべきものであります。

本請願を採択することの賛否について、表決ボタンをお押し願います。

表決漏れはありませんか。

これにて、表決を終了いたします。

賛成少数。

よって、第7号請願は、不採択とすることに決定されました。

次に、第8号請願「本県の教育条件を改善しすべての子どもたちにゆきとどいた教育を行

うよう求める請願書」について、採決いたします。

本請願に対する委員長報告は、不採択とすべきものであります。

本請願を採択することの賛否について、表決ボタンをお押し願います。

表決漏れはありませんか。

これにて、表決を終了いたします。

賛成少数。

よって、第8号請願は、不採択とすることに決定されました。

次に、議案について、一括して採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君） ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、観光生活建設委員長の報告を求めます。

千住委員長—21番。

○観光生活建設委員長（千住良治君）（拍手）

〔登壇〕観光生活建設委員会の審査の結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、第96号議案「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例」のうち関係部分外5件であります。

慎重に審査いたしました結果、議案につきましては、いずれも異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議がありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、第100号議案「長崎県建築関係手数料

条例の一部を改正する条例」に関し、法改正により、省エネ基準適合が、原則全ての建築確認申請等における審査項目に追加されるとのことであるが、申請件数は、増加しないのか。

また、審査項目追加による職員の増員等は検討されていないのかとの質問に対し、県への申請件数は、年間900件程度であるが、改正に伴い、都市計画区域外の小規模住宅が対象となるため、申請が約100件増加する見込みである。

また、審査項目追加に伴う業務量の試算は、職員一人当たり週1時間程度、増加する見込みであり、現時点で、増員等は考えていない。施行後の状況を確認し、業務量が大幅に増えることがあれば、検討してまいりたいとの答弁がありました。

次に、議案外の所管事務一般で論議がありました主な事項について、ご報告いたします。

文化観光国際部の所管事項について、V・ファーレン長崎に関し、10月に、ホームスタジアムが長崎スタジアムシティ・ピーススタジアムへと移転したが、ホームゲームにおけるアウェイサポーターの観戦者数に変化はあるのかとの質問に対し、V・ファーレン長崎からお聞きした推測値では、今シーズン、トランスコスモススタジアムの1試合平均が約200人だったのに対し、ピーススタジアム移転後は、ホーム最終の3試合ではあるが、平均約2,000人と10倍程度に増えているとの答弁がありました。

これに対し、昨年度までアウェイゲームにおいて、長崎県のPRブースを出展し、アウェイサポーター誘客に取り組まれていたが、今年度は、SNSによる情報発信にとどまっている。来年度に向けて、スタジアムシティに、より足を運んでもらえる取組が必要と考えるがどうかとの質

問があり、今年度は相手チームと連携し、SNSによるホームゲームの告知や本県観光・物産の情報発信を行ってきたが、それに加え、来年度 of 取組について、現在、検討を進めているところであるとの答弁がありました。

次に、県民生活環境部の所管事項について、移動理由調査事業費に関し、移動理由アンケートを令和6年12月で終了する理由は何か。

また、アンケート結果の活用状況及び今後、同様のアンケートを実施する予定はないのかとの質問に対し、本アンケートは、令和3年3月から開始し、過去3か年にわたり、毎年2万から3万件の回答が得られたため、統計的に分析する上で一定必要なデータの蓄積ができたことや回答の傾向もほぼ一定であったことから、一旦終了することとしたものである。

また、蓄積されたデータは、移住対策等、施策の検討に活用されており、引き続き、施策検討の基礎資料として活用していくとともに、今後は、社会情勢の変化を見極めつつ、次々期の総合計画見直しのタイミング等、必要に応じて、アンケートの再実施について検討してまいりたいとの答弁がありました。

以上のほか、一、長与町高田南宅地整備事業について、一、ながさき旅パス24-hourについて、一、観光振興基本計画に掲げる事項の実施状況についてなど観光生活建設行政全般にわたり、活発な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、観光生活建設委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（徳永達也君） お諮りいたします。

本委員会と総務委員会及び文教厚生委員会に分割して付託いたしておりました第96号議案を含め、各議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君） ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、農水経済委員長の報告を求めます。

中村一三委員長—24番。

○農水経済委員長（中村一三君）（拍手）〔登壇〕農水経済委員会の審査結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

今回、本委員会に付託されました案件は、第114号議案「公の施設の指定管理者の指定について」であります。

慎重に審査いたしました結果、議案につきましては異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議がありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、第114号議案に関し、選定された長崎県ビジネス支援プラザの指定管理者は、全国展開する中で他の自治体から学び、取り組んでいると思うので、得意なところを自主事業等で伸ばしてほしいと考えるがどうかとの質問に対し、当該指定管理者は、県外でも運営実績があるので、ノウハウを活かしながら、本県でも現在の取組以上のものを求めていきたいと思っている。

また、本県はインキュベーション施設が充実しており、県内において、創業を志す若い人がチャレンジできるように機運醸成を図っていききたいとの答弁がありました。

次に、議案外の所管事務一般で論議がありました主な事項について、ご報告いたします。

まず産業労働部関係の所管事項について、海洋エネルギー関連産業に関し、洋上風力発電の将来的な課題として、人材不足が言われている。先月、伊王島に訓練施設が開設したが、どのような施設なのかとの質問に対し、日本風力発電協会の推計によると、国内において2030年時点で、洋上作業員が1万5,700人必要とされており、この人材不足が懸念されている。

このような中、県と連携協定を締結している長崎海洋産業クラスター形成推進協議会が設置、運営する訓練施設、長崎海洋アカデミートレーニングが11月7日に開設された。

この施設では、事故の防止や、救助、傷病者への応急処置を身につける安全訓練を行い、作業従事に必須となる国際認証資格が取得可能であり、同様の資格が取得できる施設としては、国内最大規模の施設といわれているとの答弁がありました。

これに対し、県の関わり方はどうなのかとの質問があり、今後拡大が見込まれる洋上風力発電の保守・点検分野への県内企業の参入を期待しており、この施設での訓練受講に対する補助制度を今年度から創設している。今後とも人材育成を図り、国内外の需要獲得に向け、県内企業の支援に努めたいとの答弁がありました。

次に、水産部関係の所管事項について、マダイのTAC管理の開始に関し、最初は柔軟な運用

を行い、ステップアップしながら、令和10年度以降に本格的な管理が始まるとのことだが、このステップアップ管理の中身はどうなっているのかとの質問に対し、3段階に分けて管理を進めていき、ステップ3が本格的TACになる。

ステップ1が令和7年1月から始まり、まずは、漁獲量報告が資源評価やTAC管理の基礎となるため、収集体制を整えていくことになる。

また、ステップ2では、各県にTAC数量が試行的に配分されるが、この段階で、漁獲が積み上がった場合の対応について、関係者と協議しながら、課題解決を図っていくことを想定している。

水産庁は、ステップ2まで3年間を想定しているが、スケジュールありきでなく、課題に関して十分な進展があった場合に、次のステップに上がる方針のため、県としてもスムーズに本格TAC管理に取り組めるよう、関係者と意見交換を行っていききたいとの答弁がありました。

次に、長崎産水産物海外マーケット拡大事業費に関し、輸出に必要なパートナーを発掘するということだが、どのような事業内容なのかとの質問に対し、3つの柱で構成しており、一つ目が本県の輸出を考えたいうえで、リーディング商品となるものの新規販路の開拓。

二つ目が、中国への輸出が停止している中、約20年前から取り組んできた長崎鮮魚のノウハウを、中国以外の国にも展開していくこと。

三つ目が、中国への輸出が再開した折には、迅速に対応していくことで考えているとの答弁がありました。

次に、農林部関係の所管事項について、農山漁村地域への移住者数に関し、UIターンに係る新規就農者について、オンラインセミナーや、

産地見学ツアーなどを開催した結果、令和5年度に36人確保したとのことだが、移住元の地域や年齢層はどうなっているのかとの質問に対し、九州内や関東地域からの移住が多く、特に福岡県からの移住が最も多い。年齢層は子育て世代である30代が多い状況であるとの答弁がありました。

これに対し、新規就農者が定着するよう支援を行うとともに、定着後は認定農業者となるよう、農業所得向上に向けた支援をお願いしたいとの意見がありました。

次に、諫早湾干拓農地の利用権設定に関し、利用希望者を公募し、一者から応募があったものの、辞退する旨の申し出があったとのことだが、現在の利用者数と利用面積はどのくらいかとの質問に対し、現在、中央干拓地と小江干拓地を合わせて37の経営体が利用しており、営農者への貸付面積としては、全干拓農地666ヘクタールのうち、係争中の41.5ヘクタールと、今回辞退申し出があった分を含む小江地区の10.7ヘクタールを除き、全て利用されているとの答弁がありました。

これに対し、空いている農地についても、できるだけ早く農家の人達に利用してもらえよう対応をお願いしたいとの意見がありました。

以上のほか、農水経済行政全般にわたり熱心な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、農水経済委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますようお願いいたします。（拍手）

○議長（徳永達也君） お諮りいたします。

第114号議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君） ご異議なしと認めます。

よって、第114号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、予算決算委員長の報告を求めます。

宅島委員長—27番。

○予算決算委員長（宅島寿一君）（拍手）〔登壇〕 予算決算委員会の審査の結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託された案件は、第93号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」外6件でございます。

慎重に審査いたしました結果、第93号議案及び第117号議案につきましては、起立採決により、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

その他の議案につきましては、いずれも異議なく、原案のとおり可決・承認すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、総務分科会では、物価高騰に係る交通事業者・貨物運送事業者に対する支援に関し、昨年度も同様の支援が行われているが、今回の支援の目的や内容に違いはあるのか。また、これまでの支援の効果をどのように捉えているのかとの質問に対し、支援目的については、これまでの支援と同様であるが、支援単価に関しては、一部の事業者において運賃値上げ等による

価格転嫁が行われていることや、コロナ禍からの利用者数の回復、支援の終了に向けて段階的に対応していく必要があることなどを踏まえ、昨年度の3分の2程度の支援額としている。

また、効果については、事業継続支援に取り組み始めた令和2年から、主要な公共交通機関の事業者数には減少がほぼ見られないことから、一定の効果が出ているものと考えたとの答弁がありました。

これに対し、事業存続はできているが、運転士不足を要因とするバスの路線廃止などが進んでいることから、路線の維持についても、必要な対策を講じていただきたいとの意見がありました。

次に、文教厚生分科会では、介護サービス施設等、障害福祉サービス施設等物価高騰緊急支援事業費に関し、物価高騰分の支援は、昨年の11月にも行っているが、今回の対象施設数がその時と異なっているのはなぜかとの質問に対し、昨年の11月は食材料費のみの支援であったので、食材を提供しない訪問系の施設が対象から除外されていたためであるとの答弁がありました。

これに関連し、食材料費の単価が、昨年度より上昇しているが、物価高騰によるものかとの質問に対し、令和3年3月と令和6年3月を比較すると、食材料費の物価高騰率は16.8%にのぼっており、今回新たに算定したところ、単価が上昇したとの答弁がありました。

次に、観光生活建設分科会では、土木部関係の国からの内示状況等に関し、国へ要望した結果の内示額により、今回補正予算を計上していると思うが、要望し対し、どの程度の内示となっているのか。また、全国の状況と比較すると、

どうかとの質問に対し、要望額約508億円に対し、内示額は、約251億円であり、50%近い内示状況となっている。

国が公表している市町事業も含めた内示額としては、全国18位、九州2位という状況であるとの答弁がありました。

これに対し、今後も、必要性・緊急性を踏まえ、しっかりと国へ要望を行ってほしいとの意見がありました。

次に、農水経済分科会では、事業者向けLPガス価格高騰緊急対策支援事業費に関し、飲食店などで使用される業務用LPガスについて、支援はどのように行うのかとの質問に対し、300社ほどあるLPガス販売事業者が、あらかじめ値引きした金額で飲食店などの使用事業者に請求し、その値引きを行った実績を県に報告いただき、支給することとしているとの答弁がありました。

また、肉用牛経営緊急支援事業費に関し、肉用子牛価格の下落に対する緊急支援として、四半期ごとの子牛取引価格の全国平均と県平均の差額の3分の1を支援するとのことだが、各平均価格はどのような状況かとの質問に対し、今年4月からの第一四半期で、全国平均54万1,000円に対し、県平均が53万6,000円、7月からの第二四半期で、全国平均49万9,000円に対し、県平均が48万3,000円となっており、いずれも全国を下回っているとの答弁がありました。

これに対し、本県の子牛価格が全国平均を下回る要因は何かとの質問に対し、繁殖雌牛の増頭に伴い、肥育牛と比較して、子牛の出荷頭数が多くなっていることや、本県が肥育の主産地から遠隔地にあることなど、構造的な課題が要因となっているとの答弁がありました。

以上のほか、補正予算に関し、熱心な論議が

交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、予算決算委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、お願いいたします。（拍手）

○議長（徳永達也君）お諮りいたします。

各議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君）ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

まず、第93号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することの賛否について、表決ボタンをお押し願います。

表決漏れはありませんか。

これにて、表決を終了いたします。

賛成多数。

よって、第93号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第117号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することの賛否について、表決ボタンをお押し願います。

表決漏れはありませんか。

これにて、表決を終了いたします。

賛成多数。

よって、第117号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、その他の議案について、一括して採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することに

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君）ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決、承認されました。

次に、田中愛国議員ほか44名より、「核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書案」が、お手元に配付いたしておりますとおり、提出されておりますので、これを議題といたします。

提出者に、提案理由の説明を求めます。

浅田議員—41番。

○41番（浅田ますみ君）（拍手）【登壇】「核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書案」は、45名の議員発議として提案されております。

被爆二世として、私は、その代表をいたしまして、意見書案を読み上げさせていただきます。

核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書案

2020年10月24日、国連において122か国の賛成で採択された核兵器禁止条約の批准国が50か国となり、同条約は2021年1月22日に発効されました。

2017年にこの条約への調印・批准が開始されて以降、国際社会において前向きな変化が生まれたことによるものであり、核兵器の禁止・廃絶につながるものであります。

このような中、2025年には被爆80年の節目の年を迎えますが、日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞するなど、核兵器廃絶に向けて大きな転機を迎えております。

一方で、核兵器を取り巻く国際情勢は、ロシアによるウクライナ侵攻や、緊迫化する中東情勢を背景に、核兵器使用のリスクの高まりが懸念されるなど大変厳しい状況にあります。

こうした中、唯一の戦争被爆国である日本が、核兵器のない平和な世界の実現に向け、リーダーシップを発揮することが強く求められています。

よって、国におかれましては、唯一の戦争被爆国として一日も早く核兵器禁止条約の署名・批准を行い、それまでの間は、オブザーバーとして締約国会議及び検討会議に参加するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年12月20日

長崎県議会

以上、提案理由とさせていただきます。

○議長(徳永達也君) お諮りいたします。

本動議は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(徳永達也君) ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本動議は、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(徳永達也君) ご異議なしと認めます。

よって、本動議は、可決されました。

次に、発議第213号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例案」について、これを議題といたします。

お諮りいたします。

発議第213号につきましては、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(徳永達也君) ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

発議第213号は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(徳永達也君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第213号は、原案のとおり可決されました。

次に、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付いたしております議員派遣第102号のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(徳永達也君) ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定されました。

次に、「大石知事の選挙資金・政治資金、並びに公務と政務の混同に関する調査特別委員会」の設置を求める動議について、お手元に配付いたしておりますとおり、提出をされておりますので、これを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

山田議員—38番。

○38番(山田朋子君) (拍手)〔登壇〕 地方自治法第100条に基づき、「大石知事の選挙資金・政治資金、並びに公務と政務の混同に関する調査特別委員会」の設置を求めることについての動議の提案理由を申し上げます。

現在、大石知事におかれては、計286万円の迂回献金の疑義や後援会への2,000万円の架空貸付の疑義、ほかにも複数の選挙資金・政治資金に関わる疑義が生じていますが、それに加えて県庁職員を政務に従事をさせたことも明らかになっております。

改革21、県民会議、日本共産党、もったいな

いよ 長崎の4会派は、本件に関わる百条委員会の設置について、本年9月定例会にて、議長に動議を提出いたしました。

しかし、その後の議会運営委員会において、「常任委員会での審査で疑惑が深まってから百条委員会を設置する段取りなら理解ができる」、「問題に蓋をするつもりはない」などの他会派からの意見を尊重し、一度は動議を取り下げ、総務委員会での集中審査の結果を待つとの判断をいたしました。

しかしながら、先日行われた総務委員会の集中審査では、「現時点では全容解明に至っていない状況であること」。また、「本委員会の権限では限界があることから、今後は、より強い権限のある対応も視野に入れて、議会全体として議論を継続していくべきという結論に至った」との委員長報告がなされたところであります。こちらの文言については、自民党の全員協議会開催についての申出書にも書かれております。

これまで、本会議一般質問、8月の全員協議会、9月、10月に計4回開催した計9名の参考人を招致しての総務委員会の集中審査など、県議会が一丸となって手順を踏んで真相究明に取り組んでまいりました。

そして、今、より強い権限のある対応が求められております。より強い権限のある対応とは、全員協議会開催ではなく、偽証罪や証言拒否、記録の不提出に罰則のある百条委員会ほかありません。

「参考人と知事との証言の食い違いが明らかとなり、疑惑がさらに深まった」と総務委員長報告がございましたが、疑惑の焦点は、選挙コンサルタントの関わりです。集中審査では、選

挙コンサルタントに対し、2度も出席要請を行いました。いづれも欠席となりました。

百条委員会設置により、選挙コンサルタントの証言を得ることができなければ、疑惑の解明には到底至りません。

県政事務推進は、県民の信頼が基礎となります。現在、選挙で選ばれた長崎県のリーダーである大石知事においては、選挙資金・政治資金に対し、疑義が生じており、県民の信頼を得た長崎県政とは言い難く、県政事務に大きな支障を生じているということは、言うまでもありません。

具体的には、各種施策への県民からの批判、職員のモチベーション低下、秘書課職員の負担増、職員の議会对応の問題が生じております。

そもそも、今回の様々な疑義は、全て大石知事に関わる事象であります。本来であれば議会が主導することなく知事が積極的に機会を設けて、自らの言葉で県民の皆様説明するのが本来の姿ではないでしょうか。

百条委員会設置により、大石知事が自らの言葉で県民の信頼回復を果たしていかれることで、今後、さらに大石知事に力強く長崎県政を牽引していただけるものと期待をしております。

以上、議員各位の賛同をお願い申し上げ、提案理由といたします。（拍手）

○議長（徳永達也君） これより、質疑・討論に入ります。

前田議員—40番。

○40番（前田哲也君）（拍手）〔登壇〕 自由民主党の前田哲也でございます。

会派を代表しまして、本動議に反対の立場で意見を申し述べます。

大石知事の政治資金等を巡る一連の事項につ

いて、総務委員会の集中審査を複数回にわたって行い、審査してきた。しかしながら、その答弁内容については、それぞれに齟齬が見られ、議会として一定の議論を尽くしたものの、全てにおいて共通の事実を確認するに至らなかった。

特に、政治資金の問題については、現在、警察に知事を告発している参考人を招致して質疑を行ってきたが、参考人と知事の答弁は食い違えばかりで、並行線の結果となっている。

告発した側の参考人と、告発を受けた側の知事という関係性もあり、これ以上の追求は困難である。

この際、はっきりと言明しておくが、私たち自民党会派並びに自民党は、知事を擁護する立場には、さらさらありません。疑義があるとすれば、解明せねばならない立場は、百条の動議を出された会派と同じ認識である。

しかし、以下の意見、理由により、その解明は、司法の場に委ねるべきであり、また、一日も早く司法の場に委ねることが、早期の疑義の解明につながるものと認識している。

今回出された動議の内容について、個々に意見を述べたい。

大石知事の選挙資金・政治資金について、そもそも地方自治法第100条に基づく調査（以下「百条委員会」）、の対象は、普通公共団体の事務とされているところ、知事の政治家個人としての資金管理の一連の問題を普通公共団体の事務に含まれると判断することは難しい。

また、4会派の動議の提出理由として、選挙コンサルタントの出席及び証言を求めることが必要とされているが、百条委員会に出席する参考人には、訴追されるおそれがある場合の黙秘権が認められている。当該コンサルタントは、

既に本件に関して告発されており、黙秘権行使される可能性は高いと推察され、仮に、4会派の動議のとおり、百条委員会を設置したとしても、その目的を達成することは難しく、得られる成果に乏しいものとする。

よって、本件については、事実認定の役割を議会ではなく、司法の場に求めることがふさわしく、その判断をもって、必要に応じて議会としての対応を講ずべきと考える。

公務と政務の混同について。

本件については、総務委員会集中審査及び一般質問において、複数議員から、その疑義が指摘されたものの、県庁側においては、十分にその対応を調査・検討する時間的猶予がなく、いまだその組織的結論を得るには至っていない。

については、まずは県庁側の調査・対応についての報告を求めることが先決であり、そのうえで、その対応に係るプロセスや結果について疑義がある場合は、改めて行政を監督する立場である議会において取り上げるべき案件と考える。

併せて、百条委員会設置による予想されるリスクも、専門家の意見も聞き、次のような懸念があることも今回の意思決定の参考とした。

一、証人から百条設置の無効が提起される可能性があり、仮に訴訟が通った場合、議会の決議が無効となり、議会の権威を損なう。

一、これまで出頭しない証人、遮蔽や映像などによる出席があり、偽証罪の制裁の下に呼び出しても、出頭しない可能性が高く、百条委員会が空転する。

一、過去の事案でも、検察は、百条委員会の動向、推移を見ており、仮に処罰すべき内容があるのであれば、百条委員会設置により、その処罰が遅れ、時効の問題が生じる可能性がある。

最後に、総務委員会の中で、「今後、より強い権限も視野に入れて」という総括をされたことを踏まえて、百条委員会の設置を提案されていると推察しますが、総務委員会の中では、本当に百条委員会の審査による対象になるのか。仮に、行政訴訟を起こされた場合の見通しはどのようなのかについては、議論はなされていません。

他都市でも、百条委員会開催の事例があることは承知していますが、理由は割愛しますが、他都市の事例があることが、今回、百条委員会を開催する理由にならないことは、明らかであり、より強い権限というのであれば、それこそ司法に判断を委ねるのが適切と言えないか。そのために百条委員会の設置を行うことは、適切でないと考える。

ただし、本件をめぐっては、県民の信頼を大きく損ない、これまでの議会及び県庁として多大な時間と労力を費やすことになるなど、県政の停滞を招く重大な事案であったことは、否定できない。

ゆえに、知事個人には、県民に対する信頼回復のため、説明責任を十分に果たす必要があることは、言うまでもない。

これらを踏まえ、総合的に検討したうえで、さらなる知事の説明責任を求める全員協議会を実行に移していくべきと考えるに至った次第であります。

以上、動議に対する我が会派の考え方も含め、反対討論を述べさせていただきました。

議員各位のご賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。（拍手）

○議長（徳永達也君） 中山議員—33番。

○33番（中山 功君）（拍手）【登壇】「大石知事の選挙資金・政治資金、並びに公務と政

務の混同に関する調査特別委員会」の設置を求める動議について、賛成の立場から申し上げます。

先ほどの百条委員会設置を求める動議は、提出理由のとおり、これまで長崎県議会が一丸となって大石知事の選挙資金・政治資金等の真相究明に向けて取り組んでまいりましたが、現在、真相究明どころか、疑惑は、さらに深まっています。

我々県議会は、二元代表制の一翼を担い、まさに、大石県政のチェック機能を果たすことが、県民の皆様から負託を受けた私たちの使命であります。

その大石知事に対して、県民の皆様からの疑義が生じているのであれば、真相を解明するのが議会の責務ではないでしょうか。（発言する者あり）今、まさに長崎県議会の真価が問われています。（発言する者あり）

集中審査では、元秘書・広報戦略部長が疑惑の渦中にいる選挙コンサルタントと頻繁に電話を交わして情報交換をしていたとの証言が、大石知事の元後援会関係者から得られており、元部長においては、政務を行った事象が複数確認されています。

中には、後援会への2,000万円の架空貸付けの疑義において、大石知事に代わって契約を決定づける金銭消費貸借契約書への押印を行ったという事実までもが明らかになり、元部長本人も認めております。

先日の議会運営委員会において、他会派から、「政治資金問題は百条委員会に馴染まないとの発言があった」と地元紙で取り上げられておりますが、県職員が、大石知事の選挙資金・政治資金等の疑義に関する事象に加担している事実

から、今回の疑惑は、地方自治体の事務に及ぶと言っても過言ではなく、まさに百条委員会でご説明すべきであります。

また、「司法の場で明らかにされるべき」との自民党の全員協議会開催についての申出書に書かれていましたが、他県、他都市においては、首長の政治と金の問題で百条委員会が設置されています。元東京都知事だった猪瀬氏の政治資金問題で、全会一致で百条委員会設置が決定された直後に、本人が辞職したということもございました。

国会においても、国民の関心事である政治とカネの問題で、今まさに政治倫理審査会が開催されています。

つまり、司法は司法で、議会は議会の立場で、県民にご納得いただくまで、できることは全てやる。これがまさに民意であり、県民が求めることではないでしょうか。

今後、より強い権限のある対応を申し上げて、「議会全体として議論を継続していくべきという結論に至った」との総務委員長報告を重く受け止め、全員協議会に後退するのではなく、県民に対して大義である百条委員会の設置を最後に強く求めて、賛成討論いたします。

最後に、自由民主党、公明党会派の、勇気ある議員の賛同を期待いたします。（拍手）

○議長（徳永達也君） 質疑・討論をとどめて、採決いたします。

本動議は、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳永達也君） 起立少数。

よって、本動議は、否決されました。

次に、各委員会から議会閉会中の付託事件と

して、お手元の一覧表のとおり申し出があつておりますので、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君） ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

この際、知事より、ご挨拶があります—知事。

○知事（大石賢吾君）〔登壇〕 11月定例県議会の閉会に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

このたびの議会は、去る11月26日から本日までの25日間にわたり開かれてましたが、議員の皆様方には、本会議及び委員会を通して、終始熱心にご審議いただくとともに、それぞれ適正なご決定を賜り、厚くお礼申し上げます。

この際、議会中の主な動きについて、ご報告申し上げます。

（核兵器のない世界の実現）

去る12月10日、ノーベル平和賞の受賞式がノルウェー王国のオスロ市で行われ、日本原水爆被害者団体協議会に賞が贈られました。

県においては、長崎市とともに、パブリックビューイングを開催し、私も被爆者の方々をはじめとした参加者の皆様と、このたびの受賞を見守ったところであります。

授賞式においては、同協議会の田中熙巳代表委員が、受賞演説を行われ、「核兵器も戦争もない世界の人間社会を求めて、共に頑張りましょう」と全世界に訴えられました。

県としては、今後とも、「長崎を最後の被爆地に」という県民の皆様の思いを胸に、長崎市や広島県等と連携し、核兵器のない世界の実現

に向けて、力を注いでまいります。

また、先ほど県議会において、「核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書」が可決されました。

県においても、今回の意見書を踏まえ、今後、国に対し、唯一の戦争被爆国として、核兵器禁止条約に署名・批准を行うよう要望したいと考えております。

（海外との交流促進）

去る12月6日から7日にかけて、参議院の賓客として来日されたベトナム社会主義共和国のチャン・タイン・マン国会議長をはじめとした訪問団が、歴史的なゆかりのある本県を訪問されました。

マン議長をはじめ、訪問団の皆様方とは、徳永県議会議長と共に、本県とベトナムとのさらなる交流拡大に向けた意見交換を行ったほか、本県主催の歓迎夕食会を開催し、親交を深めたところであります。

また、マン議長におかれましては、長崎ベトナム友好協会や、県内の第一ベトナム人コミュニティの皆様とも交流を深めていただきました。

県としては、歴史的にもつながりの深いベトナムとのさらなる友好交流を促進してまいります。

一方、国際航空路線については、中国の西安咸陽国際空港と長崎空港を結ぶチャーター便が、中国のLCCである長安航空により、12月3日から12月15日までの間、4往復運航され、来県された観光客の皆様にも、本県の持つ歴史や文化、食など豊富な魅力に触れていただきました。

引き続き、国際航空路線の誘致等に取り組み、海外との交流拡大を図ってまいります。

（スポーツの振興）

サッカーのプロスポーツクラブV・ファーレン長崎は、J2リーグ2024シーズンをリーグ3位で終え、その後、J1昇格プレーオフに臨みましたが、準決勝で敗退し、惜しくも来シーズンの昇格はかないませんでした。

今シーズンのスローガンに掲げた、最高の舞台であるJ1への昇格を目指し、諦めずに戦い抜いた監督、選手、関係者の方々のご健闘をたたえ、深く敬意を表しますとともに、熱いご支援をいただいた県民の皆様方、経済界や関係団体の方々に心から感謝を申し上げます。

V・ファーレン長崎の活躍は、本年開業したスタジアムシティの活用と相まって、県民に夢や感動を与え、地域の活性化に大きく寄与するものであります。

県としては、引き続き、県民の皆様と一体となって、しっかりと後押ししてまいります。

また、11月22日から24日まで開催された第53回全国都道府県対抗ボレーリング選手権大会において、福満亮選手が男子個人戦で優勝を飾りました。

このほか11月24日に開催された全日本実業団対抗女子駅伝において、本県出身廣中璃梨佳選手が区間2位の走りを見せ、日本郵政グループの優勝に貢献されました。

本県出身選手の活躍は、県民に大きな感動と活力を与え、県民スポーツの活性化につながるものであり、今後ともスポーツの振興と協議力の向上に力を注いでまいります。

このほか、会期中、皆様からお寄せいただきました数々の貴重なご意見、ご提言などについては、今後の県政に、積極的に反映させてまいりたいと存じます。

さて、本年も残すところ、あと僅かとなりま

した。日々寒さが厳しくなります中、皆様方におかれましては何かとご多忙のことと存じますが、どうかくれぐれもご自愛のうえ、ご健勝にて、輝かしい新年をお迎えになり、ますますご活躍いただきますよう心からお祈り申し上げます。

最後になりますが、報道関係の方々には、会期中、終始、県議会の広報について、ご協力を賜りましたことに、お礼を申し上げますとともに、県民の皆様には、希望に満ちた新年を迎えられますよう心からお祈りを申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

○議長（徳永達也君） 令和6年11月定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る11月26日に開会いたしました本定例会も、全ての案件の審議を終了し、本日閉会の運びとなりました。

この定例会中は、人口減少対策をはじめ、九州新幹線西九州ルートを整備促進、石木ダム建設、離島・半島振興、医療・福祉行政、土木行政、企業誘致・産業振興、農林業・水産業の振興、教育行政など、当面する県政の重要課題について、終始熱心にご論議をいただきました。

この間の議員各位のご努力と知事をはじめ、理事者の皆様並びに報道関係の皆様のご協力に對しまして、心から厚く御礼を申し上げます。

去る12月10日、日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞されたことに、心からお慶びを申し上げます。

今回の受賞は、日本被団協の長年にわたる「核兵器のない世界」を実現するための活動が国際社会に広く認められた結果であり、深く敬意を表します。

県議会といたしまして、今定例会において、

「核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書」を可決いたしました。

今なお、世界各地で紛争が止まぬ中、今回の受賞を契機に、国際社会全体で核兵器廃絶に向けた取組が力強く前進することを心から望んでおります。

さて、この一年を振り返りますと、能登半島など日本各地で、地震や異常気象による豪雨など、自然災害が多発し、日常の生活や安全に大きな影響を及ぼした一年でした。

近年、災害が頻発化・激甚化する中で、離島や半島の多い本県では、防災対策への関心が高まっており、県議会においては防災対策を付議事件とする特別委員会を設置するなど、自然災害から県民の生命と財産を守るため、防災・減災対策を進めているところであります。

引き続き、議会・理事者一体となって必要な対策に取り組んでまいりたいと存じます。

また、去る10月14日、民間主導の大型プロジェクトであります「長崎スタジアムシティ」が開業いたしました。

長崎スタジアムシティは、V・ファーレン長崎と長崎ヴェルカの本拠地となるスタジアムやアリーナのほか、ホテル、商業施設、オフィス棟など、様々な機能を有しており、県内外からの交流人口の拡大が見込まれるなど、地域の活性化に寄与するものと期待しております。

引き続き、県議会といたしましても、集客促進や周辺環境整備等をはじめ、県内全域にその効果が波及するよう理事者及び関係者の皆様と連携し、様々な取組を後押ししてまいりたいと存じます。

さて、本年もいよいよ残すところ2週間足らずとなりました。

年の瀬を迎え、何かとご多忙のことと存じますが、皆様方には、くれぐれもご自愛のうえ、ご健勝にて輝かしい新年をお迎えになりますよう心からお祈りを申し上げまして、閉会に当たってのご挨拶といたします。

これをもちまして、令和6年11月定例会を閉会いたします。

— 午後 0時15分 閉会 —

議 長 徳 永 達 也

副 議 長 吉 村 洋

署 名 議 員 中 村 泰 輔

署 名 議 員 畑 島 晃 貴

(速記者)

(有) 長 崎 速 記 セ ン タ ー